



新入生の皆さんへ

学長 久富木原 玲

新入生の皆さん、愛知県立大学へのご入学、おめでとうございます。皆さんが本学の一員になられたことに、心からお祝いし、歓迎の意を表します。

本学は、2016 年度に創立 70 周年を迎えました。さらに、2019 年度は県立大学と県立看護大学が共に、新愛知県立大学として誕生して 10 周年という節目の年を迎えました。皆さんは、このような歴史の上に未来の県立大学を切り拓き、新たな歴史を創造していく主役として入学されました。

大学生活の中で何を学び何をつかみ取るかは、皆さん自身の自覚と努力に委ねられています。大学という知的環境で積極的に貪欲に多くのことを学び、チャレンジし、深く考えることを通じて地域へ日本へ、そして世界へと羽ばたいていってください。本学は、そのような飛翔の足がかりとなるような環境を整えて全力で皆さんの活躍をサポートします。

新愛知県立大学は「豊かな人間性と高い知性を備え、かつ、国際性、創造性及び実践力に富む有為な人材を育成する」ことを目指してスタートして、現在、長久手キャンパスと守山キャンパスを合わせて 5 学部 10 学科と大学院の 4 研究科によって構成される総合的な大学に成長しました。その母体は、1947 年開設の愛知県立女子専門学校と 1968 年開設の愛知県立看護短期大学です。皆さんには、これら 2 大学の伝統を継承し、新大学の理念の下、地域に軸足を置きつつ世界への視野を養ってほしいと願っています。

本学の法人化は、すでに 2007 年に行われ、愛知県公立大学法人愛知県立大学となりましたが、本学が一貫して目標としてきたのは「良質の研究・良質の教育」です。そのために少人数教育を柱として、優れた研究に裏打ちされた教育を実現することを目指して不断の改革を行ってきました。今後もさらに学生のための知的な環境づくりに力を注いでいきます。

なお、2018 年度から学長ビジョンとして「人をつなぎ愛知・世界を結ぶ」という目標を掲げ、さらに「いのちの学びと探究」というテーマを追究しています。大学では教養科目や専門科目を学んで広く且つ高度な知識を身につけますが、その知識を自分の「いのち」や他者の「いのち」に活かしていくことが大学における学びの究極的な目的だと考えるからです。

現代は科学技術・医学あるいは文化が高度に発達した時代ですが、一方で「いのち」の危険にさらされる状況が数多く存在することもまた事実です。一昨年から新型コロナウイルス感染症の拡大は、このことを私たちに突きつけました。このような状況を引き受けつつ、本学では昨年度から新たな教養教育「県大世界あいち学」を開講しました。愛知に軸足を置きつつ日本や世界の諸地域へと広げる学びによって、知識と想像力を養うのです。それは多様な文化を持つ諸外国の人々と共に生きるグローバル社会において、より良い関係を築いて現代を生き抜いていくための大切な力になるはずです。

目次

・沿革と特色	1
・組織・機構図	3
・概況	6
・教育目標と3つのポリシー	8
・令和4年度(2022年度)学年暦	10

●学生生活に関すること

・学生生活	13
連絡、証明、届出などについて/UNIPA（ユニパ）について/快適な学生生活のために/ 交通機関スト時における授業について/特別警報、気象警報が発せられた場合の授業について/ 学内において学生が帰宅困難となる恐れがある場合の対応について/ 地震が発生した場合の授業について/地震（南海トラフ地震など）に備えるために	
・障害のある学生への修学支援	19
・授業料納付について	20
・諸手続一覧表	21
・奨学金制度等	24
・その他の制度	26
授業料の免除/学生教育研究災害傷害保険制度（学研災）/学研災付帯賠償責任保険	
・保健室	28
・学生相談室	29
・オフィスアワー	30
・ハラスメント防止	31
・内部通報制度について	37
・留学・国際交流	38
・就職・進路	40
・施設の利用	41
体育施設の利用/学生会館の利用/教室の利用/自習室等の利用/ iCoToBa（多言語学習センター）の利用/講堂・学術文化交流センターの利用/ 守山キャンパスの校舎等の利用/学外施設の利用/掲示物、立て看板/ロッカーの貸与（長久手キ ャンパス）/公共交通機関利用のお願い/自動車通学について/自動車等の安全利用マナーについ て/通学自転車、バイクの登録について/自転車保険の加入について/キャンパス間シャトルバス 及びスクールバスについて	
・教育支援センター	46
・学術研究情報センター	47
図書館の利用/端末室、図書館パソコン（レポート・論文作成）室の利用/守山キャンパスコン ピュータ教室の利用/AIRISの利用	
・課程外教育について	54
クラブ・サークル・同好会紹介（長久手キャンパス）/CCK規約	
・生活協同組合	56

●履修に関すること

・授業科目の履修について	61
・成績評価とGPA制度について	62
・教養教育科目について	63
・外国語学部	67
・外国語学部履修規程	69
・日本文化学部	80
・日本文化学部履修規程	81

・教育福祉学部	87
・教育福祉学部履修規程	88
・看護学部	93
・看護学部履修規程	95
・情報科学部	100
・情報科学部履修規程	102
・大学院国際文化研究科	107
・大学院国際文化研究科履修規程	112
・大学院人間発達学研究科	118
・大学院人間発達学研究科履修規程	120
・大学院看護学研究科博士前期課程	123
・大学院看護学研究科博士後期課程	124
・大学院看護学研究科履修規程	128
・大学院情報科学研究科博士前期課程	135
・大学院情報科学研究科博士後期課程	137
・大学院情報科学研究科履修規程	140
・他大学等における学修について	144
・教育職員養成課程に関する履修規程	146
・教育職員養成課程の手引き	174
・学校図書館司書教諭課程履修規程	177
・日本語教員課程履修規程	178
・学芸員課程履修規程	180
・保育士養成課程履修規程	181
・社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程	183
・精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程	185
・学術交流協定大学留学生対象科目	187
・グローバル実践教育プログラム履修規程	188
●学則・院則	
・学則	193
・院則	201
・愛知県立大学学位規程	209
●教員名簿・施設配置図	
・教員名簿	215
・施設配置図	229
連絡先	248

沿 革 と 特 色

愛知県立大学は、2016（平成28）年度に創立70周年を迎え、さらに、2019（令和元）年度は、2009（平成21）年4月に旧愛知県立大学と愛知県立看護大学が統合し新愛知県立大学として出発して10周年の節目の年を迎えました。新大学の母体となったふたつの大学の歴史を振り返ってみます。

愛知県立大学の源は、1947（昭和22）年に設置された愛知県立女子専門学校に遡ります。第二次世界大戦後の混乱の時代から立ち上がろうという県民の意欲が、国文科、英文科からなる女子専門学校の設置を促しました。その後、専門学校の女子短期大学への改組が行われる一方、1957（昭和32）年には4年制の愛知県立女子大学が設置され、両大学相まって、中部地方の女子高等教育の名門として優れた人材を養成してきました。そして、1966（昭和41）年、文学部、外国語学部、外国語学部第二部の3学部8学科からなる男女共学の愛知県立大学として新たな出発を遂げるようになります。

1998（平成10）年に、キャンパスを名古屋市内から長久手市の東部丘陵地帯の一角に移し、施設・設備を一新しました。この年に、初めての理系の学部として情報科学部を設置し、文学部ならびに外国語学部の学科の充実を図るとともに、大学院国際文化研究科を設置しました。2002（平成14）年には大学院国際文化研究科博士後期課程と大学院情報科学研究科の新設も実現しました。以来、国際化、情報化、福祉社会化、生涯学習社会化への対応を教育・研究の理念として、有為な人材を愛知県内外に輩出し、また公立大学として地域の発展への貢献を目指してきました。

一方、愛知県立看護大学は、1968年（昭和43年）に設置された愛知県立看護短期大学に遡ります。1989（平成元）年に愛知県下27の看護婦養成機関の長より出された大学設置の請願が県議会で採択され、これを受けて「看護大学設置検討会（後に看護大学整備推進会議）」が発足し、1995（平成7）年に4年制の大学として開学するに至りました。

開学以来の看護大学は、人間性を尊重した看護教育、人々の暮らしと地域を守る看護職者の育成をモットーに、また科学的思考と科学的問題解決能力の育成を教育目標に、多くの看護人材を養成してきました。さらに、1999（平成11）年には大学院看護学研究科看護学専攻修士課程、2003（平成15）年には助産師課程を設置し、また2007（平成19）年に大学院修士課程に高度専門職コース、2008（平成20）年には看護実践センターに認定看護師教育課程（がん化学療法看護、がん性疼痛看護※2022（令和4）年3月閉講）を設置して看護実践の高度化・専門化にも対応しながら、今日に至ります。

2007（平成19）年4月より、愛知県立大学及び愛知県立看護大学は、愛知県公立大学法人が設置・運営する大学へと設置形態を変更しました。そして、2009（平成21）年4月、両大学は統合し、同時に旧県立大学の学部・大学院を再編成し、5学部4大学院研究科から構成される新しい大学として再出発することになりました。

愛知県立大学は、母体となったふたつの大学の良き伝統を継承しつつ、文系、理系双方の学部を擁する複合大学のメリットを生かして、以下の理念のもとに教育・研究を進めます。

- I 「知識基盤社会」といわれる21世紀において、知の探求に果敢に挑戦する研究者と知の獲得に情熱を燃やす学生が、相互に啓発し学びあう「知の拠点」を目指す。
- II 「地方分権の時代」において、高まる高等教育の需要に応える公立の大学として、良質の研究とこれに裏付けられた良質の教育を進めるとともに、その成果をもって地域社会・国際社会に貢献する。
- III 自然と人間の共生、科学技術と人間の共生、人間社会における様々な人々や文化の共生を含む「成熟した共生社会」の実現を見据え、これに資する研究と教育、地域連携を進める。

沿革年表（愛知県立大学）

- 昭和41年(1966年) 愛知県立大学開設
文学部(国文学科・英文学科・児童教育学科・社会福祉学科)新設
外国語学部(英米学科・フランス学科)新設
外国語学部第二部(英米学科・フランス学科)新設
- 昭和43年(1968年) 外国語学部にスペイン学科を増設
- 平成10年(1998年) 愛知郡長久手町（現長久手市）へ全面移転
文学部に日本文化学科、外国語学部にドイツ学科、中国学科を増設
情報科学部(情報システム学科、地域情報科学科)新設
大学院(国際文化研究科修士課程)新設
文学部及び外国語学部のすべての学科に昼夜開講制を導入
- 平成14年(2002年) 大学院(国際文化研究科博士(後期)課程)設置
大学院(情報科学研究科修士課程)新設
- 平成15年(2003年) 大学院(国際文化研究科博士課程(夜間コース)サテライトキャンパス設置
- 平成16年(2004年) 大学院(情報科学研究科博士(後期)課程)設置
- 平成19年(2007年) 設置者を愛知県公立大学法人に変更

沿革年表（愛知県立看護大学）

- 平成 7年(1995年) 愛知県立看護大学開学
- 平成11年(1999年) 愛知県立看護大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)設置
- 平成15年(2003年) 助産師課程開設
- 平成19年(2007年) 設置者を愛知県公立大学法人に変更
大学院に高度専門職コースを設置
- 平成20年(2008年) 看護実践センター認定看護師教育課程「がん化学療法看護・がん性疼痛看護」開講
(令和4年3月閉講)

新しい愛知県立大学

- 平成21年(2009年) 愛知県立大学と愛知県立看護大学を統合、学部・学科・研究科を再編成
外国語学部(英米学科・ヨーロッパ学科・中国学科・国際関係学科)
日本文化学部(国語国文学科・歴史文化学科)
教育福祉学部(教育発達学科・社会福祉学科)
看護学部(看護学科)
情報科学部(情報科学科)
大学院(国際文化研究科・人間発達学研究科・看護学研究科・情報科学研究科)
大学院(看護学研究科博士(前期)課程)に高度実践コース（助産師）を開設
- 平成23年(2011年) 大学院(人間発達学研究科博士(後期)課程)設置
- 平成27年(2015年) 大学院(国際文化研究科博士(前期)課程)に英語高度専門職業人コースを開設
- 令和 3年(2021年) 大学院(看護学研究科博士(前期)課程)に高度実践コース（保健師）を開設
- 令和 4年(2022年) 大学院(国際文化研究科博士(前期)課程)にコミュニティ通訳学コースを開設

組 織 ・ 機 構 図

大学運営の組織・機構は、主として教員によって運営される部門と、主として事務職員によって運営される部門とに分かれています。事務関係の組織は、学務部、学術情報部、守山キャンパスに分かれており、各部・課の主な所掌事務は、次のとおりです。

●長久手キャンパス

県立大学の事務を行う。

県大総務課

- ・大学全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
- ・教職員の福利厚生に関すること。
- ・文書及び公印の管理に関すること。
- ・教育研究審議会に関すること。
- ・規程の制定・改廃に関すること。
- ・その他、他の部、課の主管に属しないこと。

入試課

- ・学生の募集及び入学試験に関すること。
- ・大学の受験者広報に関すること。

戦略企画・広報室

- ・大学の戦略的企画・運営に関すること。
- ・大学の一般広報に関すること。

国際戦略室

- ・外国大学等の交流協定に関すること
- ・国際交流事業の総括に関すること
- ・その他本学における交流協定の推進に関すること

【学務部】

学務課

- ・授業計画その他教務一般の連絡調整に関すること。
- ・教職課程その他資格の取得に関すること。
- ・学籍等の管理に関すること。
- ・学生の成績評価に関すること。
- ・入学、退学、休学、卒業等に関すること。
- ・教授会及び研究科会議に関すること。

学生支援課

- ・学生の団体活動に関すること。
- ・学生の規律及び賞罰に関すること。
- ・学生の保健管理に関すること。
- ・学生相談に関すること。
- ・障害学生支援に関すること。
- ・授業料の減免及び奨学金に関すること。
- ・学生の進路支援に関すること。
- ・国際交流に関すること。
- ・協定校留学、交換留学生に対する支援に関すること。

【学術情報部】

図書情報課

- ・図書及び電子情報等資料の収集管理に関すること。
- ・図書及び電子情報等資料の利用者への提供に関すること。
- ・学術資料等の電子化情報の発信に関すること。
- ・学術情報ネットワークの管理及びセキュリティの維持に関すること。
- ・学術情報ネットワークの個人情報の保護に関すること。

研究支援・地域連携課

- ・研究支援に関すること。
- ・地域連携に関すること。

●守山キャンパス

守山キャンパスの事務を行う。

守山総務課

- ・ 守山キャンパス全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。
- ・ 文書及び公印の管理に関すること。
- ・ 守山キャンパスに属する教職員の人事・給与・服務・福利厚生に関すること。
- ・ TA・RA・SA等の雇用・賃金に関すること。
- ・ 近隣住民との調整を要すること。
- ・ 収入に関すること。
- ・ 物品の管理に関すること。
- ・ その他、他の課の主管に属しないこと。

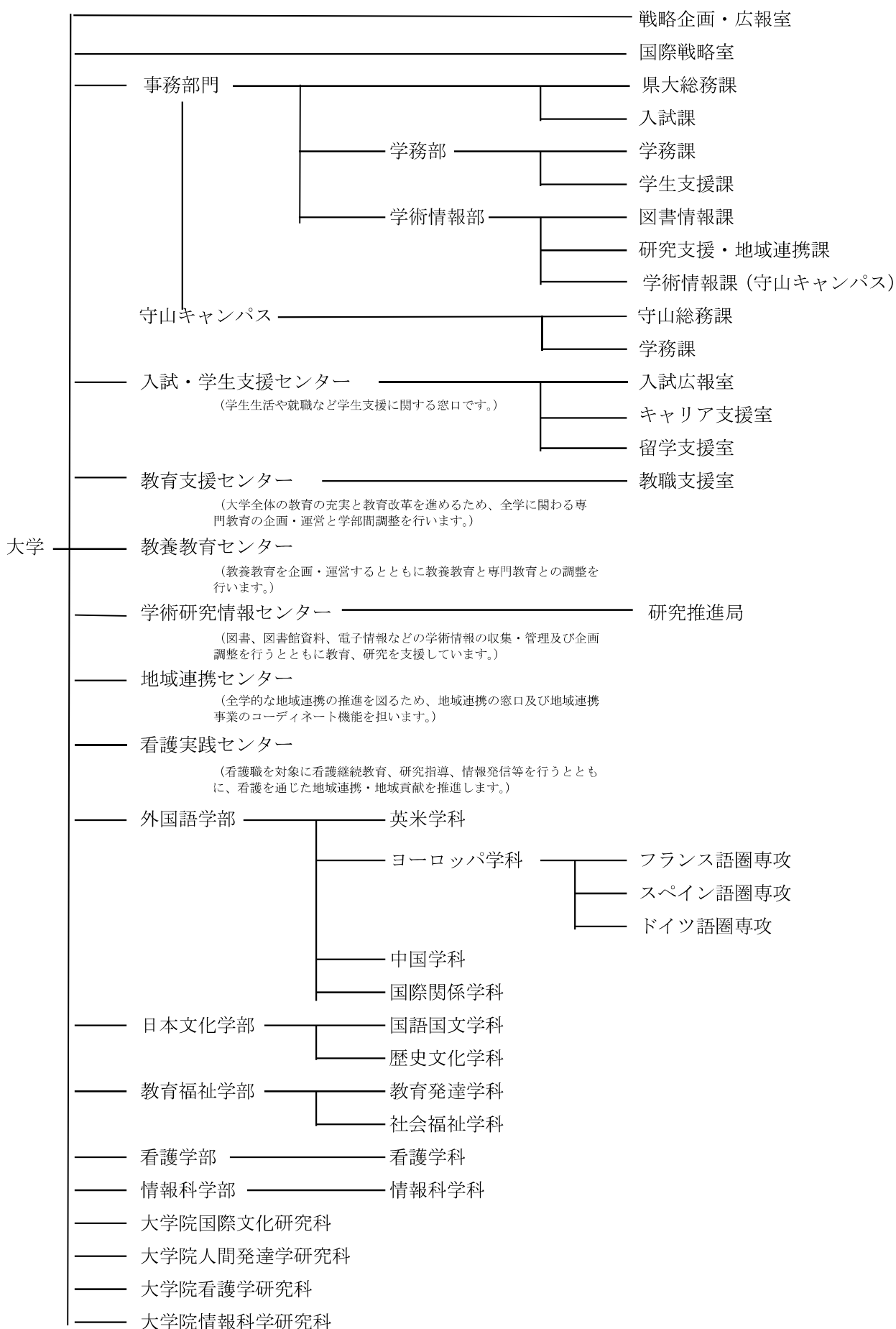
学務課

- ・ 授業計画その他教務一般の連絡調整に関すること。
- ・ 看護師・保健師・助産師資格の取得に関すること。
- ・ 学生の募集及び入学試験に関すること。
- ・ 学籍簿等の整理に関すること。
- ・ 学生の成績評価に関すること。
- ・ 入学、退学、休学、卒業等に関すること。
- ・ 教授会及び研究科会議に関すること。
- ・ 学生の団体活動に関すること。
- ・ 学生の規律及び賞罰に関すること。
- ・ 学生の保健管理に関すること。
- ・ 学生相談に関すること。
- ・ 授業料の減免及び奨学金に関すること。
- ・ 学生の進路支援に関すること。
- ・ 留学生に対する支援に関すること。
- ・ 看護職教育・研究支援に関すること。

学術情報課

- ・ 図書及び電子情報等資料の収集管理に関すること。
- ・ 図書及び電子情報等資料の利用者への提供に関すること。
- ・ 学術資料等の電子化情報の発信に関すること。

<機構図>



概 況

1 教員数(令和 4.4.1 現在)

(人)

外国語学部	英 米 学 科	22 (4)
	ヨーロッパ学科	
	フランス語圏専攻	10 (2)
	スペイン語圏専攻	11 (2)
	ドイツ語圏専攻	10 (2)
	中 国 学 科	11 (2)
	国際関係学科	15
小 計		79 (12)
日本文化学部	国語国文学科	9
	歴史文化学科	8
小 計		17
教育福祉学部	教育発達学科	15
	社会福祉学科	12
小 計		27
看護学部	看護学科	50
情報科学部	情報科学科	30
センター等		8(7)
合 計		211(19)

※()内は内数で外国人教員数を示す。(学校基本調査に基づく数値)

※学長は含まない。

2 施設

(1)長久手キャンパス

位 置	愛知県長久手市茨ヶ廻間 1522-3
土地総面積	275,311.00 m ²
建物総面積	62,253.54 m ²

建物名称	階数	延面積 (m ²)	取得年月日
A棟(管理棟)	2 階	2,266.92	平 9. 11. 1
B棟(講義棟南)	2 階	3,279.51	平 9. 11. 1
C棟(情報科学部棟)	5 階	7,331.41	平 10. 1. 22
D棟(学生会館)	4 階	1,751.35	平 10. 1. 23
E棟(外国語学部棟)	地上 9 階・地下 1 階	6,796.29	平 10. 1. 22
F棟(実験・実習棟)	地上 2 階・地下 1 階	3,275.25	平 10. 1. 22
G棟(日本文化学部・教育福祉学部棟)	地上 9 階・地下 1 階	6,643.09	平 10. 1. 22
H棟(講義棟東)	地上 4 階・地下 1 階	7,968.57	平 10. 1. 22
S棟(特別講義棟)	2 階	715.98	平 21. 2. 24

建物名称	階数	延面積 (㎡)	取得年月日
R棟（次世代ロボット研究所棟）	2階	992.13	平 28.2.29
I棟（食堂）	2階	2,006.18	平 10.1.22
I L棟（食堂ラウンジ棟）	2階	812.59	平 23.9.29
J棟（図書館）	地上2階・地下1階	6,374.97	平 9.11.1
K棟（学術文化交流センター）	地上2階・地下1階	2,053.77	平 9.11.1
L棟（講堂）	地上2階・地下1階	2,015.88	平 9.11.1
M棟（体育館）	2階・一部平屋	3,129.20	昭 59.12.5
N棟（プール・更衣室）	平屋	1,223.53	平 10.5.29
弓道場	平屋	185.19	平 10.5.29
Q棟（污水处理施設）	平屋	275.70	平 9.11.1
器具庫A	平屋	110.85	平 10.3.10
器具庫B	平屋	15.00	平 10.3.10
守衛所A	平屋	16.34	平 10.3.10
守衛所B	平屋	10.80	平 10.3.10
守衛所C	平屋	10.80	平 10.3.10
車庫	平屋	37.52	平 10.3.10
回廊A・B	平屋	394.31	平 10.3.10
法人宿舎	2階	307.99	平 11.1.29
熊張第2公舎	平屋	90.23	平 11.1.29
熊張公舎A	3階	446.51	平 11.1.29
熊張公舎B	3階	445.65	平 11.1.29
熊張公舎C	3階	445.65	平 11.1.29
熊張公舎D	2階	185.76	平 11.1.29
バス停	平屋	25.76	平 10.3.11
駐輪場	平屋	375.64	平 10.3.11
オープンテラス	平屋	89.40	平 21.2
駐車場屋根	平屋	73.82	平 23.4.15
テニスコート脇休憩所	平屋	49.42	平 23.9
グラウンド脇休憩所	平屋	24.58	平 29.9
合計		62,253.54	

(2) 守山キャンパス

位 置	愛知県名古屋守山区大字上志段味字東谷
土地総面積	40,687.00 ㎡
建物総面積	12,891.04 ㎡

建物名称	階数	延面積(㎡)	取得年月日
管理棟	4階	3,700.00	平 9.3.18
講義棟	地上6階・地下1階	7,709.55	平 7.3.6
体育館	平屋	1,334.23	昭 44.3.20
車庫	平屋	66.70	昭 43.3.30
動物飼育室	平屋	33.12	平 7.3.6
污水处理施設	平屋	23.77	平 7.3.6
プール附属機械室	平屋	23.67	昭 45.12.25
合計		12,891.04	

愛知県立大学の教育目標と3つのポリシー

愛知県立大学は、良質の研究とそれに裏打ちされた良質の教育を行うことで、豊かな人間性と優れた知性を備え、国際性、創造力及び実践力に富む自立した人材を育成することを目標とします。それによって、グローバル化や情報化といった社会の変化に向き合い、愛知県の公立大学として地域社会及び国際社会の要請に応えます。

愛知県立大学では上記の教育目標を実現するため、次の3つの方針を定めています。

1. 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

【学部】所定の期間在学した上で、各学部の教育理念・教育目標によって作成された学位授与方針に基づいて設定された専門教育科目および全学共通の教養教育科目を履修して所定の単位を修得した者に学士の学位を授与します。

【大学院】所定の期間在学した上で、各研究科の教育理念・教育目標によって作成された学位授与方針に基づいて設定された教育科目を履修して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に学位を授与します。

2. 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

【学部】各学部の学位授与方針に基づいて、知識・理解、汎用的技能、志向性、統合的な学習経験と創造的思考力を養成するために専門教育科目を設置しています。また、知的関心、柔軟な思考力、他者との協同する態度の基盤を育成するために、全学共通の教養教育科目を設置しています。

【大学院】各研究科の学位授与方針に基づいた能力を養成するために専門教育科目を設置しています。

■ 学修成果の評価

学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる資質・能力の修得状況を、授業および修士論文・博士論文等において把握し、それに基づいて学修成果を評価します。

評価	学修成果
S	学修内容を発展的に応用することができる。
A	学修内容を活用することができる。
B	授業内容を理解し自らの言葉で説明ができる。
C	授業内容を概ね理解している。
D	授業内容を十分に理解していない。

・学部学生の学修成果は、成績評価、GPA(Grade Point Average)および卒業論文・卒業研究の成績に基づいて評価します。

・大学院学生の学修成果は、成績評価、GPAおよび修士論文・博士論文等の審査結果により評価します。修士論文・博士論文等は、愛知県立大学学位規程に基づき審査が行われます。

3. 入学者受入の方針(アドミッション・ポリシー)

【学部】各学部の学位授与方針と教育課程編成・実施の方針によって作成された入学者受入方針に基づいて、入学者を受け入れます。学部では次の種別の入試を実施しています。

a. 一般選抜(前期日程)

高校で習得すべき幅広い科目の基礎的な学力ならびに各学部の専門分野に関係する科目の高い学力をもつ人を求めます。

b. 一般選抜(後期日程)

高校で習得すべき科目、または、各学部の専門分野に関係する科目の基礎的な学力をもった人を求めます。

c. 学校推薦型選抜(大学入学共通テストを課す・全国枠)(外国語学部、看護学部のみ)

高校で習得すべき科目、または、各学部の専門分野に関係する科目の基礎的な学力、ならびに各学部の専門分野に対する強い志をもった人を求めます。

d. 学校推薦型選抜(大学入学共通テストを課さない・愛知県内枠)(情報科学部を除く)

各学部の専門分野に対する強い志、専門分野に関係する科目の高校基礎程度の知識・技能、ならびに、論理的思考力、表現力をもった人を求めます。

e. 学校推薦型選抜(大学入学共通テストを課す・全国枠、愛知県内枠)(情報科学部のみ)

高校で習得すべき科目、または、情報科学部の専門分野に関係する科目の基礎的な学力、論理的思考力、表現力、ならびに情報科学部の専門分野に対する強い志をもった人を求めます。

f. 社会人特別選抜、帰国生徒特別選抜、外国人留学生特別選抜

それぞれの出願要件をみだし、各学部の専門分野に関係する科目の高校基礎程度の知識・技能、ならびに、論理的思考力、表現力をもった人を求めます。

【大学院】研究科の学位授与方針と教育課程編成・実施の方針によって作成された入学者受入方針に基づいて、入学者を受け入れます。

教養教育―県大世界あいち学―の理念・目標・認定基準、各学部、各研究科の3つのポリシーは大学公式ウェブサイト「愛知県立大学の教育目標と3つのポリシー」に掲載しています。

<http://www.aichi-pu.ac.jp/disclosure/policy/index.html>



令和4年度(2022年度) 学 年 暦(長久手キャンパス)

前							期								
	日	月	火	水	木	金	土	備 考							
4月								4～7	新入生全学履修ガイダンス 新入生・在学生ガイダンス 新入生学生生活ガイダンス、個別履修相談						
	3	4	5	6	7	①8	9	4～8	学生定期健康診断 [4/7は看護学部のみ実施] 5 履修登録開始 8 前期開講 14 履修登録期限						
	10	①11	①12	①13	①14	②15	16	20, 21	履修登録確認・修正期間						
	17	②18	②19	②20	②21	③22	23	25	〔国際文化・人間発達〕9月期修了論文題目届提出期限 29 特別開講日						
	24	③25	③26	③27	③28	④29	30	1	開学記念日						
5月	④1	2	3	4	5	6	7	10	〔外・日文・教福・情報・情報院〕 9月期卒業・修了希望届提出期限						
	8	④9	④10	④11	④12	⑤13	14	20～26	前期履修登録取消期間						
	15	⑤16	⑤17	⑤18	⑤19	⑥20	21	21	看護学部祭						
	22	⑥23	⑥24	⑥25	⑥26	⑦27	28	29	⑦30 ⑦31						
6月				⑦1	⑦2	⑧3	4	1	〔国際文化・人間発達〕 修士論文題目届提出期限						
	5	⑧6	⑧7	⑧8	⑧9	⑨10	11	20	〔日文・教福〕 9月期卒業予定者論文提出期限						
	12	⑨13	⑨14	⑨15	⑨16	⑩17	18								
	19	⑩20	⑩21	⑩22	⑩23	⑪24	25	26	⑪27 ⑪28 ⑪29 ⑪30						
7月						⑫1	2	7	〔人間発達〕9月期修了予定者 修士論文提出期限						
	3	⑫4	⑫5	⑫6	⑫7	⑬8	9	11	〔外・国際文化〕9月期卒業・修了予定者 論文提出期限						
	10	⑬11	⑬12	⑬13	⑬14	⑭15	16	17	特別開講日 16, 23, 30 補講日						
	17	⑭18	⑭19	⑭20	⑭21	⑮22	23	24	⑮25 ⑮26 ⑮27 ⑮28 ⑮29 ⑮30						
	24	⑮25	⑮26	⑮27	⑮28	⑯29	30	31							
8月		1	2	3	4	⑤	6	7/29～4	前期試験期間						
	7	8	9	10	11	12	13	4	〔情報〕卒業研究Ⅰ研究報告書提出期限						
	14	⑤15	⑤16	17	18	19	20	5	全学FD研究会、試験の予備日						
	21	22	23	24	25	26	27	9, 10	オープンキャンパス						
9月						1	2	12, 15, 16	全学休暇						
	28	29	30	31				19	成績登録期限(教員)						
9月								1	前期成績発表(通常授業)						
	4	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	10	1～30	前期集中講義期間						
	11	⑤12	⑤13	⑤14	⑤15	⑤16	17	9	9月卒業生・修了者発表						
	18	⑤19	⑤20	⑤21	⑤22	⑤23	24	26	履修登録開始						
	25	⑤26	⑤27	⑤28	⑤29	⑤30		30	9月卒業式・修了式						

後							期									
	日	月	火	水	木	金	土	備 考								
10月							1	3	後期開講							
	2	①3	①4	①5	①6	①7	8	3	成績登録期限(前期集中講義)(教員)							
	9	②10	②11	②12	②13	②14	15	7	履修登録期限							
	16	③17	③18	③19	③20	③21	22	10	前期成績発表(集中講義)							
	23	④24	④25	④26	④27	28	29	10	特別開講日							
11月	30	31						13, 14	履修登録確認・修正期間							
								28	大学祭準備(休講)							
								29, 30	大学祭							
								31	大学祭片付け(休講)							
11月			⑤1	⑤2	⑤3	④4	5	1	〔看護〕初期体験看護実習							
	6	⑤7	⑥8	⑥9	⑥10	⑤11	12	3	特別開講日							
	13	⑥14	⑦15	⑦16	⑦17	⑥18	19	8～14	後期履修登録取消期間							
	20	⑦21	⑧22	⑧23	⑧24	⑦25	26	11	〔外〕卒業論文題目届提出期限							
	27	⑧28	⑧29	⑧30				23	特別開講日							
12月					⑨1	⑧2	3	2	〔情報院〕修士論文題目届提出期限							
	4	⑨5	⑩6	⑩7	⑩8	⑨9	10	9	〔情報〕卒業論文題目届提出期限							
	11	⑩12	⑪13	⑪14	⑪15	⑩16	17	20	〔日文・教福〕卒業論文提出期限							
	18	⑪19	⑫20	⑫21	⑫22	⑪23	24	28	補講日							
1月	25	⑫26	⑬27	⑬28	⑬29	⑬30	31	4	授業再開 4、11 英語統一テスト							
								7	特別開講日(月曜日開講分の授業日)							
	1	2	3	⑬4	⑬5	⑫6	⑬7	10	〔外〕卒業論文提出期限							
	8	9	⑭10	⑭11	⑭12	13	14	10	〔国際文化〕修士論文提出期限							
	15	⑭16	⑮17	⑮18	⑮19	⑬20	21	11	〔人間発達〕修士論文提出期限							
2月	22	⑮23	⑮24	⑮25	⑮26	⑭27	⑮28	13	大学入学共通テスト準備日(休講)							
	29	⑮30	⑮31					14, 15	大学入学共通テスト							
								16～20	集中講義履修登録取消期間							
								17	〔情報〕卒業論文提出期限							
2月								17	〔情報院〕修士論文提出期限							
								24, 25, 26	補講日							
								28	特別開講日(金曜日開講分の授業日)							
								1/30～2/3	後期試験期間							
3月					1	2	3	4	6～16	後期集中講義期間						
	5	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	11	6～9	〔看護〕初期体験看護実習							
	12	⑥13	⑥14	⑥15	⑥16	17	18	17	成績登録期限(教員)							
	19	20	21	22	23	24	25	21	後期成績発表(通常授業・集中講義)							
	26	27	28													
3月					1	2	3	4	6	卒業生・修了者発表						
	5	6	7	8	9	10	11	21	卒業式・修了式							
	12	13	14	15	16	17	18									
	19	20	21	22	23	24	25									
	26	27	28	29	30	31										

	開講日		試験日
	特別開講日		集中講義
	補講日、試験の予備日		全学休暇
			祝日

前期：令和4年（2022年）4月1日（金）～令和4年（2022年）9月30日（金）
後期：令和4年（2022年）10月1日（土）～令和5年（2023年）3月31日（金）

・看護学部1年生の後期火・木の授業は守山キャンパスで開講
・小学校教育職員養成課程関連科目の一部は6時限に開講

1時限	8:50～10:20	(6時限)	17:50～19:20
2時限	10:30～12:00	(7時限)	19:30～21:00
3時限	12:50～14:20		
4時限	14:30～16:00		
5時限	16:10～17:40		

学 生 生 活

●連絡、証明、届出などについて

大学生活において学生が留意すべき大事なことは数多くあります。例えば、大学から学生への連絡や各種証明書の手続などです。これらは適切に処理されないと、大きな問題になることがありますので、本書をよく読んで確認してください。

(授業科目の履修など教務に関係することは、「授業科目の履修について」参照)

1 伝達・連絡

大学から学生への伝達・連絡は、掲示板及び教育支援システムポータルサイト (UNIPA) により実施します。(UNIPAについては14ページを参照)

UNIPA はWebを通じてお知らせや休講情報などを閲覧することができます。必ず一日一度はUNIPAの掲示に目を通してください。

詳しくは、入学時に配付した操作マニュアルをご覧ください。(利用アカウントは入学時に配付します。)

2 学生証

学生証は大学が学生に貸与し、大学の内外に対して本学の学生であることを証明するものですので、卒業まで常時携帯してください。各種証明書の発行などの時、必ず提示しなければなりません。学務課前に設置されている証明書自動発行機を利用する際や定期試験の受験の際にも必要となります。

学生証はICカードなので取扱には充分注意してください。紛失・破損した時は、すぐに学務課に再交付の申請を行ってください。

〔取扱注意事項〕

- ・高温または多湿になる場所に保管しないでください。
- ・ぬらさないでください。ぬれた時は、柔らかい布で拭き取ってください。
- ・強い衝撃を与えると、破損することがあります。
- ・塩化ビニール素材のケースと接触すると表面が剥がれることがあります。
- ・卒業・修了時には学生証を回収します。

3 身上の異動

住所・電話番号、勤務先の変更、保証人の変更など、身上の異動のあった時は、その都度必ず学務課に届け出てください。特に住所・電話番号の変更は緊急の連絡、通学証明書の発行などに欠かすことができないので、直ちに確実に手続きをしてください。(諸手続一覧21ページを参照)

4 旧姓使用

愛知県立大学では旧姓使用ができます。

旧姓使用については、本人からの届出が必要となります。

届出は学務課で受け付けますので、詳しくは学務課に問い合わせてください。

〔留意事項〕

- (1) 旧姓使用の選択をしますとそれに従い、学籍上の氏名は旧姓に変更され電算入力されますので、各種証明書等(卒業証書・学位記含む)の氏名は統一して旧姓処理となります。学外で証明書を使用する場合は、同一人物であることの証明は各個人で行ってください。
- (2) 同時に学生証の氏名も旧姓に変更する手続きをとっていただきます。
- (3) 郵便物が旧姓で届くように手続きをとってください。
- (4) 自己都合により、旧姓を選択したのち、再び、新姓に変更することのないよう慎重に選択してください。

5 学生割引証

学生割引証の発行の趣旨は、“学生の自由な権利で使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的な負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する”というものです。趣旨に沿い正しく有効に使用し、絶対に不正使用しないでください。

(1) 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)

帰省、課外活動、就職活動などで JR 各社(鉄道、バス)の乗車券を購入するときに利用できます。各社の営業キロで片道 100km を超える区間を乗車する際に、普通運賃が 2 割引となります。

発行方法：証明書発行機

有効期間：発効日より 3 ヶ月間

発行対象：「通常の教育活動を行う部科」に在籍し教育を受けている方(正規生)

証明書発行機の不具合で学割証を発行できない場合は、学生支援課に申し出てください。

(2) 学生団体旅行割引証

課外活動やゼミなどの団体が、教職員 1 名以上かつ学生 8 名以上で JR 各社を利用して旅行する場合、運賃が教職員 3 割引、学生 5 割引となります。申し込みは、JR みどりの窓口又は、旅行代理店発行の「団体旅行申請書」に必要事項を記入し、学生支援課に提出の上、学校証明を受けてください。

6 通学定期券の購入

通学定期券は、現住所の最寄駅から大学の最寄駅までの最短経路で、通学を目的とする場合に限り購入することができます。通学定期券を購入する場合、学生証及び通学定期乗車券発行控(※)の提示が必要となります。

通学定期乗車券発行控は、証明書発行機で発行できます。発行した通学定期乗車券発行控には、必ず通学区間を記入し定期券購入駅に提示してください。

※リニモ(愛知高速交通)、名古屋市交通局は学生証提示のみで購入することができます。

7 学外活動届

サークル活動、課外活動等で学外活動を行う場合、学外活動届を必ず学生支援課に提出してください。

提出がなされない場合、いかなる場合においても大学証明を出すことができません。

●UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA) について

1 システム名称

愛知県公立大学法人 教育支援システムポータルサイト (UNIVERSAL PASSPORT(略称UNIPA))

2 Web上で利用できるサービスの例

履修情報：「履修登録」

時間割：「学生時間割(履修登録した科目を「時間割」として表示)」

授業情報：「休講」「補講」「シラバス照会」「課題提出」

成績関連：「成績照会」

各種照会：「各種様式」

Q & A：「アンケート」「Q&A」

その他各種お知らせ

3 利用方法

(1) 下記のURLにアクセスする。

ア パソコンの場合

URL:https://univ. aichi-pu. ac. jp/

イ スマートフォンの場合

URL:https://univ. aichi-pu. ac.

jp/up/up/co/smartphone/login.jsp

(2) ログイン画面が表示されるので、アカウント(ユーザID とパスワード)を入力する。

(3) トップ画面が表示されるので、メニュー項目を選択する。

4 最低限必要な設定

パスワード変更、メール転送の設定は、マニュアルを参考にして、各自必ず設定してください。学生生活上必要な情報は、UNIPAにより掲示配信されます。常に閲覧するメールアドレスに転送設定するとともに、UNIPAにログインして掲示情報を確認しましょう。

5 注意事項

(1) 推奨OSとブラウザは下記のとおりです。

OS: Windows 8.1, Windows 10 (推奨) / Mac OS 11. x, 10. 15. x, 10. 14. x

OS(スマートフォン): Android 8. 0, 8. 1, 9, 10, 11 / iOS 12, 13, 14以上

ブラウザ: Internet Explorer 11 , Microsoft Edge , Mozilla Firefox, Safari, Google Chrome (いずれも最新版利用を推奨)

ブラウザ(スマートフォン): Chrome / Safari (いずれも最新版利用を推奨)

(2) ブラウザのツールバーにある「戻る」ボタンを使用するとエラーになります。

(3) ブラウザを同時に複数開いたり、同時に複数タブで使用するとエラーになります。

(4) 操作画面を表示したままパソコンから離れないでください。席を離れる場合は、画面を閉じてください。

(5) 操作画面は60分(履修登録期間は30分)放置すると、タイムアウトとなります。タイムアウトとなった場合は、再度ログインしてください。

(6) 他人にアカウントを教えないでください。共用PCを利用する際はブラウザにアカウントを記憶させず、利用終了後は必ずブラウザを閉じる又はログオフさせてください。

●快適な学生生活のために

1 アルコール

毎年大学生がイッキ飲みなどによって急性アルコール中毒になり、昏睡におちいたり死亡したりする事例が報道されています。日本人の40%は、体内でアルコールを処理するアルデヒド脱水酵素(ALDH)が先天的に不活性の人がいて、大量に飲酒すると危険な症状を呈します。今までに調べたことのない人は保健室で実施しているアルコールパッチテストでALDHがしっかり働いているか体質を調べて、飲酒との付き合い方を考えてください。

学内での飲酒は禁止されています。また、飲酒の席では、誰に対しても決して飲酒を強要したり、人が強要しているのを黙認しないでください。

2 たばこ

愛知県立大学の敷地内はすべて禁煙です。「望まない受動喫煙」をなくすためにも全面禁煙にご協力ください。

3 盗難・安全

大学の敷地内や建物内には、学外者も出入りします。所持品は各自の責任において管理し、貴重品や現金は必ず身に付け、放置しないようにしてください。下宿生は、下宿での戸締まり、身の危険には十分注意してください。

また、学内での部外者による勧誘や個人情報の提供などには十分気をつけてください。学内でそのような行為を見かけた場合は、ただちに学務課・学生支援課に連絡してください。

4 拾得物

拾得物があった場合は、学内であれば学生支援課に、学外の場合は最寄りの警察署、交番に届け出てください。

届けられた拾得物は、原則として3ヵ月間学生支援課で保管していますので、学内で物をなくした場合は、学生支援課窓口においてある『拾得物台帳』で確認してください。

図書館、体育館で紛失した場合は、図書館、体育管理室で一時的に保管していますので、そちらも確認してください。

5 SNSの利用について

昨今、LINE、Facebook、TwitterなどのSNSの不適切な利用によるトラブルが頻発し、テレビや新聞を騒がせています。SNSはその特性や危険性をよく理解し、安全に、賢く利用しましょう。

あなたはSNSを利用する時…

□個人情報（氏名・住所・顔写真等）を不用意にプロフィールに載せたり、投稿したりしていませんか。

→自分の情報をなりすまし等に悪用される恐れや、他人の情報を無断で公開するとプライバシー権の侵害に！

□誰かの悪口など、読み手が不快になる内容を投稿していませんか。

→名誉棄損・侮辱罪となる恐れが！

□公序良俗に反する内容（未成年者飲酒やカニニングの告白等）を投稿していませんか。

→投稿が拡散され、いわゆる「炎上」が起きたり、退学や内定取り消しの処分を受けたりする恐れが！

□もし自分の投稿が問題になっても、投稿を削除すればいいと勘違いしていませんか。

→削除する前にスクリーンショット等で保存されていたら、投稿内容を完全に消すことはできません！

※一つでもあてはまったら、SNSの利用方法を再確認しましょう。

6 危険な宗教団体、カルト集団について

危険な宗教団体やカルト集団の勧誘を受ける被害が確認されています。

学内、学外を問わず、下記のような勧誘には十分注意してください。

(1) サークル活動を通しての勧誘

サークルの名前と活動内容が変わってきたら要注意。そのサークルから離れましょう。万が一、学内でそのような状況になった場合は、ただちに学生支援課に連絡してください。

(2) 知り合い、友人を通しての勧誘

誘ってくる人はマインドコントロールされており、善意で勧誘している場合が多いため、注意してください。

(3) 街角での勧誘

アンケートや募金を装って勧誘してきます。名前や電話番号などは絶対に教えてはいけません。

(4) 訪問による勧誘

無料パンフレット等を配られたり、親身になって近づいてきたりします。無料だからと軽く考えず、きちんと断りましょう。

●交通機関スト時における授業について

授業は、原則として平常どおりとします。ただし、開講時間が遅れることもあります。

●特別警報、気象警報が発せられた場合の授業について

- 1 名古屋市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市または豊田市(西部)のいずれかの市において、特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)または気象警報(暴風、暴風雪)が発令されている場合、授業を行いません。
- 2 1に該当する特別警報または気象警報が下記の時刻に解除された場合には授業を行います。
 - (1) 午前6時までに警報が解除された場合は、平常の時間割どおり第1時限から授業を開始します。
 - (2) 午前10時までに警報が解除された場合は、平常の時間割により第3時限から授業を開始します。
- 3 警報解除後においても被害甚大の場合には、授業を行わないことがあります。その場合は、大学ホームページまたはUNIPAで連絡をしますので確認してください。
- 4 キャンパスの所在地において、避難勧告、避難指示が発令された場合、そのキャンパスで実施する授業は行いません。

●学内において学生が帰宅困難となる恐れがある場合の対応について

- 1 キャンパス内に滞在中の学生が何らかの理由により帰宅困難になる恐れがある場合、大学の施設を開放し当該学生の滞在場所とします。
- 2 帰宅困難になる恐れがある場合とは、以下のいずれかの状態を目安とします。
 - (1) 交通機関が運行停止となった場合

・概ね午後5時30分の時点で、以下のいずれかの交通機関が運行停止となり、最終便まで運行再開の見込みがない場合。但し、振替輸送や別ルートなどにより、代替交通手段がある場合を除く。

- JR【東海道本線(豊橋-大垣)・中央本線(名古屋-中津川)・関西本線(名古屋-四日市)・武豊線・太多線】
- 名古屋市営地下鉄
- 愛知環状鉄道・リニモ・名鉄・城北線・あおなみ線・近鉄名古屋本線
- ゆとりーとライン・本学スクールバス・シャトルバス・愛知県内の路線バス

- (2) 暴風雨などにより外出すると身の危険が生じる恐れがある場合
 - ・概ね午後5時30分の時点で、キャンパスが所在する場所に暴風警報、大雨警報、暴風雪警報又は特別警報が発令されている、又はこれらの警報発令に類する状態である場合
- (3) その他、学生を帰宅させることにより身の危険が生じる恐れがある場合
 - ・交通集中や混乱、事故、事件などにより、帰宅途中の安全が確保できない恐れがある場合

3 開放する施設については、以下を目安とします。

【長久手キャンパス】

- (1) 少人数(概ね30人以下)の場合、学術文化交流センター和室(約80㎡)を開放します。
- (2) 滞在する者が30人以上と見込まれる場合、人数に応じてホワイエ、多目的ホールなど学術文化交流センターの施設及び講堂を開放します。

【守山キャンパス】

- (1) 少人数(概ね30人以下)の場合、実習室3・4を開放します。
- (2) 滞在する者が30人以上と見込まれる場合、人数に応じて各中講義室、食堂、大講義室を開放します。

4 開放する時間は、午後5時30分から、翌朝9時頃を目安とします。

●地震が発生した場合の授業について

- 1 愛知県西部において、震度5弱以上の揺れを観測された地震が発生した場合、授業を行いません。

●地震（南海トラフ地震など）に備えるために

（※南海トラフ地震については、気象庁のHPで最新の情報を確認してください。）

1 南海トラフ地震について

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっています。

2 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

(1) 南海トラフ地震臨時情報

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

(2) 南海トラフ地震関連解説情報

○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合

○「南海トラフ沿いの地震に関連する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

3 大地震が起きる前に ーその時になって考えるのでは遅い「非常事態の対応」ー

(1) 南海トラフ地震に関連する情報の発表があった場合の帰宅方法を考えておく。

- ・自家用車の利用は社会的な混乱を引き起こすた

め、極力避けてください。また、家族に車で迎えに来てもらうことも避けるべきです。やむを得ず車で帰宅する場合でも、同方面の友人と相談して相乗りで帰宅する等の方法をあらかじめ検討してください。

(2) 家族との連絡方法を決めておく。

- ・地震に関する情報が出た場合、あるいは突発的に地震が起こった際に、家族とどのように連絡を取り合うか、その方法を決めておきましょう。

- ・携帯電話も一般電話も、非常時には回線が規制され、つながりにくくなります。誰しも家族と連絡を取り合いたくなりますが、そのような通話が回線をパンクさせ、110番や119番さえも使えなくしてしまうのです。

- ・現状において最良な方法は、NTTの伝言ダイヤル等を利用することです。伝言ダイヤルの利用方法は、NTTのホームページで練習できるようになっています。音声ガイドに従って、自分の電話番号（個人識別用番号）を入力し、そこにメッセージを録音したり、家族が録音した内容を聞いたりすることができます。

- ・伝言ダイヤルへは携帯電話からも利用可能です。どの電話番号を使うか、事前に家族と打ち合わせしておかないと、災害時にうまく使えません。

- ・携帯電話においても同様な「災害用伝言板」サービスが提供されています。

「災害用伝言板」サービスの利用方法等については、各社のホームページ等で確認してください。

個人識別用番号として携帯電話番号が使われていますので、あらかじめ家族や担当教員に知らせておかないとうまく伝わりません。



(3) 大学からの連絡・情報をUNIPAで確認する

- ・大地震発生後、大学からの連絡・情報提供の多くはUNIPAを通じて行います。UNIPAの情報を随時確認するとともに、安否確認に関するアンケート

に対してできるだけ早く回答してください。UNIPA等を通じて確認した安否情報等に基づいて、大学は講義再開や延期の決定を行います。

・UNIPAによる連絡のほか、担当教員は直接電話することはせず、インターネットもしくは171の伝言メッセージを聞くことで学生およびその家族の安否を確認するように努めます。このため、伝言メッセージを聞いてもらえるように、メッセージ録音時に指定する電話番号(固定電話)を知らせておく等、災害時の連絡方法を打ち合わせておきましょう。

※UNIPA <https://univ.aichi-pu.ac.jp/>

(4) 大学への電話連絡はダメ！

- ・110番と119番を除いて、電話による直通通話としてはいけません。緊急通話の妨げになります。
- ・注意情報（および予知情報）発令後の大学への電話は禁止です。重要通話の妨げになりますから、家族からの問い合わせもしないよう、事前に伝えておいてください。
- ・講義再開等のお知らせは、UNIPAやホームページで行います。

※ホームページ <https://www.aichi-pu.ac.jp/>

(5) 身の回りの安全性を確認しておく

- ・戸外で突然大地震に遭遇したら、落下物の危険のない空き地に避難することが原則ですが、適当な空き地がない場合は、耐震性の十分な建物内に避難しましょう。日頃から通学路沿いの安全性と危険性を考えておく必要があります。
- ・下宿生は、アパート・マンションの耐震性に十分配慮しましょう。1981年以前に建築された建物は耐震性が劣る場合があります。アパート・マンションの耐震性に問題がある場合は、両親や学生支援課又は守山キャンパス学務課とも相談して適切な対応策を講じましょう。

4 緊急地震速報について

緊急地震速報は、地震が起きたことをすばやく検知し、地震の発生位置や規模の推定及び伝達を瞬時にすることにより、地震の強い揺れが到達するよりも早く、これから大きな揺れが来ることを知らせるものです。

この速報は、地震が最大震度5弱以上と予想された場合に、震度4以上が予想される地域を対象に発表され、テレビ、ラジオ、携帯電話などで知ること

ができます。携帯電話で速報を受信できるように設定をして下さい。（※）

なお、緊急地震速報が発表されてから大きな揺れが到達するまでの時間は、数秒から数十秒とされていますが、震源が近い場合などは、速報が間に合わないこともあります。

緊急地震速報を見聞きした場合は、上からの落下物（ガラス破片）に備えたり、倒れてきそうな物の前から離れ丈夫な机の下に避難する、またエレベーターを利用している場合は、最寄の階に停止させエレベーターの停止後速やかに機外に出て揺れに備える姿勢を取るなど、周囲の状況に応じて、あわてず、まず身の安全を確保するようにしてください。

※個人の携帯電話で緊急地震速報を受信するためには、受信対応機種であること、受信設定が完了していることが必要です。詳細は、各携帯会社のホームページ等で確認してください。ドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイルは携帯電話の一斉同報機能を使用して配信があります。他のスマートフォンの場合でも、情報配信会社等が配信しているアプリを導入することで、緊急地震速報を受信できます。

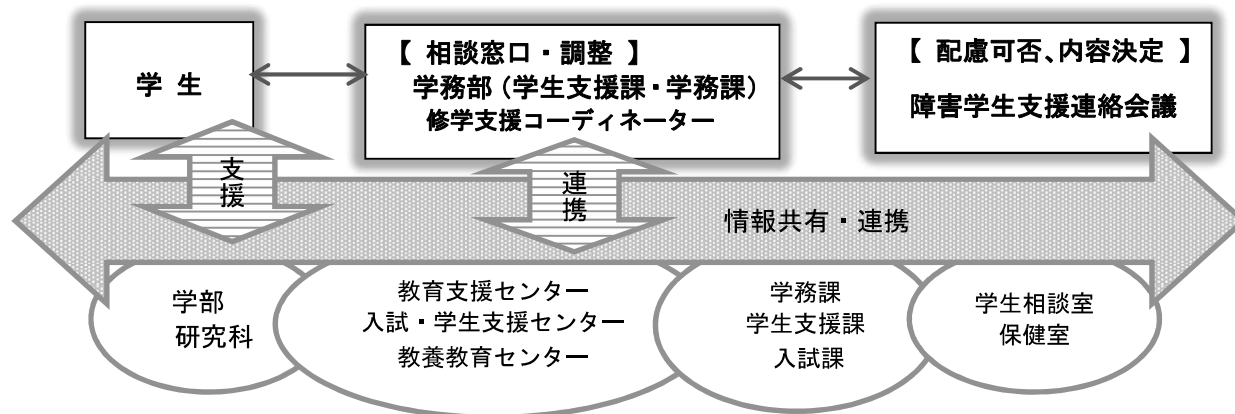
障害のある学生への修学支援

障害などのある学生が豊かな学生生活を実現できるよう、専任のコーディネーターが相談に応じ、修学上の支援を行います。まずはお気軽にご相談ください。

1 修学支援について

障害、難病、疾病、ケガ等の理由により、修学上の様々な悩みや相談ごとをかかえる学生の相談に応じ、学修・研究上の必要に応じた修学支援(教育上の合理的配慮)を行います。個々の障害に応じた合理性だけでなく、修学支援の必要性や実施方法の変化を想定し柔軟に考え、支援を実施しています。

2 支援の体制



3 支援の流れ

① 配慮要請(障害、病気、ケガによる修学上の困りごとや支援の相談)

窓口：学生支援課(障害学生支援担当) ※守山キャンパスは学務課

② 障害学生支援担当(修学支援コーディネーター)との面談、特別支援申請書の提出

③ 配慮の可否、内容を審議・決定(障害学生支援連絡会議)

※ 決定内容に不服の場合、不服申し立てを行うことができる

④ 配慮の実施(障害学生支援担当、学部・研究科を中心として各部署の連携により実施)

お問い合わせ・申し込み先

修学支援コーディネーター
(長久手キャンパスE棟1階
学生支援課 障害学生支援担当)

【受付時間】 平日10時00分～17時00分

【TEL】0561-76-8426(直通)

【Email】shugakushien@bur.aichi-pu.ac.jp



これまでの支援例

- ・視 覚 障 害: 支援機器(タブレット、拡大読書器)の貸出
書籍等のテキストデータ化
- ・聴 覚 障 害: ノートテイク、PC 文字通訳、映像教材字幕付
聴覚補助システムの貸出、
- ・肢体不自由 : 教室変更、施設・設備等の利用環境の整備
支援機器の貸出
- ・発 達 障 害: 修学環境の支援・調整、学習場所の提供
課題作成提出スケジュールの相談、履修登
録時の支援

授業料納付について

1 授業料の納付方法

前期は4月、後期は10月の中旬頃に送付される請求書により振込で納付するか、口座振替（学部生・大学院生のみ）により納付してください。

口座振替の場合も、同時期に口座振替のお知らせ書を送付します。

2 口座振替の申し込みについて

後期から振替を希望する場合は7月末までに、次年度の前期から振替を希望する場合は1月末までに県大総務課に申込書を提出してください。なお、口座振替の対象は、三菱UFJ銀行もしくはゆうちょ銀行の口座のみです。

3 授業料の納付期限

下の表で示されているそれぞれの納付期限を必ず守ってください。なお、口座振替の場合は納付期限日当日に振替を行います。

4 納付期限を過ぎて授業料を納付する場合

納付が遅れる場合、県大総務課へ問い合わせてください。

5 授業料の請求書・口座振替お知らせ書の送付先

請求書・口座振替のお知らせ書は、出願時の住所宛に送付します。送付先の住所・氏名に変更がある場合は県大総務課で所定の手続きをしてください。

なお、あわせて学務課にも住所変更届や改姓届等を提出してください。

※諸手続一覧表 身分関係（22ページ）を参照

6 請求書を紛失、破損した場合、請求書が届かない場合、請求金額が違う場合

速やかに県大総務課へ連絡してください。

7 授業料の免除

学期の全期間を休学する場合、その学期分の授業料は免除されます。

ただし、予め学務課に休学願を提出し、休学する学期の開始前に教授会（大学院生は研究科会議）の審議を経て、学長の許可を得ていることが必要です。（退学についても同様の取扱いとなります。）

休学又は退学の手続きについては、22ページをご参照ください。

※貧困、災害その他特別な理由により授業料の納付が困難な学生に対する支援制度については、26ページをご参照ください。

令和4年度入学者納付金一覧表

区 分		授 業 料	納 付 期 限
学 部 大学院	学 部 生 大 学 院 生	年 額 535,800円	年額を2期に分けて納める 前期 267,900円 4月30日 後期 267,900円 10月31日
	科目等履修生 聴 講 生	1単位につき 14,800円	入学許可後10日以内に授業料の全額を納める
	研 究 生	月 額 29,700円	3月ごとに当該期間の相当額を当初の月に納める
	研 修 員	実験部門 月額36,080円 非実験部門 月額18,040円	研修の許可を受けた日後10日以内に研修料の全額を納める

(注記) 1 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改正時から新授業料が適用されることがあります。

2 授業料等を納付期限までに納付しなかった場合、納付期限の翌日から納付した日までの日数に対し、法定利率の割合により計算した延滞金が徴収されます。

3 授業料を2期分（研究生は2四半期分）未納すると除籍されます。除籍をされても在籍期間の授業料は納付しなくてもなりません。

4 授業料が未納の場合、休学、退学、卒業ができません。

諸 手 続 一 覧 表

長久手キャンパスは学務課又は学生支援課窓口で、守山キャンパスは学務課窓口で手続きしてください。

学生生活関係(窓口：学生支援課)

事 項	摘 要	参照 頁
学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)	証明書自動発行機による発行	13
通学定期乗車券発行控	証明書自動発行機による発行	14
学生団体旅行割引証	使用日の約1ヶ月前までに申請すること	14
学内掲示許可申請	学内に掲示を行う場合、掲示許可申請をすること	43
学 外 活 動 届	学外で課外活動を行う時には、必ず所定の様式に記入して提出すること	14
定期駐車許可交付申請書	年2回受付、申請対象者は駐車許可規定を確認すること	44
自転車・バイク登録	自転車・バイク通学を希望する者は、必ず登録すること	45
各サークルあて郵便物	郵便物・荷物は、各サークルボックス又は学生支援課で保管します 学生個人あての荷物は取り扱いません	
授業料免除等の申請	年2回、掲示に注意すること	26
奨 学 金 の 案 内	募集のつど掲示	24
学 生 教 育 研 究 災 害 傷 害 保 険	学生生活においてけがをした場合、すぐに窓口に出し出すこと	26
拾 得 物 (保 管 : 3 ヶ 月)	学内において、落し物を拾った場合又は落とした場合は、窓口に届け出ること	15
健康診断証明書	証明書自動発行機による発行 定期健康診断及び視力検査を受けること	28
保 健	身体に関する相談、応急処置	28
学 生 相 談	こころに関する相談 学生相談員への相談は直接申込む	29
留 学 相 談	海外留学や日本での留学生活に関する相談	38
就 職 ・ 進 路 の 相 談	就職・進路に関する相談 インターンシップ相談 進路希望登録・進路決定登録を求人検索NAVIシステムから行う	40
アルバイトの紹介	ホームページの学生生活からアルバイト情報を検索することができます 守山キャンパスは進路情報室で閲覧	40
ア パ ー ト の 幹 旋	生協で提携店を紹介しています	56

施設利用関係(窓口：学生支援課、学務課、守山キャンパス学務課)

体 育 施 設	UNIVERSAL PASSPORTから予約	41
学 生 会 館	UNIVERSAL PASSPORTから予約	41
教 室	所定の用紙に記入し学務課へ提出	42
守山キャンパスの施設	守山キャンパス所定の用紙に記入	43

証明書関係(窓口：学務課)

事 項	摘 要
在 学 証 明 書 (和 文 ・ 英 文)	証明書自動発行機による発行
成 績 証 明 書 (和 文 ・ 英 文)	
卒業(見込)証明書(和文・英文)	
各種免許・資格取得見込証明書	所定の交付願に記入のうえ申し込むこと ※即日交付はできません
在 籍 証 明 書 [休 学 者]	

履修関係(窓口：学務課)

履 修 登 録	所定の期日までに UNIVERSAL PASSPORTにより登録すること
超 過 単 位 の 履 修 登 録 願	所定の期日までに学務課に提出すること
他 学 部 ・ 他 学 科 履 修 申 込 書	
技能審査・検定試験等の合格等に係る単位認定申請書	10日以上にわたる場合に提出すること 病気、怪我の場合は診断書等を添付 (10日未満の場合は、各担当教員へ提出)
欠 席 届	
特 別 欠 席 届	23ページ参照
追 試 験 受 験 願	試験期間終了後1週間以内に提出すること 追試験を認める欠席理由は次のものに限る 1. 病気・怪我(医師の診断書等を添付) 2. 忌引き(会葬礼状等、事由を確認できる書類を添付) 3. 交通機関の遅延、運休(遅延証明書等、事由を確認できる書類を添付) 4. 自己の責めによらない不慮の事故又は災害(事故証明書等、事由を確認できる書類を添付) 5. 本学で取得できる免許・資格に係る実習
成績評価に関する問い合わせ	所定の期日までに、「成績等質問事項等記載票」を学務課に提出すること

履修関係・身分関係等のよく使う届出様式は、UNIVERSAL PASSPORT「各種様式」欄に掲示していますのでご利用ください。

身分関係(提出先：学務課)

事 項	摘 要
休 学 願	} 下記所定期限内に提出すること
退 学 願	
復 学 願	
転 学 願	
再 入 学 願	
留 学 願、 留学(休学)承認願等	単位の認定を伴う留学をする場合、 事前に提出すること
学生証(ICカード) 再 交 付 願	必要に応じて写真(4cm×3cm)を貼付 ※再交付費用として2,800円が必要
住 所 変 更 届	変更後、速やかに提出すること
改 姓 届	
旧 姓 使 用 届	旧姓使用を希望する場合に提出すること

※ 長久手キャンパスの学務部窓口については、できる限り、学部学生は18:00までに（大学院生は、19:30までに）ご利用ください。

また、休講期間中は開室時間が変更になりますので、ご注意ください。

※ 守山キャンパスの学務課窓口は、土・日・祝日を除く平日8:45～18:15まで開いています。（長期休業期間（夏季・春季）の事務取扱時間は8:45～17:30とします）

〔注意事項〕

1 休学願、退学願について

休学や退学をしようとする場合、必要な書類を提出し、教授会（大学院生は研究科会議）の審議を経て、学長の許可を得ていることが必要です。次の提出期限を必ず守ってください。

休学願	前期（4/1～9/30）を休学する場合 ⇒ 2月末までに 後期（10/1～3/31）を休学する場合 ⇒ 8月末までに 意見書を添えて学務課に提出してください。
退学願	退学する日の1か月前までに、意見書を添えて学務課に提出してください。 （例 3月31日に退学する場合 ⇒ 2月末までに）

※提出期限を過ぎてから休学や退学の手続きをする場合は、速やかに学務課に相談してください。

ただし、各学期開始（4月1日、10月1日）以降に、休学願又は退学願を提出した場合、当該学期の授業料は納付しなくてはなりません。

※授業料が未納の場合、休学、退学、卒業ができません。

2 復学について

休学期間満了のとき、又は休学理由が消滅したときは、復学願を学務課に提出してください。

- (1) 病気を理由として休学していたときは、医師の診断書が必要です。
- (2) 休学期間満了の1か月前又は休学理由消滅後直ちに復学願を提出してください。

3 再入学、転学部、転学科及び転専攻

学部を変えたい場合、同一学部内の学科・専攻を変えたい場合、欠員があるときや教育上支障のない場合に行うことが可能です。希望者は希望する学科・専攻の教員又は学務課に相談してください。退学後、再入学を希望する場合は学務課にお問い合わせください。

4 病気、忌引などのやむを得ない理由で授業を欠席した場合について

下記の理由より授業を欠席した場合は、登校できるようになってから学務課に届け出てください。なお、授業の出欠の判断は授業の担当教員に一任されております。また、教員などから別途指示がある場合は、その指示に従ってください。

● 学校感染症に罹患した場合

- (1) 学校保健安全法に基づく感染症（学校感染症）に罹患（疑いも含む）した場合は、医師の通学許可がでるまで登校できません。
- (2) 学校感染症に罹患した場合、速やかに保健室に申し出てください。保健室の連絡先は、『保健室』のページに記載されています。ただし、第二種のインフルエンザ（いわゆる季節性インフルエンザ）については、学務課へ申し出てください。
- (3) 医師の通学許可がでた後、診断名、発症日、診断日、出席停止期間が明記された診断書または治癒証明書（※1）を添えて特別欠席届を学務課に提出してください。

※1：第二種のインフルエンザについては、医師が発行した罹患した日が分かる書類（「診療明細書」＋「調剤明細書（インフルエンザ用薬剤が記載）」や「検査結果」など）でも可。

- (4) 学校感染症は、学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）に基づく下記の感染症です。

第一種感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、新型コロナウイルス感染症、指定感染症、新感染症

第二種感染症

インフルエンザ（第一種を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第三種感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（学校医の意見により学長が第三種感染症として扱う場合）

● 親族が死亡した場合（忌引）

- (1) 学生の親族の葬儀などのために授業に出席できなかった場合は、大学に出てこられるようになってから、会葬礼状等を添えて特別欠席届を学務課に提出してください。
- (2) 対象となる親族と期間は、下表のとおりです。

対象となる親族	対象期間
配偶者	死亡した日から起算して休日を含め連続7日間
一親等（父母、子）	
二親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）	死亡した日から起算して休日を含め連続3日間

奨学金制度等

1 日本学生支援機構の奨学金

日本学生支援機構が、経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生が安心して学べるよう、「貸与」または「給付」する制度です。

(1) 奨学金の種類

ア「貸与型」奨学金

貸与終了後、返還が必要な奨学金。

(ア) 第一種奨学金(無利子)

特に優れた学生で、経済的理由により著しく修学が困難な者に貸与

(イ) 第二種奨学金(有利子)

第一種よりも緩やかな基準により選考

イ「給付型」奨学金

学部生を対象とした、返済不要の奨学金。家計基準・学業基準を満たせば奨学金と授業料等の減免を受けることが可能。(授業料等の減免については26ページ参照)

(2) 貸与・給付月額(令和3年度)

ア 貸与型

種 類			貸与月額
学部生	第一種奨学生	自宅通学 (右欄の3種類から選択)	20,000円 30,000円 45,000円
		自宅外通学 (右欄の4種類から選択)	20,000円 30,000円 40,000円 51,000円
	第二種奨学生	右欄の金額内で選択 (1万円単位)	20,000円 ～ 120,000円
大学院生	第一種奨学生	博士前期課程 (右欄の2種類から選択)	50,000円 88,000円
		博士後期課程 (右欄の2種類から選択)	80,000円 122,000円
	第二種奨学生	(右欄の5種類から選択)	50,000円 80,000円 100,000円 130,000円 150,000円

イ 給付型

世帯所得額に基づく区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円

※詳細は日本学生支援機構のホームページをご覧ください。

(3) 申込み

ア 定期採用

(ア) 在学採用(貸与型・給付型)

4月上～中旬に説明会を開催しますので、希望者は必ず出席してください。

説明会で配布する申込書類を定められた期日までに提出した学生について、学内で選考の上、日本学生支援機構に推薦します。

(イ) 予約採用(貸与型・給付型)

入学前に予約採用奨学生として内定している学生は、学生支援課へ「採用候補者決定通知」を提出し、インターネットにより「進学届」を提出してください。

イ 緊急採用・応急採用(貸与型のみ)

生計維持者の死亡や災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする場合は、学生支援課へ相談に来てください。

(4) 採用決定

奨学生として採用された学生には、「奨学生証」「奨学生のしおり」「返還誓約書」(貸与型)または「誓約書」(給付型)を採用者説明会で配布します。

配布された返還誓約書(誓約書)を定められた期日までに学生支援課へ提出してください。

未提出の場合、すでに振り込まれた奨学金は全額返金の上、採用取消となります。

(5) 奨学金の交付

毎月1回、本人名義の銀行預金口座に振り込まれます。

(6) 在籍報告(給付型のみ)

毎年4月・7月・10月に、定められた期間内にインターネットでの在籍報告の提出が必要です。未提出の場合、奨学金の支給が停止されます。

(7) 支援区分の見直し(給付型のみ)

毎年10月に、前年の収入状況により支援区分の見直しが行われます。見直し後の支援区分は翌年9月までの1年間適用されます。見直しの結果支援対象外となった場合は、翌年9月までの1年間は奨学金の支給が止まりますが、次の見直しで再度支援対象となれば支給が再開します。

(8) 奨学金の継続

翌年度も貸与・受給を希望する場合は、インターネットによる継続手続きが必要になります。継続手続きをしない場合は、奨学生としての資格を失います。

(9) 貸与・受給中の異動

休退学などの学籍上の異動等があった場合には速やかに「異動願(届)」を提出してください。

(10) 貸与終了時(貸与型のみ)

返還説明会に出席し、「返還のてびき」「貸与奨学金返還確認票」を受け取り、リレー口座(奨学金返還の口座振替に使用する口座)の加入手続きをしてください。

(11) 在学猶予願(貸与型のみ)

高校及び大学時に日本学生支援機構の奨学生であった者や奨学金貸与終了後留年した者は、インターネットから「在学猶予願」を提出すれば在学中の返還が猶予されます。

(12) 特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績をあげた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度があります。貸与期間の終了する奨学生が本学に願い出、本学から

日本学生支援機構へ推薦される必要があります。

2 各種団体の奨学金

地方公共団体、公益法人、民間団体等の行う各種の奨学金制度(給付制、貸与制)があります。募集の都度、掲示板等で案内します。

3 学生表彰制度(学生顕彰)

優秀論文・研究の表彰と展示、成績優秀者の表彰など本学には、他の模範となる学生を学長が表彰する制度があります。表彰の対象となる学生は学業で顕著な成績を挙げた者のほか、課外活動・社会活動で顕著な業績を挙げた者です。

4 「はばたけ 県大生」奨学制度

2022年度現在、学部生及び大学院生(博士前期課程)の個人による国内外での自主的活動を奨励するため、大学独自の奨学金を交付する制度があります。

その他の制度

■授業料の免除

(日本人学部生)

「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき授業料の減免を受けることができます。

対象者

以下の4つの要件を全て満たす者

- 1 国籍・在留資格に関する要件
- 2 大学に進学するまでの期間に関する要件
- 3 学業成績に関する要件
- 4 家計の経済状況に関する要件

詳しくは文部科学省のホームページでご確認ください。

(日本人大学院生)

貧困、災害その他特別な理由により授業料の納付が困難な学生に対しては、申請により授業料の減免を受けることができます。

対象者

- 1 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する学生
- 2 経済的理由により授業料の納付が困難な学生
- 3 申請期限前1年以内において、学資負担者が風水害その他の災害を受けたことにより、授業料の納付が極めて困難となった学生
- 4 申請期限前1年以内において、学資負担者の死亡、長期療養、失業又は事業の倒産により授業料が極めて困難となった学生

(外国人留学生)

貧困、災害その他特別な理由により授業料の納付が困難な学生に対しては、申請により授業料の減免を受けることができます。

対象者

所定の在学期間で卒業又は修了できる見込みがある私費留学の学部生及び大学院生

申請手続

申請の時期等については、UNIVERSAL PASSPORTおよび学内の掲示等で案内します。

■学生教育研究災害傷害保険制度(学研災)

公益財団法人日本国際教育支援協会が運営する保険です。本学では、学部生全員が入学時に「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」「学研災付帯賠償責任保険(学研賠)」に加入(修業年限内)しています。詳しくは、学生支援課にお問い合わせください。また、公益財団法人日本国際教育支援協会のWebサイト

(<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>)に本保険に関する重要な事項が掲載されていますので、必ずご確認ください。

(看護学部生は、「守山キャンパス必携」参照のこと)

1 保険金の種類と金額

表1参照

2 保険料と保険期間

保険料 : 4年間 3,300円

(看護学部生は、接触感染予防保険金支払特約を追加するため、4年間で70円追加となります)

3 保険金が支払われる場合

(1) 正課中

講義、実験、実習、演習又は実技による授業を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

① 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。ただし、専ら被保険者の私生活に係る場所においてこれらに従事している間を除く。

② 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間又は授業を行う場所、本学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

(2) 学校行事中

本学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環として各種大学行事に参加している間。

(3) 課外活動(クラブ活動)中

本学の規則に則った所定の手続きにより、大学が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。ただし、山岳登山やハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間、本学が禁じた時間・場所にいる間、又は本学が禁じた行為

を行っている間を除く。

(4) (1)・(2)・(3)以外で大学施設内にいる間

本学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間。

ただし、本学が禁じた時間・場所にいる間、又は本学が禁じた行為を行っている間は除く。

(5) 通学中などに生じた事故による傷害

本学の授業等、学校行事又は課外活動(クラブ活動)への参加の目的をもって、合理的な経路・方法により、住居と学校施設間を往復する間、または学校施設内等との間を往復する間に生じた事故により被った傷害。ただし、経路を逸脱又は中断している間及びその後被った傷害は除く。

4 保険金が支払われない場合

故意又は重大な過失、闘争行為、犯罪行為、自殺行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格運転・酒酔い運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間。

また、飲酒による急性アルコール中毒症や時間の経過により重大化した障害など「急激かつ偶然な外来」の条件を充足しない事故も対象となりません。

5 保険金の請求

保険事故によって傷害を被った場合、速やかに学生支援課窓口が発生日時、発生場所、事故の状況、傷害の程度を報告し、請求の手続きを取ってください。

■学研災付帯賠償責任保険(学研災加入が条件)

国内外において保険期間中に、学生が正課中、学校行事中又は、課外活動中及びその往復で他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことにより、被る法律上の損害賠償を補償する保険です。

A コース 学生教育研究賠償責任保険(学研賠)

補償対象：正課中、学校行事中、課外活動中及びその往復（Bコースの内容を含む）。

保険料：年間 340 円（4年間 1,360 円）

B コース インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険(インターン賠)

補償対象：インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復（ただし、大学が正課、学校行事又は課外活動として認めた場合に限る）。

保険料：年間 210 円（4年間 840 円）

C コース 医学生教育研究賠償責任保険(医学賠)

補償対象：医療関連学部・(学) 課の正課、学校行事、課外活動およびその往復（Aコース及びBコースの内容を含む）。

保険料：年間 500 円（4年間 2,000 円）

■ 保険料の返金

休学などで保険を使わない期間が1年以上ある場合、保険料の返還が可能です。詳しくは、学生支援課（0561-76-8828）までお問い合わせください。

表1 学研災保険金の種類と金額

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中、学校行事中	2,000万円	120万円～ 3,000万円	治療日数1日目から対象 3千円～30万円	1日につき 4,000円 (180日を限度)
上記以外で学校施設内にいる間、通学中、学校施設等相互間移動中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	
学校施設内外を問わず、課外活動(クラブ活動)を行っている間	1,000万円	60万円～ 1,500万円	治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	

保 健 室

保健室は、学生の健康増進、疾病の早期発見や予防に努め、学業中断等を未然に防止することを目的として、健康診断、応急処置、健康相談等の業務を行っています。

【長久手キャンパス】

長久手キャンパス保健室は、管理棟（A棟）1階にあります。（開室時間は、8:50～19:20）

1 定期健康診断の実施

定期健康診断は、早期に病気を発見し治療につなげ、学業を続けるのに支障がないよう学生一人一人の健康を守るための重要な行事です。学校保健安全法に基づき義務付けられているものですので、必ず毎年受けてください。

実施内容は、血圧測定・視力測定・検尿・身体計測・医師による聴打診・保健指導・胸部エックス線撮影（対象者のみ）を、毎年4月から順次行っています。

健康診断の日程のお知らせは、UNIPA(大学ポータルサイト)や、保健室ホームページ等により周知します。

都合により学内で受診できなかった場合は、保健室に申し出てください。委託健診機関を案内します。

また、職場やアルバイト先で健康診断を受けられる場合は、健康診断の結果の写しを保健室に提出してください。

2 健康診断証明書の発行

学務課前に設置している証明書発行機で発行しています。発行に際して、迷う・悩むことがある場合は、保健室へ相談してください。

3 応急処置

急な頭痛、発熱、腹痛等心身上の問題が生じ自力での対応が困難な時は、保健室に来室又は連絡してください。（保健室閉室時は、学務部学生支援課事務室に連絡してください。）応急処置を行い、必要に応じて学校医、専門医等を紹介し速やかに適切な治療が受けられるように配慮します。

休養のためのベッドを整備していますので、必要に応じて利用できます。

保健室業務については、ホームページをご確認ください。

4 健康相談・健康講座の実施

体格、貧血、月経に関すること等日ごろから気になる健康についての相談や、定期健康診断後の結果相談を行っています。学生の健康づくりに役立つ講座なども適宜開催しますので、ぜひご参加ください。

5 自動体外式除細動器(AED)

AEDとは、不整脈の一種の心室細動を正常に戻すために、除細動を行う救命装置です。除細動とは、心臓突然死を引き起こす危険な不整脈を起こした心臓に電気ショックを与えて、拍動を正常に戻すことをいいます。

突然心臓発作を起こしたら、周囲の人の迅速な対応が救命のカギとなります。AEDは、一般の人の使用が認められていますので、倒れた人がいたら、あわてず、躊躇せず「早い119番通報」と「早い応急手当て」で救命に協力してください。

AED設置場所は、管理棟（A棟）ATM横、講義棟（H棟）南入口、体育館管理室前、野球場器具庫、プール管理人室前、図書館入口です。

6 救急箱の貸出し

課外活動や学校行事の際には、救急薬品及び衛生材料を含めた救急箱の貸出しを行います。

7 遠隔地被保険者証

医療機関受診には健康保険証が必要です。自宅外通学者は、扶養者の健康保険証とは分離した「遠隔地被保険者証」等が入学後は手元に必要です。扶養者の勤務先等の健康保険組合が加入している保険団体に申請し作成してください。

【守山キャンパス】

守山キャンパスの保健室は、管理棟1階にあります。また、AEDは保健室前及び講義棟3階に設置しています。保健室利用・健康相談等の利用については、「守山キャンパス必携」を参照してください。

保健室・健康相談等の利用についてのお問合せ

【長久手キャンパス】

電話 0561-76-8831

e-mail hoken@bur.aichi-pu.ac.jp

【守山キャンパス】

電話 052-778-7102

e-mail kango-hoken@nrs.aichi-pu.ac.jp

学 生 相 談 室

学生相談室は、困っていることや心配なことなど、なんでも話して相談できる、安心・安全な場所です。相談内容に関するプライバシーは守られます。どんな小さなことでも、気軽にいらしてください。

大学生活の中では、自分で考え決断する機会が多々あります。楽しいこと、やりがいを感じることもたくさんあるでしょうが、時には悩んで立ち止まることもあるでしょう。自分と向き合う時間を持つことは、自分を成長させるチャンスにもなると思います。

学生相談室では、みなさんのお話をうかがいながら、より良い学生生活を送ることができるようにお手伝いをしています。ぜひ気軽に利用してみてくださいね。

●学生相談室の開室時間

月～金曜日の9:30～17:00

- ・学生相談カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が、学生生活全般に関するご相談に対応します。
- ・本学在籍中の学生（休学中含む）、学生のご家族、本学教職員は、どなたでもご利用いただけます。
- ※ご家族、教職員の相談は、学生に関するものに限ります。
- ・臨時閉室日は、ホームページや学内掲示板にてお知らせします。

＜予約方法＞

メールまたは電話で予約をしてください。来室しての予約も可能ですが、カウンセリング中の場合はお待ちいただく可能性があります。メールの場合は、件名を「カウンセリング申込み」とし、氏名・学籍番号・連絡先・複数の希望日時を明記してください。

※守山キャンパスは「守山キャンパス必携」をご覧ください。

●例えば、このような相談やお話をしています。

学生生活

- ・友人、家族、恋愛などの対人関係のこと
- ・1人暮らしやサークル、アルバイトでの不安

身体面

- ・食欲がない、食欲コントロールが難しい
- ・体型の悩み
- ・よく眠れない、眠り過ぎる

心理面

- ・なんとなく憂うつ、無気力、やる気が出ない
- ・焦り、不安、迷い、憤り、悲しみを感じている
- ・生きているのがつらい
- ・自分に自信をもてない
- ・セクシュアリティについての悩み

学業

- ・単位を取れるか心配
- ・卒業論文を書けない、書ける気がしない
- ・休学、退学を迷っている

その他

- ・新型コロナウイルスに関する様々な影響について
- ・誰に相談したらよいか分からない
- ・誰かに話を聴いてもらいたい
- ・医療機関を紹介して欲しい

＜各種相談のご案内＞

●学生相談員（教員）による相談

教員が、学生生活や学業・進路などに関する相談を受けています。臨床心理士・公認心理師の資格を持つ教員もいます。どの学生相談員にもお気軽にご相談ください。相談は予約制です。学生相談員一覧と申込先は、ホームページまたは学内掲示板をご覧ください。

●精神科校医によるメンタルヘルス相談

およそ月に1度の実施です。精神科校医が相談に応じます。実施日時をホームページまたは学内掲示板でご確認のうえ、事前にご予約ください。

＜予約方法＞

学生相談室で予約を受け付けます。メールまたは電話で予約をしてください。メールは件名を「メンタルヘルス相談申込み」とし、氏名・学籍番号・連絡先・希望日時を明記してください。

●ほっとスペースのご案内

「ちょっと休みたい」、「一人で過ごしたい」時など、静かにくつろぐための空間です。どなたでも自由にご利用いただけます。長久手キャンパスはA棟1階、守山キャンパスは保健室内にあります。

学生相談室へのご予約・お問合せ

【長久手キャンパス】

電 話 0561-76-8422

e-mail soudan@bur.aichi-pu.ac.jp

場 所 A 棟(管理棟)1 階

【守山キャンパス】※連絡先は保健室と共用

電 話 052-778-7102

e-mail kango-hoken@nrs.aichi-pu.ac.jp

場 所 管理棟 1 階 保健室内

オフィスアワー

愛知県立大学では、学生のみなさんが、授業時間外に、教員の研究室（office）などで、授業内容や学問研究上のことなどについて質問や相談ができる時間帯（hour）を設け、これを「オフィスアワー」と呼んでいます。

この制度は、本学の専任教員全員が、学生のみなさんの学びに関して、全学をあげて支援しようとするものです。学生のみなさんが、教員との対話を通して、自身の専門分野についてさらに深く学び、あるいは未知の世界への探求心をかきたてられる好機となるように、大いに活用してください。

●「オフィスアワー」利用の概要は次のとおりです。

1 利用できる学生

本学の学生なら、大学院生・研究生・科目等履修生・特別聴講学生を含め、どの学部学科の教員のオフィスアワーを利用してもかまいません。その教員の授業を受講しているかどうかとも問いません。

「オフィスアワー」に関して、質問などのある場合は学務課の窓口で尋ねてください。

※守山キャンパスのオフィスアワーについては、指導教員制度も含め、「守山キャンパス必携」を参照してください。

2 相談内容

まず第一に授業の内容・進度その他についての質問や要望があげられます。また、留学に関すること、単位や資格取得などの履修関係のこと、休学や退学の相談が含まれます。

第二に、就職や大学院進学など、将来の進路に関する相談があります。その他、課程外の活動（サークル、ボランティアなど）についての相談が考えられます。個々の教員は学内でそれぞれ役割分担を持っていますので、相談事項によっては、ふさわしい別の教員を紹介する場合があります。

3 利用の方法

学生は相談したいと思う教員のオフィスアワーを一覧表で確認して、その指定の方法に従って研究室へ出かけてください。

一覧表は前期・後期の授業開始日前に掲示（長久手キャンパスは学務課前の様式ボックスに設置）、ポータルサイトでお知らせします。

4 相談にあたって注意すること

電話やメールでの相談はできるだけ避けましょう。とくに、メールでの個人的な相談の場合、たとえ事実であっても、自身や他人のプライバシーに触れること、人を傷つけるようなことをメールに書いてはいけません。



ハラスメント防止

愛知県立大学の指針－ハラスメントのないキャンパスづくりのために－

2011(平成23)年4月

〔趣旨〕

大学は、教育と研究を中心とするすべての営みが人間の豊かな可能性と幸福な共生の確立をめざして展開される場であり、そこでのあらゆる活動において、自立的かつ対等な個人として生きる人としての権利たる人権が尊重されなければなりません。大学では、勉学・教育・研究・労働に従事するときも、課外活動に参加するときも、共に語らい憩うときも、年齢、性別、性指向、出身地、家族、信仰、信条、国籍、民族、人種、職業、身体的状況等によって、いかなる差別や不利益が生じることも許されません。愛知県立大学は、こうしたいきいきと学び働く権利を国民の不斷の努力によって保持すべしとした日本国憲法の理念にしたがい、ハラスメントが起こらないキャンパスづくりを目指します。

愛知県立大学は、「改正男女雇用機会均等法」第21条(1999年4月1日施行)が、全国のあらゆる職場にセクシュアル・ハラスメント防止のための施策を求めていることに応じ、2000年4月に「愛知県立大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、2003年4月および2007年4月に、同規程の見直しを行いました。また、2011年4月には、規程の大幅な改訂を行い、「セクシュアル・ハラスメント」および「その他のハラスメント」について規定した「愛知県立大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」を新たに作成しました。この「指針」は、上記の新しい「規程」に基づき、愛知県立大学においてハラスメントを防止するために私たちが知っておかねばならないこと、また、実際に起きてしまったときどのように対処するかについて、分かりやすいかたちにまとめたものです。

I ハラスメントに対する本学の基本的な考え方

〔基本姿勢〕

愛知県立大学は、キャンパスの構成員であるすべての学生・教職員が対等な個人として尊重され、人権侵害と性差別のない公正で安全な環境をつくりあげるよう努めます。

また、愛知県立大学の構成員は、自らの存在に誇りをもつことができると同時に、それぞれが一人の人間として敬意が払われるキャンパスを作るために、ハラスメントなどの人権侵害を防止する責任があります。

愛知県立大学は、ハラスメントの未然防止と根絶のために、必要な学習・研修・討論の機会を学生・教職員に提供し、だれもが加害者にも被害者にもならないような大学づくりにつとめます。

愛知県立大学は、ハラスメントが発生した場合は、厳しい姿勢でのぞみ、迅速で適切な対応を行います。また、被害を受けた人が、平静な生活にすみやかに復帰できるように、あらゆる努力を払います。

〔対象範囲〕

「規程」「指針」でいう「学生」「教職員」とは、本学の学生および教職員を指します。学生とは、学生、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生、外国人留学生、研修生を指します。教職員とは、専任・非常勤を問わず本学に勤務する教員、職員を指します。「規程」は、授業時間および勤務時間の内外を問わず、また、本学キャンパスの内外を問わず、本学の学生および教職員が関わるハラスメントに対して適用されます。本学の教職員が学外者に対してハラスメントを行

った場合については、それが本学における教育・研究活動および職務の遂行に関係して発生した場合に適用されます。

II ハラスメントとは

〔定義〕

「規程」および「指針」における「ハラスメント」とは、「セクシュアル・ハラスメント」及び「その他のハラスメント」を意味します。「ハラスメント」とは、学生・教職員が、大学において、年齢、性別、性指向、出身地、家族、信仰、信条、国籍、民族、人種、職業、身体的状況等に関して、一方の当事者がその地位・権限を不当に利用するか、もしくは、相互の関係性の力学において、他の当事者に対して身体的もしくは精神的苦痛を与える不適切な言動を行い、その個人の尊厳を侵害し、不利益や損害を与えることを言います。

1 セクシュアル・ハラスメント

大学では、学生・教員・職員という構成員相互の間にさまざまな人間関係が築かれます。それらの関係は、男女ともたがいにより自由かつ対等であり、相手の人格を尊重しあうものでなくてはなりません。ところが、相対的に強い立場にある者が弱い立場にある者に対して、その人の人格を無視して、性的に不快なことを投げかけ、不快な行動をとることがあります。これがセクシュアル・ハラスメントです。セクシュアル・ハラスメントは、人間としての尊厳を傷つけるという意味で「性的な人権侵害」でもあるのです。

レイプや強制わいせつ行為など明白な犯罪行為となるも

のが許されないことは言うまでもありませんが、これまでもいわゆる「悪ふざけ」として容認されてきたような行為でも、相手によって性的に不快な言動であると受け止められ、それによって相手に脅威や屈辱感、あるいは不利益を与え、そこで学び働く環境を悪化させるならば、それはセクシュアル・ハラスメントとなります。つまり、本人の意思はどうあれ、同じような行動でも、信頼関係が築かれているか否かで、相手の受け止め方は異なります。このことは、本学キャンパスの内外を問わず、大学での人間関係がそのまま持続するクラブやサークル活動などの課外活動の時間や、コンパや合宿での言動も含みます。

【セクシュアル・ハラスメントの二つのタイプ】

セクシュアル・ハラスメントには、おもに次の二つのタイプが考えられます。ひとつは、地位や立場を利用して相手に性的な行動を迫り、その受諾によって利益を与え、またはその拒否によって就学上・就労上の不利益を与えたり、またはそのようにほめかけたりするもので、「地位利用・対価型」と呼ばれています。例としては、〈単位認定や論文指導などの立場にある教員が、学生の意向に反して執拗にデートなどにさそう〉、〈教員が、指導と称して研究室に呼び、性的なことを強要する〉、〈教員が、深夜に個別的な指導を人目の行き届かない状況で行う〉、あるいは、一般社会で指摘される〈酒席で上司がおしゃくやデュエットを強要する〉などがあります。

もうひとつは、不快な言動によって、教育・研究環境をはじめ、職場や生活環境を悪化させるもので、「環境型」と呼ばれています。例としては、〈公の場で、同席者を不快にさせるような猥褻な話をしたり、性的な噂話をする〉、〈コンパの席で体をさわったり、性的なアプローチをする〉、〈過度に電話やメールをしたり、帰宅途中で待ち伏せしたりする〉、〈身体的特徴や性指向によって差別したり、からかいの対象とする〉、〈学生の容貌の品定めをする〉、などがあります。

【ジェンダー・ハラスメント】

女性・男性に対して、固定化された性別役割を押しつけることを、「ジェンダー・ハラスメント」といいます。例としては、〈「女だから論理的でない」「女は研究に向いていない」「女は勉強より愛嬌だ」などと言い、女子学生に学修への意欲を失わせる〉、〈「研究をしたいなら、結婚・出産はするな」と言う〉、〈女子学生にスカート着用を命じる〉、〈お茶汲みなどの仕事を、女性に期待したり、強要する〉、〈「男のくせに力に弱くて情けない」「男のくせになよなよするな」など、男子学生に男らしさを強要する〉、〈女性であることを理由に重要な仕事を任せない〉、〈「おばさん」「おじいさん」など侮蔑的な呼び方をする〉、〈教職員が産休・育休をとると、嫌がらせを言う〉、などがあります。

(事例の実際は前後の脈絡も重要です。以下同)

2 その他のハラスメント

「その他のハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントを指します。第一に、教職員が職務上、雇用形態上、もしくは教育研究上の地位または権限を不当に利用して、学生、教職員に対して行う、身体的もしくは精神的苦痛を与える不適切な言動、第二に、学生間および教職員間で、それぞれの関係性を不当に利用して行われる同様の言動、これらの言動を総称して「その他のハラスメント」と呼びます。

その他のハラスメントに該当する典型的なものとして、「アカデミック・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」と呼ばれているものがあります。しかしこのカテゴリーは、これら二つのハラスメントに限定されるものではなく、複雑かつ多岐に及ぶハラスメントの実態に対応するものです。

(1) アカデミック・ハラスメント

第一義的には、教員が、学生・教職員等に対し、教育研究上の地位または権限、もしくは関係性を不当に利用して、身体的もしくは精神的苦痛を与える不適切な言動を行い、他の当事者の学修、研究、職務の遂行を妨げ、個人の尊厳を侵害することを言います。教員から学生に対してだけでなく、教員から職員に対して、教員間においても起こります。また、上級生から下級生に対してのように、学生間においても起こります。また、一方の当事者が明瞭に優越的立場になくても人間関係において優越・従属が生じますので、一見従属的に見える者(例えば職階が下の者、年下の者)がハラスメントを行う場合もあります。

授業に関連する学外実習で、指導者と学生間においてもハラスメントは起こります。学外実習で指導者との関係で個人の尊厳を侵害されたと感じたときは、まずは実習の担当教員に相談しましょう。

【アカデミック・ハラスメントの例】

- ① 教育・研究上の地位・権限を利用するもの。〈正当な理由なく本人の意に反する研究テーマを押しつける〉、〈学修上伝えるべき情報を特定の学生に故意に伝えない〉、〈学生の研究成果を自分の論文に盗用する〉、〈指導教員単独の名前で発表する原稿を学生に書かせる〉、〈正当な理由なく推薦状を書くことを拒否し、留学や就職活動を妨害する〉、〈特定の学生のみを集中的かつ執拗に叱責する〉、〈私的な用務(教員の原稿の清書やPC入力、授業や研究に係のないコピー取り、教員の試験の採点、車での送り迎え、歯医者予約など)を行うよう強要する〉、〈教員の著書や記念論文集を買うよう強要する〉、〈学生の年齢に対し差別的な発言を行う〉、〈職務上知り得た個人情報了他の人に告げて回る〉、〈不利な嘘の噂を故意に流す〉、〈正当な評価を行わず、採用・昇進について差別的な扱いをする〉、など。
- ② 学修・研究・職務の遂行を妨げるもの。〈正当な理由なく指導学生に対して指導をしない〉、〈指導において、頭が悪い、馬鹿だなど侮辱的なことを言う〉、〈正当な理由なく特定の学生に対して不当に低い評価を行う〉、〈正当な理由なく、提出されたレポートを読まずに突き返したり、捨てたりする〉、

〈正当な理由なく、研究のために必要な文献・資料・機器等の使用を制限し、研究活動を妨げる〉、〈教員間の対立から、対立する相手が指導する学生に対し正当でない措置を行う〉、〈他の学生とは明らかに異なる接し方をし、過剰に課題を与えたり、逆にまったく与えなかったりする〉、〈私生活にいたるまで、ああしろ、こうしろと命令する〉、〈シラバスに「茶髪の学生お断り」と書く〉、〈暴言を繰り返す〉、など。

アカデミック・ハラスメントを受けた学生は、恐怖や不安を感じ、自信を失ってしまいます。学習・研究活動を行うことが苦痛になり、勉学意欲をなくしてしまいます。教員、職員においても同様です。アカデミック・ハラスメントとは深刻な人権侵害なのです。

(2) パワー・ハラスメント

第一義的に、管理的業務上優越的立場にある者が、職務遂行上従属的立場にある者に対し、職務上または雇用形態上の地位または権限を不当に利用して、身体的もしくは精神的苦痛を与える不適切な言動を行い、相手に不利益や損害を与え、個人の尊厳を侵害すること、を言います。パワー・ハラスメントは、教職員間だけでなく、教職員と学生の間でも起こります。大学外においては、学生のアパート先での上司・同僚との関係も含まれます。個人によるものだけでなく、集団によるものもあります。また、一方の当事者が明瞭に優越的立場になくても人間関係において優越・従属が生じますので、一見従属的に見える者（例えば職階が下の者、年下の者）がハラスメントを行う場合もあります。

〔パワー・ハラスメントの例〕

〈正当な理由なく特定の人に重要な仕事を割り振らない〉、〈疑問や改善を提起したことに対して、報復的措置を行う〉、〈職務上の失敗に対し、必要以上に大声をあげて叱責する〉、〈仕事のことで話しかけられても、聞こえないふりをしたり、返事をしない〉、〈正当な理由なく、職務上必要な情報を特定の人にだけ伝えない〉、〈優越的地位にある者の指示が不適切であったのに、下の者のせいにする〉、〈職務上の能力を得るために必要な指導を特定の人にのみ行わない〉、〈職務上知っていた個人情報を周囲に告げて回る〉、〈正当な評価を行わず、採用・昇進について差別的な扱いをする〉、〈職務と関係のない私的な用務を行うよう強要する〉、〈仕事のやり方に執拗に口を挟み、命令する〉、など。

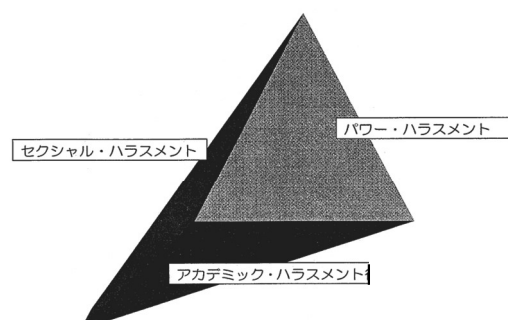
3 「ハラスメント」行為の形態

人間の行為としてのセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントはしばしば、それぞれの行為が個別に生起するというわけではなく、部分的に重複しつつ複雑に絡み合いながら発生します。その意味において、それぞれのハラスメント行為には明確な線引きができるわけではなく、一つのハラスメント行為が複数の性格を同時に持っている可能性がある、複眼的に捉えられなければなりません。〔参照：ハラスメント防止規程2条3項〕

上記で言及されなかったハラスメントとして学生間で生起する以下のようなハラスメントがあります。

〈特定の学生に対して複数でいじめを行う〉、〈「学生飲み会の席で、あまり飲めない人に一気飲みを強要する〉、〈上級生が、クラブやサークル新入生に対してシゴキを行う〉、〈仲間はずれにする、不当に罵る、口をきかない等の嫌がらせをする〉、〈根拠のない悪い噂をメールで大勢に流す〉、など。

図1 ハラスメント行為の複合性



Ⅲ ハラスメントを防止するための基本的な心構え

1 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは女性だけの問題ではありません。女性教員から男子学生への例や、同性同士の例もあります。男性教員から女子学生に対する性的な言葉や行動が、同じクラスの男子学生の勉学意欲を妨げるなどの間接的被害でも、セクシュアル・ハラスメントの問題と言えます。つまり、セクシュアル・ハラスメントは、男性にも女性にも、どのような立場の人にも起こりうる問題です。

また、私たちは誰でもいやがらせを受ける可能性があると同時に、誰でもセクシュアル・ハラスメントを起こしてしまう可能性があります。自分の発言や行動によって相手を傷つけないように気づかう態度が、セクシュアル・ハラスメントの防止のみならず、望ましい人間関係を築くための、当然の配慮と言えます。

〔ジェンダー的社会的通念の払拭〕

また、セクシュアル・ハラスメントの根底には、「男のくせに根性がない」、「女子学生は研究指導のしがないがない」などという発言にあらわれているような、女性あるいは男性の社会的性別役割を固定的にしか見ない態度が存在していることに、注意しなくてはなりません。

〔具体的な注意事項と心構え〕

次に、加害者と被害者に対する具体的な注意をかかげます。

- (1) 性に関する言動は、人格や人権に深く関わっており、その受け止め方には個人間や男女間で差があります。したがって、セクシュアル・ハラスメントにあたるか否かは、被害を受けた者の判断が重要になりますから、次の点について注意する必要があります。

- ① 親しさをあらわすつもりで言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があること。
 - ② 不快に感じるか否かには個人差があること。
 - ③ 「この程度は相手も許容するだろう」という、勝手な臆測をしないこと。
 - ④ 「相手との良好な人間関係ができています」という、勝手な思いこみをしないこと。
- (2) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限りません。セクシュアル・ハラスメントを受けた人は、たとえ不快に思っても、大学での人間関係などを考えて、特に教員に対する学生の場合など、明確な拒否の意思表示ができないことも少なくありません。その場合にも同意・合意と勘違いしてはなりません。
- また、相手が拒否し、あるいは嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動をくり返さないことです。
- (3) 一方で、自分が、「いやだな」、「へんだな」と感じたときには、はっきりと拒否の態度を示すこと。毅然とした態度で、その場で相手に“NO”（いやだ）と言いましょ。また、一人で悩まず、信頼できる人に早めに相談してください。がまんしたり、受け流したりする対応では、状況を改善することにつながりません。
- (4) 学生が受けるセクシュアル・ハラスメントの半数近くが、アルバイトという就労の場で起きています。特に新入生が過半数を占め、学生は入学してまずアルバイト先でセクシュアル・ハラスメントの被害を受けることが多いですから、特に注意してください。

2 その他のハラスメント

大学で起きるハラスメントは、セクシュアル・ハラスメントだけではなく、大学における、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントに代表されるハラスメントは、近年ますます大きな問題となってきています。大学における学生・教職員の教育・研究その他の活動、これと関連した職務上の活動は、自由かつ民主的なものでなければならず、それが阻害されるような状況は絶対に許してはなりません。

アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等を防止するためには、大学構成員（学生・教職員）すべての努力が結集されなければなりません。大学構成員は、日本国憲法に定められた人権尊重の理念が大学で実践されているかどうか、不断に注意を払わなければなりません。

教育・研究上もしくは管理運営上優越的立場にある者は、従属的立場にある者の自由意思、自発性を尊重し、個人の能力がいかに発揮される、明るく自由闊達なキャンパス作りを推し進める努力を怠ってはなりません。自らの立場の優越性は、他の者を指導し、学修上・職務上の能力を促進し、よりよい教育・研究環境を作るために奉仕するためのものであり、自らの便宜のためにのみそれが行使されることがあってはなりません。

学生・教職員は、自分もしくは周囲の者がハラスメントを受けていると思われる場合には、はっきりと意思表示し、抗

議をする勇気をもつことが肝要です。ハラスメントを受けている人の周囲にいる人は、ハラスメントを看過・黙認してはならず、それに対して断固として異議を唱えなければなりません。ハラスメントを受けた場合には、はっきりと「No!」と言ってください。それで解決できない場合には、身の回りの人々や、ハラスメント専門相談員、学生相談員、保健室保険師、指導教員に相談してください。ハラスメント被害の申し出は、ハラスメントを受けた人だけでなく、それ以外の人でも行うことができます。（ただし、セクシュアル・ハラスメントを受けた人以外からの申し出の場合には、セクシュアル・ハラスメントを受けた人の了解を得て後、対処することになります。）

ハラスメント被害の申し出がなされた場合は、ただちに「ハラスメント専門相談室」が対処しなければなりません。ハラスメント専門相談員が、自らの利害を考えて、この申し出を放置したり、申し出を取り下げるよう説得したりすることは許されません。また、指導的立場にある者が、ハラスメントを容認もしくは助長する立場をとることは許されません。

IV 被害の訴えや相談についての対応

〔被害にあったとき〕

ハラスメントを受けたと思う学生・教職員は、いつでも大学に相談することができます。被害者が悪いものではありません。「自分にもスキがあったのではないかなど、自分を責める必要はありません。また、続く被害を防ぐためにも、勇気を出して相談に来てください。担当者は必ず秘密を守ります。また、直接、間接に被害を受けた人に限らず、その人から相談を受けたり、または第三者として目撃したりした人も相談することができます。

相談や訴えに備えて、被害を受けた日時・場所・内容・目撃者など、メモをしっかりとっておくことも大切です。

相談および解決は次のような段階的手順を経て行われます。

〔相談窓口〕

相談者は、相談窓口のハラスメント専門相談員（以下、「専門相談員」と略記）、学生相談員、学生相談室担当職員のところへ来てください。これらの相談員は、定期的に必要な研修やトレーニングを受けています。

相談員の氏名および連絡先は毎年度初めに学内で公表します。学生相談室におもむくか、相談しやすい相談員に直接連絡を取ってください。相談室は管理棟の1階にあります。

〔関係機関の役割と救済申し立て後の手続き〕

1 関係機関の役割

(1) ハラスメント専門相談室（以下、「専門相談室」と略記）

専門相談員は、各学部長・研究科長と相談の上、性別に配慮して、学長が任命します。専門相談室はハラスメントに係る相談や救済の申し立てに応じ、必要に応じてカウンセリング機関の紹介や法的な手続きなどについてのアドバイスをを行います。

(2) ハラスメントに関する人権問題委員会(以下、「人権問題委員会」と略記)

- ① 人権問題委員会は常設の委員会とし、その構成は性の偏りがないように配慮します。

人権問題委員会はハラスメントの防止に関する啓発活動や研修・教育を企画・立案・実施し、必要に応じて弁護士など学外の門家の意見を聞くことができます。

- ② 専門相談室から報告を受けた人権問題委員会は、人権侵害問題としてとり上げるべきかどうか、すべての相談内容に基づいて慎重に協議します。その結果、緊急措置が必要と判断したときは、学長にその旨を勧告し、学長は直ちに必要な措置を講じます。

(3) セクシュアル・ハラスメントに関する調停委員会

- ① 申立人の要請があった場合、人権問題委員会は調停委員会を案件ごとに設置します。委員長と委員は人権問題委員会が指名します。但し、委員には人権問題委員会委員が必ず一人は入ります。委員の構成に際しては、性の偏りがないように配慮します。
- ② 調停は、自らの救済を申し出た人の意向を可能な限り尊重して行われますし、セクシュアル・ハラスメントに関する調停委員会は当事者に対して解決策を押しつけることもありません。また、調停は被害を申し出た人の意向により、いつでも打ち切ることができます。
- ③ 委員会は調停の結果を学長および人権問題委員会に報告書として提出します。なお、調停が不調に終わった場合、被害を申し出た人はあらためて処分等の申し立てを専門相談員に対して行うことができます。

(4) 事実調査委員会

- ① 人権問題委員会は事実調査委員会を案件ごとに設置します。委員長と委員は人権問題委員会が指名します。但し、委員には人権問題委員会委員が必ず一人は入ります。委員の構成に際しては、性の偏りがないように配慮します。委員の氏名は委員長名を除いて公表されません。なお、調査対象者の所属する学科や研究科等のメンバーは委員に指名されません。
- ② 事実調査委員会は、相談者および被害を受けたと申し出た人の同意を得た上で調査を開始し、すみやかに調査をし、調査結果を原則として60日以内に文書で人権問題委員会に報告します。なお、事実調査委員会は被害を申し立てられた人から事実関係などを聴く場合には、当人に対し十分な弁明の機会を与えなければなりません。

2 救済申立て後の手続き

大学として何らかの対応が求められる事例については、被害を受けたと申し立てた人ないしは相談者と相談しつつ、ハラスメントの内容に応じた対応と手続きを行うことになります。これは、セクシュアル・ハラスメントとそれ以外のハラスメントとで異なります。

(1) セクシュアル・ハラスメントの場合:

- ① 専門相談室は被害を受けたと申し立てた人ないし相談者からの申し立てを受けたら、直ちに人権問題委員会に報告をします。

- ② 報告を受けた人権問題委員会はただちに協議を行い、必要な対応および処置を学長に勧告し、学長は適切な対応に努めるものとします。人権問題委員会は申し立てた人が調停を望んでいるか否かに応じ、異なる手続きに諮ります。

〔調停の場合〕

申立人が調停を望んでいる場合には、セクシュアル・ハラスメントに関する調停委員会を設置します。

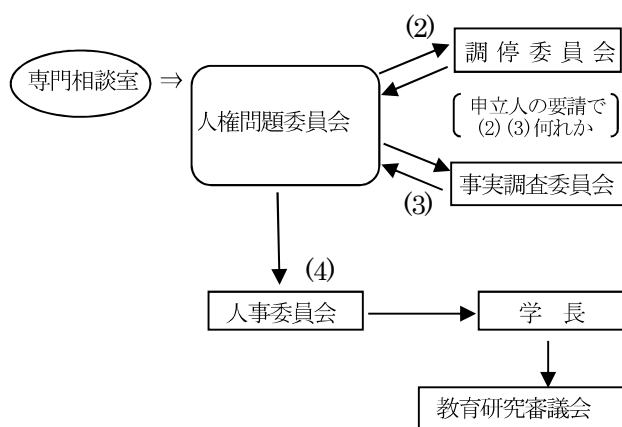
調停が不成立の場合は、人権問題委員会が申立人から再度意見を聴取し、対応を協議します。

〔調停によらない場合〕

申し立てた人が調停を望んでおらず、大学が事実を調査して問題を解決する必要があると考えられる場合は、**事実調査委員会**を設置し、当事者の所属する学部の長、また、大学院学生が関わっている場合には大学院研究科長、職員が関わっている場合には事務部門長にもその旨を報告します。

- ③ 必要な対応および処置には、被害者に対しての救済、カウンセリングおよびアフターケア、加害者に対してのハラスメント行為再発防止のための人権教育および研修、さらには加害者の処分が含まれます。

<手続きのイメージ図>

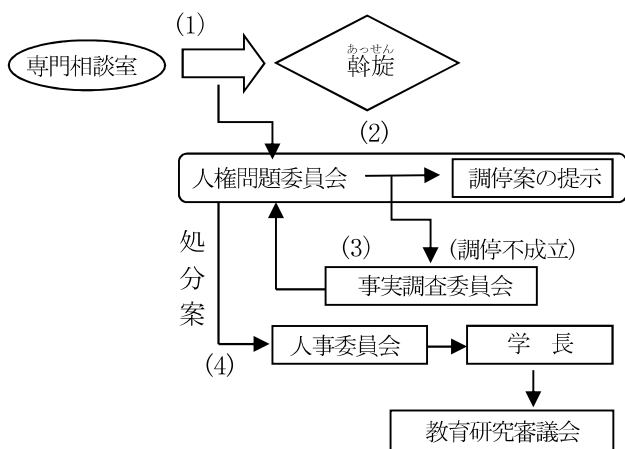


(2) その他のハラスメントの場合:

- ① 専門相談室は被害を受けたと申立人から相談を受けたら、まずは両当事者に対して^{あっせん}斡旋による問題解決を試みます。この場合の斡旋とは具体的には、専門相談室が間に入り、各当事者に対して事実の確認や必要な場合には厳重な注意等を行うことによって、専門相談室の次元での問題解決を意味します。これによって問題が解決しない場合には、専門相談室は事例を人権問題委員会に報告します。
- ② 人権問題委員会は事例の報告を受けたら直ちに、職権によって調停を開始し、両当事者から事情を聴取した上で、両当事者に調停案を提示します。
- ③ 人権問題委員会内での調停によって事例が解決せず、大学が事実を調査して問題を解決する必要があると考えられる場合は、申立人の同意を得た上で、人権問題委員会は事

実調査委員会を設置し、当事者の所属する学部の長、また、大学院学生が関わっている場合には大学院研究科長、職員が関わっている場合には事務部門長にもその旨を報告します。

＜手続きのイメージ図＞



【加害者の処分】

- (1) 学生が加害者のとき、その処分には退学までが含まれます。
- (2) 教職員が加害者のとき、その処分には免職までが含まれます。
- (3) 懲戒処分などの処置がとられる場合には、次のような手続きをふみます。
 - ① 加害者が学生であった場合は、その処分は学則に基づき、処分理由を書面で本人に通知した上で、教授会または研究科会議の議を経て、学長が決定します。
 - ② 加害者が教員であった場合は、その処分は愛知県公立大学法人教員等人事手続規程等に基づき、同じく処分理由を本人に通知した上で、教育研究審議会の議を経て、理事長が決定します。
- (4) 加害者が事務職員であった場合は、その処分は愛知県公立大学法人職員処分審査会要綱に基づき理事長が決定します。

【不服申立て】

被害者および加害者は、処分および処置内容に不服がある場合は、学長に対して不服申立てを行うことができます。

【対応についての報告・公表】

大学による処置が決定したら、学長は、ただちに被害者に通知します。

同様に、大学による処置が決定したら、学長は加害者とされた者に通知しなければなりません。

学長は、事件の経過および処置の内容について、教育研究審議会に報告しなければなりません。

相談への対応がすべて終了し、学長が、内容が重大で、その必要があると判断した場合は、関係者のプライバシーを尊重し、被害者の同意を得た上で、事実の経過および処置について学内に公表するものとします。

V 相談者および証言者の権利と手続きに関わる者の義務

【秘密厳守】

学長をはじめ、職務上情報を知り得た者は、当該事項について秘密を厳守しなければなりません。

相談者および証言者は、安心して相談および証言ができるように求めることができます。

【二次被害の防止】

また、手続きに関わるすべての学内機関および委員は、相談したり訴え出たことで相談者に不利益が生じないように対応しなければなりません。

手続きに関わるすべての学内機関および委員は、関係する学生・教職員の名誉やプライバシーを最大限尊重する義務を負うとともに、相談者および証言者に対する二次被害を防止するように努めます。

VI 再発防止のために

【再発の防止】

所定の手続きを経て処分が確定したときには、加害者は、再発防止のための教育・研修を受け、ハラスメントについての認識を深めて、再び繰り返すことのないように努めなければなりません。

加害者は、相談者および証言者ならびに手続きに関わった者に対する報復を、学内外を問わず、いかなるかたちであれ、いっさい行ってはなりません。

学内外における再発を助長するようなあらゆる言動や行為は、いっさい許されません。万一そのような行為があった場合は、学長は必要な対応を行います。

【理事長以下、すべての学生・教職員の責務】

理事長と学長は、ハラスメントのない学習・研究・教育環境をつくる責任を負います。

学長および各部局長は、大学管理機関に協力して、ハラスメント発生の未然防止と根絶のために必要な措置を講じるものとします。

本学のすべての教職員および学生は、ハラスメント発生の未然防止と根絶につとめるものとします。

この指針は、必要に応じて見直し、改善するものとします。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。

内部通報制度について

法令遵守や教職員倫理の向上を図り、広く県民から信頼される大学づくりを進めていくため、コンプライアンス（倫理・法令遵守）の推進に取り組んでいます。

そのための体制づくりとして、本学の教職員のコンプライアンスに反する行為の情報等を受付ける「通報窓口」の設置を始めとする体制が、下記のとおり定められています。

1 通報窓口

愛知県公立大学法人（以下「法人」）内にあって、通報窓口を設置するとともに、法人の外部にも通報窓口を設置しています。

① 法人内窓口

・ 監査室

TEL (0561) 76-8906（直通）

FAX (0561) 64-1101

E-mail kansa@puc.aichi-pu.ac.jp

② 法人外窓口

・ 熊田法律事務所

（弁護士 熊田 均）

TEL (052) 961-8623

・ 皆見幸会計事務所

（公認会計士 皆見 幸）

TEL (0533) 56-9270

2 通報できる項目

① 法人の運営に関する役員及び教職員の倫理・法令違反行為及びそのおそれがある行為

② 法人の役員及び教職員の行為がコンプライアンスに反する行為か否かについての相談

なお、ハラスメントについては、ハラスメント専門相談員、学生相談員及び学生相談室担当職員が相談窓口となっています。

3 利用できる者

① 本学の学生

② 法人の役員及び教職員（非常勤を含む）

③ 法人に派遣されている労働者

④ 法人との請負契約その他の契約で継続的に労務を提供している取引業者の労働者（常駐者）

4 通報の方法

通報を行おうとする者は、通報窓口に対して、原則として、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は口頭によるものとします。

5 調査

窓口で受付けた後、必要に応じ、監査室で調査を行います。

留 学 ・ 国 際 交 流

■留学支援室

留学支援室は長久手キャンパス学生支援課（E棟1階）内にあります。留学相談や留学に関する情報提供、国際交流に関する各種イベントを実施しています。また、室内には協定大学や留学全般に関する資料を多数揃えていますので、自由に閲覧してください。

■留学の種類

1 協定大学への交換留学

協定大学への半年から1年の留学で、留学先での授業料が免除されます。協定大学で交換留学生として教養科目や専門科目を履修し、帰国後単位認定を受けます。希望者を募り、成績、語学能力、志望理由等に基づき学内で選考し、候補者を協定大学に推薦します。協定大学が最終的に候補学生の受入れ可否を決定します。

2 協定大学への派遣留学

協定大学への半年から1年の留学です。協定大学で派遣留学生として授業料を納入しながら、語学研修または教養科目や専門科目を履修して単位認定を受けます。交換留学と同様、希望者を募り、成績、語学能力、志望理由等に基づいて学内で選考し、協定大学に推薦します。協定大学が最終的に候補学生の受入れ可否を決定します。

3 認定留学

協定大学以外又は協定大学に学内の選考を経ずに個人で申請して行なう留学で、留学先で履修した科目の単位が認められます。対象となるのは、各国の国公立大学およびそれと同等と認められる私立大学のみです。認定留学と認められるには、学内での慎重な審査が必要で、十分な時間的余裕が求められます。履修予定の科目の授業内容、レベル、時間数を含めた学修計画書を作成し、所属学科の留学支援委員が教務委員の教員に相談しておく必要があります。

4 協定大学へのショートプログラム

本学の夏期・春期休暇中に海外で行われる2～5週間の語学プログラムです。ショートプログラムを経験し、より長期の留学を志す学生も多くいます。

5 学位取得留学

学位の取得を目的とする留学です。大学卒業後の大学院留学や、在学中に外国大学で学位を取得する留学（ダブル・ディグリー）等があります。

6 その他の留学

自分で留学先を探して行う留学です。留学先は自由に選ぶことができますが、留学手続きはすべて個人で行います。大学や語学学校に通うほか、ワーキングホリデーのように、

滞在資金をアルバイトで補いながら、最長1年間の海外生活を体験する制度を使ったものや、インターンシップ、ボランティア（青年海外協力隊等）などがあります。

■留学中の在学・休学について

1 留学の時期

将来の進路のことを考えて、帰国する時期に注意して留学するようにしてください。教員免許等を取得する場合には、必修の教職科目履修（履修学年を特定している場合）や教育実習などについて事前によく調べる必要があります。所属学科の教職支援委員及び教務委員並びに学務課（教職担当）へ相談してください。

2 留学と休学

<在学のまま留学する場合>

留学期間も本学の在学期間となるため、4年で卒業が可能となります。留学期間中は本学に授業料を納めます。各種資格を取得する場合は、在学のまま留学すると、4年間で資格を取得できない可能性があります。また、所属学科によっては、在学のまま留学しても4年間で卒業できない場合があるので、在学のまま留学するか休学するかは各学科の教務委員に相談して決めてください。

<休学して留学する場合>

留学中は休学期間となります。帰国後、卒業に必要な4年間の在学期間を満たすために、留学期間（休学期間）分本学に在学する必要があります。従って、4年間では卒業できません。

■海外協定大学・機関

本学が学術交流協定を締結している外国大学は、2022年3月現在、以下のとおりです。（国・地域名50音順）

アメリカ	アシュランド大学
	アリゾナ州立大学
	オッターベイン大学
	カリフォルニア州立大学チャンネル・アイランド校
	ニューヨーク州立大学フレドニア校
	プレスビテリアン大学
イギリス	ポートランド州立大学
	セントラル・ランカシャー大学
インドネシア	ニューカッスル大学
	ガジャマダ大学
ウズベキスタン	タシケント国立東洋学大学
オーストラリア	ウーロンゴン大学
	オーストラリアン・カソリック大学
	スインバーン工科大学
	ディーキン大学
	西オーストラリア大学
カナダ	ケベック大学モントリオール校
	ニューファンドランド・メモリアル大学

韓国	韓国外国語大学
	ソウル基督教大学
	清州大学
スペイン	ア・コルーニャ大学
	アリカンテ大学
	サンティアゴ・デ・コンポステラ大学
	セビリャ大学
	ブンペウ・ファブラ大学
	CEUサン・パブロ大学
タイ	ナワミンタラティラート大学
台湾	静宜大学
	東呉大学
中国	華東師範大学
	四川師範大学
	南京師範大学
ドイツ	ケルン大学
	テュービンゲン大学
	ミュンスター大学
	ライプツィヒ大学
	リューネブルク大学
フランス	トゥールーズ大学ジャン・ジョレス校
	リール大学
	ロレーヌ大学
ブラジル	サンパウロ大学
ペルー	ペルー・カトリカ大学
ベルギー	アントワープ大学
	ブリュッセル自由大学
ポルトガル	ミーニョ大学
マレーシア	テイラーズ大学
メキシコ	グアダハラハラ大学
	プエブラ自治栄誉大学
	メキシコ国立自治大学
	ラス・アメリカス大学プエブラ校
ラオス	ラオス国立大学
ロシア	クラスノヤルスク医科大学
	シベリア連邦大学
その他	UMAP (アジア太平洋大学交流機構)
	SAF (スタディ・アブロード・ファウンデーション)

■海外留学奨学金

1 日本学生支援機構(JASSO)海外留学支援制度

協定大学への8日間から1年以内の留学を支援する制度です。毎年競争的に配分される派遣留学生枠に基づいて、海外協定大学・機関へ派遣する学生候補を学内で選考しJASSOへ推薦するもので、採用されれば、留学する国・地域・都市により、月60,000～100,000円の奨学金が留学期間中受給できます。詳しくは留学支援室へお問い合わせください。

2 外国政府及び民間団体奨学金

外国政府奨学金は、外国政府又は政府関係団体がその国の高等教育機関へ留学する日本人に対して奨学金を給付する制度です。一方、民間団体奨学金は民間の企業あるいは奨学団体が奨学金を給付する制度です。奨学金の情報は、日本学生支援機構のホームページ (<https://ryugaku.jasso.go.jp/scholarship/>) にも掲載されています。

■留学情報

留学の第一歩は情報収集です。各国・地域の留学情報が下記機関のウェブサイトでご覧いただけます。

1 英語圏

- ・イギリス留学 <https://www.britishcouncil.jp/>
- ・アメリカ留学 <https://www.fulbright.jp/>
- ・カナダ留学 <https://www.educanada.ca/>
- ・オーストラリア留学 <https://www.studyinaustralia.gov.au/>
- ・ニュージーランド留学 <https://www.studywithnewzealand.govt.nz/>

2 欧州諸言語圏

- ・フランス留学 <https://www.japon.campusfrance.org/ja/>
- ・ドイツ留学 <https://www.daad.jp/>
- ・ブラジル留学 <https://www.studyinbrazil.com.br/>
- ・スペイン留学 <http://www.studyinspain.info/>

3 アジア諸言語圏

- ・中国留学 <http://www.admissions.cn/>
- ・韓国留学 <https://www.studyinkorea.go.kr/>
- ・台湾留学 <https://www.studyintaiwan.org/>

4 留学情報全般

- ・外務省 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・日本学生支援機構海外留学情報 <https://ryugaku.jasso.go.jp/>
- ・留学サービス審査機構(J-CROSS) <http://www.jcross.or.jp/>

■留学相談と説明会

留学支援室では留学相談を予約制で受け付けています。相談を希望する1週間前までに、室内の予約表またはオンラインにて予約してください。留学説明会は学内で定期的に開催されます。2021年度は6月と10月に開催しました。留学を考えている人は是非ご参加ください。

■留学・旅行等で海外渡航する際の注意

海外へ渡航する場合は、必ず出発前に海外渡航届をオンラインで提出してください。 (<https://forms.office.com/r/iCtB3anK0m>)

海外で日本人が巻き込まれる事件が発生しています。外国での滞在期間が3か月未満の場合は外務省海外旅行登録「たびレジ」 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>) へ登録し、3か月以上の場合は「在留届」 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>) を提出してください。

また、留学あっせん業者等を通して海外へ渡航する学生は、2011年11月25日に留学サービス事業者の認定を開始した留学サービス審査機構(J-CROSS)を利用するなど、今まで以上に注意深く留学業者や留学先の安全情報等の収集を行ってください。

■留学支援室へのお問い合わせ

メール: ryugaku@bur.aichi-pu.ac.jp

留学相談(予約制): 火・水曜 12:00-16:30、木曜 9:30-13:00

就 職・進 路

■就職先の紹介

卒業予定者に対する就職先の紹介は、キャリア支援室及び守山キャンパス学務課が担当しています。キャリア支援室及び守山キャンパス学務課は就職先の紹介を行うとともに必要に応じて就職のためのガイダンスや就職相談等を実施し、様々な希望に対応できるようにしています。

日ごろから自分の適性・能力を振り返り、自分の進路について真剣に考え、また希望する進路についての情報・知識を得るために、様々なプログラムに積極的に参加しましょう。

■キャリア支援室

キャリア支援室は長久手キャンパス学生支援課（E棟1階）内にあります。就職ガイダンスや各種プログラム開催のほか、就職活動に関する情報資料の公開、キャリア・就職についての個人相談などを行っています。これらは就職活動の準備をしている3,4年生だけでなく、1,2年生も利用できます。また、サテライトキャンパスでも就職相談を行っていますので、積極的に活用してください。

守山キャンパスでは、進路情報室に就職関係資料及び進学関係資料が置いてあります。詳細は、「守山キャンパス必携」を参照してください。

1 就職・キャリアガイダンス

全学年対象のキャリアセミナーや3年生対象の就職活動の進め方、エントリーシート・履歴書対策講座、民間企業や官公庁による説明会や業界研究会、面接対策講座、内定者（4年生）による報告会、OB・OG交流会など多様なガイダンスを開催しています。

2 インターンシップ

大学と企業との連携によるインターンシップをはじめ、大学を通して申し込む官公庁へのインターンシップなど様々なインターンシップ情報を公開しています。

3 求人情報、企業情報の公開

愛県大生のための就職情報サイト「求人検索NAVI」では、求人情報や企業情報、先輩の就職活動体験記など、就職活動を支援する様々な情報を公開しています。

4 就職・進路相談

学年を問わず、就職・進路全般に関する相談を受け付けています。就職活動における不安や質問などがある時はもちろん、ES・履歴書などの添削や面接練習なども行っています。

専門相談員がアドバイスしますので、気軽に相談してください。

5 就職活動用資料、参考図書の設置

就職活動では情報収集が欠かせません。キャリア支援室では、キャリア・就職に関する書籍を揃えています。

また、日経新聞や試験対策本も自由に閲覧することができます。

6 進学関係資料

他大学の大学院、転・編入学関係の資料が置いてありますので利用してください。なお、本学の大学院関係の資料は、入試課にあります。

7 学生アルバイト情報ネットワーク

アルバイトを希望する学生は、ホームページの学生生活からアルバイト情報を検索することができます。

■就職状況

本学の就職状況は、求人・就職とも多方面にわたっており、本人の努力次第で活躍の場所は広がっています。

最近の卒業生の主な就職先は大学案内やホームページ等で確認できます。

施設の利用

●体育施設の利用

1 利用できる施設

テニスコート・体育館・プール・多目的グラウンド（第一グラウンド）・野球場（第二グラウンド）・弓道場・武道場（このうち、プールの利用方法等については別途定めています。）

2 利用時間

平 日 9：00～21：00

土・日・祝日 9：00～18：00

3 休業日

全学休暇及び年末・年始

4 利用方法

利用日の1週間前の12:00までに、UNIVERSAL PASSPORTの教室予約メニューから該当施設を予約してください。

5 鍵の受領方法

学生証を守衛室に提示し、必要事項を記入してください。

6 利用の心得

- (1) 体育館内では体育館専用シューズ、テニスコートでは人工芝用又はクレー用テニスシューズを使用すること。
- (2) 利用時間を厳守し、利用後は直ちに鍵を守衛室に返却してください。
- (3) 利用後は設備等を原状に回復してください。
- (4) 火気・衛生に留意し、持ち込んだゴミは学内に放置しないで清潔に保つようにしてください。
- (5) 所定の場所以外では飲食をしないこと。
- (6) 貴重品は各自で責任を持って保管してください。
- (7) 施設・設備・備品等を破損・紛失・著しく汚損した場合は直ちに学生支援課へ届けてください。
- (8) 屋外体育施設が雨、雪等で軟弱な場合は、使用を中止します。
- (9) その他、学生支援課職員の指示に従ってください。

※上記の心得を守れない場合は施設の利用ができないことがあります。

●学生会館の利用

1 利用できる部屋

部室・和室・自治会分室・中集会室・小集会室・防音室

2 利用時間

9：00～21：00

合宿する場合を除く。

3 休館日

全学休暇及び年末・年始

4 利用方法

利用日の1週間前の12:00までに、UNIVERSAL PASSPORTの教室予約メニューから該当施設を予約してください。

合宿をする場合は、宿泊者名簿を必ず学生支援課に提出し、「愛知県立大学学生会館施設利用規程」を遵守してください。

5 鍵の受領方法

学生証を守衛室に提示し、必要事項を記入してください。

6 利用の心得

- (1) 室内は整理整頓・消灯・戸締まり等を確実に行ってください。
- (2) 利用後は設備等を原状に回復してください。
- (3) 電気器具（電気ストーブ・ポット等）、熱器具（カセットコンロ等）は持ち込まないこと。
- (4) 火気・衛生に留意し、持ち込んだゴミは学内に放置しないで清潔に保ってください。
- (5) 会館内は禁酒・禁煙です。
- (6) 所定の場所以外に掲示や貼り紙をしないこと。
- (7) 利用時間を厳守し、利用後は直ちに鍵を守衛室に返却してください。
- (8) 施設・設備を破損・紛失・著しく汚損した場合は直ちに学生支援課へ届け出てください。
- (9) その他、学生支援課職員の指示に従ってください。

※上記の心得を守れない場合は施設の利用ができないことがあります。

●教室の利用

1 利用できる教室

講義棟（B棟、H棟）	小講義室〔56人〕 中講義室〔70人〕 大講義室〔120人〕 特大講義室〔160人〕 演習室〔20人、30人〕
特別講義棟（S棟）	特大講義室〔200人、300人〕
日本文化・教育福祉 共用学部棟（G棟）	語学用講義室〔30人、50人〕
実験実習棟（F棟）	総合演技室 音楽室

2 利用時間

平日9：00～21：00

※B棟の利用は18：00まで。

※F棟の利用には担当教員の承認が必要です。

※長期休業期間中等における利用については、掲示を確認してください。

※全学休暇及び年末・年始は利用できません。

3 利用方法

「教室等利用届」を学務課に提出し、「教室等利用許可書」を受け取ってください。

提出は、利用日の前日17：00までに行ってください。

4 鍵の受領方法

教室等のAV機器を使用する場合は、学務課で学生証を提示して鍵を借りてください。F棟の教室の鍵は守衛室で貸出します。

鍵の保管管理は責任を持って行ってください。

5 利用の心得

- (1) 利用時間を厳守してください。利用後は速やかに鍵を返却してください。
- (2) 教室等の器具を、無断で移動又は使用しないでください。
- (3) 施設・設備・備品等を破損、汚損又は紛失した場合は、直ちに学務課に届け出てください。
- (4) 教室等での飲食はしないでください。
- (5) 教室等で火気を取り扱わないでください。
- (6) 教室等にゴミを放置しないでください。

●自習室等の利用

1 利用できる部屋

講義棟（H棟）	H204・H205（CALL教室） H307（視聴覚自習室）
実験実習棟（F棟）	F101（教職教材作成室） F008～F019（器楽練習室）

2 利用時間

平日9：00～21：00

※教職教材作成室は、18：00まで。

※長期休業期間中等における利用については、掲示を確認してください。

※全学休暇及び年末・年始は利用できません。

3 利用方法

上記時間帯の間、開室していますので自由に利用できます。

※視聴覚自習室については、学務課で学生証を提示して鍵を借りてください。

※CALL教室は授業優先です。利用可能時間は別途掲示します。

※教職教材作成室については、16：00以降は、学務課で学生証を提示して鍵を借りてください。

※長期休業期間中等における利用については、掲示を確認してください。

4 利用の心得

- (1) 利用時間を厳守してください。
- (2) 室内の器具を、無断で移動又は使用しないでください。
- (3) 施設・設備・備品等を破損、汚損又は紛失した場合は、直ちに学務課に届け出てください。
- (4) 室内で飲食はしないでください。
- (5) 室内で火気を取り扱わないでください。
- (6) 夜間に利用する場合は、複数の者で利用してください。
- (7) 室内にゴミを放置せず、清潔に保ってください。

●iCoToBa（多言語学習センター）の利用

iCoToBa（多言語学習センター）は、E棟2階にある学習施設です。

iCoToBaには、交流スペース（iLounge）、パソコン学習コーナー（Self-Study Space）、教室スペース（Activity Space）があり、e-Learningやグループ学習などに利用できます。また、外国の映画のDVD視聴もできます。

また、英語のほか、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、ポルトガル語などの講座を開講するとともに、異文化理解や交流のためのイベントを開催しています。また、個別でネイティブ教員と会話練習ができるiContactという時間も設定されています。

1 開室時間

平日 8：50～18：00

※長期休業期間中等における利用については、

ホームページ掲示を確認してください。

※全学休暇及び年末・年始は利用できません。

2 利用方法

施設利用の際には学生証を提示してください。

※本施設の利用は、学部生、大学院生、特別聴講学生（留学生含む）、研究生および芸大生に限ります。

●講堂・学術文化交流センターの利用

1 利用できる施設

講 堂

センター（多目的ホール、和室、文化交流室A、文化交流室B、小ホール、交流スペース）

2 休館日

- (1) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
- (2) 学長が施設の整備及び点検等のため休館とすることを認めた日

3 利用時間

講堂およびセンター 8:50～21:00

4 利用方法

「施設利用届」を研究支援・地域連携課(図書館内)に提出し、「届出確認書」を受け取ってください。

提出は、利用日の2週間前までにしてください。

5 鍵の受領方法

学生証を守衛室に提示し、必要事項を記入してください。

6 利用の心得

- (1) 利用時間を厳守してください。利用後は直ちに鍵を守衛室に返却してください。
- (2) 利用後は設備・備品、借用物品等を原状に回復してください。
- (3) 施設・設備・備品等を破損、汚損又は紛失した場合、あるいはそのおそれがある場合は、直ちに研究支援・地域連携課へ届け出てください。

7 注意事項

全館、喫煙、飲食禁止です。

●守山キャンパスの校舎等の利用

1 利用できる施設

講義棟・管理棟・体育館

2 休業日

全学休暇及び年末・年始

3 利用時間

「守山キャンパス必携」を参照してください。

4 利用方法

学業のために教室等を利用する予定がある場合、原則として平日利用の場合は利用日の前日までに、休日利用の場合は2日前までに「守山キャンパス校舎等使用許可申請書」を学務課に提出し、許可を得てください。

クラブ・サークル等で施設を利用する場合は使用の7日前までに「守山キャンパス校舎等使用許可申請書」を学務課に提出してください。

●学外施設の利用

愛知県立大学は徳川美術館の大学メンバーシップ及び愛知県陶磁美術館の大学等パートナーシップに加入していますので学生証を呈示すれば何度でも無料入館ができます。

<徳川美術館>

名古屋市東区徳川町1017

TEL 052-935-6262

FAX 052-935-6261

<愛知県陶磁美術館>

瀬戸市南山口町234

TEL 0561-84-7474

FAX 0561-84-4932

●掲示物、立て看板

1 掲示等の場所

長久手キャンパスは学生会館、B棟学生掲示板、その他学生支援課が指示する掲示板。

守山キャンパスは講義棟1階と食堂内に設置されている学生掲示板。

2 掲示等をする際の注意事項

- (1) 掲示物には掲示責任者名（団体名）、掲示期間を明記してください。（掲示期間は原則1ヶ月間とします。）
- (2) 掲示期間が過ぎた掲示物は、速やかに撤去してください。
- (3) 掲示等を行う場合は、必ず学生支援課へ申請して許可を受けるようにしてください。
- (4) 所定の場所以外への掲示は行わないでください。
- (5) 立て看板の大きさは、原則1枚2m×4m以内としてください。
- (6) 前述の(1)～(5)の事項に反している掲示物、立て看板については、学生支援課で撤去します。

3 掲示物・立て看板等の特例事項

立て看板を設置する場合又は新入生歓迎会、大学祭行事等で所定の場所以外に掲示する必要がある場合は、事前に学生支援課へ申し出てください。

●ロッカーの貸与（長久手キャンパス）

学生生活の利便を図るため、学部生一人一人にロッカーを貸与します。使用に際しては、他人に転貸することなく、整理整頓、美化等に心がけ、汚損のないようにしてください。また、貸与ロッカー以外の場所には荷物等を置かないでください。貸与ロッカー以外の場所においてある荷物については、見つけ次第処分します。

なお、ロッカーには鍵が取り付けられておりませんので、自己負担で鍵を取り付け、責任を持って管理してください。卒業時は各自で鍵を外し、中を空にした上で清掃して返却してください。

不明な点は学生支援課に問い合わせてください。

* ロッカー設置場所

講義棟(B棟)1階、講義棟(H棟)地下1階、
講義棟(H棟)1階、情報科学部棟(C棟)1階、
日本文化学部・教育福祉学部棟(G棟)地下1階

※看護学部生の長久手キャンパスにおけるロッカーの貸与は1年次のみとなります。守山キャンパスでのロッカーの使用については「守山キャンパス必携」を参照してください。

●公共交通機関利用のお願い

地球温暖化防止のためのエネルギー節約及び交通事故防止のため通学には公共交通機関・リニモを利用してください。

●自動車通学について

〈長久手キャンパス〉

1 定期駐車許可証

(1) 恒常的に自動車通学を希望する者で、**表1<定期駐車許可基準>**を満たすものは、4月と10月の定期駐車許可申請期間内に学生支援課へ「定期駐車許可証交付申請書」、「自動車運転免許証」及び「任意賠償自動車保険証」の写しを添えて、申請してください。その他の期間での受付は行いません。

なお、申請書類、内容によっては許可証が発行されない場合があります。

(2) 定期駐車許可証は、学生一人に対して申請した自動車一台分のみ発行します。

(3) 定期駐車許可証発行後、車両を変更した場合は、速やかに学生支援課へ車両変更申請を行ってください。

(4) 卒業時・退学時には、必ず定期駐車許可証を学生支援課まで返却してください。

2 臨時駐車許可証

(1) 原則、定期駐車許可証を持っていない学生の車での通学は認めませんが、学生支援課において、運転免許取得後の運転経験が1年以上ある者で、やむを得ない事情と判断した場合のみ利用を認めます。

(2) やむを得ない事情により、特別に車での通学を希望する者は、**利用日の前日までに**学生支援課へ臨時駐車許可証交付申請をしてください。

〈守山キャンパス〉

守山キャンパスの駐車許可については、「守山キャンパス必携」を参照してください。

※表1<定期駐車許可基準>

項 目 区 分	1 時間	2 運転経験
身体障害者、 疾病者及び勤 務者など特別 な事情を有す る者	医師の診断書又は勤務証明書等、 その理由を証する書類を添付して 申請すること。	
学 部 生 (3年生以上)	公共交通機関を利用した場合の通学時間が90分以上を要し、かつ自動車を利用した場合に通学時間が短縮できるもの。	運転免許取得後の運転経験が1年以上あること。
大 学 院 生	申請があれば認める。	

自動車（バイク、自転車を含む）利用における悪質な迷惑行為等に対しては、以下のように厳しく対処します。

1 車両入構規程に関わる悪質な違反・迷惑駐車行為

例えば、

- 大学内における指定場所以外への駐車
- 身障者用駐車スペースへの健常者の駐車
- 大学周辺での違法駐車、悪質運転など

1回目：入試・学生支援センターによる口頭注意、所属学部・学科への連絡

2回目：1年間の駐車許可証の使用・発行停止

3回目：駐車許可証没収、（臨時を含む）駐車許可証の発行停止（永久）、入試・学生支援センターから所属学部・学科への懲戒（訓告・停学・退学）処分の検討を依頼

2 駐車許可に関する虚偽申請、不正な手段による駐車許可証の取得、偽造(関わった者全て)

1回でも行った場合、駐車許可証没収、(臨時を含む)駐車許可証の発行停止(永久)、入試・学生支援センターから所属学部・学科への懲戒(訓告・停学・退学)処分の検討を依頼

●自動車等の安全利用マナーについて

自動車、バイクを利用する場合は、学外は言うに及ばず、構内においても道路交通に関する法規を遵守して、事故防止に努め安全運転を心がけてください。長久手キャンパス正門前交差点の北進右折での入構時、また、守山キャンパス正門前道路の入出構時は、特に注意してください。事故は、自分や他人の生命や身体に危険が及び、時間や経済的な損害も甚大となり学業が妨げられる場合があります。

構内においても駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。時速20km制限や一方通行、一時停止の規則を守り、十分注意して運転してください。バイク、自転車の歩道上の走行も禁止です。雨降り等で路面が濡れている時は転倒事故も起こっていますので、カーブでは気をつけてください。

●通学自転車、バイクの登録について

通学のため、自転車、バイクを大学構内に乗り入れる人は、放置、盗難防止のため学生支援課へ自転車等の登録の届出をし、登録証を貼り付けてください。

また、自転車の盗難防止のため、鍵を二重にするなど、注意をしてください。

なお、駐輪場所は、長久手キャンパスは体育館北側の歩道沿いに設置された屋根付き駐輪場、守山キャンパスは講義棟図書館西側の屋根付き駐輪場とし、他の場所での駐輪はできません。

●自転車保険の加入について

自転車損害賠償保険等への加入義務化の動きは全国に広まっており、愛知県では既に義務化されています。保険に未加入の場合は、自分に合った保険を選択して加入しましょう。

●キャンパス間シャトルバス及びスクールバスについて

運行期間を定め、長久手キャンパス・守山キャンパス間の移動のためのシャトルバスや、高蔵寺駅・守山キャンパス間の移動のためのスクールバスを運行しています。

キャンパス訪問の際に併せてご利用ください。いずれも料金はかかりません。

(注) ①バスの運行表は愛知県立大学看護学部のホームページに掲載します。

利用状況により運行時間等を変更する場合がありますので、定期的に確認するようにしてください。

②シャトルバスの高蔵寺駅での乗降は、教養教育の通学支援の観点から、看護学部生1年生のみとなります。

バス内・高蔵寺駅乗降場でのマナーを守ろう！

◎バスは、学生、教職員の他、一般来学者も利用しますので、マナーを守って利用しましょう。車内では次のような迷惑行為は禁止します。

- ①携帯電話・スマートフォンでの会話
- ②飲食・喫煙
- ③友達の席とり

◎高蔵寺駅乗降場では、周辺住民等の迷惑とならないよう、次のような迷惑行為はしないで下さい。

- ①大きな声でのおしゃべり
- ②喫煙
- ③ゴミの放置、近隣店舗のゴミ箱利用
- ④近隣店舗でのトイレ利用

◎新型コロナウイルス感染拡大予防のため以下のことを守ってください。

- ①乗車時にはマスクを着用する
- ②スクールバスに乗車した後は、私語を慎む
- ③分散して利用する

教育支援センター

教育支援センターは、大学全体の教育の充実と教育改革を進めることを目的として、いくつかのプログラムを実施しています。以下は、それらのうち学生の皆さんに参加してもらいたいこと、お知らせしたいことの一部です。詳細は、その時々に掲示やホームページ等でお知らせしますので確認してください。

1 学生自主企画研究

大学は授業だけが学びの場ではありません。今、大学生に求められているのは、自分から問題を発見し、探究し、解決策を考える力、自分から他者に働きかける力です。本学の学生にそんな力をつけてほしい、との願いを込めて、教育支援センターでは、皆さんの自主企画グループ研究を支援しています。身近な問題から大きな問題まで、皆さんの自主的な問題意識で調査、研究に取り組んでみませんか。応募方法や締切日については、掲示やホームページ等でお知らせします。審査のうえ採択された場合、調査、研究資金が助成されます。

2021年度は以下の12テーマが採択され活動しました。

- ① 保見団地に住む外国籍の子どもを対象とした「楽しみながら学ぶ日本語教室」によって得られる学習効果
- ② 中世愛知の地域社会史像についての文献史学的研究―延命寺文書の調査研究から―
- ③ 文化活動を通して、子どもとつくるコミュニティー保見団地の壁画デザイン活動を通して―
- ④ 看護・情報・教育の連携による、新型コロナウイルス感染症の正しい理解と対策アイデアの検討を目的としたオンラインワークショップの開催
- ⑤ 食料危機サバイバルへの挑戦
- ⑥ 愛知県立大学におけるセクシュアルマイノリティ支援の推進
- ⑦ 障害年金の成立過程から考える受給者の所得保障
- ⑧ 在日コリアン向けデイサービスセンターの試みと意義

2 優秀論文・研究の表彰と展示、成績優秀者の表彰

本学には、他の模範となる学生を学長が表彰する制度があります。表彰の対象となる学生は学業で顕著な成績をあげた学生のほか、課外活動・社会活動で顕著な成績をあげた者です。教育支援センターで

は、そのうち学業で顕著な成績をあげた者の表彰制度を担当しています。

(1) 優秀論文・研究の表彰と展示

提出された卒業論文、卒業研究、修士論文から優秀と認められた論文、研究に賞を授けます。またその内容をパネルとして本学図書館内に1年間展示します。

このように掲示することで、後輩の勉学への励みとし、本学における教育研究内容を学部学科研究科の垣根を越えて相互に知り、また本学を訪問される外部の方に見ていただくという趣旨で行っています。

(2) 成績優秀者の表彰

在学中の授業科目履修で優秀な成績をおさめ卒業する学生を表彰します。

3 授業アンケートの実施

授業の改善を目的として、年度により対象授業科目を決めて、学生の皆さんに授業アンケートを実施しています。この結果は今後の授業に活かされますので、率直な意見を記してください。アンケートの結果が皆さんの成績に影響することは一切ありません。

4 教職支援室

教職支援室は、教員を目指す学生の皆さんをサポートします。具体的な支援内容は以下のとおりです。

- (1) 教育職員養成課程に関する履修相談・諸手続
- (2) 専門指導員による教職相談・採用試験対策
- (3) 自主学習環境の整備〔教職教材作成室(F101)〕
- (4) 近隣学校でのスクールボランティア活動の調整

学 術 研 究 情 報 セ ン タ ー

学術研究情報センターは、本学における学習活動や教育研究を支援することを目的に設置されました。学習・研究のために図書・雑誌を中心とする資料を収集管理し、利用に供する図書館と、情報教育を支援するとともにコンピュータを利用した学習の場である端末室及び図書館パソコン(レポート・論文作成)室の管理・運営を行っています。また、各自の持ち込みパソコンでインターネットが利用できるよう学内インターネット接続サービスも提供しています。

大学における学習・研究は、教室での受講にとどまることなく、各自が図書館等に足を運び、自学自習することが大切です。学生生活を有意義なものとするため十分に活用してください。

■図書館の利用

大学図書館は、大学の教育・研究を支援する機関であり、学習・研究のための資料を収集管理し、利用に供するという重要な役割を担っています。

本学には、長久手キャンパスに一般教養・専門図書を中心に、約61万冊の蔵書を持つ図書館と、守山キャンパスに看護学を中心に医療関係の専門図書を始め約8万冊を有する図書館があります。

学生証で両キャンパス図書館を利用できます。

I 長久手キャンパス図書館

1 開館時間

平日 午前9時から午後9時20分まで

長期休業期間等 午前9時から午後5時まで

(臨時に変更する場合は、事前に掲示、ホームページ等で案内します)

2 休館日

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始
- (4) 開学記念日
- (5) 蔵書点検期間
- (6) その他、学術研究情報センター長が臨時に定める日(臨時に開館・閉館する場合は、事前に掲示、ホームページ等で案内します)

3 施設と資料

(1) 開架閲覧室

授業科目に関連のある資料や広く一般教養を身につけるための資料を直接手に取って選び、閲

覧することができます。

(2) グループ研究室 (A, B)

Aは16名、Bは20名まで利用できます。利用するときは申込みが必要です。

Aでは電子黒板を利用できます。

(3) 研究個室 (A, B, C)

利用できるのは、教員、院生です。Cは学部生も利用できます。利用するときは申込みが必要です。

(4) パソコン (レポート・論文作成) 室

図書館資料を用いたレポート・論文作成、情報検索等にコンピュータ端末を利用できます。

(5) 参考図書コーナー

各国の百科事典を始め、言語辞典、専門事典、便覧、名鑑、年鑑、年表、図鑑、地図、書誌、目録、索引等、ある事柄について調べるための資料が備えてあります。

(6) リベラルアーツコーナー

教養科目の参考図書・推薦図書を中心に全学部の学生に共通の教養分野の資料が備えてあります。

(7) 新聞コーナー

主要な新聞を備えています。

(8) 雑誌コーナー

和雑誌、洋雑誌の最新号と、他の機関・施設から寄贈された雑誌及びパンフレット類が備えてあります。

(9) AVコーナー

図書館所蔵のCD、DVD等を視聴することができます。

多人数(8人以内)で図書館所蔵のCD、DVDを視聴することができるフレンズブースもあります。

(10) 情報検索コーナー

情報検索用のコンピュータ端末を1階に8台、2階に4台、書庫に2台設置しています。その他、CD-ROM等を利用するためのコンピュータ端末を4

台用意しています。

(11) オンラインデータベース

各種電子ジャーナル・データベースを提供しています。学内LANから利用可能です。

(12) 貴重書閲覧室

図書館所蔵の貴重書を閲覧することができます。

(13) マイクロ資料閲覧室

図書館所蔵のマイクロ資料を閲覧及び複写することができます。

(14) コピー室

図書館所蔵の図書及び雑誌を複写することができます。

(15) グループ学習コーナー

グループや友人同士で自由に話し合いながら、共に学ぶことができます。個人での学習も可能です。一部のエリアについては予約が可能です。

4 資料の利用

(1) 館内閲覧

開架スペースの資料は自由に閲覧することができます。利用後の資料は、元の位置に戻してください。

開架スペースの資料は利用したい資料をオンライン目録（OPAC）で検索し、「図書請求票」に記入してカウンターへ申し込んでください。3年生からは直接入庫することができます。

(2) 館外貸出

利用したい資料に「学生証」を添えて、カウンターへ申し込んでください。

区 分	貸出冊数	貸出期間
院生・4年生	20冊以内	1か月以内
その他の学生	10冊以内	2週間以内

雑誌の貸出期間は1週間以内です。

参考図書コーナーの図書、貴重書、視聴覚資料、

CD-ROM などは、貸出することができません。

＊他に予約がない時は一回に限り、貸出の延長をすることができます。（雑誌は延長できません）

＊資料は、カウンターに返却してください。

＊図書館が閉館している時は、玄関横のブックポストに入れてください。（ただし、視聴覚資料等が付録として付いている時はカウンターに返却してください）

＊図書館ホームページから貸出中の資料の確認、貸出延長ができる「マイライブラリ」を利用できます。ユニパのID、パスワードでログインしてください。

＊返却期限に遅れると他の利用者に大変迷惑をかけますので注意してください。遅れた場合、貸出停止になることがあります。

(3) 予約

利用したい資料が貸出中の時は、予約をすることができます。

(4) 複写

図書館所蔵の資料は、著作権法の範囲内で複写することができます。所定の手続きを経てから複写してください。

5 資料の検索

図書館では、利用者が目的の資料を検索できるように、次の目録を用意しています。

(1) オンライン目録（OPAC）

本学図書館所蔵資料のほとんどがOPACで検索できます。インターネット上でも公開しているので、自宅や学内のパソコン、スマートフォンからも蔵書検索ができます。

(2) 冊子体目録

ア 特別書庫目録

「愛知県立大学附属図書館特別書庫目録（一）」

（昭和49年発行）には、和装本、古俳書、石田文庫、貴重古典籍刊行会叢書など約1,600点が収録されています。また「愛知県立大学附属図書館特別書庫目録（二）」（昭和50年発行）には、ウィリアム・ブレイク関係の図書を中心とした橋詰文庫約360点を収録しています。なお、一部の貴重書はデジタル化しWebで公開しています。

イ 市橋文庫目録（オンライン目録からも検索できます）

元本学教授市橋鐸（本名鐸磨）氏が生前に収集し、ご遺族から寄贈された俳諧関係の和装本343点（769冊）、洋装本2,056点（2,568冊）、雑誌74誌を収録しています。

ウ 新村文庫目録（オンライン目録からも検索できます）

フランス文学者の故新村猛氏が、ヨーロッパ中世文明及びロマンス語の研究文献として30余年にわたり収集された洋書7,500冊、洋雑誌50種を収録しています。「西洋中世文明ロマンス語研究所蔵文献目録新編版」と併せて利用してください。

6 図書館利用講座の開催

図書館とその所蔵資料の効果的な使い方を学ぶことのできる講座や電子ジャーナル・データベース

利用法の講習会を、開講期間に開催しています。

内容については、図書館のホームページや掲示板等で案内しますので、ご希望の方は申し込んでください。まずは、1年時に「図書館オリエンテーション」を受講してください。

7 他大学等の図書館の利用

(1) 紹介状

他大学の資料を直接閲覧する時に、紹介状が必要となる場合があります。

*あらかじめ、資料の所蔵を確認してください。

(2) 相互貸借

図書館を通じて、他大学等の資料を借りることができます。相手機関にもよりますが、約2週間借りることができます。(往復の送料がかかります)

(3) 文献複写

雑誌論文等のコピーを依頼し、入手することができます。(コピー代と送料がかかります)

*紹介状発行、相互貸借、文献複写の申込みはカウンターで受け付けています。

8 学生リクエスト(購入希望)図書制度

図書館で所蔵していない図書のリクエストを受け付けています。カウンター近くのリクエストポストに備え付けの「学生リクエスト(購入希望)図書申込書」に記入して申し込んでください。

9 企画展示

図書館をより身近に感じて頂くため、図書展示や講演会等を随時企画し、実施しています。

内容については、図書館のホームページや掲示板等で案内しますので、みなさん、ぜひご観覧・参加ください。

10 その他

図書館では飲食を禁止しています。(ふたがしっぴり閉まる飲み物は、一部のスペースで持ち込み可能です)

II 守山キャンパス図書館

長久手キャンパス同様に学生証で貸出ができますが、開館日・時間、貸出冊数のほか、長久手キャンパス図書館と異なるものがありますので注意してください。詳しくは「守山キャンパス必携」、または図書館のホームページをご覧ください。

1 開館時間

- ・月曜日から金曜日 午前9時から午後8時まで
- ・土曜日 午前9時から午後5時まで
- ・長期休業期間等 午前9時から午後5時まで
- ・特別開講日 午前9時から午後7時まで

2 休館日

日曜日、祝日、年末年始、館内整理日(原則、第一火曜日)、館内整理期間(春季、夏季)等(開館時間・休館日について変更する場合は、ユニパのほか、館内の掲示、図書館のホームページ等でお知らせします)

3 館外貸出冊数・期間

区 分	貸出冊数	貸出期間
学部生	7冊以内	2週間以内
大学院生	10冊以内	1か月以内

■ 端末室、図書館パソコン(レポート・論文作成)室の利用

情報科学部棟2階の二つの端末室(C217、C218)には120台のコンピュータ端末が設置されており、これらを利用して、主に外国語学部、日本文化学部、教育福祉学部及び看護学部の学生に対する情報リテラシー教育の授業や自習活動に活用できます。

図書館2階のパソコン(レポート・論文作成)室に42台のコンピュータ端末が設置されており、図書館の資料を参考にしながら、レポートや卒業論文の作成に活用できます。

また、情報科学部棟1階の利用案内室(C112)が各種申請やその問い合わせ窓口となっています。

1 開室時間

(1) 端末室(情報科学部棟2階)

開講期間 午前8時50分から午後5時50分まで
ただし、12月中旬から1月上旬までは午後8時まで延長して開室します。

休講期間等 閉室

(変更がある場合、事前に掲示、ホームページ等で案内します)

*講義使用時は端末室の利用はできません。

(2) 図書館パソコン(レポート・論文作成)室(図書館2階)

開講期間 午前9時から午後9時まで
休講期間等 午前9時から午後4時45分まで

2 閉室日

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始
- (4) 開学記念日
- (5) その他学術研究情報センター長が臨時に定める日
(変更がある場合、事前に掲示、ホームページ等で案内します)

3 設備

コンピュータ端末×162台
A4モノクロプリンタ×各施設1台

4 利用できる者

- (1) 本学の学部学生及び大学院学生
- (2) 利用を申請した科目等履修生、聴講生等
- (3) その他、学術研究情報センター長が認めた者

5 各種申請

開講期間 午前8時50分から午後5時30分まで
休講期間等 午前8時50分から午後4時30分まで
上記の時間帯で利用案内室(C112)にて受け付けています。

- (1) 学務課で手続きされた申請書に基づく基盤パスワードの再交付(一次受付:学務課)
- (2) 聴講生等の利用申請

6 SA

学生がコンピュータを利用するときの支援をする学生スタッフであるSA(Student Assistant)を設けています。主に3~4限目の時間帯を学生からの相談を受けるオフィスアワーとして、図書館パソコン(レポート・論文作成)室に在席しています。詳しくは、掲示を確認してください。

7 利用心得

ネットワークを使用しますので、AIRISの利用心得を遵守しましょう。不適切な利用が発覚した場合には、利用者アカウントを停止する措置を取ることがあります。

- (1) 授業中の端末室には、受講生以外の者は入っ

てはいけません。

- (2) 端末室および図書館パソコン(レポート・論文作成)室では、飲食、喫煙は厳禁です。
- (3) 設備は壊さないよう大切に扱しましょう。故障した設備を見つけたら、速やかに利用案内室に報告してください。
- (4) 綺麗な環境を維持するため、利用中に生じたゴミは自分で片付けましょう。また、ゴミを見つけたら積極的に片付けましょう。
- (5) 空調設備の設定温度は決まっています。勝手に設定変更してはいけません。
- (6) ユニパ、Web、掲示板による大学からの連絡には目を通すよう心掛けましょう。
- (7) 連絡はメールで通知されることもあります。適宜、メールを確認するようにしましょう。
- (8) コンピュータウイルスへの対策は講じてありますが、システムを過信せず、ウイルスに感染しないよう気をつけましょう。
- (9) コンピュータやアプリケーションの利用技術を高められるよう、自己啓発に努めると共に、利用者同士での助け合いを心掛けましょう。
- (10) 学習のための施設です。Webやゲーム等で遊ばないでください。
- (11) 荷物による場所取りはやめてください。他の利用者の迷惑になるだけでなく、盗難の被害に遭う原因にもなります。
- (12) USBメモリなど忘れ物をしないように気をつけましょう。

*その他事項

端末室や図書館パソコン(レポート・論文作成)室の利用については、学生便覧の他、ホームページでも紹介していますので、各自で良く読んで利用してください。

長久手キャンパス端末室ウェブサイト

<http://www.cie.aichi-pu.ac.jp/>

■ 守山キャンパスコンピュータ教室の利用

原則として、講義使用時以外は開放しています。レポートや卒業論文の作成をはじめ、文献オンラインデータベースへのアクセス、授業に関連する調査及び就職活動等、ウェブやメールによる大学内外の各種情報交換等に活用されています。

1 コンピュータ教室開室時間

平日午前8時から午後9時まで

*休祝日についても、事前に学務課に申請することにより使用可能

2 設備

・Windows10 パソコン：48台（ブラウザ、Word、Excel、PowerPoint、SPSS 等がインストールされています）

・A3白黒レーザープリンタ：1台（印刷するには学生証が必要です）

・A4フラットベッドスキャナ：2台

・カラー印刷・ポスター印刷等に関しては、随時ご相談ください。

3 利用できる者

- (1) 本学の学生、大学院生及び認定看護師教育課程受講生
- (2) 本学の大学院の科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生
- (3) その他、看護学部長が認めた者

4 利用心得

以下の事項に注意して正しく利用しましょう。利用心得に反した場合は、利用停止の措置をとります。

- (1) アカウントを他人に貸してはいけません。
- (2) 教育・研究・学習目的以外で利用をしてはいけません。
- (3) 著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律や、他の法律を遵守しましょう。
- (4) ソフトウェアを改変・複製したり、許可無くインストールしてはいけません。
- (5) コンピュータ教室内で飲食をしてはいけません。
- (6) 設備は大切に扱しましょう。故障した設備を見つけたら、速やかに学務課に報告してください。
- (7) 荷物で場所を占有してはいけません。
- (8) 利用中に生じたゴミは各自で片付けてください。

■ AIRISの利用

AIRIS(アイリス)とは

AIRIS とは、愛知県公立大学法人情報システムであり、学内ネットワークの名称です。

研究・教育・学習活動の目的に限り、利用することができます。

1 情報倫理eラーニング研修について

情報倫理eラーニング研修を毎年必ず受講してください。

学内ネットワークを利用するにあたり「情報倫理 e ラーニング研修」の受講が必要ですので、毎年必ず受講してください。受講しない場合、学内情報サービスを利用できなくなる場合があります。

(受講方法)

下記 e ラーニングシステムにログインし、受講します。

URL：[PC・スマホ共用]

<https://els.aichi-pu.ac.jp/rpv/>

[QR コード]



※上記 QR コードまたは UNIVERSAL PASSPORT のお気に入りメニューからもアクセスできます。

※受講の案内は、UNIVERSAL PASSPORT などでお知らせします。

2 AIRISのアカウントで使える大学システム

- ・Microsoft365（大学メール等）
- ・UNIVERSAL PASSPORT（ユニパ）
- ・学内無線 LAN
- ・図書館マイライブラリ
- ・長久手キャンパス端末室、図書館パソコン室のパソコン
- ・守山キャンパスコンピュータ教室 ※看護学部学生のみ
- ・iCoToBa
- ・CALL 教室

3 学内無線LANの利用

AIRIS は端末室などの大学のコンピュータだけでなく、ウイルス対策された個人の持込みノートパソコンやスマートフォン等の無線 LAN 機能を使用し、AIRIS に接続することができます。

(学内無線 LAN のエリア)

外国語学部・ 日本文化学部・ 教育福祉学部	長久手キャンパス・ 守山キャンパス 構内の屋内全域 (一部施設を除く)
情報科学部	
看護学部	

- ① 学内無線LAN利用方法はAIRISウェブサイト参照ください。閲覧には認証が必要です。設定時等に不明な点等ありましたら、利用案内室(C112)までお問い合わせください。

AIRISウェブサイトURL：
https://apuc.sharepoint.com/SharedDocuments/Forms/AllItems.aspx?id=/SharedDocuments/002_利用ガイド/002_ネット接続サービス（無線LAN等）

QRコード：



※アプリによっては、正しく読み取れない場合があります。iPhoneでは、必ず標準の「カメラ」アプリで読み取ってください。

- ② 持込みノートパソコンやスマートフォン等をWi-Fi設定したまま持ち歩くと、接続障害を引き起こすことがあるため、普段はオフにし、使う時にだけオンにしてください。また、モバイルルータやスマートフォンのテザリング機能は、電波干渉を引き起こし、遠隔授業等での利用に支障が生じることがありますので、学内では必ずオフにするようにしてください。
- ③ 学内無線LANを利用する時には、授業等での利用に支障が生じる場合がありますので、下記のような大容量の通信が発生する行為はおやめください。
- ・大容量のソフトウェアやコンテンツ、ムービーのダウンロード
 - ・ソフトウェアやOSのアップデート

4 AIRIS利用における注意利用心得

AIRISを含め、インターネットの利用においては、利用者は自身の全ての利用行為に関して全責任を負います。情報セキュリティを意識し、他者に迷惑をかけないように、注意を守って皆が気持ちよく使えるよう適切な利用が求められています。不適切な利用が発覚した場合には、利用者ア

カウントを停止する措置をとることがあります。

- (1) アカウント情報の管理は各利用者の自己責任です。

- ① パスワードは12文字以上の容易に推測できないものとし、同時に忘れにくいものにしてください。パスワードの変更は、学外ネットワークや学内無線LAN、図書館の情報検索用パソコンからはできません。端末室やコンピュータ教室等の端末から下記URLにアクセスして行ってください。

URL：

<https://airis-pw.aichi-pu.ac.jp:8443/webmtn/>

- ② パスワードは絶対に他人に知られないようにしてください。
- ③ アカウントの貸し借りは厳禁です。他人のアカウントを使用することは重大な不正行為です。

- (2) AIRISを含め、インターネットの利用にあたっては、ルール、マナーを遵守しなければなりません。

- ① 著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律や、他の法規に反する犯罪行為をしないでください。インターネットは世界各国に繋がっています。国内だけでなく、接続先の国の法律等にも注意してください。
- ② 営利活動、政治・宗教活動、迷惑メール・チェーンメール等の発信行為、公序良俗に反する行為をしないでください。
- ③ メール、Web等による情報発信の際は、署名等を必ず付け、発信者が特定できる情報を明記してください。メール、Web等における発信者を偽装してはいけません。
- ④ 利用するソフトウェアの利用規約やライセンス条項を厳守してください。
- ⑤ 情報セキュリティ上の問題につながる行為をしないでください。

AIRIS内の端末パソコンを利用する場合を含め、インターネットへのアクセスでは一定の匿名性があります。しかし、上記に反する不正な行為を行った場合には、アクセス元の利用者が特定され、罰則の適用や、第三者からの損害賠償の請求がなされることがあります。日頃から責任と節度を持った利用を心がけてください。

- (3) コンピュータウイルス、スパイウェア、詐欺行為等の被害に遭わないように注意してください。自身が被害者になるのみでなく、加害者になる可能性があります。

- ① 接続利用するパソコンや持ち込むUSBメモリ等については、必ず情報セキュリティ対策（ウイルス対策、情報漏えい対策等）を十分にしてください。
- ② 不審な添付ファイルを含む電子メールは開かずに破棄してください。
- ③ 銀行やクレジットカード会社からのメールは、不審な点がなくとも、リンクや添付ファイルを開いたりせず、公式ウェブサイトのURLをブラウザに手入力して、公式ウェブサイトから情報を得るようにしてください。
- ④ 不審なウェブサイトにはアクセスしないでください。
- ⑤ 信頼できないコンテンツやソフトウェアをダウンロードしないでください。
- ⑥ コンピュータウイルスへの対策は講じてあっても、システムを過信せず、ウイルスに感染しないよう注意してください。

●推奨事項

- ・UNIVERSAL PASSPORTやホームページ、掲示板等の情報は、必ず毎日確認するように心掛けましょう。
- ・ユニパ等学内システムからのメールの送受信には、できるだけ大学のメールアドレスを利用するようにしましょう。

●国民のための情報セキュリティサイト（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/index.html

●警察庁 | 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

<https://www.npa.go.jp/cyber/legislation/index.html>

●文化庁 | 著作権に関するサイト

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

【問合せ先】

外国語学部・ 日本文化学部・ 教育福祉学部	長久手キャンパス学務課窓口 及び利用案内室（C112）
情報科学部	情報科学部教員センター （C108）
看護学部	守山キャンパス学務課

課 程 外 教 育 に つ い て

■クラブ・サークル・委員会・同好会紹介（長久手キャンパス）

●文化系

茶華道部、吹奏楽サークル、おろしゃ会、人形劇サークルとびねこ、軽音楽部、Jazzサークル武者狸、子どものひろば、写真部、広告放送研究会UABC、美術部、能楽部、総合創作サークルCROWN、めだかの会（障害児問題研究会）、Donabenet in あいち、劇団翔〜KAKERU〜、国際ボランティアサークルRuff、音楽サークルPALM、AJADEC、小説サアクル赤る靴

●運動系

テニス：硬式庭球部、そふてに〜ず、硬式テニスサークル

バドミントン：バドミントン部、バドミントンサークル

ダンス：Free Style、STREET DANCE

その他：男子バレーボール部、サイクリング部、バスケットボール部、水泳部、準硬式野球部、弓道部、空手道部、剣道部、卓球部、陸上競技部、ハンドボール部、フットサルサークル、ダイビングサークル、フィギュアスケート部、サッカーサークルFORZA

●委員会

県大祭実行委員会

●同好会

カポエイラサークル、企画サークル ALEQ、バレーボールサークル

※クラブ・サークル関係の届出様式は UNIVERSAL PASSPORT の掲示板「各種様式」に掲示していますので、必要に応じてご利用ください。

CCK 規約

【本条】

(名称)

第1条 本会は愛知県立大学サークル等代表者会議（CCKと略称）と称する。

(目的)

第2条 本会は、本学サークル、同好会及びその他の学生組織（各種委員会等、以下学内組織と略称）の活動をより円滑にし、連携と親睦を深めることにより学生の自主的活動の展開を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、各サークル及び本会の議決により代議員選出資格を有すると認められた学内組織が責任をもって選出した代議員各1名と、運営委員をもって構成する。但し、同好会は代議員を選出できない。

(議決)

第4条 本会は代議員の1/2以上の実出席をもって成立する。議決は実出席の過半数をもって成立する。賛否同数の場合は議長がその処理方法を決定する。但し、次の事項を重要事項とし、その決議には2/3以上の実出席を必要とする。

1 運営委員の任免

2 規約改正

3 学生会館の運営及び管理

4 同好会のサークル昇格

5 サークル資格の剥奪及び処分

6 代議員選出資格を有する学内組織の承認

7 その他本会の議決によって重要事項とみなされたものの
(召集)

第5条 本会の本会議は運営委員によって原則として月一回行われる。また代議員の1/3以上の要求があった場合、運営委員が必要と認めた場合にも運営委員によって召集される。

(運営委員)

第6条 運営委員は議長一名、副議長一名、書記一名、計三名とし、代議員の互選によって選出される。運営委員は、本条第四条に基づき本会により任命される。また本会は本条第四条に基づき運営委員を解任することができる。

(運営委員会)

第7条 運営委員は月一回運営委員会を開く。運営委員会は本会議の議題を決定し、また、本条第五条により本会議の召集を決定する。

(運営委員の任期)

第8条 運営委員の任期は一年とする（前期4月～9月、後期10月～3月）。但し再任を妨げない。

運営委員は、その任期終了後も後任の委員決定まで職務を遂行しなければならない。

(同好会等)

第9条 同好会及び代議員選出資格を有しない学内組織は、本会議において発言権を有するが議決権は有しないものとする。但し、本会議参加の際は事前に参加の旨を議長に届けなければならない。

(特別委員会)

第10条 本会は、本会がとくに必要と認めた場合、特別委員会を設置することができる。

[細 則]

(規約改正)

第1条 本会は規約細則の決定を行うことができる。その決定に際しては本条第四条に基づくものとする。

(サークル)

第2条 サークルとは、学内において学生による自主的な文化活動・スポーツなどを行う団体であり、CCKを構成し代議員を選出する資格を有する。

サークルはその所属員の希望により解散できる。

(サークル資格の剥奪)

第3条 サークルは次の場合、サークル資格を失うことになる。その場合本条第四条に基づきCCK本会議で承認を得なければならない。

- ・サークルが解散した場合
- ・所属員が4名未満となった場合
- ・正当な理由なくして長期間活動を停止した場合

(処分)

第4条 各サークルが正当な理由なくして長期間活動を停止したり、不都合な行為があった場合、問題となるサークルの代表者に事情聴取したうえで、本会は活動停止等の処分を決定することができる。また、本会議において年間2／3以上の出席を満たさないものは処分の対象となる。

(同好会の結成)

第5条 同好会を結成する場合は、その旨を活動趣旨及び代表者名とともにCCK議長に届け出なければならない。

(同好会のサークル昇格)

第6条 同好会からサークルに昇格するときは、同好会結成後1年以上経過した後に、1年以上の活動報告と10名以上の所属員名簿及び活動規約を添えてCCK議長に申請する。そのうえで、CCK本会議において承認された場合、サークルに昇格することができる。

(部室)

第7条 各サークルは、部室を使用することができる。使用部室の変更等の調整は、CCK本会議で決議する。同好会については、部室に余裕のあった場合のみCCK本会議で承認を得たのち、部室を使用することができる。

(会員名簿の提出)

第8条 各部は年毎に年度始め団体継続申請書を学生支援課に提出する義務がある。期限はその年の五月末日までとする。

(学外活動届)

第9条 各部はボランティア、合宿、大会参加など学外で活動を行うとき、学生支援課に学外活動届を提出する義務がある。

[執行付則1]

細則第六条について、本規約（91年改正）が改正される以前に結成された同好会については、1年以上の活動が認められれば、同好会結成届を提出していなくてもサークル昇格の手続きを行うことができることとする。

生 活 協 同 組 合

1 生活協同組合とは

生活協同組合（生協）とは、消費者が自らお金（出資金）と知恵を出し合い、団結しお互いに助け合い生活を守り向上させていく自主的・民主的な経済組織です。そのめざすところは「よりよき生活と平和のために」「一人は万人のために、万人は一人のために」のスローガンによく表現されています。

生協は全国に700余り（日本生協加盟生協）あり、そのうち大学生協は214生協（2019年12月末現在）を数えます。愛知県内には13の大学に生協があります。また、コープあいちのような地域生協、県の職員のための県職生協などがあります。

2 大学生協とは

大学生協の特徴は、地域生協と違い大学の構成員である学生・教職員を組合員としていることです。そのため生協の目的も大学生活を守り豊かにするということに主眼をおいています。大学生活に必要な文具、パソコン、勉強に欠かせない専門書などの書籍、栄養価のある食事や飲み物、さらに旅行や留学・キャリア支援など幅広い事業活動を営んでいます。生協はこうして学内における福利厚生の手としてなくてはならない役割を果たしています。

3 生協を利用するには

生協の購買、食堂は組合員になって御利用ください。

現在、学生、教職員合わせて約3,500名が生協に加入しています。特に学生、教職員はほとんど加入しており、文字どおり「みんなの生協」となっています。

生協にとって組合員は主人公であり、一人一人が出資者であり、利用者であり経営者であります。出資金は60口24,000円（卒業脱退時に返還されます）を出して組合員になれば次に紹介するような特典で生協の店舗を利用することが出来ます。また、日常的に意見を述べたり、総代（生協委員）、理事になることで積極的に運営に参加することが出来ます。

4 事業活動

生協には次のような部門があり大学生活に必要なものを「安心・安全」をモットーに提供しています。店舗に関するいろいろな意見は「組合員の声」カードなどでどしどしお寄せください。

【長久手キャンパス】

(1) 購買書籍部

文房具や書籍やパン、おにぎり、ドリンク、お菓子などの食品等を販売しています。

大学での勉強、研究に欠かせない教科書、専門書、語学書、就職対策本などをそろえています。店頭にはない本は注文で取り寄せ可能です。生協の組合員は、書籍を組合員割り引きで購入できます。

また TOEIC をはじめとする各種語学検定試験の受付や電子辞書、パソコンの販売など、大学での学びを支えるさまざまな商品・サービスを取り扱っています。

旅行サービス分野では、各種旅行の申込み、鉄道やバスなど交通機関の手配、ホテルの手配などを取り扱っています。海外旅行では、海外航空券の手配、短期・長期の留学や卒業旅行などの申込みができます。

国内旅行では、テーマパークツアーやスキーツアー、サークルや研究室の合宿などが申し込み、友人との親交を深める楽しい思い出づくりのお手伝いをしています。

就職活動に関わっては、スーツ等の大学生協提携店の紹介、電車のきっぷ、高速バスの手配やホテルの手配なども行っています。

そのほか自動車学校（通学制、合宿制）の入校あっせん、レンタカー手配、卒業式のレンタルハカマ、宅配便、切手・ハガキの販売も行っています。

(2) 第1食堂 パルク

第1食堂パークは、520席の食堂で、食べたいものを自由に選んで組み合わせることができます。丼やうどんなどの麺類、カレー、小鉢やサラダ、デザートもあります。

お食事を選んでからレジで精算する方式で、「学生証」で支払いができる「キャンパスペイ」・「食堂パス」を導入しています。スピーディに支払うことができますので混雑するお昼時に大変便利です。

(3) 第2食堂 マルク

第2食堂マルクは171席の食堂で、丼とラーメンの専門店です。

入口のメニューボードで食べたいメニューを決め、カウンターで料理を受け取ってレジで精算します。第1食堂パルクと同様に「キャンパスペイ」・「食堂パス」が使えます。

(4) 営業時間

- ・ 購買書籍部 10:00～15:00
- ・ 第1食堂 11:30～13:15
- ・ 第2食堂 11:30～13:15

※夏休み、冬休み、春休みの期間は短縮営業しています。別途掲示板等で確認してください。

【守山キャンパス】

(1) 看護購買

看護学部の特性を踏まえた商品を提供しています。看護の専門書をはじめとして、授業や実習に欠かせない看護服やシューズといったものも取扱っています。

食品やドリンク類も販売しています。

キャンパスペイ(IC学生証)も利用できます。

(2) 看護食堂

定食やカレー、丼などのメニューがあります。

キャンパスペイ・食堂パスも利用できます。

(3) 営業時間

- ・ 看護購買 10:00～15:00
- ・ 看護食堂 11:30～13:00

※夏休み、冬休み、春休みの期間は休業または短縮営業となります。別途掲示で確認してください。

授業科目の履修について

単位修得の方法

大学における学修は、自主的な履修計画によってなされることを特色としています。履修とは、単位を修得するために、科目の選択から、科目の登録、授業の受講、試験の受験までの一連の過程を意味します。ただし、大学設置基準及び各種の免許・資格を授与するための法令等に基づき、学部で定めた基準（履修規程）及び免許・資格の履修規程を満たすように履修しなくてはなりません。

したがって、科目の単位及び構成と履修方法上の注意を入学後なるべく早く熟知して、履修計画を立てる必要があります。以下に、単位修得上基本的と思われる点を説明しますが、各学部の履修規程や免許・資格関係の履修規程をよく読んでください。

また、規程に記載されていない細部の事項については、掲示やガイダンスの形で伝えられますから、掲示とガイダンスには常に注意してください。

なお、免許・資格について、多くの免許・資格を取得しようとする場合には、授業を多数履修しなければなりません。そのため、本来の学科の勉学に支障をきたしたり、また途中で挫折してしまい一つの免許・資格も取得できない場合も考えられますので、十分考慮して履修するようにしてください。

1 授業科目の種類と卒業必修単位

大学を卒業するために履修しなければならない授業科目は、大きく、教養教育科目・専門教育科目に分けられます。これらの科目をそれぞれどれだけ履修しなければならないかを所属学部の履修規程により確認してください。

自分の所属する学科・専攻・コースにおける卒業に要する単位数とその内訳をまずしっかりと覚えてください。

2 授業科目の選択、履修登録

科目の具体的な情報については、教育支援システムポータルサイト (UNIPA) で閲覧できるシラバスを参照してください。シラバスには、授業名、担当教員、到達目標、各回の授業内容、授業時間外学修、成績評価方法など、科目の具体的な内容が記されています。履修を計画した科目については、UNIPA で履修登録してください。

3 単位修得と学修時間

1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容を標準とすることが大学設置基準で定められており、それに基づき、各学部の履修規程に具体的な単位の計算が記されています。大部分の講義科目については、15時間の授業をもって1単位と定めています。本学では90分の授業を2時間相当の学修時間とみなしています。

例えば、2単位の講義科目では、90時間の学修が必要となりますが、授業時間は30時間（2時間の授業が15回）ですので、残りの60時間は授業時間外の学修時間であることを意味します。シラバスには予習、復習等に関する指示も記されています。

定期試験などを受験するためには、授業に3分の2以上出席する必要があります。これは、やむを得ない理由による欠席の可能性を考慮してのことで、3分の1まで欠席してよいということではありません。

4 履修上特に注意すべき点

履修規程の「履修の届出」に関するをよく読んでください。指定された届出期間内に履修の登録、変更、取消を行ってください。

(1) 学年及び学科が指定されている科目は、指定に従って履修してください。また、上位の学年に指定されている科目は、教授会で許可を得た場合を除き履修できません。

(2) 単位を修得した授業科目は、再度履修することはできません。

(3) 特定の授業科目に履修が集中して、教室に学生を収容できない場合は、抽選等により、履修を制限することがあります。

(4) 免許・資格については、履修規程別表の単位のほかに免許・資格に関する科目を履修しないと取得できないもの、特定の学科の学生しか取得できないものがありますので、各免許・資格の履修規程を参照しガイダンスにおける説明をよく聞いてください。

また、免許・資格の取得については、なるべく早い時点で取得希望の免許・資格を各自が決定して、履修計画を立てるようにしてください。

なお、看護学部の学生は、卒業に必要な科目の履修により取得できる看護に関連する免許・資格以外、免許・資格に関する科目は履修できません。

5 手続きについての注意

履修規程の「履修の届出」に関するをよく読んでください。特に、指定された届出期間に履修登録を行わないと、履修が認められませんので注意してください。

また、定期試験を病気その他のやむを得ない事情のために受けることができなかった場合については、「追試験受験願」を学務課に提出し、承認されれば追試験を受けることができます。

6 その他

履修規程及びガイダンスの説明によっても、なお不明な点は、勝手に判断せずに、教員や学務課職員に問い合わせてください。

成績評価と GPA 制度について

1 成績評価

本学では、成績を、S・A・B・C・Dの5段階で評価します。成績評価基準と判定（単位認定）などは、以下のとおりです。

評価	100点 換算値	成績評価基準	判定 (単位認定)
S	90点以上	当該授業科目の「到達目標」を完全に達成している。	合格 (単位認定可)
A	80点以上 90点未満	当該授業科目の「到達目標」をほぼ完全に達成している。	
B	70点以上 80点未満	当該授業科目の「到達目標」を十分に達成している。	
C	60点以上 70点未満	当該授業科目の「到達目標」を概ね達成している。	
D	60点未満	当該授業科目の「到達目標」を達成していない。	不合格 (単位認定不可)

「到達目標」は、各授業科目のシラバスに記載されています。

2 GPA 制度

GPA (Grade Point Average) 制度とは、履修登録した授業科目の成績評価を GP (Grade Point) に置きかえて、その平均を数値で表わすものです。本学における GP と GPA を算出する数式は、以下のとおりです。

評価	S	A	B	C	D
GP	4点	3点	2点	1点	0点

$$\text{GPA} = \frac{4 \times \text{評価 S の単位数} + 3 \times \text{評価 A の単位数} + 2 \times \text{評価 B の単位数} + 1 \times \text{評価 C の単位数}}{\text{評価 S の単位数} + \text{評価 A の単位数} + \text{評価 B の単位数} + \text{評価 C の単位数} + \text{評価 D の単位数}}$$

(小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示)

GPA 算出対象科目は、以下のとおりです。

- ・学部：自身が所属する学科・専攻の履修規程別表にある教養教育科目と専門教育科目です。他学部・他学科および他専攻開設科目は含まれません。
- ・研究科：自身が所属する専攻の履修規定別表にある授業科目です。他研究科および他専攻開設科目は含まれません。
- ・自身が所属する学科・専攻の履修規程別表にない免許・資格に関する科目は含まれません。
- ・「N (認定)」(他大学等 (海外を含む) で履修した授業科目のうち、本学で単位認定されたもの) は含まれません。

教養教育科目について

“県大世界あいち学”

本学の教養教育は、“県大世界あいち学”として内容を刷新しました。

“県大世界あいち学”とは

グローバル化が進む実社会で役立つ真の教養を身につけるため、愛知県地域の特性でもあるものづくり産業や、喫緊の課題である多文化共生等を主軸に、5学部を横断的に学ぶことのできる教養教育科目群のことです。

“県大世界あいち学”は、**5学部の学生が専門を越えて学び合う場**です。また複数学部の教員が連携して実施する科目も多く含まれています。教養教育独自の意義を、“県大世界あいち学”によって体得してください。そのことは、専門の学びに幅と深みを与えることにもつながり、将来にわたって生き抜く力の源泉になるでしょう。

時間枠の中で多様な分野から選択することができます。数多く用意された科目すべてを履修することはできませんので悔しさが残るかもしれません。**4年間の学び**を構想して自分らしく履修してください。

【理 念】

人をつなぎ世界を結ぶ、愛知に根ざしたグローバルな視野をもって、次のような活動ができる素養を育む。

- ・ 人間性と文化について科学的な思考によって価値の相対化ができる。
- ・ 予測困難な事態にも対応しつつ主体的に社会性をもって行動できる。
- ・ 人権尊重や国際平和の普遍的価値に照らし、学びの英知を地域社会へ還元できる。

【目 標】

県大教養の理念を達成するため、以下のような人間力の育成を目標とする。

- A) 基本的人権と国際平和の重要性を認識し、倫理観や正義感をもって行動できる。
- B) 国際社会とその多文化の諸価値を理解・尊重できる。
- C) 文化の違いを超えた相互理解のためのコミュニケーション能力と情報発信力をもつ。
- D) 課題解決のための合理的・論理的かつ批判的・創造的な思考力を有する。
- E) 事実を客観的に分析・理解し、数理的・客観的なデータ分析ができる。
- F) 専門分野を超えた総合的な視点と考えを深めることができる。
- G) ジェンダーやセクシュアリティ、また弱者やマイノリティに適正な理解ができる。
- H) 生きる意味を自覚し、健康的な生活を探究しつつ将来を見据えることができる。
- I) 科学技術の発展と自然界の現状を理解することができる。
- J) 災害発生等の不測の事態に対処し、主体的に行動できる。

1 APU教養コア科目 本学での学びの全体を理解するとともに現代に必要な知的スキルを習得する必修科目群

「多文化社会への招待」「データサイエンスへの招待」

2 世界を理解する 多文化・多言語の実際を学び社会での協働に役立てる科目群

APU教養 連携科目	「グローバル社会の諸問題」
多文化理解	「多文化社会とコミュニケーション」「Global Vision Talks」「言語コミュニケーションと多様性」「Japan's Interactions with Other Cultures」「Japan Seen from Outside」「原語で読む名著」
外国語科目	「英語」
	「ポルトガル語」「フランス語」「スペイン語」「ドイツ語」「中国語」「ロシア語」
	「韓国朝鮮語」
	「日本語」 【留学生対象】
外国語セミナー	「教養外国語ショートプログラム」
	「Intercultural Seminars in English (英語セミナー)」
	「Seminários interculturais em português (ポルトガル語セミナー)」
	「Séminaires interculturels en français (フランス語セミナー)」
	「Seminarios interculturales en español (スペイン語セミナー)」
	「Interkulturelle Seminare Deutsch (ドイツ語セミナー)」
	「跨文化汉语研讨班 (中国語セミナー)」

3 地域を掘り下げる 愛知・日本・世界の諸地域を身近な生活に即して理解する科目群

APU教養 連携科目	「エリアスタディーズ総論」
愛知・日本	「フィールドで学ぶ社会」「愛知の文化遺産」「愛知の産業」「東海地方と日本文学」「日本の歴史と文化」
諸地域研究	「アジアの歴史と文化」「ヨーロッパの歴史と文化」「北アメリカの歴史と文化」「中南米の歴史と文化」「アフリカの歴史と文化」

4 社会に生きる 現代社会の実相を学術的に探究しつつ身近な課題を見つめ直す科目群

APU教養 連携科目	「ものづくりの現状と課題」
現代社会	「日本国憲法」「法学入門」「政治学入門」「経済学入門」「社会福祉入門」「比較文化社会」「社会学入門」「現代社会の諸問題」「高度情報社会の理解」
キャリア・ プランニング	「地域社会とキャリア構想」「キャリア実践」「日本語表現法」「インターンシップ実践」「キャリア展望－生き抜く力－」

5 科学と人間を深める 人間知の科学的探究力と心身豊かな人間性を涵養する科目群

APU教養 連携科目	「いのちと防災の科学」
自然科学	「教養のための科学」「現代物理学」「地球の科学」「生活の中の化学」「生命の科学」 「環境の科学」
人文科学	「哲学入門」「心理学入門」「文学入門」「芸術鑑賞入門」「芸術表現（美術）」 「芸術表現（音楽）」
情報科学	「情報リテラシー」「メディア情報基礎」「データサイエンスへの招待－実践編－」
スポーツ・ 健康科学	「生涯スポーツ論」「健康とからだの科学」「健康とこころの科学」「健康生活学」 「スポーツ実践演習」

6 APU教養特別科目 フレキシブルかつ積上げ式の履修科目群

「教養留学修得科目」「県大エッセンシャル」「県大教養ゼミナール」

7 教養教育科目のシラバスに掲載されている基準について

教養教育科目では、各科目にそれぞれ基準を設けています。シラバスの成績評価に記載されている数字は、知識・能力等（以下の表）を表しています。その科目を受講することで主に得られるものに「◎」や「○」がつけられています。

学 問 知	
1	グローバルな視点から多面的に物事を考えるための知識
2	社会に対して負っている責任に関する知識（市民的教養[公共性]）
3	社会人として生きていくために必要な知識
3-1	国内外の地域社会・文化・芸術に関する知識
3-2	数学、自然科学および情報技術とその活用に関する知識
3-3	心身に関する知識

技 能 知	
4	多面的に物事を考える能力
5	要求された場面で情報や知識を活用し、問題解決する能力
6	表現・コミュニケーション能力
6-1	日本語で記述、発表、討論できる能力
6-2	国際的に通用するコミュニケーションの基礎能力
6-3	自分の知識や考えを他者にわかりやすく伝える能力

実 践 知	
7	異文化を理解し交流する能力
8	自発的、継続的に行動する能力
9	チームで計画的に行動できる能力

8 県大世界あいち学マイスター制度

教養教育センターでは、教養教育科目で優秀な成績を修めた者に、学士力に匹敵する教養教育修得者として認定するとともに、生涯にわたる価値創造的な教養人としての活躍を期待し表彰します。

マイスターの種類	認 定 基 準
県大世界あいち学グランドマイスター	指定された科目等において必要単位を修得し、優秀な成績を修めた者
県大世界あいち学マイスター	指定された科目等において必要単位を修得した者
グローバル実践教育マイスター	グローバル実践教育プログラム履修規程により認定された者 (履修規程 188 ページ参照)

※ グローバル実践教育プログラムとは、各学部の専門性を活かしながら、地域のグローバル化に伴う課題に取り組む、解決できる実践的な能力養成を目指したプログラムです。

9 教養教育アプリ「Curriflower (カリフフラワー)」

教養教育科目の修得度を自分で確認できるアプリがあります。

学生のみなさんの学びのサポートとして活用してください。



アプリ QR コード

外国語学部

外国語学部では、21世紀グローバル社会において要請されている、高度な外国語運用能力、外国地域・国際社会に対する専門知識、アジア・新興国への理解、「主体的異文化対応能力」や「社会的基礎力」を備え、国際社会や地域社会に貢献する多様なグローバル人材を育成することを目指しています。

そのため、各学科・専攻においては育成すべき人材の目標に沿ってコース制を実施しています。高度で専門的英語運用能力を養成するためのEICコース、ビジネス・観光・コミュニティ通訳を目的とした中国語翻訳・通訳コース、また外国語運用能力や外国文化理解を修得するための言語・文化コースと国際文化コース、外国地域・国際社会の理解を高めるための社会コースと国際関係コースを設置しています。

そのコース制のもとに、各学科・専攻では、1年次から4年次まで段階的に履修する「専攻言語科目」群を置き、専攻外国語能力を高めるとともに、専門分野では1・2年次対象でその研究の導入になる「専門基礎科目」群、3・4年では「研究各論」「研究講読」「研究演習」等を配置し、自ら選択した研究分野に関する専門的知識を修得すると同時に、より自発的な研究活動が進められる態勢を取っています。「研究各論」では「アジア・新興国研究各論」「ヨーロッパ共通研究各論」などを置き、アジア・新興国、地域統合への専門知識学習も強化しています。学生生活のまとめとなる卒業論文では、指導教員の十分な指導により、レベルの高い論文を作成する態勢を実施しています。その他、各学科・専攻のコースに加えて、「アジア・新興国プログラム」、「グローバル実践教育プログラム」があり、「主体的異文化対応能力」や「社会的基礎力」を備えたグローバル人材の育成も目指しています。

英米学科

本学科は、高度なコミュニケーション能力の養成と、英語圏の社会、文学・文化ならびに言語に関する専門研究の推進によって、真の国際人として活躍できる人材を育成することを目標としています。そのため、「専攻言語科目」としては、Communicative English、Research & Discussion、Academic Writingなど英語のみで行う授業を1年次から4年次までに段階的に配置するとともに、通訳技法、ビジネス英語などの実践科目も履修できます。

一方、1年次から2年次にかけて配置されている概論等の「専門基礎科目」では、分野全般について広く学び、2・3・4年次には、分野別に内容を充実させた各論や演習等の「専門発展科目」によって、専門研究を深めていきます。また、一部の講義科目は英語で行われます。

そして、3年次より、言語コース、文化コース、社会コース、EIC (English for Intercultural Communication) コースの4つのコースのうちの一つを選択し、自分の専攻分野をさらに深く学習および研究することができます(ただし、EICコースのみは、2年次より開始します)。このように、本学科の学生は、多彩な授業科目の中から自分のニーズに適合し、かつ将来の進路に対応した科目を履修することができます。高度な語学力を駆使した、グローバルな視野の研究に基づいて書かれる英語卒業論文は、各学生の学業の集大成といえるものです。

ヨーロッパ学科

【フランス語圏専攻】

本専攻は、高度なフランス語運用能力と、フランス本国のみならずアフリカを始めとするフランス語圏やヨーロッパ諸地域に関する多角的な知識と分析能力を養い、異文化理解に優れ国際的判断力を発揮できる人材を育成します。

フランス語運用能力は、1年次から4年次まで段階的に開設される「専攻言語科目」で身につけます。また、1・2年次設置の「専門基礎科目」を通して、自分の目的に沿った専門分野を選択します。2・3・4年次には、より高度な「専門発展科目」が設置されており、多彩な授業科目の中から、自分のニーズに適合し、かつ将来の進路に対応したものを履修することができます。3年次からは「言語・文化コース」と「社会コース」に分かれ、研究演習(ゼミ)で特定のテーマに関する研究を深め、卒業論文として結実させます。「社会コース」では、ヨーロッパ学科3専攻を横断して開設されるヨーロッパ共通研究演習を履修し、所属専攻以外の教員の指導を受けることもできます。

なお、一部の講義科目はネイティブ教員によりフランス語で行われます。言語科目や演習科目は、できる限り少人数でクラスが編成され、充実した授業が行われます。

【スペイン語圏専攻】

スペイン語圏専攻では、実践的な場で使えるスペイン語能力とスペイン・ラテンアメリカに関する深い理解をいかし、グローバルに活躍できる人材、地域社会と国際社会を結ぶことができる人材の育成をめざしています。

「専攻言語科目」であるスペイン語は、1年次から4年次までレベルや目的に応じて科目が設けられ、高度な運用能力を育てていきます。3・4年次には、日本で生活する外国人を言語面で支援する能力を養うため、「コミュニティ」や「医療」をテーマとしたスペイン語を学ぶ「専門分野スペイン語」が開設されています。語学以外では、1・2年次の「専門基礎科目」でスペイン語圏に関する基本的知識や研究方法を学び、それをベースに「専門発展科目」を履修していくことになります。3年次からは専門性を高めるため、語学スペシャリストとしての高度なスペイン語能力とスペイン語圏文化への理解を深めることに重点をおく「言語・文化コース」と、スペイン語を手段として社会科学的な視点からスペイン、ラテンアメリカ、ヨーロッパ、新興国へと視野を広げる「社会コース」のいずれかを選択します。

ポルトガル語やブラジルの文化・社会についての科目も設置されており、言語を通じて幅広い国・地域について専門的に学ぶことができます。言語科目や演習は少人数クラスで充実した授業を受けることができます。

【ドイツ語圏専攻】

本専攻は、高度なドイツ語運用能力と、ドイツ、オーストリア、スイスなどのドイツ語圏、ひいてはヨーロッパ地域に関する多角的な分析能力を養い、優れた異文化理解力と国際的判断力を発揮できる人材を育成します。

「聞く」「話す」「読む」「書く」というドイツ語運用能力は、1年次から4年次まで開かれている「専攻言語科目」を段階履修して身につけます。また1・2年次に設置されている「専門基礎科目」を通じて、自分の目的に沿った専門分野を選択していきます。2・3・4年次には、より高度な専門科目として「専門発展科目」が設置されており、多彩な授業科目の中から、自分のニーズに適合し、かつ将来の進路に対応したものを履修することができます。この他にもドイツ語検定試験対策にもなる授業や、ドイツ語で授業をする講義・演習などがあります。

また受身の学習だけではなく、学生個人が主体的に研究することも重視されています。2年次の基礎演習Ⅱを経て、3年次からは「言語・文化コース」、「社会コース」に分かれ、研究演習で特定テーマに関する研究を深めて、卒業論文に結実させることになります。ヨーロッパ学科3専攻を横断して開設されるヨーロッパ共通研究演習を履修し、他専攻の教員の授業を受けることもできます。

なお言語科目や演習科目は、いずれも少人数のクラス編成で充実した授業を受けることができます。

中国学科

本学科は、高度な中国語運用能力と、中国語圏に対する多角的で構造的な分析能力を養うことを理念としており、それに基づいて優れた異文化理解能力と国際的判断力を発揮できる人材を育成します。

「専攻言語科目」は、高度な中国語運用能力を身につけるために1年次から4年次まで段階的に履修します。「専門基礎科目」は、1年次から2年次にかけて設置され、学生は自分の目的に沿って専門分野を選択し、2年次後半からは、「言語・文化コース」「社会コース」「翻訳・通訳コース」のいずれかを選択し、中国語のスキルアップと中国語圏に関する専門分野の知識を学びます。3・4年次からは、それぞれのコースの特性に応じた高度な専門科目として「専門発展科目」が設置されており、中国語圏と東アジア地域に関する多彩な授業科目の中から、自分のニーズに適合し、かつ将来の進路に対応したものを履修することができます。

本学科では、1年次から4年次まで一貫したきめ細かい指導を行います。特に、言語科目や演習科目はできる限り少人数のクラス編成とするなど、授業科目の性格に応じた適正な受講学生数となるよう配慮しています。

国際関係学科

本学科は、高度な英語運用能力を有し、かつ社会科学分野および人文科学分野での幅広い学習を通して、優れた異文化理解能力と国際社会に関する知識を持つ人材を育成することを目的としています。

英語運用能力を養成する「専攻言語科目」を1年次から4年次まで段階的に履修します。1・2年次には「専門基礎科目」を履修し、自分の研究目的を絞ります。

2年次から始まる「専門発展科目」で、多彩な授業科目の中から、自分が選択するコースに対応した科目を履修することができます。3年次からは自らの研究目的に合わせたコース（「国際関係」または「国際文化」）を選択します。3・4年次には、さらに高度な「専門発展科目」を履修し、コースに応じた「研究講読」で英語文献を読み知識を増やしていくシステムとなっています。

また、3・4年次からアジアなどの新興国を重点的に学ぶことができる「アジア・新興国プログラム」を、本学科の科目を中心に設置しています。本学科では、1年次から4年次まで一貫したきめ細かい指導を行います。とくに、言語科目や演習科目はできる限り少人数のクラス編成とするなど、授業科目に応じた適正な受講学生数となるよう配慮されています。

外国語学部履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則（平成19年愛知県公立大学法人第17号、以下「学則」という。）に基づき、愛知県立大学外国語学部（以下「外国語学部」という。）における授業科目、単位数、履修方法等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(教育研究目的)

第2条 外国語学部は、外国語の高度で実践的な運用能力を身につけ、それを基礎として外国諸地域の社会、政治、経済、歴史、文学、文化、思想並びに言語に関する専門的知識を獲得し、国際社会に関する深い理解を養うとともに、世界の中での自らの文化の意義を自覚し、「グローバルな多文化共生」の実現に向けて、国際社会に活躍の場を見出し、あるいは地域の国際化に貢献しうる人材の育成を目指す。

第2章 授業科目及び単位

(授業科目及び必修単位数)

第3条 授業科目は、教養教育科目（APU教養コア科目、世界を理解する、地域を掘り下げる、社会に生きる、科学と人間を深める及びAPU教養特別科目）、専門教育科目、免許・資格に関する科目及び学術交流協定大学留学生対象科目とする。

2 教養教育科目及び専門教育科目の授業科目及びその単位数並びに履修方法は、それぞれ別表1及び別表2のとおりとする。

3 学術交流協定大学留学生対象科目の授業科目及び単位数は、別表4のとおりとする。

(卒業必修単位)

第4条 卒業に必要な単位は、124単位とする。

2 授業科目の設置単位を超えて履修することはできない。

3 1年間に卒業の要件として履修できる単位数の上限は48単位とする。ただし、教授会が特に認めた場合はこの限りでない。

(単位の計算)

第5条 単位の計算は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。
講読は、必要に応じ毎週1時間又は2時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。

第3章 履修上の留意点

(外国語科目及び外国語セミナーの修得単位の取扱い)

第6条 外国語科目または外国語セミナーを8単位以上修得し、かつ教養教育科目を30単位以上修得した場合は、外国語科目または外国語セミナーの8単位を超えた単位のうち、

4単位までは卒業必修単位（専門教育科目）に算入することができる。

(他学科・他専攻及び他学部開設科目の履修)

第7条 他学科・他専攻において開設されている専門教育科目の修得単位は、12単位まで卒業必修単位に算入することができる。

2 他学部において開設されている専門教育科目の履修を希望する者は、教授者とその学生が所属する学科の承認を得て、当該科目を履修することができる。その修得単位は、8単位まで卒業必修単位として算入することができる。

(同一科目単位の取扱い)

第8条 既に単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。

(外国人留学生等の外国語科目等履修上の注意)

第9条 外国人留学生等（外国において相当の期間中等教育を受けたもので、日本語科目等の教育が必要であると認めた者を含む。）は、母語を修得すべき外国語科目として選択することができない。ただし、特に事由がある場合には、この限りでない。

2 留学生対象の科目は、外国人留学生等のみが履修し、教養教育科目必修単位に算入することができる。

(早期卒業希望者の履修の特例)

第10条 早期卒業希望者で2年次終了時に第21条第1号から第3号までの条件に該当する者は、3年次に在籍年次を超え、また年間に修得できる単位の上限を超えて科目を履修することができる。

第4章 履修の届出

(履修登録)

第11条 学生は、当該年度に履修する全授業科目名等を所定の期日までに所定の様式により学務課へ履修登録をしなければならない。

2 未登録の授業科目については、単位を認定しない。

(履修登録の変更等)

第12条 履修登録の変更は、後期開講後所定の期日までに行うことができる。

2 年度初めに履修登録を行わなかった学生は、この期間に限り登録の追加をすることができる。

第5章 試験及び成績評価

(試験)

第13条 試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について、筆記、口述、論文提出等の方法により行う。

2 出席時間数が当該授業実施時間数の3分の2に満たない学生には、受験資格を与えない。

3 前項にかかわらず、免許・資格に関する授業科目につい

ては、その免許・資格についての規則に出席時間数に関して特段の定めのある場合、その定めに従うものとする。

(成績評価)

第14条 成績の評価は、前条の試験及び平素の学修状況等を総合して決定する。

2 成績評価は、S (100点満点で90点以上)・A (80点以上90点未満)・B (70点以上80点未満)・C (60点以上70点未満)・D (60点未満) の5段階で表す。S・A・B・Cを合格として単位を認定し、Dは不合格として単位は認定しない。

3 前項の成績評価に対して、Grade Point (以下「GP」という。)を設定し、履修登録した授業科目のGPの平均値Grade Point Average (以下「GPA」という。)を算出する。

(1) GPは、Sを4点、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とする。

(2) GPAは、GPと単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

(3) GPA算入対象科目は、所属する学科・専攻の履修規程別表にある授業科目とする。

(成績評価に関する問い合わせ)

第14条の2 前条における成績評価に疑問がある場合は、所定の期日までに所定の様式により学務課へ成績評価に関する問い合わせをすることができる。

(追試験)

第15条 病気その他やむを得ない事由によって試験を受けることができなかったため追試験を希望する学生は、所定の用紙に診断書又は理由書を添付して、試験期間終了後1週間以内に学務課に提出しなければならない。

2 前項の事由が正当であると認められる場合は、追試験を受けることができる。

(再試験)

第16条 試験に不合格であった者に対する再試験は、行わない。
(不正行為)

第17条 試験において不正な行為があった学生については、当該学期 (通年の授業科目については、当該学年) の全受講科目の履修を無効とする。

(再履修)

第18条 前期又は前年度までに単位を修得できなかった科目は、後期又は後年度において再び履修して単位を修得することができる。

(卒業論文の提出)

第19条 卒業論文は、所定の日時までに題目届けを提出し、卒業学年の所定の日時までに学務課へ提出しなければならない。

(9月卒業)

第20条 9月末日において所定の在学期間を満たし、当該学年の前期の受講科目の履修によって卒業必修単位を修得できる者は、9月に卒業することができる。

2 前項により9月に卒業することを希望する者は、所定の期日までに、その旨学務課へ届け出なければならない。

(早期卒業)

第21条 次の各号に規定する条件を全て満たす者は、学則第51条第2項に規定する早期卒業をすることができる。

(1) 2年次終了時点で、修得した単位 (既修得単位等を含む。) が90単位以上あるもの

(2) 2年次終了時点で、GPAが3.500以上あるもの

(3) 2年次終了時点で、3年次及び4年次の授業を同時に履修しても単位を修得できると学科・専攻が判断し、教授会が認めたもの

(4) 卒業判定時のGPAが3.500以上あり、かつ学科・専攻が推薦する者のうち、教授会が認めたもの

第6章 教育職員免許状及び資格等の取得

(免許状等の取得)

第22条 外国語学部 に在学することによって、教育職員免許、司書教諭資格、学芸員資格を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、それぞれの免許・資格に関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

2 日本語教員課程の修了証を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、日本語教員課程に関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

3 アジア・新興国プログラムの修了証を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、別表3の定めるところにより履修しなければならない。

4 グローバル実践教育プログラムを修了しようとする者は、この規程に定めるもののほか、グローバル実践教育プログラムに関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

第7章 ダブル・ディグリーの取得

(ダブル・ディグリーの取得)

第23条 ダブル・ディグリーを取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、本学と相手大学の間で結ばれた所定のダブル・ディグリー協定及びダブル・ディグリー・プログラム規程により履修しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 愛知県立大学外国語学部履修規程 (平成10年4月1日制定) は、廃止する。

3 平成21年3月31日現在本学部 に在学する者 (以下この項において「在学者」という。) 及び平成21年4月1日以降において在学者の属する年次に再入学及び転入学する者については、旧愛知県立大学外国語学部履修規程は、この履修規程の施行後も、なおその効力を有する。

～途中略～

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、平成29年度の入学生から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。
- 3 第13条及び第14条については、前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在学する者にも適用する。
- 4 第22条4項については、第2項の規定にかかわらず、平成28年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、平成30年度の入学生から適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。
- 3 第23条については、前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、平成31年度の入学生から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、令和3年度の入学生から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、令和4年度の入学生から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

別表1

教養教育科目

別表2

各学科専攻専門科目

別表3

アジア・新興国プログラムに関する科目

別表4

学術交流協定大学留学生対象科目（省略）

別表 1 教養教育科目

外国語学部

科目群	科目名	設置年次および単位				必修単位	備考
		I	II	III	IV		
APU教養コア科目	多文化社会への招待	2				2	
	データサイエンスへの招待	2				2	
APU教養連携科目	グローバル社会の諸問題		2				
多文化理解	多文化社会とコミュニケーション		2			2	
	Global Vision Talks		2				
	言語コミュニケーションと多様性		2				
	Japan's Interactions with Other Cultures		2				
	Japan Seen from Outside		2				
	原語で読む名著		2				
	英語 I	4					英米学科・国際関係学科は履修不可
	ポルトガル語 I	4					
	ポルトガル語 II		4				
	フランス語 I	4					フランス語圏専攻は履修不可
外国語科目	フランス語 II		4				
	スペイン語 I	4					
	スペイン語 II		4				スペイン語圏専攻は履修不可
	ドイツ語 I	4					
	ドイツ語 II		4				ドイツ語圏専攻は履修不可
	中国語 I	4					中国学科は履修不可
	中国語 II		4				
	ロシア語 I	4					
	ロシア語 II		4				
	韓国朝鮮語 I	4					
外国語ゼミナール	韓国朝鮮語 II		4				
	日本語 I	4					
	日本語 II		4				
	教養外国語ショートプログラム		2				留学生対象
	Intercultural Seminars in English (英語ゼミナール)		4				「外国語科目」必修単位に算入可能
	Seminários interculturais em português (ポルトガル語ゼミナール)		4				スペイン語圏専攻以外の学生はポルトガル語IIを事前に履修しておくこと。
	Séminaires interculturels en français (フランス語ゼミナール)		2				フランス語圏専攻以外の学生はフランス語IIを事前に履修しておくこと。
	Seminarios interculturales en español (スペイン語ゼミナール)		2				スペイン語圏専攻以外の学生はスペイン語IIを事前に履修しておくこと。
	Interkulturelle Seminare Deutsch (ドイツ語ゼミナール)		2				ドイツ語圏専攻以外の学生はドイツ語IIを事前に履修しておくこと。
	跨文化双語研討班 (中国語ゼミナール)		2				中国学科以外の学生は中国語IIを事前に履修しておくこと。
地域を掘り下げる	APU教養連携科目		2				
	フィールドで学ぶ社会		2				
	愛知の文化遺産		2				
	愛知の産業		2				
	東海地方と日本文学		2				
	日本の歴史と文化		2				
	アジアの歴史と文化		2				
	ヨーロッパの歴史と文化		2				
	北アメリカの歴史と文化		2				
	中南米の歴史と文化		2				
社会に生きる	アフリカの歴史と文化		2				
	ものづくりの現状と課題		2				
	日本国憲法		2				
	法学入門		2				
	政治学入門		2				
	経済学入門		2				
	社会福祉入門		2				
	比較文化社会		4				
	社会学入門		2				
	現代社会の諸問題		2				
科学と人間を深める	高度情報社会の理解		2				
	地域社会とキャリア構想	2					
	キャリア実践	2					
	日本語表現法	2					
	インターンシップ実践		2				
	キャリア展望—生き抜く力—		2				
	いのちと防災の科学		2				
	教養のための科学		2				
	現代物理学		2				
	地球の科学		2				
APU教養連携科目	生活の中の化学		2				
	生命の科学		2				
	環境の科学		2				
	哲学入門		2				
	心理学入門		2				
	文学入門		2				
	芸術鑑賞入門		2				
	芸術表現 (美術)		2				
	芸術表現 (音楽)		2				
	情報リテラシー		2				
APU教養特別科目	メディア情報基礎		2				
	データサイエンスへの招待—実践編		2				
	生涯スポーツ論		2				
	健康とからだの科学		2				
	健康とこころの科学		2				
	健康生活学		2				
	スポーツ実践演習		2				
	教養留学修得科目		6				
	県大エッセンシャル		2				
	県大教養ゼミナール			4			
計	83 科目					22 8	

注 1) 外国語科目・外国語ゼミナールについて

- 英米学科、ヨーロッパ学科、中国学科の学生は、一つの外国語（設置年次 I および II）を必修とし、8 単位以上を修得しなければならない。
- ヨーロッパ学科、中国学科の学生が、外国語必修単位 (8 単位) として英語を選択する場合は、「英語 I (4 単位)」及び「英語ゼミナール (4 単位)」を履修すること。
- 国際関係学科の学生は、一つの外国語（設置年次 I）4 単位を含め、「外国語科目」のうち外国語 I, II から 8 単位以上修得しなければならない。
- 英米学科、国際関係学科の学生は、英語以外の外国語を、フランス語圏専攻の学生はフランス語以外、スペイン語圏専攻の学生はスペイン語以外、ドイツ語圏専攻の学生はドイツ語以外、中国学科の学生は中国語以外の外国語を履修しなければならない。ただし、専攻外国語の「外国語ゼミナール」は履修できる（その場合、外国語必修単位の 8 単位ではなく、教養科目全体の必修 30 単位分に組み込まれる）。

注 2) スポーツ実践演習について

スポーツ実践演習は 2 単位を超えて履修しても卒業必修単位に算入されない。

別表2 各学科専攻専門教育科目

外国語学部 英米学科

科目区分	授業科目	設置年次及び単位				必修単位			
		I	II	III	IV	言語 コース	文化 コース	社会 コース	EIG コース
専攻言語科目	Communicative English I	6				6	6	6	6
	Communicative English II	4				4	4	4	4
	Communicative English III		2			2	2	2	2
	English Phonetics	2				2	2	2	2
	Grammar & Basic Writing	2				2	2	2	2
	Academic Writing I		2			2	2	2	2
	Academic Writing II			2		2	2	2	2
	Academic Writing III				2				
	Research & Discussion I		2			2	2	2	
	Research & Discussion II			2		2	2	2	
	Research & Discussion III				2				
	Presentation*		2						2
	Debate*			2					2
	Interpreting I*		2						2
	Interpreting II*			2					2
	Speech & Performance		2						
	ビジネス英語		2						
	時事英語		2			2	2	2	4
	科学技術英語		2						
	翻訳技法		2						
	通訳技法		2						
関連言語科目	ラテン語		2						
	ギリシア語		2						
	諸地域言語(ヨーロッパ諸語)		4						
	諸地域言語(アジア諸語)		4						
専門基礎科目	言語研究入門	4							
	文学・文化研究入門	4							
	政治・経済研究入門	4				4	4	4	4
	歴史・社会研究入門	4							
	研究概論(イギリスの社会)	2				2	2	2	2
	研究概論(アメリカの社会)	2				2	2	2	2
	研究概論(イギリスの文学・文化)	2				2	2	2	2
	研究概論(アメリカの文学・文化)	2				2	2	2	2
	研究概論(英語学)	2				2	2	2	2
	基礎演習 I	2				2	2	2	2
専門発展科目	基礎演習 II (イギリスの社会)	2							
	基礎演習 II (アメリカの社会)	2							
	基礎演習 II (イギリスの文学・文化)	2				2	2	2	2
	基礎演習 II (アメリカの文学・文化)	2							
	基礎演習 II (英語学)	2							
	基礎演習 II (英語教育学)	2							
	研究各論(イギリスの歴史)	4							
	研究各論(イギリスの政治・外交)	4							
	研究各論(イギリスの社会・思想)		4						
	研究各論(アメリカの歴史)	4							
	研究各論(アメリカの政治・外交)		4						
	研究各論(アメリカの社会・経済)			4					
	研究各論(英米特殊講義: 社会)		4						
	研究各論(イギリスの文学・文化史)	4							
	研究各論(イギリスの文学・文化)	4							
	研究各論(アメリカの文学・文化史)	4							
	研究各論(アメリカの文学・文化)	4							
	研究各論(英米の映画・視覚文化)	4							
	研究各論(英語圏の文化批評)		4						
	研究各論(英米特殊講義: 文学・文化)		4						
	研究各論(英語史)	4							
	研究各論(現代英語の特質)	4							
	研究各論(英語学研究 I (コア))			4					
	研究各論(英語学研究 II (発展))			4					
	研究各論(英語教育学)			4					
	研究各論(英米特殊講義: 英語学・英語教育学)		4						
	研究各論(Comparative Studies [Culture and Literature])			4					
	研究各論(Comparative Studies [Language])			4					
	研究各論(Comparative Studies [International Relations])			4					
	研究各論(英米特殊講義: Intercultural Communication)		4						8

科目区分	授業科目	設置年次及び単位				必修単位			
		I	II	III	IV	言語 コース	文化 コース	社会 コース	EIG コース
専攻言語科目	研究各論(アジア・新興国論)		2						
	研究各論(日本経済と新興国)		2						
	研究各論(ASEAN研究)		4						
	研究各論(イスラーム圏研究)		4						
	研究各論(ロシア研究)		4						
	研究各論(南北アメリカ国際関係)		2						
	研究各論(東アジア社会)		4						
	研究各論(アフリカ研究)		2						
	共通各論(思想史)		2			8	8	8	4
	共通各論(言語学)		4						
専門発展科目	共通各論(音声学)		4						
	共通各論(日本語学)		4						
	共通各論(日本語音声学)		2						
	共通各論(日本語文法論)		4						
	共通各論(日本語教育教材論)		4						
	共通各論(日本語教授法)		4						
	研究講読 I (イギリスの社会)		2						
	研究講読 I (アメリカの社会)		2						
	研究講読 I (イギリスの文学・文化)		2			2	2	2	2
	研究講読 I (アメリカの文学・文化)		2						
研究講読	研究講読 I (英語学)		2						
	研究講読 I (英語教育学)		2						
	研究講読 II (イギリスの社会)		4					4	
	研究講読 II (アメリカの社会)		4						
	研究講読 II (イギリスの文学・文化)		4				4		4
	研究講読 II (アメリカの文学・文化)		4						
	研究講読 II (英語学)		4						
	研究講読 II (英語教育学)		4			4			
	研究演習(イギリスの社会)		8					8(うち4単位は4年次に履修)	8(うち4単位は4年次に履修)
	研究演習(アメリカの社会)		8						
研究演習	研究演習(イギリスの文学・文化)		8						
	研究演習(アメリカの文学・文化)		8						
	研究演習(英語学)		8						
	研究演習(英語教育学)		8						
	卒業論文			8		8	8	8	8
	海外協定大学修得科目		20						
	教科教育法(英語) I		2						
	教科教育法(英語) II		2						
	教科教育法(英語) III		2						
	教科教育法(英語) IV		2						
教職科目	教育実習(中学校) I			2					
	教育実習(中学校) II			2					
	教育実習(高等学校) I			2					
	教育実習(高等学校) II			2					
	合計(109科目)					84	84	84	84

*のついている科目は、EIC コース以外の学生は履修不可

備考

- 1 学科専門教育科目は、必修単位数の84単位を含めて、94単位以上を修得しなければならない。
- 2 教科教育法(英語)はIからIVまで合わせて4単位以内を卒業単位に算入することができる。
- 3 教育実習は(中学校)Iから(高等学校)IIまで合わせて4単位以内を卒業単位に算入することができる。
- 4 「海外協定大学修得科目」は海外の協定校などで科目等を履修した場合にのみ認定する科目である。
- 5 自学科・専攻の別表にない「教科教育法」及び「教育実習」は卒業単位に算入することができない。

外国語学部 ヨーロッパ学科 フランス語圏専攻

科目区分	授業科目	設置年次及び単位				必修単位	
		I	II	III	IV	言語・文化コース	社会コース
専攻言語科目	フランス語Ⅰ(基礎)	2				2	2
	フランス語Ⅰ(文法)	2				2	2
	フランス語Ⅰ(応用)	2				2	2
	フランス語Ⅰ(会話)	2				2	2
	フランス語Ⅱ(文法)		2			2	2
	フランス語Ⅱ(応用)		2			2	2
	フランス語Ⅱ(会話)		2			2	2
	フランス語Ⅲ(作文)		2			2	2
	フランス語Ⅲ(会話)			2		2	2
	フランス語Ⅲ(作文)			2		2	2
	フランス語Ⅲ(会話)			2		2	2
	フランス語Ⅳ(会話)				2		
	フランス語Ⅳ(作文)				2		
	上級フランス語(時事)				2		
	上級フランス語(翻訳・通訳)				2		
	基礎講読(フランス語圏社会)		2			2	2
	基礎講読(フランス語圏文化)		2				
	上級講読(フランス語圏歴史・社会)			4			4
	上級講読(フランス語圏政治・経済)			4			
	上級講読(フランス語学)			4			
	上級講読(フランス語圏文学・文化)			4		4	
関連言語科目	ラテン語		2				
	ギリシア語		2				
	諸地域言語(ヨーロッパ諸語)		4				
	諸地域言語(アジア諸語)		4				
	言語研究入門		4				
専門基礎科目	文学・文化研究入門		4			4	4
	政治・経済研究入門		4				
	歴史・社会研究入門		4				
	世界の中のヨーロッパ(社会)		2			2	2
	世界の中のヨーロッパ(文化)		2				
	研究概論(フランス語圏社会)		2			4	4
	研究概論(フランス語学)		2				
	研究概論(フランス語圏文学・文化)		2				
	基礎演習Ⅰ		2			2	2
	基礎演習Ⅱ(フランス語圏社会)			2		2	2
	基礎演習Ⅲ(フランス語圏文化)			2			
専門発展科目	フランス語圏歴史・社会				8		12
	研究各論(フランス語圏政治・経済)				8		
	研究各論(フランス語圏特殊講義)				4		
	研究各論(フランス語学)				8		
	研究各論(フランス語圏文学・文化)				8		
	研究各論(ヨーロッパ中世・近世史)				2		
	研究各論(民主主義と分権化)				2		
	研究各論(地域と国家)				2		
	研究各論(地域・都市再生論)				2		
	研究各論(ヨーロッパ統合論)				2		
	研究各論(多言語社会研究)				4		
	研究各論(メディアと人権)				2		
	研究各論(アジア・新興国論)				2		
	研究各論(日本経済と新興国)				2		
	研究各論(ASEAN研究)				4		
	研究各論(イスラーム圏研究)				4		
	研究各論(ロシア研究)				4		
	研究各論(南北アメリカ国際関係)				2		
	研究各論(中南米・新興国特殊講義)				2		
	研究各論(東アジア社会)				4		
	研究各論(国際法Ⅰ)				4		
	研究各論(世界経済論)				4		
	研究各論(国際政治学)				4		
	研究各論(国際関係史)				4		
	研究各論(グローバル金融)				2		
	研究各論(グローバル・ガバナンス)				2		
	研究各論(多文化共生論)				4		
	研究各論(NPO論)				2		
	研究各論(国際協力)				2		
	研究各論(アフリカ研究)				2		
	研究各論(地域社会論)				2		
	研究各論(異文化コミュニケーション)				4		
	研究各論(南アジア文化研究)				2		
	研究各論(社会言語学)				2		
	共通各論(思想史)				2		
	共通各論(言語学)				4		
	共通各論(音声学)				4		
	共通各論(日本語学)				4		
	共通各論(日本語音声学)				2		
	共通各論(日本語文法論)				4		
	共通各論(日本語教育教材論)				4		
	共通各論(日本語教授法)				4		

科目区分	授業科目	設置年次及び単位				必修単位	
		I	II	III	IV	言語・文化コース	社会コース
専門発展科目	研究演習(フランス語学)				8	8(うち4単位は4年次に履修)	
	研究演習(フランス語圏文学・文化)				8		
	研究演習(フランス語圏歴史・社会)				8		8(うち4単位は4年次に履修)
	研究演習(フランス語圏政治・経済)				8		
	卒業論文				8	8	8
海外協定大学修得科目					20		
教職科目	教科教育法(フランス語)Ⅰ			2			
	教科教育法(フランス語)Ⅱ			2			
	教育実習(高等学校)Ⅰ				2		
	教育実習(高等学校)Ⅱ				2		
合計(88科目)						82	82

備考

- 1 学科専門教育科目は、必修単位数の 82 単位を含めて、94 単位以上を修得しなければならない。
- 2 教科教育法（フランス語）Ⅰ及びⅡの 4 単位は卒業単位に算入することができる。
- 3 教育実習（高等学校）Ⅰ及びⅡの 4 単位は卒業単位に算入することができる。
- 4 「海外協定大学修得科目」は海外の協定校などで科目等を履修した場合にのみ認定する科目である。
- 5 自学科・専攻の別表にない「教科教育法」及び「教育実習」は卒業単位に算入することができない。

外国語学部 ヨーロッパ学科 スペイン語圏専攻

科目区分	授業科目	設置年次及び単位				必修単位	
		I	II	III	IV	言語・文化コース	社会コース
専攻言語科目	スペイン語総合	4				4	4
	コミュニケーションスペイン語Ⅰ	4				4	4
	スペイン語文法		2			2	2
	スペイン語読解		2			2	2
	コミュニケーションスペイン語Ⅱ		4			4	4
	コミュニケーションスペイン語Ⅲ		4			4	4
	スペイン語応用会話			2		2	
	スペイン語学術作文			2		2	2
	スペイン語文献読解			4		2	2
	専門分野スペイン語a(時事・ビジネス)			2			
	専門分野スペイン語b(コミュニティ)			2		4	
	専門分野スペイン語c(医療)			2			
	グローバルスペイン語トレーニングⅠ	2					
	グローバルスペイン語トレーニングⅡ		2			4	
	グローバルスペイン語トレーニングⅢ						
	エクスプレス・カタルーニャ語		2				
	エクスプレス・ポルトガル語			2			
関連言語科目	ラテン語		2				
	ギリシア語		2				
	諸地域言語(ヨーロッパ諸語)		4				
	諸地域言語(アジア諸語)		4				
専門基礎科目	言語研究入門	4				4	
	文学・文化研究入門	4					4
	政治・経済研究入門	4					4
	歴史・社会研究入門	4					4
	世界の中のヨーロッパ(社会)		2			2	2
	世界の中のヨーロッパ(文化)		2				2
	スペイン語圏研究概論(スペイン)	2				2	4
	スペイン語圏研究概論(ラテンアメリカ)	2					4
	スペイン語圏研究概論(言語)		2			4	2
	スペイン語圏研究概論(文学)		2				2
専攻基礎科目	基礎演習Ⅰ	2				2	2
	基礎演習Ⅱ(社会)	2				2	2
	基礎演習Ⅲ(文化)		2			2	2
専攻研究各論	研究各論(スペイン語圏言語)		4			4	
	研究各論(スペイン語圏文学)		4				4
	研究各論(スペイン・ラテンアメリカ文化)		4				4
	研究各論(スペイン史)		4				4
	研究各論(スペイン社会・経済)		4				4
	研究各論(ラテンアメリカ史)		4				4
	研究各論(ラテンアメリカ政治・経済)		4				4
	研究各論(スペイン語圏特殊講義)		4				4
	研究各論(Estudios de Japón e Iberoamérica)		4				4
	研究各論(ヨーロッパ中世・近世史)		2				2
共通研究各論	研究各論(民主主義と分権化)		2				2
	研究各論(地域と国家)		2				2
	研究各論(ヨーロッパ再生論)		2				2
	研究各論(ヨーロッパ統合論)		2				2
	研究各論(多言語社会研究)		4				4
	研究各論(メディアと人権)		2				2
	研究各論(アジア・新興国論)		2				2
	研究各論(日本経済と新興国)		2				2
	研究各論(ASEAN研究)		4				4
	研究各論(ロシア研究)		4				4
アジア・新興国研究各論	研究各論(イスラーム圏研究)		4				4
	研究各論(アフリカ研究)		2				2
	研究各論(東アジア社会)		4				4
	研究各論(コロニアリズム文化史)		2				2
	研究各論(移民と文化接触)		2				2
	研究各論(南北アメリカ国際関係)		2				2
	研究各論(中南米・新興国特殊講義)		2				2
	研究各論(国際法Ⅰ)		4				4
	研究各論(世界経済論)		4				4
	研究各論(国際政治学)		4				4
国際社会研究各論	研究各論(国際関係史)		4				4
	研究各論(グローバル金融)		2				2
	研究各論(グローバル・ガバナンス)		2				2
	研究各論(多文化共生論)		4				4
	研究各論(NPO論)		2				2
	研究各論(国際協力)		2				2
	研究各論(地域社会論)		2				2
	研究各論(文化人類学Ⅰ)		2				2
	研究各論(宗教学)		2				2
	研究各論(民族音楽学)		2				2
国際社会研究各論	研究各論(社会言語学)		2				2

科目区分	授業科目	設置年次及び単位				必修単位	
		I	II	III	IV	言語・文化コース	社会コース
専門発展科目	共通各論(思想史)		2				
	共通各論(言語学)		4				
	共通各論(音声学)		4				
	共通各論(日本語学)		4				
	共通各論(日本語音声学)		2				
	共通各論(日本語文法論)		4				
	共通各論(日本語教育教材論)		4				
	共通各論(日本語教授法)		4				
	研究演習(スペイン語学)		8			8(うち4単位は4年次に履修)	
	研究演習(スペイン・ラテンアメリカ文学)		8				8(うち4単位は4年次に履修)
	研究演習(ラテンアメリカ文化・思想)		8				8(うち4単位は4年次に履修)
	研究演習(ラテンアメリカ文化・社会)		8				8(うち4単位は4年次に履修)
	研究演習(ラテンアメリカ政治・経済)		8				8(うち4単位は4年次に履修)
	研究演習(スペイン史)		8				8(うち4単位は4年次に履修)
	研究演習(スペイン社会・経済)		8				8(うち4単位は4年次に履修)
	卒業論文			8		8	8
	海外協定大学修得科目		20				
教職科目	教科教育法(スペイン語)Ⅰ		2				
	教科教育法(スペイン語)Ⅱ		2				
	教育実習(高等学校)Ⅰ			2			
	教育実習(高等学校)Ⅱ			2			
合計(96科目)						84	86

備考

- 1 学科専門教育科目は、言語・文化コースの学生は必修単位数の 84 単位を含めて 94 単位以上、社会コースの学生は必修単位数の 86 単位を含めて 94 単位以上、修得しなければならない。
- 2 教科教育法(スペイン語)Ⅰ及びⅡの 4 単位は卒業単位に算入することができる。
- 3 教育実習(高等学校)Ⅰ及びⅡの 4 単位は卒業単位に算入することができる。
- 4 「海外協定大学修得科目」は海外の協定校などで科目等を履修した場合にのみ認定する科目である。
- 5 自学科・専攻の別表にない「教科教育法」及び「教育実習」は卒業単位に算入することができない。

外国語学部 ヨーロッパ学科 ドイツ語圏専攻

科目区分	授業科目	設置年次及び単位				必修単位	
		I	II	III	IV	言語・文化コース	社会コース
専攻言語科目	ドイツ語Ⅰ(文法)	2				2	2
	ドイツ語Ⅰ(総合)	6				6	6
	ドイツ語Ⅰ(会話)	2				2	2
	ドイツ語Ⅱ(文法)		2			2	2
	ドイツ語Ⅱ(講読)		4			4	4
	ドイツ語Ⅱ(作文)		2			2	2
	ドイツ語Ⅱ(会話)		2			2	2
	ドイツ語Ⅲ(講読)			2		2	2
	ドイツ語Ⅲ(作文)			2		2	2
	ドイツ語Ⅲ(会話)			2		2	2
	ドイツ語Ⅳ(総合)				2		
	ドイツ語Ⅳ(会話)				2		
	ドイツ語実践Ⅰ			1			
	ドイツ語実践Ⅱ			1			
関連言語科目	ラテン語			2			
	ギリシア語			2			
	諸地域言語(ヨーロッパ諸語)			4			
	諸地域言語(アジア諸語)			4			
専門基礎科目	言語研究入門		4				
	文学・文化研究入門		4			4	4
	政治・経済研究入門		4				
	歴史・社会研究入門		4				
	世界の中のヨーロッパ(社会)			2			
	世界の中のヨーロッパ(文化)			2		2	2
	研究概論(ドイツ語圏文学)		2				
	研究概論(ドイツ語圏文化)		2			4	4
	研究概論(ドイツ語圏社会)		2				
	基礎演習Ⅰ		2			2	2
専門発展科目	基礎演習Ⅱ(言語・文化)			2		2	2
	基礎演習Ⅱ(社会)			2		2	2
	研究各論(ドイツ文学)				4		
	研究各論(ドイツ文化)				4		
	研究各論(ドイツ語学)				4		
	研究各論(北欧の言語・文化)				4		
	研究各論(ドイツ語圏特殊講義)				8		
	研究各論(ドイツ史)				4		
	研究各論(ドイツ政治)				4		
	研究各論(ドイツ経済)				4		
	研究各論(ドイツ法)				4		
	研究各論(ヨーロッパ中世・近世史)				2		
	研究各論(民主主義と分権化)				2		
	研究各論(地域と国家)				2		
	研究各論(地域・都市再生論)				2		
	研究各論(ヨーロッパ統合論)				2		
	研究各論(多言語社会研究)				4		
	研究各論(メディアと人権)				2		
	研究各論(アジア・新興国論)				2		
	研究各論(日本経済と新興国)				2		
	研究各論(ASEAN研究)				4		
	研究各論(イスラーム圏研究)				4		
	研究各論(ロシア研究)				4		
	研究各論(南北アメリカ国際関係)				2		
	研究各論(東アジア社会)				4		
	研究各論(国際法)				4		
	研究各論(世界経済論)				4		
	研究各論(国際政治学)				4		
	研究各論(国際関係史)				4		
	研究各論(グローバル金融)				2		
	研究各論(グローバル・ガバナンス)				2		
	研究各論(多文化共生論)				4		
	研究各論(NPO論)				2		
	研究各論(国際協力)				2		
	研究各論(アフリカ研究)				2		
	研究各論(地域社会論)				2		
	研究各論(異文化コミュニケーション)				4		
	研究各論(宗教学)				2		
	研究各論(社会言語学)				2		
	共通各論(思想史)				2		
	共通各論(言語学)				4		
	共通各論(音声学)				4		
	共通各論(日本語学)				4		
	共通各論(日本語音声学)				2		
	共通各論(日本語文法論)				4		
	共通各論(日本語教育教材論)				4		
	共通各論(日本語教授法)				4		

科目区分		授業科目	設置年次及び単位				必修単位	
			I	II	III	IV	言語・文化コース	社会コース
専門発展科目	研究講読	研究講読(ドイツ語圏文化)				8	4	
		研究講読(ドイツ語圏社会)				8		4
	研究演習	研究演習(ドイツ文学)				8		
		研究演習(ドイツ文化)				8	8(うち4単位は4年次に履修)	
		研究演習(ドイツ語学)				8		
		研究演習(北欧の言語・文化)				8		
		研究演習(ドイツ史)				8		
		研究演習(ドイツ政治)				8		8(うち4単位は4年次に履修)
		研究演習(ドイツ法)				8		
		卒業論文				8	8	8
	海外協定大学修得科目					20		
教職科目		教科教育法(ドイツ語)Ⅰ				2		
		教科教育法(ドイツ語)Ⅱ				2		
		教育実習(高等学校)Ⅰ				2		
		教育実習(高等学校)Ⅱ				2		
		合計(90科目)					78	78

備考

- 1 学科専門教育科目は、必修単位数の 78 単位を含めて、94 単位以上を修得しなければならない。
- 2 教科教育法（ドイツ語）Ⅰ及びⅡの 4 単位は卒業単位に算入することができる。
- 3 教育実習（高等学校）Ⅰ及びⅡの 4 単位は卒業単位に算入することができる。
- 4 「海外協定大学修得科目」は海外の協定校などで科目等を履修した場合にのみ認定する科目である。
- 5 自学科・専攻の別表にない「教科教育法」及び「教育実習」は卒業単位に算入することができない。

外国語学部 中国学科

科目 区分	授業科目	設置年次及び単位				必修単位		
		I	II	III	IV	言語・ 文化 コース	社会 コース	翻訳・通訳 コース
専攻言語科目	中国語Ⅰ(基礎)	6				6	6	6
	中国語Ⅰ(総合)	2				2	2	2
	中国語Ⅰ(文法作文)	2				2	2	2
	中国語Ⅰ(会話)	2				2	2	2
	中国語Ⅱ(総合)		4			4	4	4
	中国語Ⅱ(講読)		2			2	2	2
	中国語Ⅱ(文法作文)		2			2	2	2
	中国語Ⅱ(会話)		2			2	2	2
	中国語Ⅲ(講読)			2		2	2	2
	中国語Ⅲ(文法作文)			2		2	2	2
	中国語Ⅲ(会話)			2		2	2	2
	ビジネス中国語		2					
	応用ビジネス中国語			1		2	2	2※
	観光中国語			2				
	時事中国語			2				
	医療・福祉中国語			2			2	2※
	東アジア言語		2					
	ラテン語		2					
語 関 連 言 語 科 目	ギリシア語		2					
	諸地域言語(ヨーロッパ諸語)		4					
	諸地域言語(アジア諸語)		4					
	言語研究入門		4					
専 門 基 礎 科 目	文学・文化研究入門		4			4	4	4
	政治・経済研究入門		4					
	歴史・社会研究入門		4					
	研究概論(中国語・言語民族)		2					
	研究概論(中国文学・文化)		2					
	研究概論(中国歴史・社会)		2			6	6	6
	研究概論(中国政治・経済)		2					
	研究概論(東アジア社会)		2					
	基礎演習Ⅰ		2			2	2	2
	基礎演習Ⅱ(中国語・言語民族)		2					
専 門 発 展 科 目	基礎演習Ⅱ(中国文学・文化)		2			2	2	2
	基礎演習Ⅱ(中国歴史・社会)		2					
	基礎演習Ⅱ(中国政治・経済)		2					
	翻訳・通訳演習			4				
	原語特殊講義(中国事情)			2		2		4※
	原語特殊講義(言語文化)			2				
	原語特殊講義(歴史社会)			2				
	研究各論(中国語)		4			6	4	8
	研究各論(言語民族)		4					
	研究各論(中国文学)		4					
学 部 共 通 各 論	研究各論(中国文化)		4					
	研究各論(東アジア言語文化)		4					
	研究各論(東アジア社会)		4			4	6	
	研究各論(中国歴史)		4					
	研究各論(中国社会)		4					
	研究各論(中国政治)		4					
	研究各論(中国経済)		4					
	研究各論(アジア・新興国論)			2				
	研究各論(日本経済と新興国)			2				
	研究各論(ASEAN研究)			4				
学 部 共 通 各 論	研究各論(イスラーム圏研究)			4				
	研究各論(ロシア研究)			4				
	研究各論(南北アメリカ国際関係)			2				
	研究各論(アフリカ研究)			2				
	共通各論(思想史)		2			4	4	4
	共通各論(言語学)		4					
	共通各論(音声学)		4					
学 部 共 通 各 論	共通各論(日本語学)		4					
	共通各論(日本語音声学)		2					
	共通各論(日本語文法論)		4					
	共通各論(日本語教育教材論)		4					
学 部 共 通 各 論	共通各論(日本語教授法)		4					

科目 区分	授業科目	設置年次及び単位				必修単位		
		I	II	III	IV	言語・ 文化 コース	社会 コース	翻訳・通訳 コース
専 門 発 展 科 目	研究講読(中国語・言語民族)				4			
	研究講読(中国文学・文化)				4			
	研究講読(中国歴史・社会)				4			
	研究講読(中国政治・経済)				4			
	研究演習(中国語)				8			
	研究演習(言語民族)				8			
	研究演習(中国文学)				8			
	研究演習(中国文化)				8			
	研究演習(中国歴史)				8			
	研究演習(中国政治)				8			
	研究演習(中国経済)				8			
	研究演習(東アジア社会)				8			
	卒業論文				8			
	海外協定大学修得科目				20			
	教科教育法(中国語)Ⅰ			2				
教 職 科 目	教科教育法(中国語)Ⅱ			2				
	教育実習(高等学校)Ⅰ			2				
	教育実習(高等学校)Ⅱ			2				
合計(82科目)						82	82	82

備考

- 1 学科専門教育科目は、必修単位数の 82 単位を含めて、94 単位以上を修得しなければならない。
- 2 教科教育法(中国語)Ⅰ及びⅡの 4 単位は卒業単位に算入することができる。
- 3 教育実習(高等学校)Ⅰ及びⅡの 4 単位は卒業単位に算入することができる。
- 4 「海外協定大学修得科目」は海外の協定校などで科目等を履修した場合にのみ認定する科目である。
- 5 翻訳・通訳コースの学生は、専攻言語科目、専門基礎科目、専門発展科目の卒業必修単位を修得し、専攻言語科目(選択※)、専門発展科目(特殊研究※)及び(研究講読※)の中からさらに 8 単位以上を修得することにより、卒業論文に替えることができる。
- 6 自学科・専攻の別表にない「教科教育法」及び「教育実習」は卒業単位に算入することができない。

外国語学部 国際関係学科

科目区分	授業科目	設置年次及び単位				必修単位	
		I	II	III	IV	国際関係 コース	国際文化 コース
専攻言語科目	リーディングⅠ	2				2	2
	ライティングⅠ	2				2	2
	オール・コミュニケーションⅠ	2				2	2
	インテグレイテッド・オール・イングリッシュ	1				1	1
	ディベート	2				2	2
	リーディングⅡ	2				2	2
	ライティングⅡ	2				2	2
	オール・コミュニケーションⅡ	2				2	2
	トピック・リーディング	2				2	2
	プレゼンテーション		2			2	2
	インフォメーション・リテラシー・アバンド・リサーチ・プラクティス		2			2	2
	ライティング・フォー・アカデミック・パーパス		1				
	ライティング・フォー・ビジネス・パーパス		1			2	2
語関連科目	ラテン語		2				
	ギリシア語		2				
	諸地域言語(ヨーロッパ諸語)		4				
	諸地域言語(アジア諸語)		4				
専門基礎科目	基礎科目共通	4					
	文学・文化研究入門	4				4	4
	政治・経済研究入門	4					
	歴史・社会研究入門	4					
	研究概論	4				4	4
	基礎演習Ⅰ	4				4	4
	基礎演習Ⅱ	2				2	2
専門発展科目	プロジェクト型演習		2				
	研究各論(国際法Ⅰ)	4					
	研究各論(世界経済論)	4					
	研究各論(国際政治学)		4				
専門発展科目	研究各論(国際関係史)		4				
	研究各論(日本経済と新興国)		2				
	研究各論(国際法Ⅱ)			4			
	研究各論(グローバル金融)			2			
	研究各論(グローバル・ガバナンス)			2			
	研究各論(国際紛争)			2			
	研究各論(多文化共生論)	4			16		
	研究各論(NPO論)	2					
	研究各論(国際協力)		2				
	研究各論(民族問題)		2				
	研究各論(アジア・新興国論)		2				
	研究各論(ASEAN研究)		4			20	20
	研究各論(ロシア研究)		4				
	研究各論(イスラーム圏研究)		4				
	研究各論(アフリカ研究)		2				
	研究各論(地域社会論)			2			
	研究各論(異文化コミュニケーション)	4				16	
	研究各論(文化人類学Ⅰ)		2				
	研究各論(宗教学)		2				
	研究各論(南アジア文化研究)		2				
	研究各論(民族音楽学)		2				
	研究各論(社会言語学)		2				
	研究各論(多言語社会研究)		4				
	研究各論(文学・批評)		4				
	研究各論(文化人類学Ⅱ)			4			
	研究各論(民族言語研究)			2			
	研究各論(特殊講義)		4				
学部共通各論	共通各論(思想史)		2				
	共通各論(言語学)		4				
	共通各論(音声学)		4			4(これら共通各論及び外国語学部他学科・他専攻の研究各論より選択)	4(これら共通各論及び外国語学部他学科・他専攻の研究各論より選択)
	共通各論(日本語学)		4				
	共通各論(日本語音声学)		2				
	共通各論(日本語文法論)		4				
	共通各論(日本語教育教材論)		4				
	共通各論(日本語教授法)		4				
講読研究	研究講読(国際関係)			4		4	4
	研究講読(国際文化)			4			
演習研究	研究演習(国際関係)			8		8(うち4単位は4年次に履修)	8(うち4単位は4年次に履修)
	研究演習(国際文化)			8			
卒業論文				8		8	8
海外協定大学修得科目			20				
合計(69科目)						81	81

備考

- 1 学科専門教育科目は、必修単位数の81単位を含めて、94単位以上を修得しなければならない。
- 2 「海外協定大学修得科目」は海外の協定校などで科目等を履修した場合にのみ認定する科目である。
- 3 国際関係学科の学生が英米学科 EIC コースの履修を希望する場合の詳細については、別途定める。なお、EIC コースを履修した場合は履修細則に則り、所定の単位を読みかえることができる。
- 4 自学科・専攻の別表にない「教科教育法」及び「教育実習」は卒業単位に算入することができない。

別表3 アジア・新興国プログラム

科目区分	必修単位	科目名	設置単位
基幹科目	4	研究各論（アジア・新興国論）	外国語学部全学科・専攻専門教育科目 2
		研究各論（日本経済と新興国）	外国語学部全学科・専攻専門教育科目 2
	12以上	研究各論（ASEAN研究）	外国語学部全学科・専攻専門教育科目 4
		研究各論（イスラーム圏研究）	外国語学部全学科・専攻専門教育科目 4
		研究各論（ロシア研究）	外国語学部全学科・専攻専門教育科目 4
		研究各論（南北アメリカ国際関係）	外国語学部全学科・専攻専門教育科目 2
		研究各論（中南米・新興国特殊講義）	フランス語圏専攻・スペイン語圏専攻専門教育科目 2
関連科目	4以上	研究各論（東アジア社会）	英米学科・ヨーロッパ学科・中国学科専門教育科目 4
		研究各論（多文化共生論）	国際関係学科・ヨーロッパ学科専門教育科目 4
		研究各論（地域社会論）	国際関係学科・ヨーロッパ学科専門教育科目 2
		研究各論（多言語社会研究）	国際関係学科・ヨーロッパ学科専門教育科目 4
	18	研究各論（国際法Ⅰ）	国際関係学科・ヨーロッパ学科専門教育科目 4
		研究各論（世界経済論）	国際関係学科・ヨーロッパ学科専門教育科目 4
		研究各論（グローバル金融）	国際関係学科・ヨーロッパ学科専門教育科目 2
		研究各論（国際協力）	国際関係学科・ヨーロッパ学科専門教育科目 2
		研究各論（アフリカ研究）	外国語学部全学科・専攻専門教育科目 2
		研究各論（南アジア文化研究）	フランス語圏専攻・国際関係学科専門教育科目 2
		研究各論（ラテンアメリカ政治・経済）	スペイン語圏専攻専門教育科目 4
		研究各論（コロニアリズム文化史）	スペイン語圏専攻専門教育科目 2
		研究各論（移民と文化接触）	スペイン語圏専攻専門教育科目 2
		研究各論（中国政治）	中国学科専門教育科目 4
		研究各論（中国経済）	中国学科専門教育科目 4
		共通各論（経済学）	外国語学部全学科・専攻専門教育科目 2
		アジアの歴史と文化	教養教育科目 2
		中南米の歴史と文化	教養教育科目 2
		日本の歴史と文化	教養教育科目 2
		アフリカの歴史と文化	教養教育科目 2
関連諸言語 外国語科目 ※1	2	諸地域言語（アジア諸語）	外国語学部全学科・専攻専門教育科目 4
		韓国・朝鮮語Ⅰ	教養教育科目 4
		中国語Ⅰ	教養教育科目 4
		ロシア語Ⅰ	教養教育科目 4
		フランス語Ⅰ	教養教育科目 4
		スペイン語Ⅰ	教養教育科目 4
演習	4	ボルトガル語Ⅰ	教養教育科目 4
		研究演習（フランス語圏政治・経済）※3	フランス語圏専攻専門教育科目 8
		研究演習（東アジア社会）	中国学科専門教育科目 8
		研究演習（ラテンアメリカ政治・経済）	スペイン語圏専攻専門教育科目 8
		研究演習（ラテンアメリカ文化・社会）	スペイン語圏専攻専門教育科目 8
		研究演習（国際関係）	国際関係学科専門教育科目 8
計	28	研究演習（国際文化）※4	国際関係学科専門教育科目 8
			152

※1 所属学科・専攻の専攻言語以外の言語を履修すること。

※2 自身の所属する学科・専攻に設置されている科目以外を履修する場合は他学部・他学科履修の手続きが必要。

※3 「研究演習（フランス語圏政治・経済）」はフランス語圏専攻が指定した担当者の授業に限る。

※4 「研究演習（国際文化）」は国際関係学科が指定した担当者の授業に限る。

備考：アジア・新興国プログラムを修了するためには、本学外国語学部卒業時に、別表3に従い、28単位以上を修得済みであること。

日 本 文 化 学 部

国語国文学科

国語国文学科は日本の文学や日本の言語についての専門的な研究と教育を通して、自国の文化に対する深い理解と教養を身につけた人材の養成を目指しています。

各時代・分野に専任の教員を配し、高度でかつ偏りのないつりあいのとれた教育に配慮しています。それが単なる専門的知識の習得に終わることなく、的確な判断力と学問的精神を養うよう特に留意しています。

本学の特色の一つである少人数教育とあいまって、学生と教員相互の信頼関係のもと、きめ細かい研究指導を行っています。国語国文学科で学んだ人々は、中学・高校の国語科教員を始め公務員や図書館司書、民間企業の事務職などに就職し、また大学院へ進学して研究者になるなど、それぞれの分野で活躍しています。

歴史文化学科

歴史文化学科は、日本歴史に即した視点と、現代社会を見据える視点とを二本柱として、その固有性と普遍性とを学び、日本の文化とその現状に関する高度な知識と深い理解力、着実な思考力を持った人材の育成を目標としています。教育課程は、歴史文化コースと社会文化コースの2コースを想定し、1年次より基礎演習科目を置いて、実践的な早期専門教育を行います。

歴史文化学・日本史学・社会文化学・資料学・比較文化学の五つの区分から、多彩な科目を選択して学ぶことによって、日本の文化と社会を多角的に探究することが可能です。

また博物館学芸員資格のための科目と、中学社会・高校地歴の教員免許取得に必要な科目を設置しています。

日本文化学部履修規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則（平成19年愛知県公立大学法人第17号、以下「学則」という。）に基づき、愛知県立大学日本文化学部（以下「日本文化学部」という。）における授業科目、単位数、履修方法等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(教育研究目的)

第2条 日本文化学部は、国語国文学科と歴史文化学科の2学科で構成する。自らがその構成員として生きる、社会的・文化的な枠組としての日本を、学問研究の対象として見つめる、人文科学系・社会科学系の学部である。2学科で構成する本学部では、言語と文学ならびに歴史と社会という視点によって、複眼的かつ総合的に教育研究する。つまりそれは、文化創造活動の根本原理とその具体的な現れを、長い時代幅における変化と発展に即して、価値ある将来展望を見出す目的のもとに探究するものである。国際社会における文化交流が進展し、地球規模で解決すべき問題が次々に現れている。その中にあって、地に足をつけた地域固有の文化創造活動の必要性がいよいよ高まりつつある。それが、人々の主体性を立ち上げる根拠になる。

- 2 国語国文学科が研究対象とする中心的な分野は、国語学・国文学・漢文学である。それら文字文化研究を軸に、日本の文化伝統とその現状に関する高度な知識と深い理解力を養う。自国の言葉と文学における独自性と普遍性の解明を通じ、真理を見極める考察力、判断力を涵養し、バランスのとれた人間性を培う。また、この地域に伝えられ守られてきた文字文化資料を積極的に研究対象とすることで、地域社会との連携を充実させ、その成果を学内外の教育に活用し、広く社会に発信する。
- 3 歴史文化学科は、国際社会や列島諸地域の有機的交流によって析出された、日本の歴史と文化を教育研究対象とする。日本の歴史に即した通時性と、現代社会を見据える共時性とを二本柱とし、その固有性と普遍性を学び、真理探究の人間の精神の獲得と、理想価値の実現を目指す糧たる歴史意識を涵養することを目的とする。一方では、地域の社会文化を掘り下げ、所在地の地域的特性を学問研究の対象にし、その成果を教育に生かすとともに、諸媒体を通じて継続的に発信する事業を進める。

第2章 授業科目及び単位

(授業科目及び単位数等)

第3条 授業科目は、教養教育科目（APU教養コア科目、世界を理解する、地域を掘り下げる、社会に生きる、科学と人間を深める及びAPU教養特別科目）、専門教育科目、免許・資格に関する科目及び学術交流協定大学留学生対象科目とする。

2 教養教育科目及び専門教育科目の授業科目及びその単位数並びに履修方法は、それぞれ別表1及び別表2のとおりとする。

3 学術交流協定大学留学生対象科目の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(卒業必修単位)

第4条 卒業に必要な単位は、124単位とする。

2 授業科目の設置単位を超えて履修することはできない。

3 1年間に卒業の要件として履修できる単位数の上限は48単位とする。ただし、教授会が特に認めた場合はこの限りでない。

(単位の計算)

第5条 単位の計算は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。

第3章 履修上の留意点

(外国語科目の修得単位の取扱い)

第6条 外国人留学生等（外国において相当の期間中等教育を受けたもので、日本語科目等の教育が必要であると認めた者を含む。）は、母語を外国語科目として選択した場合、卒業必修単位に算入できない。ただし、特に事由がある場合にはこの限りでない。

(他学科及び他学部開設科目の履修)

第7条 学部内の他学科において開設されている専門教育科目を履修して修得した単位は、8単位まで卒業必修単位に算入することができる。

2 他学部において開設されている専門教育科目の履修を希望する者は、教授者とその学生が所属する学科の承認を得て、当該科目を履修することができる。その修得単位は、8単位まで卒業必修単位として算入することができる。

(同一科目単位の取扱い)

第8条 既に単位を修得した授業科目は、再度履修をすることはできない。ただし、8単位の科目で1年間に1科目4単位ずつ、4単位の科目で1年間に1科目2単位ずつ設置されているものについては、設置単位まで再度履修できる。

(留学生対象の科目)

第9条 留学生対象の科目は、外国人留学生等のみが履修し、教養教育科目必修単位に算入することができる。

(早期卒業希望者の履修の特例)

第10条 早期卒業希望者で2年次終了時に第21条第1号から第3号までの条件に該当する者は、3年次に在籍年次を超え、また年間に修得できる単位の上限を超えて科目を履修することができる。

第4章 履修の届出

(履修登録)

第11条 学生は、当該年度に履修する全授業科目名等を所定の期日までに所定の様式により学務課へ履修登録をしなければならない。

- 2 未登録の授業科目については、単位を認定しない。
(履修登録の変更等)

第12条 履修登録の変更は、開講後所定の期日までに行うことができる。

- 2 年度始めに履修登録を行わなかった学生は、この期間に限り登録の追加をすることができる。

第5章 試験及び成績評価

(試験)

第13条 試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について、筆記、口述、論文提出等の方法により行う。

- 2 出席時間数が当該授業実施時間数の3分の2に満たない学生には、受験資格を与えない。
- 3 前項にかかわらず、免許・資格に関する授業科目については、その免許・資格についての規則に出席時間数に関して特段の定めのある場合、その定めに従うものとする。

(成績評価)

第14条 成績の評価は、前条の試験及び平素の学修状況等を総合して決定する。

- 2 成績評価は、S (100点満点で90点以上)・A (80点以上90点未満)・B (70点以上80点未満)・C (60点以上70点未満)・D (60点未満)の5段階で表す。S・A・B・Cを合格として単位を認定し、Dは不合格として単位は認定しない。

- 3 前項の成績評価に対して、Grade Point (以下「GP」という。)を設定し、履修登録した授業科目のGPの平均値 Grade Point Average (以下「GPA」という。)を算出する。

(1) GPは、Sを4点、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とする。

(2) GPAは、GPと単位数の積の総和を単位数の総和で除し、少数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

(3) GPA算入対象科目は、所属する学科の履修規程別表にある授業科目とする。

(成績評価に関する問い合わせ)

第14条の2 前条における成績評価に疑義がある場合は、所定の期日までに所定の様式により学務課へ成績評価に関する問い合わせをすることができる。

(追試験)

第15条 病気その他やむを得ない事由によって試験を受けることができなかったために追試験を希望する学生は、所定の用紙に診断書又は理由書を添付して、試験期間終了後1週間以内に学務課に提出しなければならない。

- 2 前項の事由が正当であると認められる場合は、追試験を受けることができる。

(再試験)

第16条 試験に不合格であった者に対する再試験は、行わない。

(不正行為)

第17条 修了試験において不正な行為があった学生に対しては、当該学期(通年の授業科目については、当該学年)の全受講科目の履修を無効とする。

(再履修)

第18条 前期又は前年度までに単位を修得できなかった授業科目について、後期又は後年度において再び履修して単位の修得をすることができる。

(卒業論文の提出)

第19条 卒業論文は、所定の期日までに題目届けを提出し、卒業学年の所定の期日までに学務課へ提出しなければならない。

(9月卒業)

第20条 9月末日において所定の在学期間を満たし、当該学年の前期の受講科目の履修によって卒業必修単位を修得できる者は、9月に卒業することができる。

- 2 前項により9月に卒業を希望する者は、所定の期日までに、その旨学務課へ届け出なければならない。

(早期卒業)

第21条 次の各号に規定する条件を全て満たす者は、学則第51条第2項に規定する早期卒業をすることができる。

- (1) 2年次終了時点で、修得した単位(既修得単位等を含む。)が90単位以上であるもの
- (2) 2年次終了時点で、GPAが3.500以上あるもの
- (3) 2年次終了時点で、3年次及び4年次の授業を同時に履修しても単位を修得できると学科が判断し、教授会が認めたもの
- (4) 卒業判定時のGPAが3.500以上あり、かつ学科が推薦する者のうち、教授会が認めたもの

第6章 教育職員免許状及び資格等の取得

(免許状等の取得)

第22条 日本文化学部 に在学することによって教育職員免許、学芸員資格、司書教諭資格を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、それぞれの免許・資格に関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

- 2 日本語教員課程の修了証を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、日本語教員課程に関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

- 3 グローバル実践教育プログラムを修了しようとする者は、この規程に定めるもののほか、グローバル実践教育プログラムに関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

第7章 雑 則

(規程の改正)

第23条 この規程を改正しようとするときは、教授会において構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(施行細則)

第24条 この規程に定めるもののほか、授業科目、単位数及び履修方法に関して必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

～途中略～

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の履修規程は、平成29年度の入学生から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 3 第13条及び第14条については、前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の履修規程は、平成31年度の入学生から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の履修規程は、令和3年度の入学生から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の履修規程は、令和4年度の入学生から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

日本文化学部における卒業論文提出期限に関する申し合わせ

日本文化学部履修規程第19条について、卒業論文提出期限を以下のように定める。

卒業論文は、卒業学年の12月20日（日曜日又は土曜日の場合は次の月曜日）午後3時まで学務課へ提出しなければならない。ただし、履修規程第20条に基づく9月卒業の場合には、卒業論文の提出は、6月20日（日曜日又は土曜日の場合は次の月曜日）午後3時までとする。

別表1 教養教育科目

科目群	科目名	設置年次および単位				計	必修単位
		I	II	III	IV		
APU教養 コア科目	多文化社会への招待	2				2	2
	データサイエンスへの招待	2				2	2
世界を 理解する	APU教養 連携科目						
	グローバル社会の諸問題		2			2	
	多文化社会とコミュニケーション		2			2	
	Global Vision Talks		2			2	
	言語コミュニケーションと多様性		2			2	
	Japan's Interactions with Other Cultures		2			2	
	Japan Seen from Outside		2			2	
	原語で読む名著		2			2	
	英語Ⅰ	4				4	
	英語Ⅱ		4			4	
	ポルトガル語Ⅰ	4				4	
	ポルトガル語Ⅱ		4			4	
	フランス語Ⅰ	4				4	
	フランス語Ⅱ		4			4	
	スペイン語Ⅰ	4				4	
	スペイン語Ⅱ		4			4	
	ドイツ語Ⅰ	4				4	
	ドイツ語Ⅱ		4			4	
	中国語Ⅰ	4				4	
	中国語Ⅱ		4			4	
	ロシア語Ⅰ	4				4	
	ロシア語Ⅱ		4			4	
	韓国朝鮮語Ⅰ	4				4	
	韓国朝鮮語Ⅱ		4			4	
	日本語Ⅰ(留学生用)	4				4	
	日本語Ⅱ(留学生用)		4			4	
	教養外国語ショートプログラム ※2		2			2	
	Intercultural Seminars in English (英語セミナー)		4			4	
	Seminários interculturais em português (ポルトガル語セミナー)		4			4	
	Séminaires interculturels en français (フランス語セミナー)		2			2	
	Seminarios interculturales en español (スペイン語セミナー)		2			2	
	Interkulturelle Seminare Deutsch (ドイツ語セミナー)		2			2	
	跨文化汉语研討班 (中国語セミナー)		2			2	
地域を 掘り下げる	APU教養 連携科目						
	エリアスタディーズ総論		2			2	
	フィールドで学ぶ社会		2			2	
	愛知の文化遺産		2			2	
	愛知の産業		2			2	
	東海地方と日本文学		2			2	
	日本の歴史と文化		2			2	
	アジアの歴史と文化		2			2	
	ヨーロッパの歴史と文化		2			2	
	北アメリカの歴史と文化		2			2	
社会に 生きる	APU教養 連携科目						
	ものづくりの現状と課題		2			2	
	現代社会						
	日本国憲法		2			2	
	法学入門		2			2	
	政治学入門		2			2	
	経済学入門		2			2	
	社会福祉入門		2			2	
	比較文化社会		4			4	
	社会学入門		2			2	
	現代社会の諸問題		2			2	
	高度情報社会の理解		2			2	
	地域社会とキャリア構想	2				2	
	キャリア実践	2				2	
	日本語表現法	2				2	
フキ ャ リ ア ン グ ・ ア ・	インターンシップ実践		2			2	
	キャリア展望—生き抜くカー			2		2	

12
(1言語12単位
又は1言語8単
位と他の1言語
4単位)
※1

2

2

科目群	科目名	設置年次および単位				計	必修単位
		I	II	III	IV		
科学と 人間を 深める	APU教養 連携科目						
	いのちと防災の科学		2			2	
	自然科学						
	教養のための科学		2			2	
	現代物理学		2			2	
	地球の科学		2			2	
	生活の中の化学		2			2	
	生命の科学		2			2	
	環境の科学		2			2	
	人文科学						
	哲学入門		2			2	
	心理学入門		2			2	
	文学入門		2			2	
	芸術鑑賞入門		2			2	
	芸術表現(美術)		2			2	
	芸術表現(音楽)		2			2	
	情報科学						
	情報リテラシー		2			2	
	メディア情報基礎		2			2	
	データサイエンスへの招待—実践編		2			2	
	スポーツ科学						
	生涯スポーツ論		2			2	
	健康とからだの科学		2			2	
	健康とこころの科学		2			2	
	健康生活学		2			2	
	スポーツ実践演習		2			2	2
APU教養 特別科目	教養留学修得科目		6			6	
	県大エッセンシャル		2			2	
	県大教養ゼミナール			4		4	
計84科目							36

※1 「1言語8単位と他の1言語4単位」については、留学生に限り、「教養科目4単位」を「他の1言語4単位」にかえることができる。

※2 「教養外国語ショートプログラム」の単位は、「外国語科目」の必修単位に算入することができる。
「教養外国語ショートプログラム」は、留学を目的とする言語について認定する。

履修方法

日本文学部の学生は、36単位以上（APU教養コア科目4単位、外国語科目及び外国語セミナーから12単位（同一言語科目12単位又は同一言語科目8単位及び他の同一言語科目4単位）、地域を掘り下げるから2単位、社会に生きるから2単位、スポーツ実践演習を除く科学と人間を深めるから2単位、スポーツ実践演習から2単位を含む。）を修得しなければならない。

別表2 専門教育科目

1 国語国文学科

科目区分	授業科目	設置年次及び単位					必修単位
		I	II	III	IV	計	
学部共通科目	日本文化学概論	4				4	4
	日本文化史Ⅰ	2				2	
	日本文化史Ⅱ	2				2	
	日本のことば・日本の文学Ⅰ	2				2	
	日本のことば・日本の文学Ⅱ	2				2	
学科基礎科目	災害・文化・くらしの特別研究	2					8
	国文学基礎研究（上代）	4				4	
	国文学基礎研究（中古）	4				4	
	国文学基礎研究（中世）	4				4	
	国文学基礎研究（近世）	4				4	
	国文学基礎研究（近代）	4				4	
	国語学基礎研究	4				4	
	漢文学基礎研究	4				4	
	国文学史（上代・中古）	2				2	
	国文学史（中古・中世）	2				2	
	国文学史（中世・近世）	2				2	
	国文学史（近世・近代）	2				2	
	国語学概説	4				4	
	国語史	4				4	
	漢文学	4				4	
学科基幹科目	国文学概論			4		4	※1
	国文学各論（上代）			4		4	
	国文学各論（中古）			4		4	
	国文学各論（中世）			4		4	
	国文学各論（近世）			4		4	
	国文学各論（近代）			4		4	
	国語学各論			4		4	
	漢文学各論			4		4	
	国文学特殊講義			2		4	
	国語学特殊講義			2		4	
	漢文学特殊講義			2		2	
	国文学研究（上代）			4		8	
	国文学研究（中古）			4		8	
	国文学研究（中世）			4		8	
	国文学研究（近世）			4		8	
	国文学研究（近代）			4		8	
	国語学研究（音韻・表記）			4		8	
	国語学研究（文法・表現）			4		8	
	漢文学研究			4		8	
	国文学演習（上代）			4		8	
	国文学演習（中古）			4		8	
	国文学演習（中世）			4		8	
	国文学演習（近世）			4		8	
	国文学演習（近代）			4		8	
	国語学演習（音韻・表記）			4		8	
	国語学演習（文法・表現）			4		8	
	漢文学演習			4		8	
	卒業論文演習				4	4	
	国文学実習			1		1	
	国語学実習			1		1	
卒業論文	卒業論文				8	8	8
関連科目	書道Ⅰ	2				2	
	書道Ⅱ	2				2	
	言語学			4		4	
教職科目	教科教育法（国語）Ⅰ		2			2	※3
	教科教育法（国語）Ⅱ		2			2	
	教科教育法（国語）Ⅲ		2			2	
	教科教育法（国語）Ⅳ		2			2	
	教育実習（中学校）Ⅰ				2	2	
	教育実習（中学校）Ⅱ				2	2	
	教育実習（高等学校）Ⅰ				2	2	
	教育実習（高等学校）Ⅱ				2	2	
海外協定修得科目	海外研修 （文学・コミュニケーション）		8			8	
計（63科目）							88単位 ※4

※1 1年間に1科目につき2単位まで

※2 1年間に1科目につき4単位まで

※3 教科教育法（国語）はⅠからⅣまで合わせて4単位内、教育実習は（中学校）Ⅰから（高等学校）Ⅱまで合わせて4単位以内を卒業単位に算入することができる。

※4 必修64単位を含めて、88単位以上を修得しなければならない。

他学部及び他学科において開設されている専門教育科目を履修して修得した単位は、それぞれ8単位まで卒業必修単位に算入することができる。

2 歴史文化学科

科目区分		授業科目	設置年次及び単位					必修単位
			I	II	III	IV	計	
学部共通科目		日本文化学概論	4				4	4
		日本文化史Ⅰ	2				2	4
		日本文化史Ⅱ	2				2	
		日本のことば・日本の文学Ⅰ	2				2	
		日本のことば・日本の文学Ⅱ	2				2	
		災害・文化・くらしの特別研究	2				2	
学科基礎科目	基礎科目Ⅰ 概論	歴史文化学入門	2				2	2
		歴史文化学概論	2				2	2
		社会文化学概論	2				2	2
	基礎科目Ⅱ 基礎演習	歴史文化学基礎演習	2				2	2
社会文化学基礎演習		2				2	2	
学科基幹科目	歴史文化学	歴史地理学			4		4	6
		歴史社会学	2				2	
		日本考古学	4				4	
		日本民俗学	2				2	
		地域文化論	4				4	
		現代思想論	2				2	
		日本倫理思想史			4		4	
	日本史学	日本史概説	2				2	8
		日本史学史	2				2	
		日本史学: 古代Ⅰ	2				2	
		日本史学: 古代Ⅱ	2				2	
		日本史学: 中世Ⅰ	2				2	
		日本史学: 中世Ⅱ	2				2	
		日本史学: 近世Ⅰ	2				2	
		日本史学: 近世Ⅱ	2				2	
		日本史学: 近現代Ⅰ	2				2	
		日本史学: 近現代Ⅱ	2				2	
		日本宗教史	4				4	
		日本美術史	4				4	
	社会文化学	地誌	4				4	8
		自然地理学	2				2	
		人文地理学			4		4	
		法政治学	4				4	
		地域社会学	4				4	
		現代日本社会論	4				4	
		家族社会論			4		4	
	資料学	歴史文化資料学(歴史)Ⅰ	2				2	4
		歴史文化資料学(歴史)Ⅱ	2				2	
		歴史文化資料学(文化)Ⅰ	2				2	
		歴史文化資料学(文化)Ⅱ	2				2	
		歴史文化資料学(社会)Ⅰ	2				2	
		歴史文化資料学(社会)Ⅱ	2				2	
		近世文書演習	4				4	8
		古代・中世文書演習	4				4	
	比較文化学	資料調査法	4				4	6
		文化人類学総論	4				4	
		外国史総論	4				4	
		外国史各論	2				2	
		社会思想史	2				2	
		比較社会論	2				2	
		文化交流史	2				2	
	メディア論	2				2		
		歴史文化学演習			4	4	8	8
卒業論文		卒業論文				8	8	8
関連科目		博物館概論		2			2	※1
		博物館経営論		2			2	
		博物館資料論		2			2	
		博物館資料保存論		2			2	
		博物館展示論		2			2	
		博物館情報・メディア論		2			2	
		博物館教育論		2			2	
		博物館実習(事前事後指導)				2	2	
		博物館実習				1	1	
		経済学			4		4	
		国際法総論			4		4	
教職科目		教科教育法(社会・地歴)Ⅰ		2			2	
		教科教育法(社会・地歴)Ⅱ		2			2	
		教科教育法(社会・公民)Ⅰ		2			2	
		教科教育法(社会・公民)Ⅱ		2			2	
		教育実習(中学校)Ⅰ				2	2	
		教育実習(中学校)Ⅱ				2	2	
		教育実習(高等学校)Ⅰ				2	2	
		教育実習(高等学校)Ⅱ				2	2	
海外協定修得科目		海外研修(海外文化事情)			8		8	
計(75科目)								計88単位 ※2

※1 教科教育法は(社会・地歴)Ⅰから(社会・公民)Ⅱまで合わせて4単位以内、教育実習は(中学校)Ⅰから(高等学校)Ⅱまで合わせて4単位以内を卒業単位に算入することができる。

※2 必修70単位を含めて、88単位以上を修得しなければならない。

他学部及び他学科において開設されている専門教育科目を履修して修得した単位は、それぞれ8単位まで卒業必修単位に算入することができる。

教 育 福 祉 学 部

教育福祉学部は、人間の発達を支援する教育の科学と人間の生活の自立を目指す福祉の科学が協力・連携して「成熟した共生社会」の創造に貢献できるような教育と研究を推進することを目的としています。そして、学生が卒業までに次のような力を養います。

- (1) 教育と福祉を学際的に学ぶことで、人間の尊厳や発達に基づいた価値観を向上させる力
- (2) 教育・福祉の諸問題について、専門性を発揮しつつ多様な人々や他職種と協働して問題を解決する力
- (3) 教育・福祉の諸問題に関する広い視野からのさらなる探究や問題解決への志と思想

教育発達学科

教育発達学科は、“子どもの発達の危機に対処する科学”をコンセプトとした専門教育・研究を行う学科です。「高度」に発展を遂げた現代社会は、一方で人間の生活に急激な変化をもたらし、とりわけ子どもたちの健やかな発達を阻む様々な深刻な問題を引き起こしています。そこから子どもたちが発するSOSを、教育発達学科では「子どもの発達の危機」として捉え、この危機を乗り越え解決していく道筋を解明するとともに、生涯にわたって人間の尊厳を打ち立てるための教育のあり方を探究することをめざしています。

本学科が行う教育・研究の柱となる中心的な学問分野は、教育学、心理学、教科教育学、保育学です。これらの諸分野の知見を総合して、現代社会が抱える子どもの心身の発達を阻害する複雑で多様な問題やその解決方法を、学校のみならず広く地域社会との関連の中で科学的に探究します。さらに、教育福祉学部という学部の特色を活かして社会福祉学科と連携することにより、「教育と福祉の統一」の視点に立った「子どもの発達やその援助」に関わる教育・研究をめざします。

専門科目の構造は、学部共通科目の授業科目において基礎的・基本的な内容を学び、基幹科目や展開科目の授業科目によって、より専門的で発展的な内容を学ぶことができるように配置されています。

教育発達学科の学生諸君には、複雑な要因が絡み合いながら生じている「子どもの発達の危機」の実態、背景、構造を歴史的・社会的に分析し、その解決方途を探究し、実践していくための専門的力量を身につけてもらいたいと願っています。

なお、取得可能な免許・資格は、小学校教諭一種免許状、または、幼稚園教諭一種免許状と保育士資格です。但し、これらの免許・資格の取得には履修条件があります。

社会福祉学科

社会福祉学科は、福祉社会を充実するための社会科学的な基礎理論から、対人援助のための方法や技術まで、幅広い領域について教育・研究を行う学科です。本学科はさまざまな研究領域を専門とするスタッフで構成されており、多様で複雑な社会福祉に関わる諸課題に向き合う研究活動を広く展開しています。こうした本学科の特徴を活かし、社会福祉に関する広い視野と見識を持った人材、特定の福祉領域で一層専門性が発揮できるような人材、あるいは、社会福祉にかかわる政策立案や、新たな事業を企画・遂行できる実践的な人材の育成に力を入れています。

専門科目は、社会福祉の諸領域における専門的な知識と援助技術に関する科目群である「対人援助」、人間や社会に対する理解を深める科目群として、心理学や社会学等を福祉的な側面から専門的に構成した「人間理解」ならびに「社会システム」、そして、それらを福祉政策として活かす科目群として「福祉デザイン」という科目群等によって構成され、社会福祉を総合的に理解し、修得することができるようになっています。

社会福祉学を修得した人材は、専門的職業人として高い福祉の専門性と実践力が求められる領域においてはとりわけ重要ですが、他の領域においても、福祉社会を深く理解をしている人材は、地域や職場のリーダーとして重要性が高まっています。本学科は、こうした時代の変化の中で求められる人材を総合的に育成することができるよう、研究・教育を進めています。

なお、取得可能な資格は、社会福祉士と精神保健福祉士の国家試験受験資格、及び、高校一種公民の教員免許と社会福祉主事任用資格です。但し、精神保健福祉士国家試験受験資格には履修条件があります。

教育福祉学部履修規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則（平成19年愛知県公立大学法人規則第17号、以下「学則」という。）に基づき、愛知県立大学教育福祉学部（以下「教育福祉学部」という。）における授業科目、単位数、履修方法等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(教育研究目的)

第2条 教育福祉学部では、人間の発達を支援する教育の科学と人間の生活の自立を目指す福祉の科学が協力・連携して「成熟した共生社会」の創造に貢献できるような教育と研究を推進することを目的とする。

- 2 教育発達学科は、次代を担う子どもたちの健やかな発達を阻む様々な問題を科学的にとらえ、その解決の方法を研究する専門教育・研究を行う。とりわけ、人間発達と福祉の視点や多文化共生の視点に立って、地域社会に生きる子どもの発達を支援しうる専門的力量を備えた人材を養成する。
- 3 社会福祉学科は、地域社会における様々な人間（高齢者、児童、障害者、生活困窮者、定住外国人など）の共生と、尊厳を保障された生き方を実現するための教育・研究を行う。特に、人間の自立能力や意欲を高めるための専門的な知識と技術に基づいて支援を行う専門職業人（社会福祉士、精神保健福祉士）や、社会福祉に関わる新たな事業を企画・遂行できる実践的な力量を備えた人材を育成する。

第2章 授業科目及び単位

(授業科目及び単位数等)

第3条 授業科目は、教養教育科目（APU教養コア科目、世界を理解する、地域を掘り下げる、社会に生きる、科学と人間を深める及びAPU教養特別科目）、専門教育科目、免許・資格に関する科目及び学術交流協定大学留学生対象科目とする。

- 2 教養教育科目及び専門教育科目の授業科目及びその単位数並びに履修方法は、それぞれ別表1及び別表2のとおりとする。
- 3 学術交流協定大学留学生対象科目の授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

(卒業単位)

第4条 卒業に必要な単位は、124単位とする。

- 2 授業科目の設置単位を超えて履修することはできない。
- 3 1年間に卒業の要件として履修できる単位数の上限は48単位とする。ただし、教授会が特に認めた場合はこの限りでない。

(単位の計算)

第5条 単位の計算は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、保育実習の単位の換算は「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（厚生労働省）」に従うこととし、ソーシャルワーク実習及び精神保健福祉実習の単位の換算は、別に定める。

第3章 履修上の留意点

(外国語科目の修得単位の取扱い)

第6条 外国人留学生等（外国において相当の期間中等教育を受けたもので、日本語科目等の教育が必要であると認めた者を含む。）は、母語を外国語科目として選択した場合、卒業必修単位に算入できない。ただし、特に事由がある場合にはこの限りでない。

(他学科及び他学部開設科目の履修)

第7条 他学科において開設されている専門教育科目の修得単位は、12単位まで卒業単位に算入することができる。

- 2 他学部において開設されている専門教育科目の履修を希望する者は、教授者とその学生が所属する学科の承認を得て、当該科目を履修することができる。その修得単位は、8単位まで卒業必修単位として算入することができる。

(同一科目単位の取扱い)

第8条 既に単位を修得した授業科目は、再度履修をすることはできない。

(外国人留学生の日本語科目等履修特例)

第9条 留学生対象の科目は、外国人留学生等のみが履修し、教養教育科目必修単位に算入することができる。

(早期卒業希望者の履修の特例)

第10条 早期卒業希望者で2年次終了時に第21条第1号から第3号までの条件に該当する者は、3年次に在籍年次を超え、また年間に修得できる単位の上限を超えて科目を履修することができる。

第4章 履修の届出

(履修登録)

第11条 学生は、当該年度に履修する全授業科目名等を所定の期日までに所定の様式により学務課へ履修登録をしなければならない。

- 2 未登録の授業科目については、単位を認定しない。

(履修登録の変更等)

第12条 履修登録の変更は、後期開講後所定の期日までに行うことができる。

- 2 年度始めに履修登録を行わなかった学生は、この期間に限り登録の追加をすることができる。

第5章 試験及び成績評価

(試験)

第13条 試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年

中に履修した授業科目について、筆記、口述、論文提出等の方法により行う。

- 2 授業出席時間数が当該授業実施時間数の3分の2に満たない学生には、受験資格を与えない。
- 3 免許・資格に係る授業科目については、その免許・資格取得に関する規則に授業出席時間数についての特段の定めのある場合、その定めに従うものとする。

(成績評価)

第14条 成績の評価は、前条の試験及び平素の学修状況等を総合して決定する。

- 2 成績の評価は、S (100点満点で90点以上)・A (80点以上90点未満)・B (70点以上80点未満)・C (60点以上70点未満)・D (60点未満)の5段階で表す。S・A・B・Cを合格として単位を認定し、Dは不合格として単位は認定しない。

- 3 前項の成績評価に対して、Grade Point (以下「GP」という。)を設定し、履修登録した授業科目のGPの平均値Grade Point Average (以下「GPA」という。)を算出する。

- (1) GPは、Sを4点、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とする。
- (2) GPAは、GPと単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。
- (3) GPA算入対象科目は、所属する学科の履修規程別表にある授業科目とする。

(成績評価に関する問い合わせ)

第14条の2 前条における成績評価に疑義がある場合は、所定の期日までに所定の様式により学務課へ成績評価に関する問い合わせをすることができる。

(追試験)

第15条 病気その他やむを得ない事由によって試験を受けることができなかったために追試験を希望する学生は、所定の用紙に診断書又は理由書を添付して、試験期間満了後1週間以内に学務課に提出しなければならない。

- 2 前項の事由が正当であると認められる場合は、追試験を受けることができる。

(再試験)

第16条 試験に不合格であった者に対する再試験は、行わない。

(不正行為)

第17条 試験において不正な行為があった学生に対しては、当該学期(通年の授業科目については、当該学年)の全受講科目の履修を無効とする。

(再履修)

第18条 前期又は前年度までに単位を修得できなかった授業科目について、後期又は後年度において再び履修して単位の修得をすることができる。

(卒業論文の提出)

第19条 卒業論文は、卒業学年の所定の期日までに学務課へ提出しなければならない。

(9月卒業)

第20条 9月末日において所定の在学期間を満たし、当該学年の前期の受講科目の履修によって卒業必修単位を修得できる者は、9月に卒業することができる。

- 2 前項により9月に卒業を希望する者は、所定の期日までに、その旨学務課へ届け出なければならない。

(早期卒業)

第21条 次の各号に規定する条件を全て満たす者は、学則第51条第2項に規定する早期卒業をすることができる。

- (1) 2年次終了時点で、修得した単位(既修得単位等を含む。)が90単位以上である者
- (2) 2年次終了時点で、GPAが3.500以上ある者
- (3) 2年次終了時点で、3年次及び4年次の授業を同時に履修しても単位を修得できると学科が判断し、教授会が認めた者
- (4) 卒業判定時のGPAが3.500以上あり、かつ学科が推薦する者のうち、教授会が認めた者

第6章 教育職員免許状及び資格等の取得

(免許状等の取得)

第22条 教育福祉学部 に在学することによって教育職員免許状、保育士資格、社会福祉士国家試験の受験資格、精神保健福祉士国家試験の受験資格、学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、それぞれの免許・資格に関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

- 2 日本語教員の修了証を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、日本語教員課程に関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。
- 3 グローバル実践教育プログラムを修了しようとする者は、この規程に定めるもののほか、グローバル実践教育プログラムに関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

第7章 規程の改正等

(規程の改正)

第23条 この規程を改正しようとするときは、教授会において構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し、必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

～途中略～

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の履修規程は、平成29年度の入学生から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

- 3 第13条及び第14条については、前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の履修規程は、平成30年度の入学生から適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の履修規程は、平成31年度の入学生から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の履修規程は、令和2年度の入学生から適用し、令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の履修規程は、令和3年度の入学生から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の履修規程は、令和4年度の入学生から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

教育福祉学部における卒業論文提出期限に関する申し合わせ

教育福祉学部履修規程第19条について、卒業論文提出期限を以下のように定める。

卒業論文は、卒業学年の12月20日（日曜日又は土曜日の場合）は次の月曜日）午後3時までに学務課へ提出しなければならない。ただし、履修規程第20条に基づく9月卒業の場合には、卒業論文の提出は、6月20日（日曜日又は土曜日の場合）は次の月曜日）午後3時までとする。

別表 1 教養教育科目

科目群	科目名	設置年次および単位				必修単位
		I	II	III	IV	計
APU教養コア科目	多文化社会への招待	2				2
	データサイエンスへの招待	2				2
APU教養連携科目	グローバル社会の諸問題		2			※1
世界を理解する	多文化社会とコミュニケーション		2			2
	Global Vision Talks		2			2
	言語コミュニケーションと多様性		2			2
	Japan's Interactions with Other Cultures		2			2
	Japan Seen from Outside		2			2
	原語で読む名著		2			2
	英語 I	4				4
	英語 II		4			4
	ポルトガル語 I	4				4
	ポルトガル語 II		4			4
	フランス語 I	4				4
	フランス語 II		4			4
	スペイン語 I	4				4
	スペイン語 II		4			4
	ドイツ語 I	4				4
	ドイツ語 II		4			4
	中国語 I	4				4
	中国語 II		4			4
	ロシア語 I	4				4
	ロシア語 II		4			4
外国語科目	韓国朝鮮語 I	4				4
	韓国朝鮮語 II		4			4
	日本語 I（留学生対象）	4				4
	日本語 II（留学生対象）		4			4
	教養外国語ショートプログラム		2			2
外国語セミナー	Intercultural Seminars in English（英語セミナー）		4			4
	Seminários interculturais em português（ポルトガル語セミナー）		4			4
	Séminaires interculturels en français（フランス語セミナー）		2			2
	Seminarios interculturales en español（スペイン語セミナー）		2			2
	Interkulturelle Seminare Deutsch（ドイツ語セミナー）		2			2
APU教養連携科目	跡文化汉语研討班（中国語セミナー）		2			2
	エリスタディーズ総論		2			※1
地域を掘り下げる	フィールドで学ぶ社会		2			2
	愛知の文化遺産		2			2
	愛知の産業		2			2
	東海地方と日本文学		2			2
	日本の歴史と文化		2			2
	アジアの歴史と文化		2			2
	ヨーロッパの歴史と文化		2			2
	北アメリカの歴史と文化		2			2
	中南米の歴史と文化		2			2
	アフリカの歴史と文化		2			2
APU教養連携科目	ものづくりの現状と課題		2			※1
現代社会	日本国憲法		2			2
	法学入門		2			2
	政治学入門		2			2
	経済学入門		2			2
	社会福祉入門		2			2
	比較文化社会		4			4
	社会学入門		2			2
	現代社会の諸問題		2			2
	高度情報社会の理解		2			2
	地域社会とキャリア構想	2				2
キャリア・プランニング	キャリア実践	2				2
	日本語表現法	2				2
	インターンシップ実践		2			2
	キャリア展望—生き抜く力—		2			2
APU教養連携科目	いのちと防災の科学		2			※1
自然科学	教養のための科学		2			2
	現代物理学		2			2
	地球の科学		2			2
	生活の中の化学		2			2
	生命の科学		2			2
	環境の科学		2			2
人文科学	哲学入門		2			2
	心理学入門		2			2
	文学入門		2			2
	芸術鑑賞入門		2			2
	芸術表現（美術）		2			2
	芸術表現（音楽）		2			2
情報科学	情報リテラシー		2			2
	メディア情報基礎		2			2
スポーツ・健康科学	データサイエンスへの招待—実践編		2			2
	生涯スポーツ論		2			2
スポーツ・健康科学	健康とからだの科学		2			2
	健康とこころの科学		2			2
	健康生活学		2			2
	スポーツ実践演習		2			2
APU教養特別科目	教養留学修得科目		6			6
	県大エッセンシャル		2			2
	県大教養ゼミナール		4			4
計 84科目						計36単位

※ 必修単位数の28単位を含めて、36単位以上修得しなければならない。

※1 7科目のAPU教養連携・特別科目のうちから2単位を必修とする。

※2 1言語8単位と他の1言語4単位については、留学生に限り、「世界を理解する」科目群以外の科目4単位を他の1言語4単位にかえることができる。

※3 留学前の語学授業のレベルに基づき、「外国語科目」および「外国語セミナー」の必修単位として2単位まで算入することができる。

※4 社会福祉学科の学生は、社会福祉入門以外の科目から2単位を履修しなければならない。

別表2 専門教育科目

1 教育発達学科

科目 区分	授 業 科 目	設置年次及び単位					必修単位	
		I	II	III	IV	計	小学校教育 コース	保育幼児 教育コース
学部 共通科目	教育福祉学基礎論	2				2	2	2
	教育福祉学基礎演習	2				2	2	2
	教育福祉学特殊講義(人間)			2		2	2	2
	教育福祉学特殊講義(社会)			2		2	2	2
	教育発達学(教育)	2				2	2	2
	教育発達学(心理)	2				2	2	2
	教育史Ⅰ	2				2		
	教育史Ⅱ			2		2		
	特別支援教育論Ⅰ			1		1	2	
	特別支援教育論Ⅱ			1		1		
	生涯教育		2			2		
	発達心理学		2			2		
	子ども家庭支援の心理学			2		2		
	社会福祉学概論Ⅰ	2				2	6	6
	社会福祉学概論Ⅱ			2		2		
	社会福祉事業史	4				4		
	ソーシャルワーク論ⅠA	2				2		
	ソーシャルワーク論ⅠB	2				2		
	子ども家庭福祉論Ⅰ	2				2	2	
	障害者福祉論	2				2		
研究 法	教育発達学研究法(教育)	2				2	2	2
	教育発達学研究法(心理)	2				2	2	2
	教育発達学研究法(教科教育)	2				2	2	2
	教育発達学研究法(保育)	2				2	2	2
	教育発達統計法	1				1		
教育 原理	教育原理	2				2	2	2
	教育制度論	2				2	2	2
	教育課程論		2			2	6	6
	学校経営			2		2		
	教職入門	2				2		
	保育原理	2				2	2	2
	社会的養護		2			2		
	環境教育論			2		2		
	教育心理学Ⅰ		1			1	2	2
	教育心理学Ⅱ		1			1	4	4
教育 心理	幼児理解と相談支援			2		2		
	教育相談論			2		2		
	青年心理学			2		2		
	障害児心理学		2			2		
	教育方法	1				1	2	2
	教育におけるICT活用の理論と実践	1				1		
	総合的な学習の時間の指導法				1	1	4	4
	幼児教育方法論			2		2		
	道徳教育論		2			2		
	特別活動論				1	1		
教育 指導 法	生徒指導・進路指導とキャリア教育		2			2		
	保育・教育課程論Ⅰ		2			2	2	2
	保育・教育課程論Ⅱ				2	2		
	幼小連携論			2		2		
教科 指導 論	国語科指導論			2		2		
	社会科指導論		2			2		
	算数科指導論			2		2		
	理科指導論		2			2		
	生活科指導論			2		2		
	音楽科指導論			2		2		
	図画工作科指導論			2		2		
	家庭科指導論			2		2		
	体育科指導論			2		2		
	外国語科指導論			2		2		
保育 内容 論	保育内容論(健康)	2				2		
	保育内容論(人間関係)	2				2		
	保育内容論(環境)			2		2		
	保育内容論(言葉)		2			2		
	保育内容論(表現)		2			2		
	乳児保育Ⅰ		2			2		
	乳児保育Ⅱ			2		2		
	障害児保育			2		2		
	社会的養護内容		2			2		
	子ども家庭支援論			2		2		
	子どもの保健		2			2		
	子どもの健康と安全			2		2		
	子どもの食と栄養			2		2		

科目 区分	授 業 科 目	設置年次及び単位					必修単位	
		I	II	III	IV	計	小学校教育 コース	保育幼児 教育コース
教科 研究 基幹 科目	国語		2			2		
	社会		2			2		
	算数		2			2		
	理科		2			2		
	生活			2		2		
	音楽(講義)			2		2		
	音楽(実技A)	1				1		
	音楽(実技B)	1				1		
	図画工作(講義)		2			2		
	図画工作(実技A)	1				1		
	図画工作(実技B)	1				1		
	家庭			2		2		
	体育(講義)			2		2		
	体育(実技A)				1	1		
	体育(実技B)				1	1		
	外国語			2		2		
	児童文学論			2		2		
原 書 講 読	教育学原書講読(古典)		4			4		
	教育学原書講読(現代)		4			4		
	心理学原書講読(古典)			4		4		
	心理学原書講読(現代)			4		4		
演 習	教育発達学演習Ⅰ			4		4	4	4
	教育発達学演習Ⅱ			4		4	4	4
展 開 科目	教育実習指導(小学校・中学校)			1	1	1	2	2
	教育実習指導(幼稚園)			1		1		1
	教育実習(小学校・中学校)Ⅰ				2	2		
	教育実習(小学校・中学校)Ⅱ				2	2		
	教育実習(幼稚園)Ⅰ			2		2		
	教育実習(幼稚園)Ⅱ				2	2		
	保育実習指導Ⅰ		2			2		
	保育実習指導Ⅱ(保育所)			1		1		
	保育実習指導Ⅱ(施設)			1		1		
	保育実習Ⅰ(保育所)			2		2		
	保育実習Ⅰ(施設)			2		2		
	保育実習Ⅱ(保育所)				2	2		
	保育実習Ⅱ(施設)				2	2		
	教職実践演習				2	2		
	保育・教職実践演習(幼)				2	2		
	特別演習			1		1		
	教育臨床			2		2		
	教育現場学習			2		2		
	サービス・ラーニング		1			1		
	海外研修(海外教育事情)		8			8		
	卒業論文			8		8	8	8
	合計(116科目)					237	54	54

※ 必修単位数の54単位を含めて、88単位以上修得しなければならない。

2 社会福祉学科

科目 区分	授業科目	設置年次及び単位					必修 単位
		I	II	III	IV	計	
学部 共通科目	教育福祉学基礎論	2				2	2
	教育福祉学基礎演習	2				2	2
	教育福祉学特殊講義(人間)			2		2	2
	教育福祉学特殊講義(社会)			2		2	
	社会福祉学概論Ⅰ	2				2	2
	社会福祉学概論Ⅱ		2			2	2
	社会福祉事業史	4				4	6
	ソーシャルワーク論ⅠA	2				2	
	ソーシャルワーク論ⅠB	2				2	
	子ども家庭福祉論Ⅰ	2				2	
	障害者福祉論	2				2	
	教育発達学(教育)	2				2	
	教育発達学(心理)	2				2	
	教育史Ⅰ	2				2	
	教育史Ⅱ			2		2	
	特別支援教育論Ⅰ			1		1	
	特別支援教育論Ⅱ			1		1	
	生涯教育		2			2	
	発達心理学		2			2	
	子ども家庭支援の心理学			2		2	
社会 システム	現代社会論	4				4	10
	社会調査法Ⅰ		2			2	
	社会調査法Ⅱ		2			2	
	権利擁護と成年後見			2		2	
	社会保障論		4			4	
	経済学(国際経済を含む)		4			4	
	地域社会学Ⅰ			2		2	
	地域社会学Ⅱ			2		2	
	家族社会学Ⅰ			2		2	
	家族社会学Ⅱ			2		2	
	国際法総論			4		4	
	国際関係論			2		2	
	国際政治学			4		4	
人間 理解	心理学概論Ⅰ	2				2	6
	心理学概論Ⅱ	2				2	
	臨床心理学Ⅰ		2			2	
	臨床心理学Ⅱ		2			2	
	医学概論	2				2	
	哲学			2		2	
	精神医学		4			4	
	精神保健学	4				4	
	精神障害リハビリテーション論				2	2	
	ソーシャルワーク論Ⅱ		4			4	
基幹 科目	ソーシャルワーク論Ⅲ			4		4	8
	児童養護論		2			2	
	子ども発達支援論			2		2	
	高齢者福祉論Ⅰ		2			2	
	高齢者福祉論Ⅱ		2			2	
	公的扶助論	2				2	
	保健医療福祉論			2		2	
	司法福祉論			2		2	
	精神保健福祉原論			4		4	
	精神保健福祉制度論			2		2	
対人 援助	精神保健福祉支援論				4	4	6
	児童養護実践論		2			2	
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2				2	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ		4			4	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ				4	4	
	精神保健福祉演習			6		6	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		2			2	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ			4		4	
	ソーシャルワーク実習Ⅰ		2			2	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ			4		4	
援助 の 展 開	精神保健福祉実習指導			6		6	6
	精神保健福祉実習				4	4	

科目 区分	授業科目	設置年次及び単位					必修 単位
		I	II	III	IV	計	
基幹 科目	地域福祉論		4			4	4
	社会福祉運営管理論			2		2	
	多文化社会論			2		2	
	文献講読		4			4	4
	社会福祉演習Ⅰ			4		4	4
	社会福祉演習Ⅱ				4	4	
教職 科目	教科教育法(社会・公民)Ⅰ		2			2	
	教科教育法(社会・公民)Ⅱ		2			2	
	教育実習(高等学校)Ⅰ			2		2	
	教育実習(高等学校)Ⅱ			2		2	
海外研修(海外社会福祉事情)			8			8	
卒業論文				8		8	8
合計(77科目)						214	66

※ 必修単位数の66単位を含めて、88単位以上修得しなければならない。

看護学部

【看護学部教育理念】

看護学部教育理念は、21世紀の国際社会、少子超高齢社会において活躍する優秀な看護専門職を育成することです。そのため、全ての人々に対する思いやりと人間愛を根底に、援助対象者を自然と社会との関わりの中で生活している存在としてとらえ、人間相互の信頼関係のもとで健康の維持増進、疾病からの回復、リハビリテーション、エンドオブライフケア等それぞれの健康レベルの改善に向け、保健医療福祉施設、在宅、職域、地域などにおいて科学的・理論的かつ倫理的に判断し、看護を展開できる人材を育成します。また、国際社会に生きる日本人としての自覚を高め、文化・生活習慣・考え方の異なる人々への理解、国際感覚の涵養を図るなど、豊かな人間性を基礎とした幅広い視野と高度な看護知識・技術を身につけた資質の高い看護専門職業人の育成をも図るものです。

【看護学部のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）】

看護学部では教育理念を教育の根幹とし、21世紀の国際社会、少子超高齢社会で活躍する優秀な看護専門職の育成という教育目標を掲げ、それを実現することを意図したカリキュラム編成をしています。卒業までに身につけるべきこととして、以下に挙げることが求められています。所定の単位を修めた学生は卒業が認定されます。

1. 文化、社会、自然に関する幅広い教養と、科学・医療の発展に向けて自己を継続して向上させる姿勢を身につけている。
2. 看護の基礎となる知識と技術を体系的に修得し、人々の健康問題について科学的に思考し問題解決を図る能力を身につけている。
3. 人間を全体的・統合的にとらえ、人々の生活の質の向上を考慮した看護を科学的根拠に基づいて実践する能力を身につけている。
4. 人間の生命と尊厳を尊重し、常により良い行動を取ろうとする倫理的態度を身につけている。
5. 保健医療福祉システム全体の中で看護を位置づけ、様々な専門職との連携・協働に必要なコミュニケーションスキルとリーダーシップを発揮する基本的能力を身につけている。
6. 地域に暮らす人々や在宅をはじめとする多様な場で生活する療養者のニーズを理解し、多職種と連携・協働し、地域の社会資源を活用して、課題解決を図る能力を身につけている。

7. 国際化・多様化した社会を考慮に入れて国際的な視野から人々の健康問題をとらえ、健康の保持・増進に寄与できる能力を身につけている。

【看護学部のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）】

看護学部では、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、次のことを意図しカリキュラムを編成しています。

1. 調和のとれた社会人として、国際性豊かな幅広い教養や看護専門職に求められる豊かな人間性、総合的な判断力の育成を目指し、教養教育科目として、「APU教養コア科目」「世界を理解する」「地域を掘り下げる」「社会に生きる」「科学と人間を深める」「APU教養特別科目」を配置しています。
2. 人間を取り巻く自然・社会・文化的環境を基盤として、人間の健康及び健康生活に関する基礎的知識および看護学を理解するための基礎概念や関連科学の知識を体系的に修得することを目指し、専門基礎・関連科目として「人体の構造と機能の学」「疾病と治療の学」「健康援助の学」を配置しています。
3. 看護専門職としての責任、倫理をはじめ、看護の概念・理論や看護学の基盤となる知識ならびに基礎看護技術の修得、さらには管理的な視点を持って看護の指導者として将来活動するために必要な看護マネジメントについて探究することを目指し、総合看護学として「基礎看護学」「看護管理学」を配置しています。
4. 看護の対象を母性・小児・成人のライフステージ別にとらえ、各対象の身体的・心理的・社会的特性や共通性と個別性を考慮したうえで、健康の保持増進・予防・健康回復への援助や、治療困難な人への援助を提供するのに必要な知識と看護実践能力を修得することを目指し、臨床看護学として「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」を配置しています。
5. グローバルな視点から看護を取り巻く環境や、集団、地域社会について理解を深めるとともに、わが国の超高齢社会における人々の精神的・身体的・社会的な諸問題に対応するために、保健・医療・福祉サービスの包括的な提供体制を理解し、看護に必要な知識と看護実践能力を修得することを目指し、広域看護学として「地域・在宅看護学」「老年看護学」「精神看護学」を配置しています。

6. 教養教育科目、専門基礎・関連科目、総合看護学、臨床看護学、広域看護学で学習した専門的知識・理論と看護技術、専門職業人としての倫理観・態度を統合させ、理論的根拠を備えた看護を実践する総合的能力ならびに看護を科学的に探究する能力を高めることを目指し、看護の統合と探究として「看護の統合と実践」「卒業研究」を配置しています。

各科目群のカリキュラム・ポリシーについては守山キャンパス必携を参照してください。

【看護学部で取得できる資格と卒業後の進路】

看護学部においては、全員が看護師国家試験受験資格が取得できます。

卒業生の就職先は、看護師の場合は愛知県内の医療機関が主流ですが、関東、中部、関西方面への就職率についても多くの実績があります。また、大学院や保健師・助産師養成機関などに進み、さらなる勉学に励む人もいます。

看護学部履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、次条に定める教育研究目的を達成するため、愛知県立大学学則（以下「学則」という。）に基づき、愛知県立大学看護学部（以下「看護学部」という。）における授業科目、単位数、履修方法等、並びに保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）に係る事項に関し、必要な事項について定めるものとする。

(教育研究目的)

第2条 看護学部は、人間性を尊重した看護教育、実践力が身に付く実習を行うことにより、科学的な根拠に基づく確かな知識、専門技術を修得し、高い実践能力及確かな判断力を養うとともに、高い倫理性を有し、主体的に行動できる人間性豊かな人材を育成することを教育研究目的とする。

第2章 授業科目及び単位

(授業科目及び単位数等)

第3条 授業科目は、教養教育科目（APU教養コア科目、世界を理解する、地域を掘り下げる、社会に生きる、科学と人間を深める及びAPU教養特別科目）、専門教育科目及び学術交流協定大学留学生対象科目とする。

2 教養教育科目、専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、それぞれ別表1及び別表2のとおりとする。

3 学術交流協定大学留学生対象科目の授業科目及び単位数は別表3のとおりとする。

4 グローバル実践教育プログラムを修了しようとする者は、この規程に定めるもののほか、グローバル実践教育プログラムに関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

第4条 卒業に必要な単位数は129単位とする。

2 1年間に履修できる卒業に必要な単位数の上限は48単位とする。ただし、看護学部教授会（以下「教授会」という。）が特に認めた場合はこの限りでない。

(単位の計算)

第5条 単位の計算は、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、教養教育科目については15時間の授業をもって、専門教育科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習は、教養教育科目については30時間の授業をもって、専門教育科目については45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項にかかわらず、専門教育科目のうち「看護のための化学と物理学」、「看護学習法入門」、「在留外国人の文化的ケア」、「看護学概論」、「看護管理学概論」、「患者安全学」、

「母性看護学概論」、「小児看護学概論」、「成人急性期看護学概論」、「成人慢性期看護学概論」、「地域看護学概論」、「国際保健学」、「国際看護学」、「在宅看護学概論」、「老年看護学概論」、「精神看護学概論」、「臨床判断演習」、「災害看護学」、「家族と看護」、「総合講義：死と看護」、「総合講義：最新医療と看護」、「看護研究概論」については15時間の授業をもって1単位とする。

第3章 履修上の留意点

(既修得単位等の認定等)

第6条 学則第38条に定める既修得単位等の認定等を希望する学生は、所定の手続きにより願い出なければならない。（単位を修得した授業科目の扱い）

第7条 既に単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。ただし、専門教育科目については聴講することとはできる。

2 聴講を希望する学生は、所定の手続きにより願い出なければならない。

(看護学実習の履修)

第8条 看護師免許を有しない学生が看護学実習科目を履修するためには、学生が患者に対して安全に技術を提供できる十分な準備状況にあることが必要であるため、当該学生が実習を遂行できる状態ないと教授会が判断した場合、当該看護学実習の履修を認めない。

(他学部の専門教育科目の履修)

第9条 学則第46条の規定により他学部の専門教育科目を履修した場合、これにより修得した単位のうち8単位までを、教養科目における卒業に必要な単位とすることができる。

2 他学部の専門教育科目の履修を希望する学生は、所定の手続きにより願い出なければならない。

(迫開講)

第10条 別表2に定める短期集中開講する必修授業科目を、病気その他やむを得ない事由により欠席した学生に対し、欠席届及びその事由を証明する医師の診断書等があらかじめ提出されている場合に限り、所定の手続きにより迫開講を行うことができる。

2 迫開講の成績は、評点の20%を減ずるものとする。

(再履修)

第11条 単位を修得できなかった授業科目は、再履修することができる。

(専門教育科目の再履修の特例)

第12条 学生が再履修する専門教育科目については、所定の手続きにより特例として時間割によらず開講することができる。

(進級)

第13条 各年次において、当該学年までに単位を修得できなかった必修授業科目が4科目以上の学生は、次年次への進級を認めないものとする。

2 前項にかかわらず、初期体験看護実習及び基礎看護学実習の単位を修得しなければ、3年次に進級することを認めないものとする。

(9月卒業)

第14条 9月末日において所定の在学期間を満たし、当該学年の前期に受講する授業科目の履修によって卒業に必要な単位を修得できる学生は、9月に卒業することができる。

2 9月卒業を希望する学生は、所定の手続きにより願い出なければならない。

(早期卒業)

第15条 次の各号に規定する条件を全て満たす学生は、学則第51条第2項に規定する早期卒業をすることができる。

(1) 2年次終了時点で、修得した単位(既修得単位等を含む。)が90単位以上あるもの

(2) 2年次終了時点で、第21条第4項に規定するGPAが3.500以上あるもの

(3) 2年次終了時点で、3年次及び4年次の授業を同時に履修しても単位を修得できると看護学部長が判断し、教授会が認めたもの

(4) 卒業認定時のGPAが3.500以上あり、かつ看護学部長が推薦する者のうち、教授会が認めたもの

2 早期卒業を希望する学生は、所定の手続きにより願い出なければならない。

(早期卒業希望者の履修の特例)

第16条 早期卒業を希望し、かつ前条第1号から第3号までの条件に該当する学生は、3年次に在籍年次を超え、また年間に修得できる単位の上限を超えて授業科目を履修することができる。

(外国人留学生等の外国語科目等履修の特例)

第17条 外国人留学生等(外国において相当期間中等教育を受け、かつ日本語科目等の学修が必要と認められた者を含む。)は、別表1に定める日本語科目及び日本事情に関する科目を履修することができる。

2 外国人留学生等は、母語を学修するための外国語科目を履修することはできない。ただし、特別な事由がある場合はこの限りでない。

第4章 履修の届出

(履修登録)

第18条 学生は、当該年度に履修する全授業科目について、所定の手続きにより履修登録しなければならない。

2 未登録の授業科目については単位を認定しない。

(履修登録の変更)

第19条 履修登録は所定の期日までに限り変更することができる。

2 履修登録の変更を希望する学生は、前項に定める期間内に所定の手続きにより願い出なければならない。

3 前条に定める履修登録を行わなかった学生についても、

第1項に定める期間内であれば履修登録を変更できるものとする。

第5章 試験及び成績評価

(試験)

第20条 試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について、筆記、口述、論文提出等の方法により行う。

2 出席時間数が当該授業実施時間数の3分の2に満たない学生には、受験資格を与えない。

3 前項にかかわらず、各看護学実習については授業実施時間数の5分の4に満たない学生には、受験資格を与えない。ただし、特別な事由により看護学部長が認めた場合はこの限りでない。

4 第1項の試験は、学期又は学年の終わりのほか、当該授業科目の開講期間内であれば実施することができる。

(成績評価)

第21条 成績の評価は、前条の試験及び平素の学修状況等に基づき学期又は学年の終了時点に行う。

2 成績評価は、S(100点満点で90点以上)・A(80点以上90点未満)・B(70点以上80点未満)・C(60点以上70点未満)・D(60点未満)の5段階で表す。S・A・B・Cを合格として単位を認定し、Dは不合格として単位は認定しない。

3 担当教員が複数の授業科目の成績評価については、担当教員間で協議のうえ評価を1つにする。

4 第2項の成績評価に対して、Grade Point(以下「GP」という。)を設定し、履修登録した授業科目のGPの平均値 Grade Point Average(以下「GPA」という。)を算出する。

(1) GPは、Sを4点、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とする。

(2) GPAは、GPと単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

(3) GPA算入対象科目は、所属する学科の履修規程別表にある授業科目とする。

(成績評価に関する問い合わせ)

第21条の2 前条に定める成績評価に疑問がある学生は、所定の手続きにより成績評価に関する問い合わせをすることができる。

(追試験)

第22条 試験を病気その他やむを得ない事由により欠席したため追試験を希望する学生は、所定の手続きにより願い出なければならない。ただし、欠席の事由や当該学生の平素の学習態度等により不適当と判断される場合は、看護学部長の承認を得てその願い出を受理しないことができる。

2 追試験の成績は、専門教育科目(専門基礎・関連科目及び専門科目)に限り、80点を上限とする。

(再試験)

第23条 試験に不合格となった者に対する再試験は、行わない。ただし、専門教育科目(専門基礎・関連科目及び専門

科目)に限り、再試験を行うことができる。

2 再試験の受験を希望する学生は、所定の手続きにより願出しなければならない。

3 再試験の成績は、60点を上限とする。

(不正行為)

第24条 試験において不正行為があった学生に対しては、当該学期（通年の授業科目については、当該学年）の全授業科目の履修を無効とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、平成31年度入学生から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、令和3年度入学生から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表 1

科目区分	授業科目	設置年次及び単位				必修 単位	備 考
		I	II	III	IV		
APU 教養コア科目	多文化社会への招待	2				2	
	データサイエンスへの招待	2				2	
世界を理解する	APU 教養 選解科目						
	グローバリ社会の諸問題		2				
	多文化社会と コミュニケーション		2				
	Digital Vision Talks		2				
	言語コミュニケーションと多文化性		2				
	Japan's Interactions with Other Cultures		2				
	Japan Seen from Outside		2				
	原語で読む名著		2				
	英語 I	4				4	
	英語 II		4				
	ポルトガル語 I	4				*	
	ポルトガル語 II		4				
	フランス語 I	4					
	フランス語 II		4				
	スペイン語 I	4				*	
	スペイン語 II		4				
	ドイツ語 I	4					
	ドイツ語 II		4				
	中国語 I	4				*	
	中国語 II		4				
	ロシア語 I	4					
	ロシア語 II		4				
	韓国語聴解 I	4					
	韓国語聴解 II		4				
	日本語 I	4					留学生対象
	日本語 II		4				留学生対象
	教養外国語ショートプログラム		2				※
	外国語セミナー			4			
	Seminários interculturais em português (ポルトガル語セミナー)			4			
	Séminaires interculturels en français (フランス語セミナー)			2			
	Seminarios interculturales en español (スペイン語セミナー)			2			
	Interkulturelle Seminare Deutsch (ドイツ語セミナー)			2			
	院文化(中国語)班 (中国語セミナー)			2			
地域を掘り下げる	APU 教養 選解科目						
	エリアスタディーズ総論		2				
	フィールドで学ぶ社会		2				
	愛知の文化遺産		2				
	愛知の産業		2				
	東海地方と日本文学		2				
	日本の歴史と文化		2				
	アジアの歴史と文化		2				
	ヨーロッパの歴史と文化		2				
	北アメリカの歴史と文化		2				
	中南米の歴史と文化		2				
	アフリカの歴史と文化		2				
社会に生きる	APU 教養 選解科目						
	ものづくりの現状と課題		2				
	日本国憲法		2				
	法学入門		2				
	政治学入門		2				
	経済学入門		2				
	社会福祉入門		2				
	比較文化社会		4				
	社会学入門		2				
	現代社会の諸問題		2				
	高度情報社会の理解		2				
	地域社会とキャリア構想	2					
	キャリア実践	2					
	日本語表現法	2					
科学と人間を深める	APU 教養 選解科目						
	いのちと防災の科学		2				
	教養のための科学		2				
	現代物理学		2				
	地球の科学		2				
	生活の中の化学		2				
	生命の科学		2				
	環境の科学		2				
	哲学入門		2				
	心理学入門		2				
	文学入門		2				
	芸術鑑賞入門		2				
	芸術表現 (美術)		2				
	芸術表現 (音楽)		2				

別表 1 続き

科目区分	授業科目	設置年次及び単位				必修 単位	備 考
		I	II	III	IV		
科学と人間を深める	情報リテラシー		2				
	メディア情報基礎		2				
	データサイエンスへの招待 —実践編—		2				
	生涯スポーツ論		2				
	健康とからだの科学		2				
	健康とこころの科学		2				
	健康生活学		2				
	スポーツ実践演習		2			2	
	教養留学修得科目		6				
	県大エッセンシャル		2			*	
APU 教養特別科目	県大教養ゼミナール			4			
履修方法 20 単位以上 (APU 教養コア科目 4 単位、英語 I 4 単位、スポーツ実践演習 2 単位並びにグローバル社会の諸問題、多文化理解、ポルトガル語 I、スペイン語 I、中国語 I、地域を掘り下げる、社会に生きる、科学と人間を深める (スポーツ実践演習を除く。)) 及び APU 教養特別科目から 10 単位 (ただし、ポルトガル語 I・スペイン語 I・中国語 I は同一言語 2 単位を上限とする)) を修得しなければならない。							

※「教養外国語ショートプログラム」の単位は、留学先の語学授業のレベルにに基づき、「英語 I」の必修単位として 2 単位まで算入することができる。

別表 2

科目区分				設置年次と単位				必修単位	備考
				I	II	III	IV		
専門基礎・関連科目	専門基礎科学	人体の構造と機能の学	人体解剖学	1				1	
			人体組織学	1				1	
			人体生理学	1				1	
			人体機能学	1				1	
			栄養代謝学	1				1	
			生化学	1				1	
			生化学演習			1			
			分子生物学				1		
			人間工学	1					
			看護のための化学と物理学	1				1	
	疾病と治療の学		病因論	2				2	
			病因論演習			1			
			病理学総論	1				1	
			病理学各論	1				1	
			臨床検査医学		1			1	
			臨床検査医学演習				1		
			内科系疾病論		2			2	
			外科系疾病論		2			2	
			老年系疾病論		1			1	
			小児系疾病論		1			1	
	健康増進の学		看護学入門	1				1	
			臨床心理学			1		1	
			人間関係論				1		
			家族社会学		1			1	
			社会福祉学	1				1	
			看護英語		1			1	
			英語文法読解			1			
			英語文化特論				1		
			看護・英語海外研修		1				
			在留外国人の文化的ケア			1		1	
専門科目	総合看護学	基礎看護学	保健医療統計学		1			1	
			医療理論	1				1	
			衛生行政論		1			1	
			公衆衛生学	1				1	
			健康管理学総論		1			1	
			健康管理学各論			1		1	
			臨床栄養学		1				
			運動指導論			1			
			保健行動論	1				1	
			疫学			1		1	
	看護学	看護学	保健医療情報学			1		1	
			保健医療情報処理			1		1	
			看護学概論	2				2	
			看護倫理と理論	1				1	
			看護アセスメント論		1			1	
			看護過程論		1			1	
			生活援助技術論	3				3	
			診療援助技術論		3			3	
			初級臨床看護実習	1				1	短期集中
			基礎看護学実習		2			2	短期集中
	看護学	看護学	看護管理学概論			1		1	
			看護管理方法論				1	1	
			患者安全学			1		1	
			看護管理実習				1	1	短期集中
			母性看護学概論		1			1	
			母性看護方法論		1			1	
			周産期看護方法論			1		1	
			母性看護学実習				2	2	短期集中
			小児看護学概論		1			1	
			小児発達援助論		1			1	
	臨床看護学	小児看護学	小児看護方法論			1		1	
			小児発達援助実習		1			1	短期集中
			小児看護学実習			2		2	短期集中
			成人急性期看護学概論		2			2	
			周術期看護方法論		1			1	
			成人急性期看護方法論			1		1	
			成人慢性期看護学概論		1			1	
			成人慢性期看護方法論		1			1	
			リハビリテーション看護方法論			1		1	
			成人急性期看護学実習			2		2	短期集中
	臨床看護学	成人看護学	成人慢性期看護学実習			2		2	短期集中
			成人看護学総合実習				2	2	短期集中
	広域看護学	地域・在宅看護学	地域看護学概論		1			1	
			地域看護方法論		1			1	
			国際保健学		1			1	
			国際看護学			1			
			在宅看護学概論		1			1	
			在宅看護方法論			1		1	
			在宅看護学実習				2	2	短期集中

別表 2 続き

科目区分				設置年次と単位				必修単位	備考
				I	II	III	IV		
専門科目	広域看護学	老年看護学	老年看護学概論		1			1	
			老年生活援助論		1			1	
			老年看護方法論			1		1	
			老年生活援助実習			1		1	短期集中
			老年看護学実習				2	2	短期集中
		精神看護学	精神看護学概論		1			1	
			精神看護方法論		1			1	
			精神看護援助論			1		1	
			精神看護学実習			2		2	短期集中
			地域精神看護学実習				1	1	短期集中
	看護の統合と実践	看護の統合と実践	フィジカルアセスメント			1		1	
			応用看護技術論：成人		1			1	
			応用看護技術論：母性・小児			1		1	
			応用看護技術論：老年・在宅			1		1	
			臨床研修実習				1	1	短期集中
			看護学統合演習				1	1	短期集中
			災害看護学			1		1	
			災害看護学演習			1		1	
			家族と看護			1			
			総合講義：死と看護				1	1	
			総合講義：最新医療と看護				1		
	研究	卒業研究	看護研究概論			1		1	
			卒業研究				1	1	
			卒業論文				1	1	

履修方法

109 単位以上（人体の構造と機能の学 6 単位、疾病と治療の学 14 単位、健康援助の学 16 単位、基礎看護学 14 単位、看護管理学 4 単位、母性看護学 5 単位、小児看護学 6 単位、成人看護学 13 単位、地域・在宅看護学 7 単位、老年看護学 6 単位、精神看護学 6 単位、看護の統合と実践 9 単位、卒業研究 3 単位を含む。）を修得しなければならない。

別表 3

学術交流協定大学留学生対象科目

（掲載省略） P. 187 参照

情 報 科 学 部

情報科学部では、愛知県が世界的なものづくり産業の集積地であるという地域環境を生かし、情報科学と技術に関する基礎知識を身につけ、激しく変化する情報技術に対応できる能力を有し、高度情報社会を支えて社会で活躍できる実力を持った情報システム技術者を育成します。

情報科学の更なる深化と拡大に対応するとともに、ものづくりと情報技術を結合させた次代を拓く新しい情報システムの中核技術者の養成を目指すために、令和3年4月からはIoTやビッグデータ解析に関する授業を充実させ、(1)情報システムコース、(2)シミュレーション科学コース、(3)知能メディアコース、(4)ロボティクスコースの4コースとして情報科学や技術に関する教育研究を行っています。

そのため、情報科学部においては、情報科学の体系的な理解を図り、高度な情報技術を修得することができるカリキュラム編成になっています。

情報科学部の専門教育科目は、(1)情報科学基礎、(2)情報科学応用、(3)課題発見・問題解決から構成されています。

情報科学基礎、情報科学応用については、選択の幅をもたせていますので、皆さんは、それぞれの関心や卒業後の進路などを考えて学習計画を立て、主体的に勉学に励むようにしてください。進路のこと、科目の選択などで困ったときには指導教員や学年担任の教員に相談してください。

本学には、大学院（博士前期課程・後期課程）が設置されていますので、ぜひ大学院進学を目指し勉学に励んでください。もちろん、学部卒で社会へ羽ばたくのも進路選択の一つです。

【コース概要】

情報科学部は、1 学科(情報科学科)で構成され、1 年次、2 年次では、情報科学の基礎を学びます。3 年次に、次のいずれかのコースに配属され(注 1)、当該コースの専門知識を修得し、4 年次に卒業研究を行います(注 2)。

(1) 情報システムコース

ネットワーク、セキュリティ、並列分散処理、センサー等に関する知識を修得し、ICT とその活用に係わる諸問題を解決するのに必要な能力を身につけます。

(2) シミュレーション科学コース

システム同定、数理モデル化、ビッグデータ処理、センシング等に関する知識を修得し、大規模かつ複雑なシステムに係わる諸問題を解決するのに必要な能力を身につけます。

(3) 知能メディアコース

情報コンテンツ、視聴覚情報処理、知識情報処理、言語情報処理等に関する知識を修得し、学習や推論などの高度で知的な判断を要する情報処理システムに係わる諸問題を解決するのに必要な能力を身につけます。

(4) ロボティクスコース

ロボット運動制御、システム統合技術、自律システム、知的情報処理等に関する知識を修得し、多種多様な実環境で活躍するロボットや知能システムに係わる諸問題を解決するのに必要な能力を身に

つけます。

(注 1) コースへの配属は、3 年次進級時の申請に基づき行われます。

(注 2) 3 年次終了時に定められた単位数(詳しくは履修規程に掲載)を修得していない場合は卒業研究Ⅰ・Ⅱに着手することはできません。履修に際しては十分、注意してください。

【カリキュラムの構成】

(1) 情報科学基礎

情報科学基礎は、情報科学あるいはそれに関連した学問分野において共通に学ぶことが奨励される科目群で、数学(5 科目 10 単位以上を必修)、計算機(4 科目 8 単位以上を必修)、人・社会とのかかわり(2 科目 4 単位以上を必修)、専門能力(5 科目 10 単位以上を必修)、情報の原理(6 科目 12 単位以上を必修)で構成されています。

数学は、情報科学の最も基礎になる部分で、「微分積分Ⅰ」、「同Ⅱ」、「応用数学」、「線形代数Ⅰ」、「同Ⅱ」、「離散数学Ⅰ」、「同Ⅱ」、「代数」、「幾何」、「確率・統計Ⅰ」、「同Ⅱ」の 11 科目があります。

計算機は、情報を扱う機械であるコンピュータについて理解するために必要な科目群で、「論理回路論」、「コンピュータアーキテクチャⅠ」、「同Ⅱ」、「オペレーティングシステム論」、「コンピュータネットワーク論」、「データベース論」、「プログラミング言語論」、「言語処理系論」の 8 科目があります。

人・社会とのかかわりは、社会において情報を扱

うシステムを構築し活用するための技術・制度・組織に関する科目群で、「情報社会の法と倫理」、「情報システム分析」、「社会情報デザイン」、「ソフトウェア工学」、「ヒューマンインターフェース論」の5科目があります。

専門能力は、情報科学に固有の能力と、自らの考えをまとめ・表現する能力とを修得するための科目群で、「コンピュータリテラシ」、「メディアプレゼンテーション論」、「論文作成技術」、「プログラミングⅠ」、「同Ⅱ」、「同Ⅲ」、「同Ⅳ」、「同Ⅴ」の8科目があります。

情報の原理は、コンピュータで処理される情報の原理についての科目群で、「数値解析法Ⅰ」、「同Ⅱ」、「数理計画法」、「アルゴリズムとデータ構造Ⅰ」、「同Ⅱ」、「形式言語とオートマトン」、「知識情報処理論」、「パターン情報処理論」、「画像処理論」、「デジタル信号処理論」、「情報理論」、「符号理論」、「生体情報処理論」の13科目があります。

(2) 情報科学応用

情報科学応用は、情報科学基礎の内容を発展させ、より専門性の高い内容を学ぶ科目群で、情報ネットワーク、データ科学、シミュレーション、メディア、人工知能、ロボティクスの6つの分野と、これらを跨ぐ共通の「情報科学概論」から構成されています。全部で19科目開講されていますが、ここから、配属コースが指定する2つの分野から合わせて4科目8単位以上、合計6科目12単位以上を選択履修してください。各コースの専門性や目標に合わせて選択するとよいでしょう。

情報ネットワークは、情報ネットワークの開発と情報ネットワークシステムの運用に必要な科目群で、「通信ネットワーク」、「通信理論」、「情報セキュリティ論」があります。

データ科学は、大規模なデータを取得し、分析を行うとともに、それを効率よく処理するコンピュータシステムを構築するのに必要な科目群で、「センシング論」、「データサイエンス」、「分散システム論」があります。

シミュレーションは、モデルの構築とシミュレ

ーションの実施を行うために必要な科目群で、「シミュレーション数理」、「システム同定論」、「数理モデル化と問題解決」があります。

メディアは、情報メディアの生成・処理・蓄積・利用に必要な科目群で、「コンテンツデザイン」、「音声・音響情報処理論」、「コンピュータグラフィックス」があります。

人工知能は、推論や判断、学習を伴う高度な問題を取り扱うコンピュータシステムを開発するのに必要な科目群で、「自然言語処理」、「機械学習」、「コンピュータビジョン」があります。

ロボティクスは、ロボットの設計・制作・制御とその応用に必要な科目群で、「知能ロボティクス」、「ロボットモーション」、「ロボットインタラクション」があります。

(3) 課題発見・問題解決

課題発見・問題解決は、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的な能力を育成するための科目群で、PBL、実験、卒業研究から構成されます。こういった汎用的な能力は、グローバル化するこれからの社会において必要不可欠なものであるため、この科目群で開講されている8科目のほとんどすべてを修得するように設定してあります。

PBLは、社会的能力や能動的な学修姿勢を育成するための科目群で、「プロジェクトベースドラーニングⅠ」、「同Ⅱ」、「同Ⅲ」があります。

実験は、実際に課題に取り組むことで、知識の定着や問題解決能力の育成を行うための科目群で、「情報科学実験Ⅰ」、「同Ⅱ」があります。

卒業研究は、大学での学修の集大成にあたる科目群です。3年次後期には、各研究室への仮配属が行われ、「情報科学セミナー」により卒業研究の準備を進めます。4年次に正式配属が行われ、個別課題について「卒業研究Ⅰ」、「同Ⅱ」を行い、それまでに学んできたことを基礎に、問題解決能力・課題遂行能力を身につけます。

情報科学部履修規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則（以下「学則」という。）に基づき、愛知県立大学情報科学部（以下「情報科学部」という。）における授業科目、単位数、履修方法等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(教育研究目的)

第2条 情報科学部では、情報の科学と技術に関する基礎知識を身に付け、新たな情報技術に対応できる能力を有し、情報化社会を支えて社会で活躍できる実力を持つ情報システム技術者を養成する。

2 情報システムコースでは、ネットワーク、セキュリティ、並列分散処理、センサー等に関する知識を有し、ICT とその活用に係わる諸問題を解決することができる人材を養成する。

3 シミュレーション科学コースでは、システム同定、数理モデル化、ビッグデータ処理、センシング等に関する知識を有し、大規模かつ複雑なシステムに係わる諸問題を解決することができる人材を養成する。

4 知能メディアコースでは、情報コンテンツ、視聴覚情報処理、知識情報処理、言語情報処理等に関する知識を有し、学習や推論などの高度で知的な判断を要する情報処理システムに係わる諸問題を解決することができる人材を育成する。

5 ロボティクスコースでは、ロボット運動制御、システム統合技術、自律システム、知的情報処理等に関する知識を有し、多種多様な実環境で活躍するロボットや知能システムに係わる諸問題を解決することができる人材を育成する。

第2章 授業科目及び単位

(授業科目及び単位数等)

第3条 授業科目は、教養教育科目、専門教育科目、免許・資格に関する科目及び学術交流協定大学留学生対象科目とする。

2 教養教育科目及び専門教育科目の授業科目及びその単位数並びに履修方法は、それぞれ別表 B 及び別表 C のとおりとする。

3 学術交流協定大学留学生対象科目の授業科目及び単位数は、別表 E のとおりとする。

(卒業必修単位)

第4条 本学部の卒業に必要な単位は、教養教育科目 28 単位（外国語科目 8 単位を含む）、専門教育科目 98 単位の合計 126 単位（コース指定科目 8 単位を含む）とする。

(単位の計算)

第5条 単位の計算は、次の基準により計算するものと

する。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

第3章 履修上の留意点

(他学部開設科目等の履修)

第6条 他学部において開設されている専門科目の履修を希望する者は、教授者とその学生が所属する学部の承認を得て、当該科目を履修することができる。

2 他学部の専門教育科目の修得単位は、卒業必修単位に算入することはできない。

(履修方法)

第7条 上位の学年に配置されている授業科目については、履修することができない。ただし、教授会が特に履修を認めた場合は、この限りではない。

2 学生は、第 10 条及び第 11 条の規定により聴講を届け出た授業科目以外の科目の単位を修得することはできない。

3 既に単位を修得した授業科目については、再度履修することはできない。

4 授業科目には、受講学生数及び受講資格を定めるものがある。

5 授業科目には履修するコースを指定するものがある。コースを指定された科目は、指定されたコース以外のコースでは履修できないことがある。

6 履修条件が設定されている科目については、履修条件を満足しなければ履修することができない。専門教育科目において履修条件を設定する科目とその履修条件は別表 D のとおりとする。

(留学生の外国語科目修得単位の取扱い及び留学生対象の科目)

第8条 外国人留学生等（外国において相当の期間中等教育を受けたもので、日本語科目等の教育が必要であると認めた者を含む。）は、母語を外国語科目として選択した場合、卒業必修単位に算入できない。ただし、特に事由がある場合にはこの限りでない。

2 留学生対象の科目は、外国人留学生等のみが履修し、教養教育科目必修単位に算入することができる。（早期卒業希望者の履修の特例）

第9条 早期卒業希望者で 2 年次終了時に第 20 条第 1 号から第 5 号までの条件に該当する者は、3 年次に在籍年次を超え、また年間に修得できる単位の上限を超えて科目を履修することができる。

第4章 履修の届出

(履修登録)

第10条 学生は、指定された履修登録期限内に当該年

度に履修しようとする授業科目を、登録しなければならない。

- 2 前項の規定により届け出ることができる単位数の上限は、1年間に48単位とする。ただし、この規程に定める単位を優れた成績をもって修得した学生及び教授会が特に認めた者については、当該上限を超えて届け出ることができる。
- 3 未登録の授業科目については、単位を認定しない。
(履修登録の変更等)

第11条 授業科目の変更、追加及び取消を希望する学生は、指定された履修登録確認・修正期間内に登録しなければならない。

第5章 試験及び成績評価

(試験)

第12条 試験は、学期又は学年の終わりに行う。ただし、必要がある場合には、随時に試験を行うことができる。

- 2 前項の試験のほか、論文又はレポートなどをもって試験に代えることができる。
- 3 出席時間数が当該授業実施時間数の3分の2に満たない学生には、受験資格を与えない。
(追試験)

第13条 病気その他やむを得ない事由により追試験を希望する学生は、試験期間終了後1週間以内に追試験受験願を学務課に提出しなければならない。

- 2 前項の事由が正当であると認められる場合は、追試験を受けることができる。
(再試験)

第14条 試験に不合格となった授業科目の再試験は、行わない。
(試験における不正行為に対する処置)

第15条 試験において不正な行為があった学生については、当該授業科目の履修を無効とし、原則として当該学期(通年の授業科目については、当該学年)の全部の受講科目の履修を無効とする。
(成績評価)

第16条 成績の評価は、第12条の試験及び平素の学修状況等を総合して決定する。

- 2 成績評価は、S(100点満点で90点以上)・A(80点以上90点未満)・B(70点以上80点未満)・C(60点以上70点未満)・D(60点未満)の5段階で表す。
 $S \cdot A \cdot B \cdot C$ を合格として単位を認定し、Dは不合格として単位は認定しない。
- 3 前項の成績評価に対して、Grade Point(以下「GP」という。)を設定し、履修登録した授業科目のGPの平均値 Grade Point Average(以下「GPA」という。)を算出する。
(1) GPは、Sを4点、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とする。

(2) GPAは、GPと単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

(3) GPA算入対象科目は、所属する学科の履修規程別表にある授業科目とする。
(成績に関する問い合わせ)

第16条の2 前条における成績評価に疑問がある場合は、所定の期日までに所定の様式により学務課へ成績評価に関する問い合わせをすることができる。
(再履修)

第17条 前期又は前年度までに単位を修得できなかった授業科目について、後期又は後年度において再び履修して単位の修得をすることができる。
(卒業論文の提出)

第18条 卒業論文は、指定された期日までに学務課へ提出しなければならない。
(9月卒業)

第19条 前期末において所定の在学期間を充足し、かつ、卒業必修単位を修得できる学生は、9月に卒業することができる。

- 2 前項により9月に卒業しようとする学生は、指定された期日までに所定の様式により学務課へ届け出なければならない。
(早期卒業)

第20条 次の各号に規定する条件を全て満たす学生に対して、学則第51条第2項に規定する早期卒業を認めることができる。

- (1) 2年次終了時において77単位(既修得単位の認定を受けた単位を含む。)以上の単位を修得していること
- (2) 2年次終了時において、GPAが3.500以上あること
- (3) 前2号に該当し、かつ、教授会が特に成績が優秀であって3年次及び4年次の授業を同時に履修しうる能力を有すると認めたもの
- (4) 第3号に該当する学生の3年次終了時におけるGPAが3.500以上あり、かつ、教授会が特に成績が優秀であると認めたもの
- (5) 学生が早期卒業を希望していること
- 2 前項に該当し、早期卒業をしようとする学生は、指定された期日までに所定の様式により学務課へ届け出なければならない。

第6章 教育職員免許状及び資格等の取得

(免許状等の取得)

第21条 本学部にて在学することによって教育職員免許、学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、それぞれの資格に関する履修規程により履修しなければならない。

- 2 グローバル実践教育プログラムを修了しようと

する者は、この規定に定めるもののほか、グローバル実践教育プログラムに関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

第7章 雑則

(規程の改正)

第22条 この規程を改正しようとするときは、教授会において構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(施行細則)

第23条 この規程に定めるもののほか、授業科目、単位数及び履修方法に関して必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、平成28年度の入学生から適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、平成29年度の入学生から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 3 第12条及び第16条については、前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、平成31年度の入学生から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又

は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、令和3年度の入学生から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

別表 A 卒業に必要な単位数一覧

1 教養教育科目

科 目 群		必 修 単 位
APU 教養コア科目		4 単位
世界を 理解する	APU 教養連携科目	
	多文化理解	
	外国語科目	英語 8 単位
	外国語セミナー	
地域を 掘り下 げる	APU 教養連携科目	
	愛知・日本	2 単位
	諸地域研究	
社会に 生きる	APU 教養連携科目	
	現代社会	2 単位
	キャリア・プランニング	
科学と 人間を 深める	APU 教養連携科目	
	自然科学	4 単位
	人文科学	(スポーツ実践演習 2 単位 を含む)
	情報科学	
APU 教養特別科目		
合 計		28 単位

・詳細は別表 B を参照のこと。

※スポーツ実践演習は 2 単位を超えて履修しても卒業必修
単位に算入されません。

2 専門教育科目

科 目 群		必 修 単 位
情報科学基礎	数学	10 単位
	計算機	8 単位
	人・社会とのかかわり	4 単位
	専門能力	10 単位
	情報の原理	12 単位
情報科学応用		12 単位
課題発見・問題解決	PBL	2 単位
	実験	4 単位
	卒業研究	8 単位
合 計		98 単位

・詳細は別表 C を参照のこと。

※情報科学応用は配属コースが指定する科目群から 8 単位以上
修得する必要があります。

別表 B 教養教育科目

科目群	科 目 名	設置年次及び単位				必修 単位
		I	II	III	IV	
APU 教養コア科目	多文化社会への招待	2				4
	データサイエンスへの招待	2				
APU 教養連携 科目	グローバル社会の諸問題	2				
	多文化社会とコミュニケーション	2				
多文化理解	Global Vision Talks	2				
	言語コミュニケーションと多様性	2				
	Japan's Interactions with Other Cultures	2				
	Japan Seen from Outside	2				
	原語で読む名著	2				
	英語 I	4				8
外国語科目	英語 II		4			
	ポルトガル語 I	4				
	ポルトガル語 II		4			
	フランス語 I	4				
	フランス語 II		4			
	スペイン語 I	4				
	スペイン語 II		4			
	ドイツ語 I	4				
	ドイツ語 II		4			
	中国語 I	4				
	中国語 II		4			
	ロシア語 I	4				
	ロシア語 II		4			
	韓国朝鮮語 I	4				
	韓国朝鮮語 II		4			
	日本語 I (留学生対象) ※	4				
	日本語 II (留学生対象) ※	4				
	教養外国語ショートプログラム	2				
外国語セミナ ー	Intercultural Seminars in English (英語セミナー)		4			
	Seminários interculturais em português (ポルトガル語セミナー)		4			
	Séminaires interculturels en français (フランス語セミナー)		2			
	Seminarios interculturales en español (スペイン語セミナー)		2			
	Interkulturelle Seminare Deutsch (ドイツ語セミナー)		2			
	勝文化以語研可班 (中国語セミナー)		2			
APU 教養連携 科目	エアスタディーズ総論		2			2
	フィールドで学ぶ社会		2			
	愛知の文化遺産		2			
	愛知の産業		2			
	東海地方と日本文学		2			
	日本の歴史と文化		2			
	アジアの歴史と文化		2			
	ヨーロッパの歴史と文化		2			
	北アメリカの歴史と文化		2			
	中南米の歴史と文化		2			
社会に生 きる	ものづくりの現状と課題		2			2
	日本国憲法		2			
	法学入門		2			
	政治学入門		2			
	経済学入門		2			
	社会福祉入門		2			
	比較文化社会		4			
	社会学入門		2			
	現代社会の諸問題		2			
	高度情報社会の理解		2			
科学 と人間を 深める	地域社会とキャリア構想	2				2
	キャリア実践	2				
	日本語表現法	2				
	インターンシップ実践		2			
	キャリア展覧会・生き抜く力			2		
APU 教養連携 科目	いのちと防災の科学		2			2
	教養のための科学	2				
	現代物理学	2				
	地球の科学	2				
	生活の中の化学	2				
	生命の科学	2				
	環境の科学	2				
	哲学入門	2				
	心身学入門	2				
	文学入門	2				
人文科学	芸術鑑賞入門	2				2
	芸術表現(美術)	2				
	芸術表現(音楽)	2				
	情報科学	2				
	データサイエンスへの招待—実践編		2			
	生活スポーツ論	2				
	健康とからだの科学	2				
	健康とこころの科学	2				
	健康生活学	2				
	スポーツ実践演習	2				
APU 教養特別科目	教養留学修得科目		6			2
	県入エッセンシャル		2			
	県入教養ゼミナール			4		
計 82 科目						28 単位

※1 日本語 I、II (留学生対象) については、留学生に限りそれぞれ英語 I、II に
読み替えることができる。

※2 「教養外国語ショートプログラム」の単位は「外国語科目」の必修単位に算入す
ることができる。

別表 C 専門教育科目

科目群		科目名	設置年次及び単位				必修単位	
			I	II	III	IV		
情報科学基礎	数学	微分積分Ⅰ	2				10	
		微分積分Ⅱ	2					
		応用数学		2				
		線形代数Ⅰ	2					
		線形代数Ⅱ	2					
		離散数学Ⅰ	2					
		離散数学Ⅱ	2					
		代数		2				
		幾何		2				
		確率・統計Ⅰ		2				
	確率・統計Ⅱ		2					
	計算機	論理回路論	2				8	
		コンピュータアーキテクチャⅠ	2					
		コンピュータアーキテクチャⅡ		2				
		オペレーティングシステム論		2				
		コンピュータネットワーク論			2			
		データベース論			2			
		プログラミング言語論			2			
	言語処理系論				2			
	人と社会とのかわり	情報社会の法と倫理	2				4	
		情報システム分析		2				
		社会情報デザイン			2			
		ソフトウェア工学			2			
		ヒューマンインターフェース論			2			
	専門能力	コンピュータリテラシ	2				10	
		メディアプレゼンテーション論				2		
		論文作成技術				2		
		プログラミングⅠ	2					
		プログラミングⅡ	2					
		プログラミングⅢ		2				
		プログラミングⅣ		2				
	プログラミングⅤ			2				
	情報の原理	数値解析法Ⅰ		2			12	
		数値解析法Ⅱ			2			
		数値計画法			2			
		アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	2					
		アルゴリズムとデータ構造Ⅱ		2				
		形式言語とオートマトン		2				
		知識情報処理論		2				
		パターン情報処理論			2			
		画像処理論			2			
		デジタル信号処理論			2			
		情報理論		2				
符号理論			2					
生体情報処理論				2				
情報科学応用	共通	情報科学概論		2			8 ※1	12
	情報ネットワーク	通信ネットワーク			2			
		情報セキュリティ論			2			
		通信理論				2		
		センシング論			2			
	データ科学	データサイエンス			2			
		分散システム論				2		
		シミュレーション数理			2			
	シミュレーション	システム同定論			2			
		数理モデル化と問題解決				2		
	メディア	コンテンツデザイン			2			
		音声・音響情報処理論			2			
		コンピュータグラフィックス				2		
人工知能	自然言語処理			2				
	機械学習			2				
	コンピュータビジョン				2			
ロボティクス	知能ロボティクス			2				
	ロボットモーション			2				
	ロボットインタラクション				2			
課題発見・問題解決	PBL	プロジェクトベースドラウニングⅠ	1				2	
		プロジェクトベースドラウニングⅡ	1					
		プロジェクトベースドラウニングⅢ			1			
	実験	情報科学実験Ⅰ		2			4	
		情報科学実験Ⅱ			2			
	卒業研究	情報科学セミナー			2		8	
		卒業研究Ⅰ				3		
卒業研究Ⅱ					3			
海外協定大学修得科目		海外協定大学修得科目	8※2					
計 72 科目							98 単位	

※1 情報科学応用は配属コースが指定する科目群から 8 単位以上修得する必要があります。配属コースが指定する科目群は、それぞれ、情報システムコースの場合、「情報ネットワーク」及び「データ科学」、シミュレーション科学コースの場合、「シミュレーション」及び「データ科学」、知能メディアコースの場合、「メディア」及び「人工知能」、ロボティクスコースの場合、「ロボティクス」及び「人工知能」です。

※2 海外協定大学修得科目は海外の協定校などで科目等を履習した場合にのみ認定する科目であり、最大 8 単位まで認定することができます。

別表 D

履修条件が設定されている科目及び履修条件

3 年次前期に開講される科目の履修条件	
教養教育科目	14 単位以上
専門教育科目	情報科学実験Ⅰを含めて、43 単位以上

3 年次後期に開講される科目の履修条件	
教養教育科目	18 単位以上
専門教育科目	情報科学実験Ⅱを含めて、61 単位以上

4 年次に開講される科目の履修条件	
教養教育科目	22 単位以上
専門教育科目	情報科学セミナーを含めて、80 単位以上

別表 E

学術交流協定大学留学生対象科目

(掲載省略) P.187 参照

大学院国際文化研究科

愛知県立大学大学院国際文化研究科は、外国語学部と日本文化学部の2つの学部組織を基盤とする大学院です。本研究科は、国際文化専攻および日本文化専攻の2専攻から成り立っています。国際文化専攻は外国の言語・文化・社会や国際社会などに関する研究、日本文化専攻は日本語・国文学や日本史・地域社会などに関する研究を行っています。両専攻は、中心的な研究領域を異にしていますが、自文化と異文化の理解にもとづいてグローバルな多文化共生に貢献するという意味では、共通の基盤に立脚しています。少人数教育により研究者や専門職業人の養成をめざしていることも、両専攻に相通じる特徴です。

博士前期課程

【教育研究体制】

博士前期課程は、下記の2専攻に分かれています。それぞれ2専門、4研究分野から構成され、充実したカリキュラム、豊富なスタッフによって、グローバル化時代における国際社会および、地域社会の国際化に対応した高度な教育研究を展開しています。研究指導については、主指導教員と副指導教員の2名による指導体制がとられます。また、合同ゼミ方式で開講される「国際文化特殊演習」を通じて、隣接分野の教員から広い視野に立ったアドバイスを得ることができます。

専攻	専門	研究分野
国際文化	言語文化	言語研究
		文学文化研究
	社会文化	国際社会研究
		地域社会研究
日本文化	言語文化	言語研究
		文学思想研究
	社会文化	歴史文化研究
		地域文化研究

【教育課程の特色】

国際文化研究科では、各研究分野の専門性を養う科目とともに、両専攻共通の基盤に関わる科目を配置しています。それによって、学術的な一般性・原理性に立脚しつつ、国際文化あるいは日本文化に関する研究を深化させることをめざします。

国際文化専攻では、2018年度入学者より、修了のために必要な最終課題として、修士論文と特定課題研究成果のいずれかを選択できるようになりました。学術の理論や体系の向上を基本目的とする修士論文に対して、特定課題研究成果では、地域社会の課題解決をめざした政策提案、言語教育等に関する教授法の開発、学術的価値の高い外国語資料・作品の翻訳・解説、考古・民俗資料等の発掘・分析など、学術の利用価値向上に重きを置く研究を行うことができます。

国際文化専攻内に置かれた英語高度専門職業人コースでは、英語専修免許の取得に必要な授業科目をはじめ、学上課程で培った英語力をプロフェッショナルとして活躍できる閾にまで高めることをめざす授業科目を配置しています。

【長期履修制度】

働きながら大学院で学びたい人や育児・介護をしながら学びたい人は、通常の修業年限2年に代えて、最長4年の修業期間を申請することができます。長期履修制度を利用する場合、授業料は2年分を分割納入します。

【養成する人材】

博士前期課程では、自文化と多文化共生に関する理解を基礎として、国際社会および地域社会で活躍できる人材の養成をめざしています。専攻ごとに次のような違いがあります。

国際文化専攻では、外国語によるコミュニケーション能力と外国語で書かれた資料を扱う能力を十全に備え、国際社会および地域社会の諸問題に精確に対応できる人材を育てます。また、専攻内に2つの特別コースを設けています。英語高度専門職業人コースでは、社会で求められる英語プロフェッショナルの養成をめざします。コミュニティ通訳学コースでは、専門知識を有するコミュニティ通訳者、コミュニティ通訳分野のコーディネーター・研究者を養成します。

日本文化専攻では、グローバル社会を学術的に認識すると同時に、国際的な視野に立って自文化を深く掘り起こし、日本社会に生起する社会的・文化的諸問題を解決する能力のある人材を育てます。

【取得できる免許と資格】

- ・中学校教諭専修免許（英語、国語、社会）
- ・高等学校教諭専修免許（英語、国語、地理歴史）

博士後期課程

【教育研究体制】

博士後期課程では、前期課程で培った人文社会科学分野の

学際的な分析力と国際性に裏付けられた展開力を土台に、グローバル化とローカルな動きが同時進行する世界と日本の趨勢に対応できる知識と方法論を修得します。そして、学位論文の作成に取り組み、各研究分野において新たに研究史を付け加えられるような、高度で独創的な成果を上げることがめざします。研究指導については、主指導教員と副指導教員の2名による指導体制がとられます。

【教育課程の特色】

博士後期課程では、指導教員による徹底した指導を基本に置きつつ、各研究分野に関する学識を深めるための特殊講義科目が配置されています。

【長期履修制度】

働きながら大学院で学びたい人や育児・介護をしながら学びたい人は、通常の修業年限3年に代えて、最長5年の修業期間を申請することができます。長期履修制度を利用する場合、授業料は3年分を分割納入します。

【養成する人材】

博士後期課程では、前期課程で培った国際社会および日本社会に関する専門的知識と問題解決能力をより高度な次元で発揮し、大学・研究所で教育研究に携わる教職員、官公庁・企業等で活躍する専門職業人など、国際社会の第一線で活躍できる人材の養成をめざしています。

博士前期・後期課程の共通事項

【昼夜開講】

本研究科では、昼間の通学が困難な社会人等に対しても、充実した教育を提供しています。授業科目は、隔年で昼間（1～5限）と夜間（6・7限）の授業時間帯に開講することを原則としています（履修者の状況等による例外あり）。社会人を中心とする時間的制約の大きな学生への修学支援の取組みとして、夜間（6・7限）の授業は、原則として遠隔方式（オンライン授業）で実施します。

【名古屋市立大学との単位互換制度】

国際文化研究科は、名古屋市立大学大学院人間文化研究科との間で、博士前期課程・博士後期課程に関する単位互換協定を結んでいます。本研究科の院生は、各自の専門に関わる学修を深めるために、指導教員の指導を受けたうえで、名古屋市立大学の授業科目を履修することができます。名古屋市立大学での履修科目は、本学の大学院学則・研究科履修規程が定める範囲内で、修了に必要な単位として認定することができます。

【国際学術交流】

本学は、世界各地の大学と学術交流協定を結んでおり、その多くにおいて、大学院生の交換留学も可能となっています。協定大学への留学を通じて、研究者としての視野を拡げるとともに、各自の専門分野や研究対象に関する学問的理解を深めることができます。協定大学での修得科目は、本学の大学院学則および研究科履修規程が定める範囲内で、修了に必要な単位として認定することが可能です。

【ダブルディグリー制度】

国際学術交流に関わる本研究科の特徴ある取組みに、海外協定大学とのダブルディグリー制度があります。台湾の静宜大学との間では、博士前期課程のダブルディグリー協定を結んでいます。国際文化専攻の希望学生は、静宜大学に留学し、所定の単位を満たしたうえで両大学に提出した修士論文が合格すれば、本学の修士（国際文化）と併せて、静宜大学の台湾文学修士または中国文学修士の学位を得ることができます。また、スペインのサンティアゴ・デ・コンポステラ大学との間では、博士後期課程のダブルディグリー協定を結んでいます。国際文化専攻・日本文化専攻とも、希望学生は、両大学から研究指導を受け、博士論文の内容等に関する所定の要件を満たすことで、両大学の学位認定を受けることができます。

大学院国際文化研究科の履修について

博士前期課程

1 教育課程の編成

国際文化研究科博士前期課程の教育課程は、共通基礎科目、専門科目、共通関連科目、研究指導で構成されています。

(1) 共通基礎科目の「国際文化研究基礎」は、国際文化・国際社会への導入をはかる両専攻 1 年次の必修科目です。

(2) 専門科目は、専攻ごとに内容が大きく異なります。国際文化専攻では、言語、文学文化、国際社会、地域社会の 4 つの研究分野に区分けして、各研究分野の特性に応じた専門科目を置いています。日本文化専攻では、言語、文学思想、歴史文化、地域文化の 4 つの研究分野を設定しています。

(3) 共通関連科目としては、「多文化共生論」、「国際コミュニケーション」(英語ほか)、「日本語教育学研究」など、両専攻の学生にとって有意義な科目を置いています。

(4) 研究指導の核となるのは、「国際文化研究」(国際文化専攻)と「日本文化研究」(日本文化専攻)です。これらは、指導教員のもとで、修士論文等のテーマ設定、資料収集、論文執筆、研究発表などの指導を受けるための科目です。併せて、合同ゼミ方式の研究指導科目として、「国際文化特殊演習」を開設しています。

(5) 以上のほか、教育研究上の必要に応じて学部の授業履修も認められますが、修了単位には含まれません。

2 修了要件・履修方法・研究指導

(1) 修了要件

2 年以上在学して、共通基礎科目、専門科目、共通関連科目および研究指導から 30 単位以上修得(詳細は後述)するとともに、修士論文等の審査に合格することが必要です。修士論文等が合格すると、研究指導科目「国際文化研究」または「日本文化研究」の 4 単位が認定されます。以上の要件を満たした者に、国際文化専攻では「修士(国際文化)」を、日本文化専攻では「修士(日本文化)」の学位を授与します。ただし、特別に優れた業績を上げた者については、在学期間を 1 年に短縮することを認める制度があります。

修了のために必要な専門科目は、各院生が所属する研究分野によって異なります。国際文化専攻では、言語研究分野、文学文化研究分野、国際社会研究分野、地域社会研究分野、日本文化専攻では、言語研究分野、文学思想研究分野、歴史文化研究分野、地域文化研究分野の各 4 分野が置かれていますので、院生はいずれかに所属してください。

共通基礎科目、専門科目、共通関連科目、研究指導を合わせた必要 30 単位の内訳は次の通りです。

[国際文化専攻]

- (イ) 共通基礎科目「国際文化研究基礎」を 2 単位
- (ロ) 国際文化専攻の専門科目、共通関連科目、「国際文化特殊演習」、日本文化専攻の専門科目から合せて 24 単位。この中に自身が所属する研究分野の専門科目 4 単位を含むこと。日本文化専攻の専門科目は、4 単位を限度とする。
- (ハ) 国際文化専攻の専門科目のうち、自身が所属する研究分野以外の専門科目から合せて 4 単位
 - ※ 英語高度専門職業人コースを選択する学生は、上記(イ)(ロ)(ハ)に従い、別表 5 のコース指定科目を履修すること。
 - ※ コミュニティ通訳学コースを選択する学生は、上記(イ)(ロ)(ハ)に従い、別表 6 のコース指定科目を履修すること。

[日本文化専攻]

- (イ) 共通基礎科目「国際文化研究基礎」を 2 単位
- (ロ) 自身が所属する研究分野から 4 単位
- (ハ) 自身が所属する研究分野と同じ専門内の他の研究分野から 4 単位
- (ニ) 日本文化専攻内の他の専門から 4 単位
- (ホ) 日本文化専攻の専門科目、共通関連科目、「国際文化特殊演習」、国際文化専攻の専門科目から 16 単位。ただし、国際文化専攻の専門科目は、12 単位を限度とする。

(2) 履修方法

- ・履修科目を決める際には、指導教員とよく相談して、各自の研究計画をふまえた履修計画を立ててください。国際文化研究科では、院生個々人の課題探求能力の育成を重視するという観点から、履修要件内での院生の主体的な履修を尊重します。
- ・授業は昼夜にわたって開講されます。院生は昼夜いずれの授業科目も受講できます。夜間の授業は、原則として遠隔方式(オンライン授業)で行いますが、一部に対面方式で実施する科目があります。
- ・履修登録期間内に登録を行ってください。
- ・教育職員の専修免許状を取得しようとする学生は、教育職員養成課程に関する履修規程をよく読み、ガイダンスに参加してください。
- ・その他の連絡事項等は掲示により行いますので、注意してください。

(3) 研究指導

2年間にわたる徹底的な指導を行い、それに基づいて「国際文化研究」または「日本文化研究」4単位を認定します。各院生への指導は、主指導教員および副指導教員が行います。主指導教員は院生の研究テーマに即して、院生と教員の合意のもとに決定します。副指導教員は、主指導教員の意見をふまえ、院生の研究テーマとの関連から決めます。主指導・副指導教員は、入学後すみやかに研究科会議の承認のもとに決定されます。

3 専修免許状取得の要件

学部ですでに一種免許状(国語、英語、社会、地理歴史)を取得した人または一種免許状(国語、英語、社会、地理歴史)取得の要件を満たした人については、指定された専門科目を24単位以上修得することにより、専修免許状(国語、英語、社会、地理歴史)を取得することができます。

専修免許関係の授業科目のカリキュラムについては、教育職員養成課程に関する履修規程を参照してください。

博士後期課程

1 教育課程の編成

研究指導科目として、国際文化専攻に「国際文化特別研究」、日本文化専攻に「日本文化特別研究」を置き、院生が取り組む研究課題に即して学位論文を作成するための指導を行います。

特殊講義科目については、専攻ごとに以下の科目群を設定しています。

[国際文化専攻]

学位論文作成の基盤となる各学問分野の方法論とグローバルな視点を獲得します。

- ・言語文化研究科目群…言語研究では、コミュニケーションの規範としての言語の原理を探究し、地域・場面・個人・時代差等に即した言語使用の様態を研究。文学研究では、外国文学における表現とその文化的背景を探るとともに、作品読解における作者と読者の時代背景を解明。
- ・社会文化研究科目群…国際社会研究では、現代の各国社会を統治する法・政治、経済のシステム、国際関係の変容について歴史的背景に分け入って研究。比較地域研究では、グローバル化する現代世界における地域・社会の動態について、理論研究とフィールドワークの両面から探究。
- ・共通関連研究科目群…他大学大学院で修得した単位を本学の単位として認める場合は、本科目群の「国際

文化特講」として認定。

[日本文化専攻]

学位論文作成の基盤となる各学問分野の方法論と日本研究としての総合的視野を獲得します。

- ・日本語学研究科目群…日本語の言語としての原理を探究するとともに、様々な局面に応じた変化の様相・動向を解明。
- ・日本文学研究科目群…日本文学における表現とその文化的背景を探るとともに、作品読解における作者と読者の時代背景を解明。
- ・日本歴史研究科目群…日本社会の歴史的展開のあり方を政治・経済・文化等の諸側面から検討し、変化の実相および画期を探究。
- ・日本地域研究科目群…日本列島における様々な地域形成のあり方を、村社会や都市社会、さらには社会集団等の構成から検討。
- ・共通関連研究科目群…他大学大学院で修得した単位を本学の単位として認める場合は、本科目群の「国際文化特講」として認定。

2 修了要件・履修方法・研究指導

(1) 修了要件

博士後期課程の修了要件は以下の通りです。修了者には、「博士(国際文化)」(国際文化専攻)または「博士(日本文化)」(日本文化専攻)の学位を授与します。

[国際文化専攻]

- ①本専攻の博士後期課程に3年(優れた業績を上げた者については1年)以上在学すること。
- ②以下の24単位を修得すること。
 - ・「国際文化特別研究」(研究指導)
4単位×3年=12単位(優れた業績を上げた者については一括認定)
 - ・特殊講義科目3科目群から
4単位×3科目=12単位
- ③博士論文の審査および所定の試験に合格すること。

なお、特別に優れた業績を残した者については、3年の在学を経ることなく1年以上の在学をもって必要単位の修得を認め、博士論文の審査および所定の試験により学位を与える場合があります。

[日本文化専攻]

- ①本専攻の博士後期課程に3年(優れた業績を上げた者については1年)以上在学すること。

②以下の 24 単位を修得すること。

- ・「日本文化特別研究」(研究指導)

4 単位×3 年=12 単位 (優れた業績を上げた者については一括認定)

- ・特殊講義科目 5 科目群から

4 単位×3 科目=12 単位

③博士論文の審査および所定の試験に合格すること。

なお、特別に優れた業績を残した者については、3 年の在学を経ることなく 1 年以上の在学をもって必要単位の修得を認め、博士論文の審査および所定の試験により学位を与える場合があります。

(2) 履修方法

- ・履修科目を決める際には、指導教員とよく相談して、各自の研究計画をふまえた履修計画を立ててください。国際文化研究科では、院生個々人の課題探求能力の育成を重視するという観点から、履修要件内での院生の主体的な履修を尊重します。
- ・授業は昼夜にわたって開講されます。院生は昼夜いずれの授業科目も受講できます。夜間の授業は、原則として遠隔方式(オンライン授業)で行いますが、一部に対面方式で実施する科目があります。
- ・履修登録期間内に登録を行ってください。
- ・指導教員の判断により、必要に応じて博士前期課程の科目を受講することができます。
- ・その他の連絡事項等は掲示により行いますので、注意してください。

(3) 研究指導

必修の「国際文化特別研究」(国際文化専攻)または「日本文化特別研究」(日本文化専攻)では、全国的な学会で発表できる水準の論文を作成すべく指導します。指導は個別的に随時行い、学会発表、論文作成の成果によって単位を認定します。

院生は、研究指導を受けると同時に、特殊講義科目の履修によって専門知識の深化と視野の拡大をはかり、それらを基盤として学位論文の作成に取り組み、ユニークな成果を上げることをめざします。

大学院国際文化研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学大学院学則に定めるもののほかに、愛知県立大学大学院国際文化研究科（以下「国際文化研究科」）における教育研究目的、研究指導、授業科目、単位数及び履修方法に関し、必要な事項について定めるものとする。

(教育研究目的)

第2条 博士前期課程では、高度な自文化・異文化の理解能力と専門的知識を備え、自文化と異文化の共生的関係を深く理解し、国際社会及び地域社会の様々な分野において積極的に活躍することができる豊かな学識のある知的な人材、高度専門職業人、研究者を養成する。

国際文化専攻では、外国語研究をスキルとして豊かなコミュニケーション能力を育み、ヨーロッパ・アメリカ・アジアをはじめとした世界の諸地域を対象として、多様な社会・文化の現象を探究できる研究力を身につけさせる。それにより、変容する国際社会に対する深い知識と広い視野をもって真に多文化共生社会を実現できる有為の人材を育成する。

日本文化専攻では、日本語と日本語の資料に対する確かな分析力を養い、日本文化を客観的に捉えることのできる優れた異文化理解能力を育てることを通じて、真に国際社会の中で日本研究を行いうる研究力を身につけさせる。それにより、変容する地域社会に対する深い知識と広い視野をもって真に多文化共生社会を実現しうる有為の人材を育成する。

2 博士後期課程では、前期課程での教育研究を基礎に、高度な授業科目の履修及び複数の教員による研究指導体制の確立を通して円滑な博士学位の取得を目指すと共に、共生的な視点から自文化・異文化理解の専門性を向上させ、高度の研究能力を備えて国際社会及び地域社会の発展に貢献できる高度専門職業人、研究者を養成する。

国際文化専攻では、国際社会に対する専門的知識と問題解決能力をより高度な次元で発揮し、専門的教育・研究者ないし各界における指導的組織者として社会の第一線で活躍できる人材を育成する。

日本文化専攻では、日本社会に対する専門的知識と問題解決能力をより高度な次元で発揮し、専門的教育・研究者ないし各界における指導的組織者として社会の第一線で活躍できる人材を

育成する。

(授業科目及び単位数)

第3条 授業科目及び単位数等は、別表の定めるところによる。

(研究指導)

第4条 学生は、論文指導のための主指導教員及び副指導教員を所定の期日までに届け出なければならない。

(履修科目及び学部・他研究科設置科目履修)

第5条 学生は、指導教員の指導を受けて履修する科目を定め、履修登録期間内に所定の様式により学務課へ届け出なければならない。

2 博士前期課程の学生は、指導教員が有益と認めた場合、所定の手続きを経て学部において開設する授業科目を年間20単位まで履修することができる。

3 博士前期課程の学生は、指導教員の指導のもとで、人間発達学研究科及び看護学研究科において開設する授業科目（実習を除く）を当該研究科及び授業担当教員が許可した場合に限って履修することができる。他研究科の授業科目を履修した学生に対する国際文化研究科の授業科目への単位読替えは、合計 8 単位を限度とする。

(成績評価)

第6条 成績の評価は、試験等で行い、その評価は S（100点満点で90点以上）・A（80点以上90点未満）・B（70点以上80点未満）・C（60点以上70点未満）・D（60点未満）の5段階で表す。S・A・B・Cを合格として単位を認定し、Dは不合格として単位は認定しない。

2 前項の成績評価に対して、Grade Point（以下「GP」という。）を設定し、履修登録した授業科目のGPの平均値Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出する。

(1) GPは、Sを4点、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とする。

(2) GPAは、GPと単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

(3) GPA算入対象科目は、所属する専攻の履修規程別表にある授業科目とする。

(不正行為)

第7条 試験等において不正な行為があった学生について、当該授業科目の履修を無効とし、原則として当該学期（通年の授業科目については、当該学年）の全受講科目の履修を無効とする。

(論文等の提出及び審査等)

第8条 論文等の提出は、修士論文等取扱要綱、博士論文取扱要綱の定めるところによる。

2 論文等の審査及び最終試験は、愛知県立大学学位規程の定めるところによる。

(9月修了)

第9条 前期末(9月30日)に課程の修了要件を充足し、前期末に修了の認定を希望する者は、所定の期日までに学務課へ「9月修了願」を提出しなければならない。

(免許状等の取得)

第10条 国際文化研究科に在学することによって、教育職員免許、司書教諭資格を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、それぞれの免許・資格に関する履修規程の定めるところにより履修しなければならない。

2 英語高度専門職業人コースを修了しようとする者は、この規程に定めるもののほか、別表5の定めるところにより履修しなければならない。

3 コミュニティ通訳学コースを修了しようとする者は、この規程に定めるもののほか、別表6の定めるところにより履修しなければならない。

(ダブル・ディグリーの取得)

第11条 ダブル・ディグリーを取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、本学と相手大学で結ばれた所定の協定、及び本研究科のダブル・ディグリーに関する規程により履修しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し、必要な事項は、国際文化研究科会議が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

～途中略～

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の愛知県立大学大学院国際文化研究科履修規程(以下「新規規程」という。)別表の規定は、平成26年度以降の入学生(再入学又は転入学した者を除く。)から適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成26年度以降の再入学又は転入学をした者については、新規規程別表の規定に係わず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の愛知県立大学大学院国際文化研究科履修規程(以下「新規規程」という。)別表の規定は、平成27年度以降の入学生(再入学又は転入学した者を除く。)から適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお

従前の例による。

3 平成27年度以降の再入学又は転入学をした者については、新規規程別表の規定に係わず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の愛知県立大学大学院国際文化研究科履修規程(以下「新規規程」という。)別表の規定は、平成28年度以降の入学生(再入学又は転入学した者を除く。)から適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成28年度以降の再入学又は転入学をした者については、新規規程別表の規定に係わず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、平成29年度の入学生から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

3 第6条については、前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、平成30年度の入学生から適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

3 第10条については、前項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、平成31年度の入学生から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

3 第5条については、前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、令和2年度の入学生から適用し、令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

3 第11条については、前項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、令和3年度の入学生から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の履修規程は、令和4年度の入学生から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

別表1(国際文化研究科 国際文化専攻 博士前期課程)

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	必修
共通基礎科目		国際文化研究基礎	1	2	2
言語文化専門科目	言語研究分野	現代英語学研究	1・2	4	28
		歴史英語学研究	1・2	4	
		英語教育学研究	1・2	2	
		中国語学研究	1・2	4	
		言語学・諸言語研究	1・2	4	
		通訳演習(英・日)	1・2	4	
		英語表現演習	1・2	4	
		コミュニティ通訳翻訳演習	1・2	4	
		コミュニティ通訳研究	1・2	4	
		言語特別研究	2	4	
	文学文化研究分野	イギリス文学・文化研究	1・2	4	
		アメリカ文学・文化研究	1・2	4	
		中国文学・文化研究	1・2	4	
		諸地域文学・文化研究	1・2	4	
社会文化専門科目	国際社会研究分野	英米政治経済研究	1・2	4	
		ヨーロッパ政治経済研究	1・2	4	
		中国政治経済研究	1・2	4	
		国際関係論研究	1・2	4	
		国際社会特別研究	2	4	
	地域社会研究分野	英米歴史社会研究	1・2	4	
		ヨーロッパ歴史社会研究	1・2	4	
		アジア歴史社会研究	1・2	4	
		中南米・新興国地域研究	1・2	4	
		比較地域研究	1・2	4	
共通関連科目		文化人類学研究	1・2	4	
		地域社会特別研究	2	4	
		多文化共生論	1・2	2	
		公益通訳と社会資源	1・2	2	
		文化理論研究	1・2	4	
		日本語教育学研究	1・2	2	
		国際コミュニケーション	1・2	4	
		多言語多文化実務論	1・2	4	
		コミュニティ通訳実習	2	2	
研究指導	国際文化特殊演習	1・2	4		
		国際文化研究	1・2通	4	
合計			152	34	

- ・特別研究科目については、国際文化専攻2年次において、各自の指導教員の担当する授業科目に限り受講できる。
- ・本学他研究科および国内他大学の大学院での履修科目に対して単位を認める場合は、原則的に「国際文化特殊研究」として認定する。

別表2(国際文化研究科) 日本文化専攻 博士前期課程

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	必修
共通基礎科目		国際文化研究基礎	1	2	2
言語文化専門科目	言語研究分野	日本語音韻・表記研究Ⅰ	1・2	2	30
		日本語音韻・表記研究Ⅱ	1・2	2	
		日本語文法研究Ⅰ	1・2	2	
		日本語文法研究Ⅱ	1・2	2	
		日本語表現研究Ⅰ	1・2	2	
		日本語表現研究Ⅱ	1・2	2	
		言語特別研究Ⅰ	2	2	
		言語特別研究Ⅱ	2	2	
	文学思想研究分野	日本古代文学研究Ⅰ	1・2	2	
		日本古代文学研究Ⅱ	1・2	2	
		日本中世文学研究（韻文・思想）Ⅰ	1・2	2	
		日本中世文学研究（韻文・思想）Ⅱ	1・2	2	
		日本中世文学研究（散文・伝承）Ⅰ	1・2	2	
		日本中世文学研究（散文・伝承）Ⅱ	1・2	2	
		日本近世文学研究Ⅰ	1・2	2	
		日本近世文学研究Ⅱ	1・2	2	
		日本近代文学研究Ⅰ	1・2	2	
		日本近代文学研究Ⅱ	1・2	2	
		日本近現代文学研究Ⅰ	1・2	2	
		日本近現代文学研究Ⅱ	1・2	2	
社会文化研究分野	漢文学研究（文学・思想・史学）Ⅰ	1・2	2		
	漢文学研究（文学・思想・史学）Ⅱ	1・2	2		
	文学思想特別研究Ⅰ	2	2		
	文学思想特別研究Ⅱ	2	2		
社会文化専門科目	歴史文化研究分野	日本古代史研究Ⅰ	1・2	2	
		日本古代史研究Ⅱ	1・2	2	
		日本中世史研究Ⅰ	1・2	2	
		日本中世史研究Ⅱ	1・2	2	
		日本近世史研究Ⅰ	1・2	2	
		日本近世史研究Ⅱ	1・2	2	
		日本近現代史研究Ⅰ	1・2	2	
		日本近現代史研究Ⅱ	1・2	2	
		日本考古学研究Ⅰ	1・2	2	
		日本考古学研究Ⅱ	1・2	2	
		歴史文化特別研究Ⅰ	2	2	
		歴史文化特別研究Ⅱ	2	2	
	地域文化研究分野	日本地域研究Ⅰ	1・2	2	
		日本地域研究Ⅱ	1・2	2	
		日本地域史研究Ⅰ	1・2	2	
		日本地域史研究Ⅱ	1・2	2	
		日本法政治研究Ⅰ	1・2	2	
		日本法政治研究Ⅱ	1・2	2	
		日本社会研究Ⅰ	1・2	2	
		日本社会研究Ⅱ	1・2	2	
共通関連科目	多文化共生論	1・2	2		
	公益通訳と社会資源	1・2	2		
	文化理論研究	1・2	4		
	日本語教育学研究	1・2	2		
研究指導	国際コミュニケーション	1・2	4		
	多言語多文化実務論	1・2	4		
	コミュニティ通訳実習	2	2		
	国際文化特殊研究	1・2	8		
研究指導	海外大学院修得科目	1・2	4		
	国際文化特殊演習	1・2	4		
研究指導	日本文化研究	1・2通	4		
	合計		138	34	

- ・特別研究科目については、日本文化専攻2年次において、各自の指導教員の担当する授業科目に限り受講できる。
- ・本学他研究科および国内他大学の大学院での履修科目に対して単位を認める場合は、原則的に「国際文化特殊研究」として認定する。

別表3(国際文化研究科 国際文化専攻 博士後期課程)

科目 区分	科目群	授業科目の名称	配当年次	単位数	必修
特殊講義科目	言語文化研究	言語文化研究特講I	1・2・3	8	12
		言語文化研究特講II	2・3	8	
	社会文化研究	社会文化研究特講I	1・2・3	8	
		社会文化研究特講II	2・3	8	
	共通関連研究	国際文化特講	1・2・3	4	
	研究指導	国際文化特別研究	1・2・3通	12	
合計				48	24

- ・研究特講IIは国際文化専攻2年次以上において、各自の指導教員の担当する授業科目に限り履修できる。
- ・他大学大学院での履修科目に対して単位を認める場合は、原則的に「国際文化特講」として認定する。

別表4(国際文化研究科 日本文化専攻 博士後期課程)

科目 区分	科目群	授業科目の名称	配当年次	単位数	必修
特殊講義科目	日本語学研究	日本語文法研究特講	1・2・3	4	12
		日本語学研究特講	2・3	4	
	日本文学研究	日本中世文学研究特講	1・2・3	4	
		日本近現代文学研究特講	1・2・3	4	
		日本文学研究特講	2・3	4	
	日本歴史研究	日本古代史研究特講	1・2・3	4	
		日本中世史研究特講	1・2・3	4	
		日本歴史研究特講	2・3	4	
	日本地域研究	日本地域文化研究特講	1・2・3	4	
		日本思想史研究特講	1・2・3	4	
		日本法政治研究特講	1・2・3	4	
		日本地域研究特講	2・3	4	
	共通関連研究	国際文化特講	1・2・3	4	
研究指導		日本文化特別研究	1・2・3通	12	12
合計				64	24

- ・日本語学研究特講、日本文学研究特講、日本歴史研究特講、日本地域研究特講については日本文化専攻2年次以上において、各自の指導教員の担当する授業科目に限り履修できる。
- ・他大学大学院での履修科目に対して単位を認める場合は、原則的に「国際文化特講」として認定する。

別表 5(英語高度専門職業人コース)

科目群	授業科目の名称	単位数	必修
A群 英米言語・文化論	現代英語学研究	4	10
	歴史英語学研究	4	
	英語教育学研究	2	
	イギリス文学・文化研究	4	
	アメリカ文学・文化研究	4	
	英米政治経済研究	4	
	英米歴史社会研究	4	
B群 英語通訳・翻訳論	通訳演習(英・日)	4	12
	翻訳演習(英・日)	4	
	国際コミュニケーション	4	
	英語表現演習	4	
C群 異文化論	国際文化研究基礎	2	4
	多文化共生論	2	
	文化理論研究	4	
D群 論文演習	国際文化研究(研究指導)	4	4
上記を含めた 国際文化専攻のいずれかの科目			4
合計		136	34

備考

- 英語高度専門職業人コースは博士前期課程国際文化専攻の学生に適用する。
- 本コースを修了するためには、本学大学院国際文化研究科博士前期課程修了時に、別表5に従い、34単位以上を修得済みであること。
- 本コースを修了したものは、専修免許(英語)取得に必要な最低修得単位を満たすことができる。

別表6(コミュニティ通訳学コース)

科目群	授業科目の名称	単位数	必修	
基礎科目	国際文化研究基礎	2	2	30
	多文化共生論	2	2	
	公益通訳と社会資源	2	2	
目 通訳学科 コミュニティ	国際コミュニケーション	4	2	
	コミュニティ通訳翻訳演習	4	2	
	コミュニティ通訳研究	4	4	
会 多文化社 論 文化社 科 論 論	多言語多文化実務論	4	4	
	地域社会学特講	4		
	多文化社会論特講	4		
専 日本法政治研究 I・II 門 学校経営論特講 分 公共政策論特講 野 スクールソーシャルワーク特講 他 地域福祉論特講 専 子ども家庭福祉論特講 攻 医療福祉論特講 、 地域看護学特講 他 国際看護学特講 研 究 科 連 携 科 目	日本法政治研究 I・II	4		
	学校経営論特講	4		
	公共政策論特講	4		
	スクールソーシャルワーク特講	4		
	地域福祉論特講	4	4	
	子ども家庭福祉論特講	4		
	医療福祉論特講	4		
	地域看護学特講	2		
	国際看護学特講	2		
関 専 門 分 野 連 関 連 科 目	その他国際文化研究科開講科目		6	
実 務 実 習	コミュニティ通訳実習	2	2	
指 導 研 究	国際文化特殊演習	4		
	国際文化研究	4	4	4
合計			34	

大学院人間発達学研究科

1 教育の理念と目的

現代社会は、尊厳ある個人としての人間の発達に関わるさまざまな課題を生み出しています。それらは、現象的にも発生過程においても複雑に関連し合い、ときに人間の発達の危機をもたらします。それらの課題を解明し、解決のあり方を開発するためには、諸科学の協働が欠かせません。

本研究科は、教育や社会福祉に関わる諸科学を柱に、これらを横断する学際的視野から、諸課題を解明しつつ人間の発達の本質を探究しようとする人間発達学の創造に挑んでいます。

研究科の教育においては、各分野の教員の協働により、最先端の学識を教授するとともに大学院生の具体的な課題意識に即した研究活動を支援します。また、以下の3つを教育目的に掲げ、課題解決のための高度な実践的力量および専門的研究教育能力の形成をめざします。

- (1) 個人の尊厳に立脚した人間の発達に関する高度な価値概念の探究
- (2) 人間と社会生活の諸課題に関する科学的知見と分析手法の習得による研究能力の形成
- (3) 人間の発達と生活を援助する理論と実践に関する識見と高度専門職能の開発

【博士前期課程】

博士前期課程は、教育福祉学部を基盤として、人間の発達の危機に対処する科学を探究しています。将来の研究者をめざしそのための基礎的な研究力量を形成しようとする者、教育・福祉の現場で実践に携わっている者でより高度な実践的力量の形成をめざしている者などに広く開かれています。

教育課程は、大きく基幹科目、関連科目、研究指導に区分されています。これらを履修して必要な単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士前期課程を修了したものとし、修了時に修士（人間発達学）の学位が授与されます。

基幹科目は人間発達原論と人間発達支援論に区分され、それぞれに配置された授業科目を広く受講することで学際的視野を習得するよう編成されています。

関連科目は、研究の出発点となる研究方法論を習得するための科目、大学院生の意見等を参考に学外の教員を招聘することが可能な科目などを配置しています。

研究指導（人間発達学研究）は、通常2年間に渡り、修士論文の提出に向けて、研究指導担当資格を有する主指導教員および副指導教員による丁寧な研究指導を行います。

なお博士前期課程では、必要な単位を修得することにより、幼稚園教諭、小学校教諭、高等学校教諭（公民）の専修免許状の取得が可能です。また、臨床発達心理士の資格取得につながる科目も開設しています。

【博士後期課程】

博士後期課程は、博士前期課程を基盤として、人間の発達の危機や可能性をより深く探究しつつ人間発達学の創造に寄与することをめざしています。将来の研究者をめざしている者、研究者としてさらにその研究能力の向上をめざしている者、教育・福祉の現場での実践を理論的な裏付けに基づくより高度な実践として展開することをめざしている者などに開かれています。

教育課程は、大きく特殊講義科目と研究指導に区分されています。これらを履修して必要な単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとし、修了時に博士（人間発達学）の学位が授与されます。

特殊講義科目は、講義科目担当資格を有する教員により、それぞれの専門領域における最先端の学術的成果をふまえた教育が提供されています。

研究指導（人間発達学特別研究）は、通常3年間に渡り、博士論文の提出に向けて、研究指導担当資格を有する主指導教員および副指導教員による丁寧な研究指導を行います。

なお、通常3年間の所定の期間内に所要単位を修得しながらも博士論文を提出しない場合は「満了」の認定をします。また、満了後3年までの間に博士論文を提出し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとし、課程博士として学位を授与されます。

2 修了要件および履修についての注意事項

【博士前期課程】

博士前期課程では、人間発達原論、人間発達支援論の科目群からそれぞれ4単位以上、それらを含め基幹科目及び関連科目から30単位以上を修得し、「人間発達学研究」4単位を加えた合計34単位以上の修得を修了要件とします。ただし、関連科目の「臨床発達心理実習」の単位は、修了単位には含まれません。基幹科目履修については、主指導教員の指導を受けてください。

【修士論文】

修士論文の研究指導は、主指導教員が担当する「人間発達学研究」を中心に行われます。院生は、年2回開催される研究経過報告会において少なくとも1回は報告し、副指導教員をはじめとする研究科教員の指導を受けることになります。

修士論文は、所定の期日までに提出し、主査（主指導教員）および副査（副指導教員・審査委員）による審査を受け、研究科会議においてその評価が決定されます。なお、学位論文に関することは、人間発達学研究科学位審査規程、学位論文の審査基準（内規）に規定されています。また、提出期限、審査日程など関連事項については、ガイダンスや研究指導を通して指示されます。

【専修免許状】

博士前期課程では、小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状（公民）が取得可能です。専修免許状取得のための科目履修については、この学生便覧の「教育職員養成課程に関する履修規程」の該当箇所を確認してください。なお、専修免許状を取得する場合は、一種免許状を取得していることが条件となります。

【臨床発達心理士資格】

博士前期課程では、臨床発達心理士資格の受験に必要な講義科目を履修できます。

資格受験希望者は、「一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構」のホームページを参照したうえで、関連科目「臨床発達心理実習」の担当者に必ず問い合わせをしてください。

【博士後期課程】

博士後期課程では、特殊講義科目の中から12単位以上、「人間発達学特別研究」を12単位、合計24単位以上を修得し、博士論文の審査および所定の試験に合格することを修了要件とします。特殊講義科目の履修については、主指導教員の指導を受けてください。

【博士論文】

博士論文の研究指導は、主指導教員が担当する「人間発達学特別研究」を中心に行われ、副指導教員が学生の求めに応じて適宜助言を与えます。また、博士前期課程と同様の日程で研究経過報告会が行われ、主指導、副指導以外の教員からの研究指導を受けることができます。

博士論文の提出は、学位審査申請の手続として行われます。申請するために、博士学位審査申請期限の6ヶ月前までに博士論文執筆資格審査を受ける必要があります。その時点で、全国学会誌等において、その研究テーマに関連する論文が2本以上採択されていることが条件になります。また学外審査委員を含む5名の審査委員による審査と最終試験及び公聴会（公開審査会）等を経て、研究科会議における投票により学位授与の可否が決定します。なお、この決定には、構成員の3分の2以上の賛成が必要です。

本研究科においては、博士後期課程の単位修得満期退学（満了）後3年以内に博士の学位を申請した者について、上記の審査経過を経て研究科会議で学位授与が決定した場合は、これを課程博士として扱います。また、満了後3年を越えた者、または博士後期課程を経ていない者が、博士の学位を申請し研究科会議で学位授与が決定した場合は、これを論文博士として扱います。

3 長期履修制度について

この制度は、職業を有している、介護や育児の必要があるなどの事情により、通常の修業年限で修了することが困難な場合、博士前期課程は最長4年、博士後期課程は最長5年にわたり計画的に教育課程を履修して修了することにより、大学院における多様で柔軟な学習機会を提供し、社会人の大学院での学びを支援することを目的としています。制度の利用を希望する場合は、主指導教員および学務課に相談してください。

なお、授業料は博士前期課程2年分、博士後期課程は3年分を分割納入します。

大学院人間発達学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学大学院人間発達学研究科（以下「人間発達学研究科」という。）における教育研究目的、研究指導、授業科目、単位数及び履修方法に関し、必要な事項について定めるものとする。

(教育研究目的)

第2条 人間発達学研究科では、教育学、心理学、教科教育学、保育学、社会福祉学を基盤として、他の学問領域との連携を重視しつつ、生活の全局面で現れる多様な“子どもの発達の危機”、さらにはライフサイクル全体にわたる“人間の発達の危機”に対して、理論的・実践的、及び実践的・臨床的な専門教育・研究を展開する。

2 博士前期課程では、そうした体系的教育・研究のなかで、国や地域社会、学校が共同して解決していかなければならない上記の重要課題に取り組む「高度専門職業人」や地域で活躍できる「高度で知的な素養のある人材」の養成を目指す。

3 博士後期課程では、人間発達学を担う自立的研究力を備えた大学・短大等の研究者、高度な研究力量を備えた専門職業人を養成する。

(授業科目及び単位数)

第3条 授業科目及び単位数等は、別表の定めるところによる。

(修了必須単位)

第4条 博士前期課程の修了に必要な単位は、34 単位以上とし、修士論文の審査及び所定の最終試験に合格しなければならない。

2 博士後期課程の修了に必要な単位は、24 単位以上とし、博士論文の審査及び所定の最終試験に合格しなければならない。

(研究指導)

第5条 学生は、論文指導のための主指導教員及び副指導教員を所定の期日までに決定し、履修についての指導を受けなければならない。

(履修科目及び他研究科等設置科目履修)

第6条 学生は、指導教員の指導を受けて履修する科目を定め、履修登録期間内に所定の様式により学務課へ届け出なければならない。

2 博士前期課程の学生は、指導教員が有益と認めた場合、所定の手続きを経て国際文化研究科及び看護学研究科において開設する授業科目を 10 単位まで履修することができる。

3 博士前期課程の学生は、指導教員が有益と認めた場合、所定の手続きを経て学部において開設する授業科目を年間 8 単位まで履修することができる。

4 博士後期課程の学生は、指導教員が有益と認めた場合、所定の手続きを経て博士前期課程において開設する授業科目を年間 4 単位まで履修することができる。

(履修方法)

第7条 上位の学年に配置されている授業科目については、履修することができない。

2 学生は、第 6 条での規定により履修登録を届け出た授業科目以外の科目の単位を修得することはできない。

3 既に単位を修得した授業科目については、再度履修することはできない。

4 授業科目によっては、受講学生数及び受講資格を定めることができる。

(試験)

第8条 試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した科目については、筆記、口述、論文提出等の方法により行う。ただし、必要がある場合には、随時に試験を行うことができる。

2 授業出席時間数が当該授業実施時間数の 3 分の 2 に満たない学生には、受験資格を与えない。

(追試験)

第9条 病気その他やむをえない事由により追試験を希望する学生は、試験期間終了後 1 週間以内に追試験受験願を学務課に提出しなければならない。

(再試験)

第10条 試験に不合格となった授業科目の再試験は行わない。

(試験における不正行為)

第11条 試験において不正な行為があった学生については、当該学期（通年の授業科目については、当該学年）の全受講科目の履修を無効とする。

(成績評価)

第12条 成績の評価は、試験等で行い、その評価は S（100 点満点で 90 点以上）・A（80 点以上 90 点未満）・B（70 点以上 80 点未満）・C（60 点以上 70 点未満）・D（60 点未満）の 5 段階で表す。S・A・B・C を合格として単位を認定し、D は不合格で単位は認定しない。

2 前項の成績評価に対して、Grade Point（以下「GP」という。）を設定し、履修登録した授業科目の GP の平均値 Grade

Point Average（以下「GPA」という。）を算出する。

(1) GP は、S を 4 点、A を 3 点、B を 2 点、C を 1 点、D を 0 点とする。

(2) GPA は、GP と単位数の積の総和を単位数の総和で除し、少数第 4 位を四捨五入し、少数第 3 位までを表示する。

(3) GPA 算入対象科目は、所属する専攻の履修規程別表にある授業科目とする。

(再履修)

第 13 条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を認めない。

(論文の提出及び審査等)

第 14 条 論文の提出は、学位審査規程の定めるところによる。

2 論文審査及び最終試験は、愛知県立大学学位規程の定めるところによる。

(9 月修了)

第 15 条 前期末（9 月 30 日）に課程の修了要件を充足し、前期末に修了の認定を希望する者は、所定の期日までに学務課へ「9 月修了願」を提出しなければならない。

(規程の改正)

第 16 条 この規程を改正しようとするときは、人間発達学研究科会議において構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し、必要な事項は、人間発達学研究科会議が定める。

附則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

～途中略～

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程別表 1 の規程は、平成 29 年度の入学生から適用し、平成 29 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

3 第 8 条及び第 12 条については、前項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に在学する者にも適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程別表 1 及び別表 2 の規程は、平成 30 年度の入学生から適用し、平成 30 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、平成 31 年度の入学生から適用し、平成 31 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

3 第 14 条については、前項の規程にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に在学する者にも適用する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、令和 2 年度の入学生から適用し、令和 2 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、令和 3 年度の入学生から適用し、令和 3 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の履修規程は、令和 4 年度の入学生から適用し、令和 4 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表1(人間発達学研究科 博士前期課程)

科目 区分	授業科目	設置年次 及び単位			必修 単位
		I	II	計	
基幹科目	人間発達原論	4	4	4	30
	学校経営論特講	4	4	4	
	社会教育学特講	4	4	4	
	教育史学特講	4	4	4	
	教育方法学特講	4	4	4	
	幼児教育学特講	4	4	4	
	発達心理学特講	4	4	4	
	臨床心理学特講	4	4	4	
	教育心理学特講	4	4	4	
	学校心理学特講	4	4	4	
	健康発達科学特講	4	4	4	
	健康運動学特講	4	4	4	
	地域社会学特講	4	4	4	
	多文化社会論特講	4	4	4	
	公共政策論特講	4	4	4	
	ソーシャルワーク論特講	4	4	4	
	精神医療史特講	4	4	4	
	人間発達支援論	4	4	4	
	特別支援教育特講	4	4	4	
	社会科教育論特講	4	4	4	
	理科教育論特講	4	4	4	
	音楽科教育論特講	4	4	4	
	美術科教育論特講	4	4	4	
	体育科教育論特講	4	4	4	
	発達援助学特講	4	4	4	
	地域福祉論特講	4	4	4	
	子ども家庭福祉論特講	4	4	4	
	医療福祉論特講	4	4	4	
	精神保健福祉論特講	4	4	4	
	スクールソーシャルワーク特講	4	4	4	
関連科目	人間発達学方法論	2	2	2	
	人間発達学研究法	2	2	2	
	発達福祉学特講	2	2	2	
	臨床発達心理実習	4	4	4	
研究指導	人間発達学研究	4	4	4	4
計			126	34	

※基幹科目及び関連科目(臨床発達心理実習を除く)については人間発達原論・人間発達支援論の科目群からそれぞれ4単位ずつの履修を含んで30単位以上を修得し、それに人間発達学研究4単位を加えた34単位以上を修得することを修了要件とする。

別表2(人間発達学研究科 博士後期課程)

科目 区分	授業科目	設置年次 及び単位				必修 単位
		I	II	III	計	
特殊講義科目	教育史学研究特講	4			4	12
	カリキュラム研究特講	4			4	
	発達心理学研究特講	4			4	
	教育心理学研究特講	4			4	
	学校心理臨床研究特講	4			4	
	健康発達科学研究特講	4			4	
	地域社会学研究特講	4			4	
	ソーシャルワーク研究特講	4			4	
	精神医療史研究特講	4			4	
	音楽教育研究特講	4			4	
	教科カリキュラム開発研究特講	4			4	
	保育援助学研究特講	4			4	
	保健福祉学研究特講	4			4	
研究指導	人間発達学特別研究		12		12	12
計					64	24

※特殊講義科目の中から12単位以上、人間発達学特別研究を12単位、合計24単位以上を修得し、博士論文の審査および所定の試験に合格することを修了要件とする。

大学院看護学研究科博士前期課程

愛知県立大学大学院看護学研究科では、近年の看護を取り巻く環境の変化を踏まえ、「広い視野に立って専門分野の学識を深め、科学的な思考力、高度な研究能力を養い、社会において指導的な役割を果たすことができる優れた看護学研究者、看護学教育者を育成するとともに、高度な専門性、実践能力を有し、社会に貢献する看護専門職を育成すること」を設置の理念としています。

【教育研究体制】

博士前期課程には、専門分野として、看護基礎科学、総合看護学、臨床看護学、広域看護学、ウィメンズヘルス・助産学をおき、各専門分野は1～3の研究分野によって構成されます。各研究分野は研究コースを開設し、看護管理学研究分野には認定看護管理者コースを、成人慢性期看護学、小児看護学、老年看護学及び精神看護学研究分野には専門看護師コースを、ウィメンズヘルス・助産学研究分野と地域・国際看護学分野には高度実践コースを設けています。

【教育研究課程の特色】

(1) 研究コース

各研究分野の研究コースの院生は、指導教員が所属する研究分野に所属し、共通科目、各分野の専門科目と関連分野の科目を履修することによって、専門性に加え幅広い視野を醸成できることを目指しています。さらに、各分野における研究を深めるために特別研究を履修することにより、修士論文を作成できるよう配置しています。

(2) 専門看護師コース

専門看護師コースは、専門看護師受験資格として必要な実習を含めたそれぞれの専門科目の履修を行い、総合研究を履修することにより特定の課題の研究を行うことができます。

(3) 認定看護管理者コース

認定看護管理者コースは、実習を含む認定看護管理者として必要とされる科目の履修を行い、総合研究を履修することにより特定の課題の研究を行うことができます。

(4) 高度実践コース

高度実践コースではウィメンズヘルス・助産学専門分野及び地域・国際看護学研究分野において、必要とされる科目の履修を行い、総合研究を履修することにより特定の課題の研究を行うことができます。ウィメンズヘルス・助産学専門分野高度実践コースでは、指定の科目を履修することによって、助産師国家試験受験資格を得ることができます。また、地域・国際看護学高度実践コースでは、指定の科目を履修することに

よって保健師国家試験受験資格を得ることが出来ます。

【教育課程の考え方】

本研究科博士前期課程の教育課程は、共通科目、専門科目から構成され、論文作成のための科目として研究コースには特別研究を、他の3コースには総合研究を配置しています。

【養成する人材】

博士前期課程における専門看護師コース・認定看護管理者コースを選択した修了生は、日本看護協会の資格認定制度が規定する実務研修又は実務経験を得た上で資格審査を受けることによって、専門看護師（がん看護、老人看護、家族看護、精神看護）あるいは認定看護管理者として活動し、看護の質向上に寄与することが期待されます。

また高度実践コースでは女性の健康にかかわる、助産師ならびに地域の多様な健康問題に取り組み人々の生活の質向上に寄与する保健師としての活躍が期待され、研究コースを選択した学生は博士後期課程に進み、研究を継続し発展させることを期待します。

【長期履修制度】

長期履修制度とは、働きながらあるいは育児や介護をしながら大学院で学びたいけれども通常修業年限(2年)で修了することが困難な場合に、最長4年にわたり計画的に教育課程を修了する、社会人の学びを支援する制度です。授業料は3年または4年で履修する場合では、2年分を分割して納めることになります。

大学院看護学研究科博士後期課程

愛知県立大学看護学研究科では「広い視野に立って専門分野の学識を深め、科学的な思考力、高度な研究能力を養い、社会において指導的な役割を果たすことができる優れた看護学研究者、看護学教育者を育成するとともに、高度な専門性、実践能力を有し社会に貢献する看護専門職を育成すること」を理念として博士後期課程を設置し、博士前期課程における研究を発展させて、研究成果を発信すると共に、看護学研究者・教育者を育成し、研究成果が医療において活用されるように、高度な専門知識と実践能力、企画管理能力を備えた人材を育成することを目的としています。

【教育研究体制】

博士後期課程には看護学分野を設置し、臨床ケアシステム、家族ケアシステム、周産期ケアシステム、高齢者ケアシステム、コミュニティケアシステム、看護技術教育及び看護管理学を中心に、看護ケア基礎科学と共同して看護実践の質向上に貢献する優れた看護学基礎研究・応用研究を実施できる構造としました。

【教育研究課程の特色】

博士後期課程には「看護学分野」1分野を設置しました。博士前期課程の5専門分野が博士後期課程の「看護学分野」につながる構造とし、博士前期課程から継続する各研究分野が、1つの看護学分野として研究分野の枠を取り払うことにより、学際的かつ相補的に連携・協同し研究レベルの高度化を図ることを主軸におきながら、研究指導を行うことができる構造としました。この狙いは専門科目によって研究分野に細分されるのではなく、ひとつの看護学分野として協同して研究指導できる柔軟な体制を「ケアシステム」というキーワードをもとに構築することです。

【教育研究課程の考え方】

共通科目ではシステム理論、行動理論又は看護ケア基礎科学のうち、研究テーマに関連した科目を選択します。専門科目では「臨床ケアシステム特論」、「家族ケアシステム特論」、「周産期ケアシステム特論」、「高齢者ケアシステム特論」、「コミュニティケアシステム特論」、「看護技術教育学特論」及び「看護管理学特論」の7科目のうち、主とする科目と副とする科目を履修します。主とする科目は主指導教員が行う特論を選択し、副とする科目は研究テーマを発展させる特論を選択して履修します。次に、看護学演習は専門科目に応じて7種類の演習が企画されています。これを2単位修得します。入学後、特別研究担当教員の中から主研究指導教員と副研究指導教員を決定するため、特別研究については主指導教員の授業に参加します。

【養成する人材】

看護実践の質向上に貢献する優れた看護学基礎研究・応用研究の研究成果を発信することのできる看護学研究者及び看護学教育者を養成します。さらに、それらの研究成果が医療の場において活用されるように、高度な専門知識と実践能力、企画管理能力を備えた人材を養成し、入院期間の短縮、在宅医療への移行、介護予防、がん対策、母子支援の必要性、外国人労働者の増加に伴う保健医療場面の問題の多様化の中で、ケアシステムを構築し国民の期待と負託に応えられる人材の育成を目指します。

【長期履修制度】

長期履修制度とは、働きながらあるいは育児や介護をしながら大学院で学びたいけれども通常修業年限(3年)で修了することが困難な場合に、最長5年にわたり計画的に教育課程を修了する、社会人の学びを支援する制度です。授業料は4年または5年で履修する場合では、3年分を分割して納めることになります。

大学院看護学研究科の履修について

1 研究科の目的

近年の看護を取り巻く環境の変化を踏まえ、看護学研究科では「広い視野に立って専門分野の学識を深め、科学的な思考力、高度な研究能力を養い、社会において指導的な役割を果たすことができる優れた看護学研究者、看護学教育者を育成するとともに、高度な専門性、実践能力を有し社会に貢献する看護専門職を育成すること」を目的とし、看護学専攻（博士前期・後期課程）を設置した。大学院看護学研究科では、「看護学の知の拠点」を目指しその研究成果を発信し、研究成果を看護実践の場に還元できる高度看護専門職者を育成することによって地域社会に貢献する。また、人間の尊厳を基盤とする「成熟した共生社会の実現」を見据えて、保健・医療分野での協働と連携を推進する。

2 博士前期課程

1) 教育課程

博士前期課程では優れた看護研究者、看護教育者を育成するとともに、高度な専門知識と実践力を備え看護実践の指導的役割を担うことができる人材を育成する。そのため、看護基礎科学、総合看護学、臨床看護学、広域看護学、ウィメンズヘルス・助産学の5専門分野を配置した。

各専門分野は1～3の研究分野によって構成される。各研究分野には研究コースを開設し、さらに、看護管理学研究分野には認定看護管理者コースを、成人慢性期看護学、小児看護学、老年看護学及び精神看護学研究分野には専門看護師コースを、ウィメンズヘルス・助産学研究分野ならびに地域・国際看護学研究分野には高度実践コースを設けた。

(1) 研究コース

各研究分野の研究コースには、各分野に必要な特論2科目（各2単位）、演習・実習・実験（6単位）を配置した。さらに、各分野における研究を深めるために特別研究（8単位）を配置し、修士論文の提出と最終試験合格を修了要件とする。

(2) 専門看護師コース

4研究分野（成人慢性期看護学・小児看護学・老年看護学・精神看護学）に、研究コースに加えて専門看護師コースを設置した。

成人慢性期看護学では「がん看護専門看護師」、小児看護学では「家族看護専門看護師」、老年看護学では「老人看護専門看護師」、精神看護学では「精神看護専門看護師」を育成するカリキュラム（日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準）に基づく科目を配置し、10単位の实習によって高度専門職としての実践を行うもの

とした。

総合研究（4単位）を履修し特定の課題の研究論文の提出と最終試験合格を修了要件とする。

(3) 認定看護管理者コース

1研究分野（看護管理学）に、認定看護管理者コースを設置した。認定看護管理者制度は日本看護協会の制度であり、看護系大学院において看護管理学を専攻し修士号を取得後に実務経験を3年以上有する者、または師長以上の職位で管理経験が3年以上ある者で看護管理を専攻し修士号を取得した者は、認定看護管理者試験を受験することができる。そのため、認定看護管理者として必要とされる科目の充実を図ると共に、6単位の实習によって実践を行うものとした。総合研究（4単位）を履修し特定の課題の研究論文の提出と最終試験合格を修了要件とする。

(4) ウィメンズヘルス・助産学高度実践コース

ウィメンズヘルス・助産学研究分野には、研究コースに加えて、高度実践コースを配置した。高度実践コースにおいては、6単位の实習を行い、総合研究（4単位）を履修し特定の課題の研究論文の提出と最終試験合格を修了要件とする。また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則による指定の科目を履修することによって、助産師国家試験受験資格を得ることができる。

(5) 地域・国際看護学高度実践コース

地域・国際看護学研究分野には、研究コースに加えて、高度実践コースを配置した。高度実践コースにおいては、8単位の实習を行い、総合研究（4単位）を履修し特定の課題の研究論文の提出と最終試験合格を修了要件とする。また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則による指定の科目を履修することによって、保健師国家試験受験資格を得ることができる。

看護学研究科博士前期課程

専門分野	看護基礎科学	総合看護学	臨床看護学	広域看護学	ウィメンズヘルス・助産学
研究分野	基礎生体科学 基礎健康科学	基礎看護学 看護教育学 看護管理学1)	成人慢性期看護学2) 成人急性期看護学 小児看護学3)	地域・国際看護学4) 老年看護学5) 精神看護学6)	ウィメンズヘルス・助産学7)
専 門 科 目					
共 通 科 目					

注) 研究分野に設置した認定看護管理者コース、専門看護師コース及び高度実践コースの教育課程

- 1) 認定看護管理者
- 2) がん看護専門看護師
- 3) 家族看護専門看護師
- 4) 指定の科目の修得により保健師国家試験受験資格を取得
- 5) 老人看護専門看護師
- 6) 精神看護専門看護師
- 7) 指定の科目の修得により助産師国家試験受験資格を取得

2) 履修方法

共通科目から8単位以上、専門科目から24単位（他の研究分野6単位）以上の合計32単位の修了要件を満たすとともに、指導教員と十分相談のうえ、各コースの学修を深めるために必要な科目を選択する。

授業は守山キャンパス、サテライトキャンパス等において行われるため、授業日程にも十分留意して科目登録を行うこと。

研究コースを除く、資格取得にかかわる必要単位は履修モデルを参考にすること。

3) 修了要件

研究コースにあつては、専門科目は研究指導を受ける研究分野から18単位以上（演習・実習・実験6単位、特別研究8単位を含む）、他の研究分野の専門科目（演習・実習・実験及び特別研究若しくは実習及び総合研究を除く）から6単位以上、共通科目から8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

専門看護師コースにあつては、専門科目は研究指導を受ける研究分野から18単位以上（実習10単位以上及び総合研究4単位を含む）、認定看護管理者コース・高度実践コースにあつては、専門科目は研究指導を受ける研究分野から18単位以上（実習6単位及び総合研究4単位を含む）、他の研究分野の専門科目（演習・実習・実験、特別研究、実習及び総合研究を除く）から6単位以上、共通科目から8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての課題論文を提出し最終試験に合格することを修了の要件とする。

4) 助産師国家試験受験資格

ウィメンズヘルス・助産学専門分野は厚生労働大臣の認可を受けた助産師学校として指定を受けている。そのためのカリキュラムを看護学研究科履修規程において明示した（P131）。さらに、指定規則との対比表をP133に示した。

5) 保健師国家試験受験資格

地域・国際看護学分野は厚生労働大臣の認可を受けた保健師学校として指定を受けている。そのためのカリキュラムを看護学研究科履修規程において明示した（P132）。さらに、指定規則との対比表をP135に示した。

6) 日本看護協会による資格

①専門看護師（がん看護、家族看護、老人看護、精神看護）

日本看護協会の専門看護師制度において、①看護系大学院修士課程修了者で、日本看護系大学協議会が定める看

護専門分野の専門看護師カリキュラム総計38単位を取得していること、②実務研修が通算5年以上あり、うち3年以上は専門看護分野での実務研修であることの要件を満たすことにより、日本看護協会が実施する専門看護師認定審査を受けることができる。

②認定看護管理者

日本看護協会の認定看護管理者制度として、看護系大学院において看護管理学を専攻し修士号を得ているもので、臨床における看護管理経験が3年以上のものは、認定審査を受けることができる。本看護学研究科では認定看護管理者コースとして科目を充実させた。従って、師長経験を3年以上有する修了生は、修了年に認定看護管理者試験を受験することも可能である。

3 博士後期課程

1) 教育課程

大学院看護学研究科博士後期課程では、看護実践の質向上に貢献する優れた看護学基礎研究・応用研究の研究成果を発信できる看護学研究者及び看護学教育者を育成する。さらにそれらの研究成果が医療の場において活用されるために、高度な専門知識と実践能力、企画管理能力を備えた人材を育成する。そのために、1つの分野として「看護学分野」を設置した。そして、博士前期課程の5専門分野が博士後期課程の「看護学分野」につながる構造として、臨床ケアシステム、家族ケアシステム、周産期ケアシステム、高齢者ケアシステム、コミュニティケアシステム、看護技術教育学、看護管理学を中心に、看護ケア基礎科学と共同して看護実践の質向上に貢献する優れた看護学基礎研究・応用研究を行う構造とした。博士前期課程から継続する各研究分野の枠を取り払うことにより、学際的かつ相補的に連携・協同し研究レベルの高度化を図ることを主軸におきながら、研究指導を行う。この狙いは専門科目によって研究分野に細分されるのではなく、ひとつの看護学分野として協同して研究指導できる柔軟な体制を「ケアシステム」というキーワードをもとに構築することである。

ケアシステムとは、「看護ケアを提供するための一連の体系」であり、看護介入プログラムによって構成される。言い換えれば、看護上の問題を解決するという目的指向性によって個々の看護技術が組み立てられて看護介入プログラムが構築され、このプログラムが体系づけられてケアシステムとして機能する。看護介入のエビデンスの実証によって、標準化された看護介入プログラムを開発していくことが、看護介入学として看護学の体系化にも寄与すると考える。

「臨床ケアシステム」とは、臨床における看護上の問題を解決するために提供されるケアの体系であり、「家族ケアシステム」とは、小児を中心とした家族の問題を解決す

るために提供されるケアの体系である。同様に、「周産期ケアシステム」は周産期の問題を解決するために女性を対象として提供されるケアの体系であり、「高齢者ケアシステム」は高齢者の問題を解決するために提供されるケアの体系である。また、「コミュニティケアシステム」とは、コミュニティにおける看護上の問題を解決するために、個人あるいは集団を対象とし提供されるケアの体系である。

これらのケアシステムあるいは介入プログラムの研究開発のために、看護ケア基礎科学における分子生物学、病理学、臨床医学、並びに疫学と学際的かつ相補的に協同して研究指導することによって、専門領域に基盤を確保しつつ、生化学的指標や形態学的指標などを用いることによって、新たな視点の発見と研究の発展が期待できる。

さらに、「看護技術教育学」では、看護介入プログラムを構成する看護技術の開発、看護技術の熟練形成のプログラム、看護教員の技術指導の力量形成プログラムなど有効な看護技術教育プログラムの開発を目指し、基礎研究及び応用研究を実施する。「看護管理学」では、ケアシステムを機能させるために制度を活用し、医療をマネジメントする視点を重視し、ヒューマン・マネジメントとして看護師のキャリア開発、目標管理など、さらに看護政策研究、医療・看護の質評価、安全評価、医療経済・経営などの基礎研究及び応用研究を実施する。

の4単位を履修する。主とする科目は主指導教員が行う特論を選択し、副とする科目は研究テーマを発展させる特論を選択して履修する。次に、看護学演習は専門科目に応じて7種類の演習が60時間（30回）ずつ企画される。主とする科目の演習を履修する。特別研究については主指導教員の授業に参加する。

3) 修了要件

本看護学研究科博士後期課程に3年以上在学し、共通科目2単位、専門科目4単位、演習科目2単位及び特別研究6単位の合計14単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

看護学研究科博士後期課程

看護学分野		
専門科目	演習科目	特別研究
臨床ケアシステム特論 家族ケアシステム特論 周産期ケアシステム特論 高齢者ケアシステム特論 コミュニティケアシステム特論 看護技術教育学特論 看護管理学特論	看護学演習	博士後期課程特別研究Ⅰ 博士後期課程特別研究Ⅱ 博士後期課程特別研究Ⅲ
共通科目：システム理論 行動理論 看護ケア基礎科学		

2) 履修方法

共通科目のシステム理論、行動理論又は看護ケア基礎科学のうち、研究テーマに関連した科目を2単位選択する。専門科目には「臨床ケアシステム特論」、「家族ケアシステム特論」、「高齢者ケアシステム特論」、「コミュニティケアシステム特論」、「周産期ケアシステム特論」、「看護技術教育学特論」及び「看護管理学特論」の7科目が配置され、主とする科目（2単位）、副とする科目（2単位）

大学院看護学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 愛知県立大学大学院学則（以下「学則」という。）第24条及び第28条に定めるもののほか、愛知県立大学大学院看護学研究科における教育研究目的、研究指導、授業科目、単位数及び履修方法、並びに保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）に係る事項については、この規程の定めるところによる。

(専門分野)

第2条 博士前期課程に看護基礎科学、総合看護学、臨床看護学、広域看護学及びウィメンズヘルス・助産学の専門分野を置く。

2 博士後期課程に看護学分野を置く。

(指定規則に係る事項)

第3条 ウィメンズヘルス・助産学専門分野は、助産師学校として文部科学大臣の指定を受け、その入学定員は7名とする。

2 ウィメンズヘルス・助産学専門分野の職員は、学則第7条に基づき看護学研究科の職員をもって充て、助産師資格を有する教授、准教授及び講師から3名以上を専任教員として充てる。

3 ウィメンズヘルス・助産学専門分野への入学資格は、学則第15条各号のいずれかに該当する者であって、かつ保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者とする。

第4条 地域・国際看護学研究分野における公衆衛生看護高度実践コースは、保健師学校として文部科学大臣の指定を受け、その入学定員は4名とする。

2 地域・国際看護学研究分野の職員は、学則第7条に基づき看護学研究科の職員をもって充て、保健師資格を有する教授、准教授及び講師から3名以上を専任教員として充てる。

3 地域・国際看護学研究分野への入学資格は、学則第15条各号のいずれかに該当する者であって、かつ保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者とする。

(教育研究目的)

第5条 博士前期課程では、看護学分野における精深な学識と研究能力を養い、研究者、教育者及び高度専門職業人を養成する。

2 博士後期課程では、博士前期課程での教育研究を基礎に、看護実践の質向上に貢献する優れた看護学基礎研究及び応用研究を行うことのできる看護学研究者並びに教育者を育成する。

(研究指導)

第6条 看護学研究科は、研究指導を行うために、学生ごとに主指導教員及び副指導教員を定める。

(博士前期課程の授業科目及び単位数)

第7条 看護基礎科学、総合看護学、臨床看護学及び広域看護学専門分野に研究分野を置き、人材育成の目的に応じて研究コース、専門看護師コース及び認定看護管理者コース

を開設し、その授業科目は別表1のとおりとする。

2 ウィメンズヘルス・助産学専門分野に研究分野を置き、人材育成の目的に応じて研究コース及び高度実践コースを開設し、その授業科目は別表2のとおりとする。なお、助産師国家試験受験資格を得ようとする者は、博士前期課程修了要件に加えて、別表2で指定の科目を修得しなければならない。

3 地域・国際看護学研究分野に公衆衛生看護高度実践コースを開設し、その授業科目は別表3のとおりとする。なお、保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、博士前期課程修了要件に加えて、別表3指定の科目を修得しなければならない。

4 単位の計算は、演習・実習・実験、特別研究及び総合研究は30時間をもって、その他の授業科目は15時間をもって1単位とする。ただし、実習は45時間をもって1単位とする。（博士後期課程の授業科目及び単位）

第8条 博士後期課程の授業科目は別表4のとおりとする。

2 単位の計算は、演習及び特別研究は30時間をもって、その他の授業科目は15時間をもって1単位とする。

(修了必須単位)

第9条 博士前期課程においては、次の第1号から第3号の32単位以上を修得しなければならない。

(1) 共通科目から8単位以上

(2) 専門科目は、研究指導を受ける研究分野から18単位以上

(3) 他の研究分野の専門科目（演習・実習・実験、特別研究若しくは実習及び総合研究を除く。）から6単位以上

2 研究コースにおいては第1項を踏まえ、研究指導を受ける研究分野の18単位には演習・実習・実験6単位及び特別研究8単位を含まなければならない。

3 専門看護師コースにおいては第1項を踏まえ、指定の科目から、共通Aは選択8単位、共通Bは6単位、研究指導を受ける研究分野から24単位以上、他の研究分野から6単位以上を修得しなければならない。ただし、研究指導を受ける研究分野の24単位には実習10単位以上、総合研究4単位を含まなければならない。

4 認定看護管理者コースにおいては第1項を踏まえ、指定の科目から、研究指導を受ける研究分野から18単位以上を修得しなければならない。ただし実習6単位及び総合研究4単位を含まなければならない。

5 ウィメンズヘルス・助産学専門分野高度実践コースにおいては第1項を踏まえ、共通科目8単位以上、研究指導を受ける研究分野から、指定の科目48単位、他の研究分野から指定の科目6単位以上を修得しなければならない。ただし、研究指導を受ける研究分野の48単位には実習19単位、総合研究4単位を含まなければならない。

6 地域・国際看護学専門分野公衆衛生看護高度実践コースにおいては第1項を踏まえ、指定の科目から共通科目は選択2単位以上、必修10単位を合わせた12単位以上、研究指導を受ける研究分野から36単位以上、他の研究分野から14単位以上を修得しなければならない。ただし、研究指導を

受ける研究分野の36単位には実習8単位、総合研究4単位を含まなければならない。

- 7 博士後期課程においては、共通科目から2単位以上、専門科目から主とする科目2単位、副とする科目2単位、演習科目から看護学演習2単位、特別研究から博士後期課程特別研究6単位の計14単位を修得しなければならない。

(履修方法)

第10条 学生は、主指導教員の指導の下に履修科目を決め、履修登録期間内に所定の様式により学務課へ届け出なければならない。

- 2 上位の学年に配置されている授業科目については、履修することができない。
- 3 博士前期課程の学生は、主指導教員が有益と認めた場合、研究科会議の議を経て学部において開設する授業科目を年間2単位まで履修することができる。ただし、修了要件の単位数には含まないものとする。
- 4 学生は、履修届が承認された授業科目以外の科目は履修することができない。
- 5 既に単位を修得した授業科目については、再度履修することはできない。

(試験)

第11条 試験は、その授業科目の終了後に、筆記、口述、論文提出等の方法により行う。ただし、必要がある場合には、当該授業科目の開講期間内に随時に試験を行うことができる。

- 2 出席時間数が当該授業実施時間数の3分の2に満たない学生には、受験資格を与えない。
- 3 前項にかかわらず、実習については授業実施時間数の5分の4に満たない学生には受験資格を与えない。
- 4 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者については、研究科会議において、その事情が正当と認められた場合に限り、適宜の方法によって成績を評価する。

(博士前期課程修了要件)

第12条 博士前期課程においては、修了必須単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査又は特定の課題についての研究成果としての論文(課題論文)の審査及び最終試験に合格することを修了の要件とする。

(博士後期課程修了要件)

第13条 博士後期課程においては、修了必須単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを修了の要件とする。

(成績評価)

第14条 成績の評価は、試験等で行い、その評価はS(100点満点で90点以上)・A(80点以上90点未満)・B(70点以上80点未満)・C(60点以上70点未満)・D(60点未満)の5段階で表す。S・A・B・Cを合格として単位を認定し、Dは不合格として単位は認定しない。

- 2 前項の成績評価に対して、Grade Point(以下「GP」という。)を設定し、履修登録した授業科目のGPの平均値Grade Point Average(以下「GPA」という。)を算出する。

(1) GPは、Sを4点、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とする。

(2) GPAは、GPと単位数の積の総和を単位数の総和で除し、

小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

- (3) GPA算入対象科目は、所属する専攻の履修規程別表にある授業科目とする。

- 3 単位修得の認定は、その授業科目の担当教員が行う。

- 4 成績評価に疑問がある場合は、所定の期日までに所定の様式により学務課へ成績評価に関する問い合わせをすることができる。

(論文の提出及び審査等)

第15条 論文の提出及び審査については、別に定めるところによる。

(9月修了)

第16条 前期末に課程の修了要件を充足し、前期末に修了の認定を希望する者は、所定の期日までに「9月修了願」(様式1)を学務課へ提出しなければならない。

- 2 前項により9月に課程を修了しようとする学生は、指定された期日までに博士論文、修士論文又は課題論文を提出しなければならない。

(他の研究科又は他の大学院の授業科目の履修等)

第17条 学生は、主指導教員が必要と認めたときは、研究科会議の議を経て、他の研究科又は他の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規程により修得した単位は、15単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第18条 学生は、主指導教員が必要と認めたときは、研究科会議の議を経て、他の大学院及び研究所等において必要な研究指導を受けることができる。

- 2 前項の規程により研究指導を受けることができる期間は、修業年限の2分の1を超えない範囲とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第19条 他の大学に置かれる大学院(外国の大学に置かれる大学院を含む。以下この項において同じ。)の課程を修了し、若しくは中途退学した者又は本学大学院若しくは他の大学に置かれる大学院において科目等履修生であった者が新たに大学院の第1年次に入学した場合におけるその者の既に修得した授業科目の単位については、教育上有益と認めるときは、大学院において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規程による単位の認定は、合計15単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(他大学院等における履修授業科目の単位認定)

第20条 第17条並びに第19条の規程による単位の修得の認定は、合計20単位を超えない範囲とする。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、研究科会議が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の履修規程は、平成31年度入学生から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の履修規程は、令和2年度入学生から適用し、令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正後の履修規程は、令和3年度入学生から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の履修規程は、令和4年度入学生から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表1

科目区分		コース	授業科目	単位数	配当年次
区分	専門分野	研究分野			
共通科目			看護理論	2	1・2
			看護倫理	2	1・2
			看護管理論	2	1・2
			コンサルテーション論	2	1・2
			医療ポルトガル語	2	1・2
			看護学研究方法概論	2	1・2
			看護学質的研究法	2	1・2
			多変量解析論	2	1・2
			調査研究法	2	1・2
			臨床薬理学	2	1・2
			フィジカル・アセスメント	2	1・2
			病態生理学	2	1・2
			感染看護論	2	1・2
			腫瘍病態学	2	1・2
			ヒト分子遺伝学	2	1・2
			基礎生体科学演習・実習・実験	6	1
			基礎生体科学特別研究	8	1～2
			運動生理学	2	1・2
			家族社会学	2	1・2
			疫学	2	1・2
専門科目	看護基礎科学	基礎生体科学	ヘルスプロモーション論	2	1・2
			看護人間工学	2	1・2
			基礎健康科学演習・実習・実験	6	1
			基礎健康科学特別研究	8	1～2
		基礎健康科学	基礎看護学特論	2	1・2
			看護援助・技術論	2	1・2
			基礎看護学演習・実習・実験	6	1
			基礎看護学特別研究	8	1～2
		看護教育学	看護教育学特論	2	1・2
			教育学特論	2	1・2
			専門職教育論	2	1・2
			看護教育学演習・実習・実験	6	1
			看護教育学特別研究	8	1～2
	総合看護学	基礎看護学	看護政策論	2	1・2
			看護経済・経営論	2	1・2
			看護管理学演習・実習・実験	6	1
			看護管理学特別研究	8	1～2
		看護教育学	人的資源活用論	2	1・2
			看護組織ダイナミクス論	2	1・2
			人的資源管理実習	2	1
			医療の質・安全管理実習	2	2
			財務管理実習	2	2
			看護管理学総合研究	4	1～2
		看護管理学	成人慢性期看護学特論	2	1・2
			成人内科系疾病論	2	1・2
			成人慢性期看護学演習・実習・実験	6	1
			成人慢性期看護学特別研究	8	1～2
	臨床看護学	成人慢性期看護学	がん看護理論	2	1・2
			がん看護援助論	2	1・2
			緩和ケア特論	2	1・2
			緩和ケア方法論	2	1・2
			がん薬物療法看護論	2	1・2
			がん看護学導入実習	2	1
			がん看護学展開実習	2	2
			がん診断・治療学実習	2	2
			がん緩和ケア・地域連携実習	2	2
			がん看護学統合実習	2	2
			がん看護学総合研究	4	1～2
		成人急性期看護学	成人急性期看護学特論	2	1・2
			術後侵襲論	2	1・2
			がんリハビリテーション看護論	2	1・2
			成人急性期看護学演習・実習・実験	6	1
			成人急性期看護学特別研究	8	1～2

科目区分		コース	授業科目	単位数	配当年次
区分	専門分野				
専門科目	臨床看護学	小児看護学	小児看護学特論	2	1・2
			養育期家族アセスメント・援助論	2	1・2
			小児看護学演習・実習・実験	6	1
			小児看護学特別研究	8	1～2
		専門看護師(家族看護)	家族看護学特論	2	1・2
			家族と健康	2	1・2
			家族療法	2	1・2
			家族看護援助論	2	1・2
			家族看護学実践実習	4	1
			家族看護学機能別実習	4	2
			家族看護学総合実習	2	2
			家族看護学総合研究	4	1～2
		研究	地域看護学特論	2	1・2
			国際看護学特論	2	1・2
			在宅ケア論	2	1・2
			老年保健福祉政策論	2	1・2
			精神保健医療システム論	2	1・2
			地域・国際看護学演習・実習・実験	6	1
			地域・国際看護学特別研究	8	1～2
	老年看護学	研究	老年看護学特論	2	1・2
			老年医学特論	2	1・2
			老年看護学演習・実習・実験	6	1
			老年看護学特別研究	8	1～2
		専門看護師(老年看護)	高齢者生活評価論	2	1・2
			老年看護家族関係論	2	1・2
			在宅老年看護援助論	2	1・2
			認知症高齢者援助論	2	1・2
			老年看護学高度実践実習	4	1
			在宅老年看護学実習	2	2
			老年看護学統合実習	4	2
			老年看護学総合研究	4	1～2
	精神看護学	研究	精神看護学特論	2	1・2
			カウンセリング論	2	1・2
			精神看護学演習・実習・実験	6	1
			精神看護学特別研究	8	1～2
		専門看護師(精神看護)	臨床精神看護学特論	2	1・2
			精神健康評価論	2	1・2
			精神看護援助論	2	1・2
			臨床精神医学	2	1・2
			精神薬理学	2	1・2
			認知行動療法	2	1・2
			ストレスマネジメント論	2	1・2
			認知行動療法演習	2	1・2
			急性期精神看護論	2	1・2
			慢性期精神看護論	2	1・2
			リエゾン・精神看護論	2	1・2
			精神看護学治療技術実習	2	1・2
			精神看護学導入実習	2	2
			精神看護学直接ケア実習	4	2
			急性期精神看護学実習	2	2
			慢性期精神看護学実習	2	2
			リエゾン・精神看護学実習	2	2
			精神看護学統合実習	1	2
			精神看護学総合研究	4	1～2

履修方法

- 32単位以上(共通科目から8単位、専門科目から24単位を含む。)を修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。
- 専門科目は、基礎生体科学、基礎健康科学、基礎看護学、看護教育学、看護管理学、成人慢性期看護学、成人急性期看護学、小児看護学、地域・国際看護学、老年看護学又は精神看護学の研究分野のうち研究指導を受ける研究分野の授業科目から18単位以上、他の研究分野の授業科目から6単位以上修得しなければならない。

別表2

科目区分		コース	授業科目	単位数	配当年次
区分	専門分野				
専門科目	共通科目	研究	看護理論	2	1・2
			看護倫理	2	1・2
			看護管理論	2	1・2
			コンサルテーション論	2	1・2
			医療ポルトガル語	2	1・2
			看護学研究方法概論	2	1・2
			看護学質的研究法	2	1・2
			多変量解析論	2	1・2
			調査研究法	2	1・2
			臨床薬理学	2	1・2
			フィジカル・アセスメント	2	1・2
			病態生理学	2	1・2
		関連科目	家族社会学	2	1・2
			看護教育学特論	2	1・2
			看護政策論	2	1・2
			人的資源活用論	2	1・2
			小児看護発達論	2	1・2
	専門科目	研究	ウィメンズヘルス特論	2	1・2
			周産期ケア特論	2	1・2
			ウィメンズヘルス演習・実習・実験	6	1
			ウィメンズヘルス特別研究	8	1～2
		高度実践	ウィメンズヘルス教育論	2	1・2
			ウィメンズヘルスマネジメント論	2	1・2
			周産期ケア実習	2	1
			ウィメンズヘルス高度実践実習	2	2
			ウィメンズヘルスマネジメント実習	2	2
		(助産選択科目)	ウィメンズヘルス総合研究	4	1～2
			ライフサイクル助産論	2	1・2
			周産期医学特論	2	2
			乳幼児支援特論	2	1
			妊娠期助産論	2	1
			分娩期助産論	2	1
			分娩期助産論演習	2	1
			母子保健管理特論	2	1
			ハイリスク助産管理論	1	2
			産褥期助産論	2	1
			助産学実習	5	1
			助産学総合実習	4	1
			継続事例実習	2	1・2
			ハイリスク助産管理実習	2	2

履修方法

- 32単位以上(共通科目から8単位、専門科目から24単位を含む。)を修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。
- 専門科目は、ウィメンズヘルス・助産学の研究分野の授業科目から18単位以上(演習・実習・実験6単位及び特別研究8単位又は実習6単位及び総合研究4単位を含む。)、関連科目の授業科目から6単位を修得しなければならない。
- 助産師国家試験受験資格を得ようとする者は、所定の科目 62 単位を修得しなければならない。

別表3

科目区分			コース	授業科目	単位数	配当年次
区分	専門分野	研究分野				
共通科目				看護理論	2	1・2
				看護倫理	2	1・2
				看護管理論	2	1・2
				コンサルテーション論	2	1・2
				医療ポルトガル語	2	1・2
				看護学研究方法概論	2	1・2
				看護学質的研究法	2	1・2
				多変量解析論	2	1・2
				調査研究法	2	1・2
				臨床薬理学	2	1・2
				フィジカル・アセスメント	2	1・2
				病態生理学	2	1・2
専門科目	関連科目			感染看護論	2	1・2
				家族社会学	2	1・2
				疫学	2	1・2
				ヘルスプロモーション論	2	1・2
				家族看護学特論	2	1・2
				家族と健康	2	1・2
				カウンセリング論	2	1・2
	研究			地域看護学特論	2	1・2
				国際看護学特論	2	1・2
				在宅ケア論	2	1・2
				老年保健福祉政策論	2	1・2
				精神保健医療システム論	2	1・2
				地域・国際看護学演習・実習・実験	6	1
				地域・国際看護学特別研究	8	1～2
	地域・国際看護学 公衆衛生看護高度実践			公衆衛生看護学特論	2	1
				対象別保健指導論	2	1
				特定集団支援論	2	1
				保健指導技術演習	2	1
				コミュニティ・アセスメント演習	2	1
				公衆衛生看護管理論	2	2
				保健医療福祉行政論	2	1
				公共保健政策論	2	1・2
				応用疫学	2	1・2
				公衆衛生看護学実習	3	1
				継続事例支援実習	1	1
				特定集団支援実習	1	2
				公衆衛生看護管理実習	3	2
				公衆衛生看護学総合研究	4	1～2

履修方法

- 32単位以上（共通科目から8単位、専門科目から24単位を含む。）を修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。
- 専門科目は、地域・国際看護学の研究分野の授業科目から18単位以上（演習・実習・実験6単位及び特別研究8単位又は実習6単位及び総合研究4単位を含む。）、関連科目の授業科目から6単位を修得しなければならない。
- 保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、所定の科目 62 単位を修得しなければならない。

別表4

専門分野		授業科目	単位数	配当年次
看護学分野	共通科目	システム理論	2	1・2
		行動理論	2	1・2
		看護ケア基礎科学	2	1・2
	専門科目	臨床ケアシステム特論	2	1・2
		家族ケアシステム特論	2	1・2
		周産期ケアシステム特論	2	1・2
		高齢者ケアシステム特論	2	1・2
		コミュニティケアシステム特論	2	1・2
		看護技術教育学特論	2	1・2
		看護管理学特論	2	1・2
		看護学演習	2	1・2
	特別研究	博士後期課程特別研究	6	1～3

履修方法

14単位以上（共通科目から2単位、専門科目から主とする科目2単位、副とする科目2単位、演習科目から看護学演習2単位、特別研究から博士後期課程特別研究6単位を含む。）を修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。

助産選択科目と保健師助産師看護師学校養成所指定規則との対比表

指定規則の教育内容							別表2(助産師課程)							
							基礎 助産学	助産 診断・技術学	地域 母子保健	助産 管理	臨地実習 助産学実習	計		
教育課程							6	10	2	2	11	31		
区 分	授 業 科 目	配 当 年 次	単 位 数		1単位 当りの 時間数	履修方法 及び 卒業要件								
			必修	選択										
共通科目	看護理論	1・2 前		2	15	選択8単位								
	看護倫理	1・2 前		2	15									
	看護管理論	1・2 前		2	15									
	コンサルテーション論	1・2 後		2	15									
	医療ポルトガル語	1・2 前		2	15									
	看護学研究方法概論	1・2 前		2	15									
	看護学質的研究法	1・2 前		2	15									
	多変量解析論	1・2 前		2	15									
	調査研究法	1・2 後		2	15									
	臨床薬理学	1・2 前		2	15									
	フィジカル・アセスメント	1・2 前		2	15									
	病態生理学	1・2 前		2	15									
小計						8						8		
専門科目	関連科目	家族社会学	1・2 後		2	15	選択6単位							
		国際看護学特論	1・2 前		2	15								
		ストレスマネジメント論	1・2 前		2	15								
		ヘルスプロモーション論	1・2 前		2	15								
		カウンセリング論	1・2 前		2	15								
	小計						6						6	
	ウイメンズヘルス・助産学	ウイメンズヘルス特論	1 前	2		15	必修48単位							
		周産期ケア特論	2 前	2		15								
		ウイメンズヘルス総合研究	1～2 通年	4		30								
		ライフサイクル助産論	1 前	2		15		②						
		妊娠期助産論	1 前	2		15			②					
		分娩期助産論	1 前	2		15			②					
		分娩期助産論演習	1 前	2		15			②					
		ウイメンズヘルス教育論	1 後	2		15		②			②			
		産褥期助産論	1 後	2		15			②					
		母子保健管理特論	1 後	2		15					②			
		乳幼児支援特論	1 後	2		15		②	②					
		ウイメンズヘルスマネジメント論	2 前	2		15						②		
		周産期医学特論	2 前	2		15		②	②					
		ハイリスク助産管理論	2 前	1		15						①		
		周産期ケア実習	1 前	2		45							②	
		助産学実習	1 後	5		45							⑤	
		助産学総合実習	1 後	4		45							④	
		継続事例実習	1後・2前	2		45					②		②	
		ハイリスク助産管理実習	2 前	2		45					②	②	②	
		ウイメンズヘルス高度実践実習	2 前	2		45			②				②	
		ウイメンズヘルスマネジメント実習	2 前	2		45					②		②	
小計						48	40					48		
卒業要件単位数						62	40					62		
指定規則に対する増単位数							9							

公衆衛生看護学高度実践コース科目と保健師助産師看護師学校養成所指定規則との対比表

指定規則の教育内容							別表1（保健師課程）										計		
							公衆衛生看護学				疫学	保健統計学	保健医療福祉論	公衆衛生看護学実習					
							公衆衛生看護学概論	個人・家族・集団・組織の支援	公衆衛生看護活動展開論	公衆衛生看護管理論				個人・家族・集団・組織の支援実習	公衆衛生看護活動展開論実習	公衆衛生看護管理論実習			
区 分	授業科目	配当 年次	単位数		1単位 当りの 時間 数	履修方法 及び 卒業要件	16				2	2	3	5			28		
			必修	選択															
共通科目	看護理論	1・2		2	15	必修10単位 + 選択2単位 （「臨床薬理学」と「病態生理学」どちらかを 選択）													
	看護倫理	1・2		2	15														
	看護管理論	1・2		2	15														
	コンサルテーション論	1・2		2	15														
	医療ポルトガル語	1・2		2	15														
	看護学研究方法概論	1・2	2		15					●									
	看護学質的研究法	1・2	2		15					●									
	多変量解析論	1・2	2		15							●							
	調査研究法	1・2	2		15							●							
	臨床薬理学	1・2		2	15			●											
フィジカル・アセスメント	1・2	2		15		●													
病態生理学	1・2		2	15		●													
小計						12	12										46		
専門科目	看護基礎科学	感染看護論	1・2	2	15	必修50単位		●											
	家族社会学	1・2	2	15			●												
	疫学	1・2	2	15						●									
	ヘルスプロモーション論	1・2	2	15				●											
	臨床看護学	家族看護学特論	1・2	2	15				●										
		家族と健康	1・2	2	15				●										
	広域看護学	カウンセリング論	1・2	2	15				●										
		国際看護学特論	1・2	2	15				●										
		在宅ケア論	1・2	2	15				●										
		老年保健福祉政策論	1・2	2	15									●					
		公衆衛生看護学特論	1	2	15			●											
		対象別保健指導論	1	2	15				●										
		特定集団支援論	1	2	15				●										
		保健指導技術演習	1	2	15				●										
		コミュニティ・アセスメント演習	1	2	15					●									
		公衆衛生看護管理論	2	2	15						●								
		保健医療福祉行政論	1	2	15									●					
		公共保健政策論	1・2	2	15									●					
		応用疫学	1・2	2	15							●							
		公衆衛生看護学実習	1	3	45											●		●	
		継続事例支援実習	1	1	45											●			
		特定集団支援実習	1	1	45											●			
		公衆衛生看護管理実習	2	3	45														●
		公衆衛生看護学総合研究	1～2	4	30														
小計						50	46										58		
卒業要件単位数						62	36				4	4	6	8					
指定規則に対する増単位数							20				2	2	3	3			30		

大学院情報科学研究科博士前期課程

愛知県立大学大学院情報科学研究科博士前期課程は、本学の情報科学部における「情報システムコース」、「メディア・ロボティクスコース」、「シミュレーション科学コース」の3コースを基礎とした研究科で、「情報システム専攻」、「メディア情報専攻」、「システム科学専攻」の3つの専攻で構成されており、情報科学に関する学術研究の推進・発展に寄与し、地域社会が必要とする情報科学に関する高度な専門知識と問題解決能力を身に付けた高度専門職業人（高度情報システム技術者）を養成することを設置の理念としています。

【教育研究課程の構成】

情報科学研究科博士前期課程では、学部における情報科学に関する基礎科目（情報科目、数理科目）、基幹科目、展開科目、関連科目及び卒業研究を基礎に、より専門的な知識と技能を修得することを目的としています。博士前期課程の各専攻の教育課程は、専門科目、関連科目、演習科目、特別研究から構成されています。

専門科目は、共通科目と専攻科目からなり、共通科目では情報科学の基礎となる講義及び共同研究プロジェクトが、専攻科目では専攻の専門性を高めるための講義が開講されています。

関連科目では、実用的かつ最先端の産業技術を学ぶための講義が開講されています。

演習科目は、研究室単位で文献の輪講等を行うもので、博士前期課程における研究を支える科目です、専攻で開講される演習を必修科目として履修してください。

特別研究では、研究テーマを設定し、テーマに関する文献の調査や手法に関する演習を行うことにより、計画的に研究を進める方法を学びます。

【教育研究課程の特色】

情報科学研究科博士前期課程における教育研究編成の特色は次のとおりです。

- (1) 情報科学研究科には、「情報システム専攻」、「メディア情報専攻」及び「システム科学専攻」の3専攻が設置され、教育研究課程は専攻を単位として編成されています。
- (2) 所属する専攻以外で開講されている専攻科目についても、一定単位まで修了に必要な単位へ加算でき、学習意欲に沿って柔軟に学習できるようになっています。
- (3) 高度専門職業人を養成する視点から、非常勤講師（企業・民間研究所等に勤務する実務経験者）による特論が組み入れられています。

【専攻の学習目標】

情報科学研究科の各専攻における教育課程の概要は次のとおりです。

(1) 情報システム専攻

情報システム専攻では、①ネットワークで接続された大規模かつ並列的に動作する情報システムを解析・設計するための技術、②複雑なシステムの振舞いを記述するための数理に関する知識、③情報システムを管理・制御するための最適化技術、④通信システムを構築するための構成技術、⑤情報通信ネットワークシステムの性能評価技術、⑥安全な通信を行うためのネットワークセキュリティの技術等を修得します。

(2) メディア情報専攻

メディア情報専攻では、①データを効率的に蓄積・転送するための情報圧縮技術、②視覚的データを加工・利用するための画像処理技術、③音声・音響データを加工・利用するための信号処理技術、④テキストデータを加工・利用するための自然言語処理技術、⑤知的システムをモデル化・解析するための数理解析技術、⑥e-learning等のデジタルメディアの応用システムを構築するためのシステム構成技術等を修得します。

(3) システム科学専攻

システム科学専攻では、①複雑な事象を取り扱うための非線形システムモデルの構築技術、②生体、脳・神経系の未来型情報処理技術、③医学等における実用的なシステム構築のための要素技術、④物理的事象を取り扱うために必要となる各種センシング技術、⑤物理的事象の観測データから有用な情報を取り出すためのモデリングや解析手法等を修得します。

【養成する人材】

情報科学研究科の各専攻設置の理念に基づく人材像は次のとおりです。

(1) 情報システム専攻

情報システム専攻では、情報の数理、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェア、情報ネットワーク等、この分野の先端的専門知識と技術に習熟し、実用的な情報システムの構築と新しい情報通信技術を開発できる高度情報システム技術者を目指します。

また、近年、指摘され続けている高度なソフトウェア技術者の不足に対応するため、単なる専門的なスキルを有するだけではなく、社会情勢の変化等に見先性をもって柔軟に対処し、企業等において先導的役割を担えるポテンシャルを備えた先導的ITスペシャリストを目指します。

(2) メディア情報専攻

メディア情報専攻では、知能情報処理、言語情報処理、音声・視覚情報処理等に関する知識と、情報メディアの生成、処理、蓄積、利用等、この分野の先端的専門知識と技術に習熟し、デジタルメディアの生成、処理、蓄積、利用等の技術を有する高度情報システム技術者を目指します。

(3) システム科学専攻

システム科学専攻では、地球環境システム、社会システム、生体システム等の大規模かつ複雑なシステムの数理モデル化に習熟し、計算機シミュレーションによる解析と制御に関する技術を有する高度情報システム技術者を目指します。

大学院情報科学研究科博士後期課程

愛知県立大学大学院情報科学研究科情報科学専攻博士後期課程は、情報科学のそれぞれの分野における先端のかつ専門的知識・技術に習熟し、情報システム技術を自立して発想・開発することのできる高度な専門的職業人（先端の高度情報システム技術者）及び研究者の養成を目的としています。本専攻には、情報システム、メディア情報、システム科学の分野があり、それぞれが活発に高度な大学院教育を行っています。人材育成目標としては、地域産業の振興を図るため地域に根ざした若手技術者・研究者の育成を集中的に行い、最先端の情報技術を自在に駆使し、産業界や地方自治体を含む地域社会の情報技術、医用、環境などに関する諸課題の解決に向けて実践的に研究開発することができる先端の高度情報システム技術者・研究者を養成することです。

【教育研究課程の構成】

本研究科博士後期課程は、「情報システム」、「メディア情報」及び「システム科学」の3分野で構成され、これらの分野を単位とした教育課程から編成されています。

【養成する人材】

教育研究を通して、地域産業や地方公共団体を含む地域社会の情報技術、医用、環境等に関わる諸問題の解決に貢献できる先端の高度情報システム技術者を目指します。

【教育研究課程の特色】

学生は、指導教員が担当している専門科目を履修します。また、実社会で直接役立つ、実用的かつ最先端の産業技術を学ぶための講義が開講されています。

「共同研究プロジェクトⅠ」、「同Ⅱ」では、企業と大学の共同研究に学生が参加し、企業における生産活動の現場を直接学ぶ機会が得られるよう計画されています。

【教育課程の考え方】

本研究科博士後期課程における教育課程は、各分野で行う専門科目に加え、関連科目、共通科目及び特別研究から構成されています。

- (1) 専門科目では、先端のかつ専門的知識・技術について学びます。
- (2) 関連科目では、研究成果として生み出された先端のかつ高度な情報技術を特許化し、それらを事業として具体化する上での法的知識と実践的手段などについて学びます。
- (3) 共通科目では、実践的研究を推進するために産学公連携に基づく共同研究プロジェクトに参加し、指導教員と共同研究者から研究指導を受けます。
- (4) 情報科学後期特別研究では、研究テーマを設定し、テーマに関する文献の調査や手法に関する演習を行うことにより、計画的に研究を進める方法を学びます。

大学院情報科学研究科の履修について

博士前期課程

1 教育課程編成の考え方

本研究科の教育課程の編成は、専門科目、関連科目、演習科目、特別研究の4つからなります。

- (1) 専門科目は、専任教員が各自の専門分野を中心とした講義を行います。
- (2) 関連科目は、高度専門職業人にふさわしいより充実した情報技術教育を行うために、企業・民間研究所からの非常勤講師が産業的視点や最先端の情報科学技術の講義を行います。
- (3) 演習科目は、セミナー形式で修士論文の完成を円滑に行うために、研究室単位で文献の輪講等を行います。
- (4) 特別研究は、研究テーマを与え、テーマに関する文献の調査や手法に関する演習を行い、計画的に研究を進められるようにします。

2 履修方法

- (1) 修士論文の指導のための指導教員から履修についての指導を受けてください。
- (2) 履修登録期間内に、登録してください。
- (3) その他連絡事項等は掲示により行いますので、注意してください。

3 授業科目と修了必修単位

- (1) 本研究科の大学院生は、入学時に「情報システム専攻」、「メディア情報専攻」、「システム科学専攻」のいずれかの専攻に所属します。
- (2) 授業科目の履修については、下記の単位を修得し、修士論文審査及び最終試験に合格したものは、博士前期課程を修了したものとします。

なお、専門科目のうち専攻科目は、所属する専攻以外で開設されている専攻科目を4単位まで、また関連科目は、所属する専攻以外で開設されている関連科目を2単位まで修了に必要な単位に算入できます。

科 目 区 分		必 修 単 位	
		情報システム専攻 メディア情報専攻 システム科学専攻	
専門科目	共通科目	4 単位	16 単位
	専攻科目	8 単位	
関 連 科 目		4 単位	
演 習 科 目		6 単位	
特 別 研 究		8 単位	
合 計		34 単位	
上記の単位を修得し、研究指導を受けた上で、修士論文審査及び最終試験に合格しなければなりません。			

- (3) 履修に際しては、大学院生が計画的に履修できるように、教員と相談しながら、授業履修計画・研究計画を立てます。履修計画は、専門科目、関連科目、演習科目を有機的に結合し、修了後の進路をも考慮して、最終的には修士論文に結実するように、プログラム化することが必要です。

4 研究指導

- (1) 研究テーマの設定から修士論文の作成に至るまで、個別に研究指導を受け、高度な専門知識と問題解決能力を身につけます。
- (2) 入学時に、研究指導を受ける教員を決めます。

5 専修免許状取得の要件

すでに一種免許状（情報）を取得した人又は一種免許状（情報）取得の要件を満たした人については、教育職員養成課程に関する履修規程別表第6(7, 8, 9)の専門科目を24単位以上修得することにより、専修免許状（情報）を取得することができます。

博士後期課程

1 教育課程編成の考え方

本研究科の教育課程の編成は、専門科目、関連科目、共同研究プロジェクトとして行う共通科目、特別研究の4つからなります。

- (1) 専門科目は、専任教員が各自の専門分野を中心とした講義を行います。
- (2) 関連科目は、先端的高度情報システム技術者及び研究者にふさわしいより充実した情報技術教育研究を行うために、企業・民間研究所等からの非常勤講師が研究成果を知的財産化もしくは事業として具現化するための講義を行います。
- (3) 共通科目は、地域社会との連携を推進することを目的とし、より実践的な研究指導に基づく専門教育研究を行います。
- (4) 情報科学後期特別研究は、研究テーマを与え、テーマに関する文献の調査や手法に関する演習を行い、計画的に研究を進められるようにします。

2 履修方法

- (1) 博士論文の指導のための指導教員から履修についての指導を受けてください。
- (2) 履修登録期間内に登録してください。特に、共通科目の履修については主指導教員と相談して提出してください。
- (3) その他連絡事項等は掲示により行いますので、注意してください。

3 授業科目と修了必修単位

- (1) 授業科目の履修にあたって、指導教員が担当する専門科目を含め専門科目2単位以上、関連科目及び共通科目から2単位以上、特別研究8単位の計12単位以上履修しなければなりません。

科目区分	必修単位
専門科目	2 単位
関連科目及び 共通科目	2 単位
特別研究	8 単位
合 計	12 単位
上記の単位を修得し、研究指導を受けた上で、博士論文審査及び最終試験に合格しなければなりません。	

- (2) 履修に際しては、大学院生が計画的に履修できるように、教員と相談しながら、授業履修計画・研究計画を立てます。履修計画は、専門分野科目、関連科目、共通科目を有機的に結合し、修了後の進路をも考慮して、最終的には博士論文に結実するように、プログラム化することが必要です。

4 研究指導

- (1) 研究テーマの設定から博士論文の作成に至るまで、個別に研究指導を受けます。
- (2) 入学時に、研究指導を受ける教員を決めます。

大学院情報科学研究科履修規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、愛知県立大学大学院情報科学研究科（以下「情報科学研究科」という。）における授業科目、単位数、履修方法等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(教育研究目的)

第2条 博士前期課程では、情報科学に関する先端的な専門知識及び技術を習得し、新たな情報技術の開発や先端的な情報システムの構築と運用を行うことのできる高度情報システム技術者を養成する。

情報システム専攻では、情報システムの先端の専門知識と技術を用いた実用的な情報システムの構築や新しい情報通信技術の開発ができる実践的な問題解決能力を備えた高度情報技術者の養成を行う。

メディア情報専攻では、知能・言語・音声・視覚情報処理、情報メディアの生成・処理・蓄積・利用等の先端の専門知識と技術に習熟し、実践的な問題解決能力を備えた高度情報技術者の養成を行う。

システム科学専攻では、大規模複雑なシステムの数理モデル化とシミュレーションによる解析・制御に関する技術を有し、複雑な実システムに関する新しい理論と方法を開発できる高度情報技術者の養成を行う。

2 博士後期課程では、博士前期課程で培われた知識と技能を基礎に、新たな情報技術の創造や実践的研究を行うことのできる先端の高度情報システム技術者及び研究者を養成する。

第2章 授業科目及び単位

(授業科目及び単位数等)

第3条 授業科目及び単位数等は、別表の定めるところによる。

(修了必修単位)

第4条 博士前期課程では、共通科目4単位及び専攻科目8単位以上を含む16単位、関連科目4単位、演習科目6単位、特別研究8単位の34単位以上を修得し、更に研究指導を受けた上で修士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格しなければならない。

2 博士後期課程では、主として専攻する専門科目2単位、関連科目及び共通科目から2単位、特別研究8単位を含む12単位を修得し、更に研究指導を受けた上で博士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格しなければならない。

(単位の計算)

第5条 単位の計算は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技は、30時間の授業をもって1単位とする。

第3章 履修上の留意点

(他研究科開講科目等の履修)

第6条 他研究科において開設されている専門科目の履修を希望する者は、教授者とその学生が所属する研究科の承認を得て、当該科目を履修することができる。

2 他研究科の専門科目の修得単位は、修了必修単位に算入することはできない。

(履修方法)

第7条 上位の学年に配置されている授業科目については、履修することができない。ただし、研究科会議が特に履修を認めた場合は、この限りではない。

2 学生は、指導教員が教育上有益と認めた場合、研究科会議の承認を得た上で、修業年限の2分の1を越えない範囲で他大学又は他研究機関で研究指導を受けることができる。

3 学生は、第9条及び第10条の規定により聴講を届け出た授業科目以外の科目の単位を修得することはできない。

4 既に単位を修得した授業科目については、再度履修することはできない。

5 博士前期課程の学生は、研究科会議が有益と認めた場合、所定の手続きを経て、所属研究科の他専攻で修得した単位を修了に必要な単位に加えることができる。

6 博士前期課程の学生は、指導教員が有益と認めた場合、所定の手続きを経て、学部を設置科目を年間8単位まで履修することができる。

7 授業科目によっては、受講学生数及び受講資格を定める。

第4章 履修の届出

(履修登録)

第8条 学生は、指定された履修登録期限内に当該年度に履修しようとする授業科目を、登録しなければならない。

(履修登録の変更等)

第9条 授業科目の変更、追加及び取消を希望する学生は、指定された履修登録確認・修正期間内に登録しなければならない。

第5章 試験及び成績評価

(試験)

第10条 試験は、学期又は学年の終わりに行う。ただし、

必要がある場合には、随時に試験を行うことができる。

- 2 前項の試験のほか、論文又はレポートなどをもって試験に代えることができる。
- 3 出席時間数が当該授業実施時間数の3分の2に満たない学生には、受験資格を与えない。

(追試験)

第11条 病気その他やむを得ない事由により追試験を希望する学生は、試験期間終了後1週間以内に追試験受験願を学務課に提出しなければならない。

- 2 前項の事由が正当であると認められる場合は、追試験を受けることができる。

(再試験)

第12条 試験に不合格となった授業科目の再試験は行わない。

(試験における不正行為に対する処置)

第13条 試験において不正な行為があった学生については、当該授業科目の履修を無効とし、原則として当該学期(通年の授業科目については、当該学年)の全部の受講科目の履修を無効とする。

(成績評価)

第14条 成績の評価は、第10条の試験等で行い、その評価はS(100点満点で90点以上)・A(80点以上90点未満)・B(70点以上80点未満)・C(60点以上70点未満)・D(60点未満)の5段階で表す。S・A・B・Cを合格として単位を認定し、Dは不合格として単位は認定しない。

- 2 前項の成績評価に対して、Grade Point(以下「GP」という。)を設定し、履修登録した授業科目のGPの平均値Grade Point Average(以下「GPA」という。)を算出する。

- (1) GPは、Sを4点、Aを3点、Bを2点、Cを1点、Dを0点とする。
- (2) GPAは、GPと単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。
- (3) GPA算入対象科目は、所属する専攻の履修規程別表にある授業科目とする。

(成績に関する問い合わせ)

第14条の2 前条における成績評価に疑問がある場合は、所定の期日までに所定の様式により学務課へ成績評価に関する問い合わせをすることができる。

(再履修)

第15条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を認めない。

(論文の提出及び審査等)

第16条 論文の提出及び審査については、別に定めるところによる。

(9月修了)

第17条 前期末(9月30日)に課程の修了要件を充足し、前期末までに修了の認定を希望する者は、所定の期日までに学務課へ「9月修了願」を提出しなければならない。

(早期修了)

第18条 次の各号に規定する条件を全て満たす学生に対して、大学院学則第32条及び第33条に規定する早期修了を認めることができる。

- (1) 特に優れた業績を挙げたと研究科会議が認めること
- (2) GPAが3.500以上あること
- (3) 修了に必要な単位数を修得していること
- (4) 学生が早期修了を希望していること

- 2 前項に該当し、早期修了をしようとする学生は、指定された期日までに所定の様式により学務課へ届け出なければならない。

第6章 教育職員免許状及び資格等の取得

(免許状等の取得)

第19条 本研究科に在学することによって教育職員免許及び資格等を取得しようとする者は、この規程に定めるもののほか、それぞれの資格に関する履修規程により履修しなければならない。

第7章 雑則

(規程の改正)

第20条 この規程を改正しようとするときは、研究科会議において構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(施行細則)

第21条 この規程に定めるもののほか、授業科目、単位数及び履修方法に関して必要な事項は、研究科会議の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月19日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、平成24年度の入学生から適用し、平成24年3月31日に在学するものについては、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の履修規程は、平成29年度の入学生から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

3 第10条及び第14条については前項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に在学する者にも適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の履修規程は、平成31年度の入学生から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の所属する年次の在学者の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 情報科学研究科(博士前期課程)

1 情報システム専攻

科目区分		授業科目	単位	必修単位	
専門科目	共通科目	離散数学特論	2	4	16
		システム設計・評価特論	2		
		分散協調アルゴリズム特論	2		
		知的通信システム特論	2		
		計算機アーキテクチャ特論	2		
		ソフトウェア工学特論	2		
		共同研究プロジェクト	2		
	専攻科目	コンカレントシステム特論	2	8	
		ソフトウェアアーキテクチャ	2		
		正当性検証と妥当性確認	2		
		確率統計解析特論	2		
		通信システム構成特論	2		
		ネットワークシステム特論	2		
		ネットワークセキュリティ特論	2		
		ソフトウェア工学実践	2		
		機械学習特論	2		
関連科目	情報システム特論	2	4		
	メディア情報特論	2			
	システム科学特論	2			
	情報科学特論	2			
	知的情報メディア特論	2			
	モデルベース制御特論	2			
	状況理解特論	2			
	組込みソフトウェア特論	2			
演習科目	情報科学演習Ⅰ	2	6		
	情報科学演習Ⅱ	2			
	情報科学演習Ⅲ	2			
特別研究	情報科学特別研究	8	8		
計(28科目)			62	34	

履修方法

それぞれの授業科目に対応する必修単位を必ず修得し、更に研究指導を受けた上で修士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格しなければならない。総計で

34単位以上修得しなければならない。

2 メディア情報専攻

科目区分		授業科目	単位	必修単位	
専門科目	共通科目	離散数学特論	2	4	16
		システム設計・評価特論	2		
		分散協調アルゴリズム特論	2		
		知的通信システム特論	2		
		計算機アーキテクチャ特論	2		
		ソフトウェア工学特論	2		
		共同研究プロジェクト	2		
	専攻科目	生体センシング特論	2	8	
		視覚情報特論	2		
		音響情報特論	2		
		認知情報特論	2		
		離散事象システム特論	2		
		情報教育システム特論	2		
		関連科目	情報システム特論		
メディア情報特論	2				
システム科学特論	2				
情報科学特論	2				
高信頼情報システム特論	2				
地域情報システム特論	2				
知的情報メディア特論	2				
状況理解特論	2				
演習科目	情報科学演習Ⅰ	2	6		
	情報科学演習Ⅱ	2			
	情報科学演習Ⅲ	2			
特別研究	情報科学特別研究	8	8		
計(25科目)			56	34	

履修方法

それぞれの授業科目に対応する必修単位を必ず修得し、更に研究指導を受けた上で修士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格しなければならない。総計で34単位以上修得しなければならない。

3 システム科学専攻

科目区分		授業科目	単位	必修単位
専門科目	共通科目	離散数学特論	2	16
		システム設計・評価特論	2	
		分散協調アルゴリズム特論	2	
		知的通信システム特論	2	
		計算機アーキテクチャ特論	2	
		ソフトウェア工学特論	2	
		共同研究プロジェクト	2	
	専攻科目	複雑系シミュレーション特論	2	
		神経情報特論	2	
		医用情報特論	2	
		応用数値解析特論	2	
		組込みシステム特論	2	
		地域環境解析特論	2	
		生体機能特論	2	
関連科目		情報システム特論	2	4
		メディア情報特論	2	
		システム科学特論	2	
		情報科学特論	2	
		高信頼情報システム特論	2	
		地域情報システム特論	2	
		モデルベース制御特論	2	
		組込みソフトウェア特論	2	
演習科目		情報科学演習Ⅰ	2	6
		情報科学演習Ⅱ	2	
		情報科学演習Ⅲ	2	
特別研究		情報科学特別研究	8	8
計(26科目)			58	34

履修方法

それぞれの授業科目に対応する必修単位を必ず修得し、更に研究指導を受けた上で修士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格しなければならない。総計で34単位以上修得しなければならない。

別表2 情報科学研究科(博士後期課程)

情報科学専攻

科目区分		授業科目	単位	必修単位	
専門科目	情報システム	システム研究	2	2	4
		ネットワーク研究	2		
	メディア情報	信号処理研究	2		
		記号処理研究	2		
	システム科学	シミュレーション研究	2		
		センシング研究	2		
関連科目		情報システム研究	2	2	
		メディア情報研究	2		
		システム科学研究	2		
		情報科学研究	2		
共通科目		共同研究プロジェクトⅠ	2		
		共同研究プロジェクトⅡ	2		
特別研究		情報科学後期特別研究	8	8	
計(13科目)			32	12	

履修方法

専門科目2単位以上、関連科目及び共通科目2単位以上、特別研究8単位の計12単位以上を修得し、更に研究指導を受けた上で博士論文を提出し、その審査と最終学力試験に合格しなければならない。

他大学等における学修について

本学では、学生の学修選択の幅を広げる観点から、県立芸術大学及び愛知学長懇話会加盟大学との単位互換制度や、技能審査検定試験等の合格等による単位認定制度を実施しています。概要は下記のとおりです。単位互換・認定制度は無料ですので、大いに活用してください。

1 単位互換制度

(1) 県立芸術大学との単位互換制度

ア 概要

県立2大学の学部学生が特別聴講学生として、学部授業を履修できる制度です。

イ 対象学生

学部学生

ウ 履修できる授業科目

県立芸術大学が特別聴講学生向けに開講する授業科目

エ 出願期間

前期募集：4月上旬

後期募集：9月中旬～10月上旬

オ 選考方法

原則として、出願書類の提出により、県立芸術大学で受講の可否が決定されます。

カ 単位の認定

学則の範囲内（既修得単位等の認定を含めて60単位以内）で卒業単位として算入されます。

キ その他

出願書類は学務課で配布します。

(2) 愛知学長懇話会加盟大学との単位互換制度

ア 概要

愛知学長懇話会の包括協定により、懇話会加盟大学が開講する授業を履修できる制度です。

イ 対象学生

学部学生及び大学院生

ウ 履修科目

懇話会加盟大学が特別聴講学生向けに開講する授業科目

エ 出願期間

前期募集：4月上旬

後期募集：9月上旬

オ 選考方法

原則として、出願書類の提出により、科目を開

講する大学で受講の可否が決定されます。

カ 単位の認定

学則の範囲内（既修得単位の認定等を含め60単位以内）で卒業単位に算入されます。

キ その他

出願書類は学務課で配布します。

2 技能審査・検定試験等の合格等による単位認定制度

(1) 概要

本制度は、学生の主体的学習意欲及びその学習成果を積極的に評価するため、技能審査・検定試験等の学修について、本学の授業科目として単位認定する制度です。

(2) 対象学生

本学の学部学生

(3) 対象となる外国語の種類等

別表一覧のとおりです。

(4) 履修とみなす授業科目

別表のとおり、「教養教育科目」の外国語科目を履修したものと認定されます。

(5) 認定の申請時期等

認定を希望する学生は、認定申請書に、技能審査・検定試験等の合格証書等（写し）を添え、学期ごとに定める以下の期間中に学務課へ提出してください。

○前期提出期間 4月上旬

○後期提出期間 9月中旬～10月上旬

(6) その他

ア 技能審査・検定試験等については、有効期間がありますので注意してください。有効期間内であれば本学入学前に合格したのも対象となります。

イ 認定される単位数は上限です。既にその科目を修得している場合は認定できませんので、よく確認してから申請してください。

ウ 認定申請書は学務課で配布します。

区分	技能審査・検定試験等の合格等に係る学修			授 業 科 目	単位数の 認定限度
	技能審査・検定試験等の種類		合格等（得点）		
英語	実用英語技能検定 （（公財）日本英語検定協会）	準 1 級	合格	英語 I	4
		1 級	合格	英語 I、Ⅱまたは Intercultural Seminars in English（英語セミナー）	6
	TOEFL （ETS Japan 合同会社／ TOEFL®テスト日本事務局）	iBT	80 点～99 点	英語 I	4
			100 点以上	英語 I、Ⅱまたは Intercultural Seminars in English（英語セミナー）	6
	TOEIC Listening & Reading Test （公開テストに限る。） （（一財）国際ビジネスコミュニケーション協会）		730 点～874 点	英語 I	4
			875 点以上	英語 I、Ⅱまたは Intercultural Seminars in English（英語セミナー）	6
	国際連合公用語英語検定試験 （（公財）日本国際連合協会）	A 級、 特 A 級	合格	英語 I、Ⅱまたは Intercultural Seminars in English（英語セミナー）	6
	IELTS （（公財）日本英語検定協会）/ブリティッシ ュ・カウンシル/IDP：IELTS オーストラリア/ ケンブリッジ大学英語検定機構）		6. 0	英語 I	4
			6. 5 以上	英語 I、Ⅱまたは Intercultural Seminars in English（英語セミナー）	6
	ケンブリッジ大学英語検定 （Cambridge Assessment English）		CAE:合格 又は CPE:合格	英語 I、Ⅱまたは Intercultural Seminars in English（英語セミナー）	6
ポルトガル語	CAPLE（外国語としてのポルトガル 語検定試験） （京都ポルトガル語検定センター）	CIPLE	合格	ポルトガル語 I	4
		DEPLE 以上	合格	ポルトガル語 I、Ⅱ	8
フランス語	実用フランス語技能検定（（公財） フランス語教育振興協会）	4 級	合格	フランス語 I	2
		3 級以上	合格	フランス語 I	4
スペイン語	スペイン語技能検定 （（公財）日本スペイン協会）	5 級	合格	スペイン語 I	4
		4 級以上	合格	スペイン語 I、Ⅱ	8
	DELE（Diplomas de Español como Lengua Extranjera） （インスティトゥート・セルバンテ ス東京/ Instituto Cervantes）	A2	合格	スペイン語 I	4
		B1 以上	合格	スペイン語 I、Ⅱ	8
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 （（公財）ドイツ語学文学振興会）	4 級	合格	ドイツ語 I	4
		3 級以上	合格	ドイツ語Ⅱ	4
中国語	中国語検定試験 （（一財）日本中国語検定協会）	4 級	合格	中国語 I	4
		3 級以上	合格	中国語 I、Ⅱ	8
		2 級以上	合格	跨文化汉语研讨班 （中国語セミナー）	2
	漢語水平考試（HSK） （HSK 日本実施委員会/中国政府教 育部 孔子学院总部/国家汉办）	3 級	合格	中国語 I	4
		4 級以上	合格	中国語 I、Ⅱ	8
5 級以上		合格	跨文化汉语研讨班 （中国語セミナー）	2	
ロシア語	ロシア語能力検定 （ロシア語能力検定委員会）	4 級	合格	ロシア語 I	4
		3 級	合格	ロシア語Ⅱ	4

（注意）各試験の有効期間は、最終取得日より2年とする。この期間は、本学において定めたものであり、各試験が定める有効期間ではない。

外国語学部学生は、専攻の外国語以外の「外国語セミナー」の単位を認定する。

単位が認定されても、当該科目についてS, A, B, Cのように成績評価は行われない。詳細は学務課に問い合わせること。

教育職員養成課程に関する履修規程

第1条 愛知県立大学（以下「本学」という。）学則第43条に基づき教員の資格を得ようとする学生及び本学大学院学則第28条に基づき教育職員の専修免許状を得ようとする学生が取得できる免許状の種類及び免許教科、最低修得単位数、履修方法等については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）によるほか、この規程の定めるところによる。

第2条 本学においては、別表第1に掲げる免許状を取得することができる。

- 2 幼稚園教諭、小学校教諭及び中学校教諭の二種免許状は、別表第2及び別表第3の注記に規定された履修方法により取得することができる。
- 3 在籍する学科及び専攻以外の学科及び専攻に認められた免許状は、当該学科及び専攻に定められた履修方法により取得することができる。

第3条 中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を得ようとする学生は、別表第2の定めるところにより、本学において必要な教科及び教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得し、かつ、免許状取得に必要な最低修得単位数の項に掲げる免許状の種類に応じた教科及び教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等の単位数を修得しなければならない。

- 2 幼稚園教諭及び小学校教諭の免許状を得ようとする学生は、別表第3の定めるところにより、本学において必要な教科及び教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得し、かつ、免許状取得に必要な最低修得単位数の項に掲げる免許状の種類に応じた教科及び教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等の単位数を修得しなければならない。
- 3 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を得ようとする学生は、別表第4の定めるところにより、免許状取得に必要な最低修得単位数の項に掲げる免許状の種類に応じた大学が独自に設定する科目の単位数を、次の各号によって修得しなければならない。

- (1) 別表第4の大学が独自に設定する科目から修得した単位数
- (2) 別表第2又は第3の教科及び教科の指導法に関する科目から修得した単位数のうち、免許状取得に必要な教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数を超える部分の単位数
- (3) 別表第2又は第3の教育の基礎的理解に関する科目等から修得した単位数のうち、免許状取得に必要な教育の基礎的理解に関する科目等の最低修得単位数を超える部分の単位数

- 4 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状を得ようとする学生は、別表第5の定めるところにより、本学の教養教育科目又は専門教育科目の単位を修

得しなければならない。

- 5 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状を得ようとする学生は、別表第6の定めるところにより履修し、最低修得単位数を修得しなければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表第2(13)及び別表第3(3)、(4)は、平成22年度以降の入学（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成22年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規別表第2(13)及び別表第3(3)、(4)にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 4 附則第2項にかかわらず、平成21年度以前の入学のうち平成25年4月1日に在学する者であって、平成25年3月31日までに、改正前の教育職員養成課程に関する履修規程に規定する「総合演習」の単位を修得していない者は、新規別表第2(13)、別表第3(3)又は(4)に規定する「教職実践演習」を履修するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表第1(2)及び別表第6(6)から(9)までは、平成23年度以降の入学（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成23年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成23年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規別表第1(2)及び別表第6(6)から(9)までにかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表第6(1)、(2)、(3)、(5)は、平成23年度以降の入学（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成23年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成23年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規別表第6(1)、(2)、(3)、(5)にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程（以下「新

規程」という。)別表第6(1)、(4)、(5)は、平成24年度以降の入学(再入学又は転入学をした者を除く。)から適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

- 平成24年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規別表第6(1)、(4)、(5)にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程(以下「新規規程」という。)別表第2(1)、(2)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)、別表第3(3)、別表第4、別表第6(1)は、平成25年度以降の入学(再入学又は転入学をした者を除く。)から適用し、平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 平成25年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規別表第2(1)、(2)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)、別表第3(3)、別表第4、別表第6(1)にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程(以下「新規規程」という。)第3条第4項、別表第2(1)から(12)まで、別表第5及び別表第6(1)、(4)、(5)並びに(7)から(9)までの規定は、平成26年度以降の入学(再入学又は転入学をした者を除く。)から適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 平成26年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規第3条第4項、別表第2(1)から(12)まで、別表第5及び別表第6(1)、(4)、(5)並びに(7)から(9)までの規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程(以下「新規規程」という。)別表第2(11)、別表第6(1)、(4)、(5)及び(6)の規定は、平成27年度以降の入学(再入学又は転入学をした者を除く。)から適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 平成27年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規別表第2(11)、別表第6(1)、(4)、(5)及び(6)の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程(以下「新規規程」という。)別表第1、別表第2(3)、(8)、(11)、(12)、(13)、別表第4及び別表第5(2)、別表第6(2)及び(3)の規定は、平成28年度以降の入学(編入学、再入学又は転入学をした者を除く。)から適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 平成28年度以降に編入学、再入学又は転入学をした者

については、新規別表第1、別表第2(3)、(8)、(11)、(12)、(13)、別表第4及び別表第5(2)、別表第6(2)及び(3)の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

- 附則第2項の規定にかかわらず、平成25年度から平成27年度までの入学者については、新規別表第2(8)の規定を適用するものとする。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程(以下「新規規程」という。)別表第2(4)及び(6)から(13)まで、別表第3(3)及び(4)、別表第5(1)、別表第6(1)の規定は、平成29年度以降の入学(編入学、再入学又は転入学をした者を除く。)から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 平成29年度以降に編入学、再入学又は転入学をした者については、別表第2(4)及び(6)から(13)まで、別表第3(3)及び(4)、別表第5(1)、別表第6(1)の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程(以下「新規規程」という。)別表第2(10)、別表第6(4)及び(5)の規定は、平成30年度以降の入学(編入学、再入学又は転入学をした者を除く。)から適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 平成30年度以降に編入学、再入学又は転入学をした者については、別表第2(10)、別表第6(4)及び(5)の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程(以下「新規規程」という。)別表は、平成31年度以降の入学(編入学、再入学又は転入学をした者を除く。)から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 平成31年度以降に編入学、再入学又は転入学をした者については、新規別表にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程(以下「新規規程」という。)別表第2(14)及び別表第3(1)から(4)までは、令和2年度以降の入学(編入学、再入学又は転入学をした者を除く。)から適用し、令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
別表第2(7)、(12)については前項の規程にかかわらず平成31年4月1日以降の入学者から適用する。
- 令和2年度以降に編入学、再入学又は転入学をした者については、新規別表にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表は、令和3年度以降の入学者（編入学、再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度以降に編入学、再入学又は転入学をした者については、新規程別表にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の教育職員養成課程に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表は、令和4年度以降の入学者（編入学、再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度以降に編入学、再入学又は転入学をした者については、新規程別表にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表第1（第2条関係）

(1) 愛知県立大学で認定を受けている免許状

学部	学科・専攻		免許状の種類（免許教科）
外国語学部	英米学科		中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
	ヨーロッパ学科	フランス語圏専攻	高等学校教諭一種免許状（フランス語）
		スペイン語圏専攻	高等学校教諭一種免許状（スペイン語）
		ドイツ語圏専攻	高等学校教諭一種免許状（ドイツ語）
	中国学科		高等学校教諭一種免許状（中国語）
日本文化学部	国語国文学科		中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）
	歴史文化学科		中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
教育福祉学部	教育発達学科		幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
	社会福祉学科		高等学校教諭一種免許状（公民）
情報科学部	情報科学科		中学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（情報）

(2) 愛知県立大学大学院（博士前期課程）で認定を受けている免許状

研究科	専攻課程	免許状の種類（免許教科）
国際文化研究科	国際文化専攻	中学校教諭専修免許状（英語） 高等学校教諭専修免許状（英語）
	日本文化専攻	中学校教諭専修免許状（国語） 高等学校教諭専修免許状（国語） 中学校教諭専修免許状（社会） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史）
人間発達科学研究科	人間発達学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状（公民）
情報科学研究科	情報システム専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）
	メディア情報専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）
	システム科学専攻	高等学校教諭専修免許状（情報）

別表第2（第3条関係）

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目（外国語学部英米学科）中一種免（英語）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
中一種免 (英語)	教科に 関する 専門的 事項	英語学	English Phonetics		2		4	
			<u>研究概論（英語学）</u>	2				
			研究講読Ⅱ（英語学）		4			
			研究講読Ⅱ（英語教育学）		4			
			研究各論（英語史）		4			
			研究各論（現代英語の特質）		4			
			研究各論（英語学研究Ⅰ（コア））		4			
			研究各論（英語学研究Ⅱ（発展））		4			
			研究各論（英語教育学）		4			
		研究各論（Comparative Studies【Language】）		4				
		英語文学	<u>研究概論（イギリスの文学・文化）</u>	2		4		
			<u>研究概論（アメリカの文学・文化）</u>	2				
			研究講読Ⅱ（イギリスの文学・文化）		4			
			研究講読Ⅱ（アメリカの文学・文化）		4			
			研究各論（イギリスの文学・文化史）		4			
			研究各論（イギリスの文学・文化）		4			
			研究各論（アメリカの文学・文化史）		4			
			研究各論（アメリカの文学・文化）		4			
			研究各論（英語圏の文化批評）		4			
			研究各論（英米の映画・視聴覚文化）		4			
			研究各論（Comparative Studies【Culture and Literature】）		4			
		英語 コミュニケー ション	<u>Academic WritingⅠ</u>	2		8		
			Academic WritingⅡ		2		2科目から1科目 2単位選択必修	
			Academic WritingⅢ		2			
			<u>Research & DiscussionⅠ</u>		2		2科目から1科目 2単位選択必修	
			<u>Presentation</u>		2			
			Research & DiscussionⅡ		2		3科目から1科目 2単位選択必修	
			Research & DiscussionⅢ		2			
			Debate		2			
		異文化理解	<u>研究概論（イギリスの社会）</u>		2	2科目から1科目 2単位選択必修		
			<u>研究概論（アメリカの社会）</u>		2			
			研究講読Ⅱ（イギリスの社会）		4			
			研究講読Ⅱ（アメリカの社会）		4			
			研究各論（イギリスの歴史）		4			
			研究各論（イギリスの政治・外交）		4			
			研究各論（イギリスの社会・思想）		4			
			研究各論（アメリカの歴史）		4			
			研究各論（アメリカの政治・外交）		4			
			研究各論（アメリカの社会・経済）		4			
			研究各論（Comparative Studies【International Relations】）		4			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。)	教科教育法（英語）Ⅰ	2		8			
		教科教育法（英語）Ⅱ	2					
		教科教育法（英語）Ⅲ	2					
		教科教育法（英語）Ⅳ	2					
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							28	免許状取得に必要な最低修得 単位数（教科及び教科の指導 法に関する科目） 中一種免28単位

注(1) 中学校教諭二種免許状の授与を受ける場合にあつては、「教科に関する専門的事項」の「各科目に含めることが必要な事項」についてそれぞれ1科目以上、「各教科の指導法」から2単位以上を修得するものとする。ただし、下線により示す一般的包括的な内容を含む科目を履修上の注意に従ってすべて履修しなければならない。

(2) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（中一種免28単位、中二種免12単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（中一種免4単位、中二種免4単位）に充てることができる。

(2) 教科及び教科の指導法に関する科目（外国語学部英米学科）高一種免（英語）

免許状の種類 （免許教科）	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
高一種免 （英語）	教科に 関する 専門的 事項	英語学	English Phonetics		2		4	
			<u>研究概論（英語学）</u>	2				
			研究講読Ⅱ（英語学）		4			
			研究講読Ⅱ（英語教育学）		4			
			研究各論（英語史）		4			
			研究各論（現代英語の特質）		4			
			研究各論（英語学研究Ⅰ（コア））		4			
			研究各論（英語学研究Ⅱ（発展））		4			
			研究各論（英語教育学）		4			
		研究各論（Comparative Studies【Language】）		4				
		英語文学	<u>研究概論（イギリスの文学・文化）</u>	2		4		
			<u>研究概論（アメリカの文学・文化）</u>	2				
			研究講読Ⅱ（イギリスの文学・文化）		4			
			研究講読Ⅱ（アメリカの文学・文化）		4			
			研究各論（イギリスの文学・文化史）		4			
			研究各論（イギリスの文学・文化）		4			
			研究各論（アメリカの文学・文化史）		4			
			研究各論（アメリカの文学・文化）		4			
			研究各論（英語圏の文化批評）		4			
			研究各論（英米の映画・視聴覚文化）		4			
			研究各論（Comparative Studies【Culture and Literature】）		4			
		英語 コミュニケー ション	<u>Academic WritingⅠ</u>	2		8		
			Academic WritingⅡ		2			2科目から1科目 2単位選択必修
			Academic WritingⅢ		2			
			<u>Research & DiscussionⅠ</u>		2			2科目から1科目 2単位選択必修
			<u>Presentation</u>		2			
			Research & DiscussionⅡ		2			3科目から1科目 2単位選択必修
			Research & DiscussionⅢ		2			
			Debate		2			
		異文化理解	<u>研究概論（イギリスの社会）</u>		2	4		
			<u>研究概論（アメリカの社会）</u>		2			
			研究講読Ⅱ（イギリスの社会）		4			
			研究講読Ⅱ（アメリカの社会）		4			
			研究各論（イギリスの歴史）		4			
			研究各論（イギリスの政治・外交）		4			
			研究各論（イギリスの社会・思想）		4			
			研究各論（アメリカの歴史）		4			
			研究各論（アメリカの政治・外交）		4			
			研究各論（アメリカの社会・経済）		4			
			研究各論（Comparative Studies【International Relations】）		4			
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を 含む。）		教科教育法（英語）Ⅰ	2				4
		教科教育法（英語）Ⅱ	2					
		教科教育法（英語）Ⅲ		2				
		教科教育法（英語）Ⅳ		2				
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							24	

注(1) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（高一種免24単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（高一種免12単位）に充てることができる。

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目（外国語学部ヨーロッパ学科フランス語圏専攻）高一種免（フランス語）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
高一種免 (フランス語)	教科に 関する 専門的 事項	フランス語学	<u>フランス語Ⅰ（基礎）</u>	2		8		
			<u>フランス語Ⅰ（文法）</u>	2				
			フランス語Ⅰ（応用）		2			
			フランス語Ⅰ（会話）		2			
			フランス語Ⅱ（文法）	2				
			フランス語Ⅱ（応用）		2			
			上級講読（フランス語学）		4			
			<u>研究概論（フランス語学）</u>	2				
			研究各論（フランス語学）		8			
		フランス文学	<u>研究概論（フランス語圏文学・文化）</u>	2		2		
			上級講読（フランス語圏文学・文化）		4			
			研究各論（フランス語圏文学・文化）		8			
		フランス語 コミュニケー ション	<u>フランス語Ⅱ（会話）</u>	2		8		
			フランス語Ⅲ（会話）		2			
			フランス語Ⅳ（会話）					
			<u>フランス語Ⅱ（作文）</u>	2				
			フランス語Ⅲ（作文）		2			
			フランス語Ⅳ（作文）		2			
			上級フランス語（時事）		2			
			上級フランス語（翻訳・通訳）		2			
異文化理解		<u>研究概論（フランス語圏社会）</u>	2		2			
		上級講読（フランス語圏歴史・社会）		4				
		上級講読（フランス語圏政治・経済）		4				
		研究各論（フランス語圏歴史・社会）		8				
		研究各論（フランス語圏政治・経済）		8				
		基礎講読（フランス語圏社会）		2				
		基礎講読（フランス語圏文化）		2				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。)	教科教育法（フランス語）Ⅰ	2		4				
	教科教育法（フランス語）Ⅱ	2						
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							24	免許状取得に必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目） 高一種免24単位

注(1) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（高一種免24単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（高一種免12単位）に充てることができる。

(4) 教科及び教科の指導法に関する科目（外国語学部ヨーロッパ学科スペイン語圏専攻）高一種免（スペイン語）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
高一種免 (スペイン語)	教科に 関する 専門的 事項	スペイン語学	スペイン語総合	4		6		
			グローバルスペイン語トレーニングⅠ		2			
			スペイン語講読		2			
			スペイン語文法	2				
			スペイン語学術作文		2			
			スペイン語圏研究概論（言語）		2			
			研究各論（スペイン語圏言語）		4			
		スペイン・ラテン アメリカ文学	スペイン語圏研究概論（文学）	2		6		
			スペイン語文献読解		4			
			研究各論（スペイン語圏文学）		4			
		スペイン語 コミュニケー ション	コミュニケーションスペイン語Ⅰ	4		6		
			コミュニケーションスペイン語Ⅱ		4			
			コミュニケーションスペイン語Ⅲ		4			
			グローバルスペイン語トレーニングⅡ	2				
			グローバルスペイン語トレーニングⅢ		2			
			スペイン語応用会話		2			
		異文化理解	スペイン語圏研究概論（スペイン）	2	2科目から1科目 2単位選択必修	2		
			スペイン語圏研究概論（ラテンアメリカ）	2				
			研究各論（地域と国家）	2				
			研究各論（地域・都市再生論）	2				
			研究各論（スペイン・ラテンアメリカ文化）	4				
			研究各論（コロニアリズム文化史）	2				
			研究各論（移民と文化接触）	2				
			研究各論（スペイン史）	4				
			研究各論（スペイン社会・経済）	4				
			研究各論（ラテンアメリカ史）	4				
			研究各論（ラテンアメリカ政治・経済）	4				
			基礎演習Ⅱ（社会）	2				
			基礎演習Ⅱ（文化）	2				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。)	教科教育法（スペイン語）Ⅰ	2	4					
	教科教育法（スペイン語）Ⅱ	2						
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							24	免許状取得に必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目） 高一種免24単位

注(1) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（高一種免24単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（高一種免12単位）に充てることができる。

(5) 教科及び教科の指導法に関する科目（外国語学部ヨーロッパ学科ドイツ語圏専攻）高一種免（ドイツ語）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考	
				必修	選択				
高一種免 (ドイツ語)	教科に 関する 専門的 事項	ドイツ語学	ドイツ語Ⅰ（総合）「講読1」	2			8		
			ドイツ語Ⅰ（総合）「講読2」	2					
			ドイツ語Ⅰ（総合）「応用」		2				
			ドイツ語Ⅰ（会話）		2				
			ドイツ語Ⅰ（文法）	2					
			ドイツ語Ⅱ（講読）		4				
			ドイツ語Ⅱ（文法）	2					
			研究各論（ドイツ語学）		4				
		ドイツ文学	研究概論（ドイツ語圏文学）	2			2		
			研究講読（ドイツ語圏文化）		8				
			研究各論（ドイツ文学）		4				
			研究各論（ドイツ文化）		4				
		ドイツ語 コミュニケー ション	ドイツ語Ⅱ（会話）	2			8		
			ドイツ語Ⅲ（会話）	2					
			ドイツ語Ⅳ（会話）		2				
			ドイツ語Ⅱ（作文）	2					
			ドイツ語Ⅲ（作文）	2					
			ドイツ語Ⅳ（総合）		2				
		異文化理解	研究概論（ドイツ語圏社会）	2			2		
			研究概論（ドイツ語圏文化）		2				
			研究講読（ドイツ語圏社会）		8				
			研究各論（ドイツ史）		4				
			研究各論（ドイツ政治）		4				
			研究各論（ドイツ法）		4				
	各教科の指導法 （情報通信技術の活用を 含む。）	教科教育法（ドイツ語）Ⅰ	2			4			
		教科教育法（ドイツ語）Ⅱ	2						
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							24	免許状取得に必要な最低修得 単位数（教科及び教科の指導 法に関する科目） 高一種免24単位	

注(1) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（高一種免24単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（高一種免12単位）に充てることができる。

(6) 教科及び教科の指導法に関する科目（外国語学部中国学科）高一種免（中国語）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
高一種免 (中国語)	教科に 関する 専門的 事項	中国語学	<u>中国語Ⅰ（基礎）</u>	6			12	
			<u>中国語Ⅰ（総合）</u>	2				
			<u>中国語Ⅱ（総合）</u>	4				
			中国語Ⅱ（講読）		2			
			中国語Ⅲ（講読）		2			
			研究概論（中国語・言語民族）		2			
			研究各論（中国語）		4			
			研究各論（言語民族）		4			
		中国文学	<u>研究概論（中国文学・文化）</u>	2			2	
			研究各論（中国文学）		4			
		中国語 コミュニケー ション	<u>中国語Ⅱ（会話）</u>	2			4	
			中国語Ⅲ（会話）		2			
			<u>中国語Ⅰ（文法作文）</u>	2				
			中国語Ⅱ（文法作文）		2			
			中国語Ⅲ（文法作文）		2			
		異文化理解	<u>研究概論（中国歴史・社会）</u>	2			2	
			研究概論（中国政治・経済）		2			
			研究各論（中国文化）		4			
			研究各論（中国歴史）		4			
			研究各論（中国社会）		4			
			研究各論（中国政治）		4			
			研究各論（中国経済）		4			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。)	教科教育法（中国語）Ⅰ	2			4		
		教科教育法（中国語）Ⅱ	2					
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							24	免許状取得に必要な最低修得 単位数（教科及び教科の指導 法に関する科目） 高一種免24単位

注(1) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（高一種免24単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（高一種免12単位）に充てることができる。

(7) 教科及び教科の指導法に関する科目（日本文化学部国語国文学科）中一種免（国語）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
中一種免 (国語)	教科に 関する 専門的 事項	国語学 (音声言語及 び文章表現 に関するも のを含む。)	国語学概説	4			4	音声言語及び文章表現に 関するものを含む。
			国語史		4			
			国語学基礎研究		4			
			国語学各論		4			
		国文学 (国文学史 を含む。)	国文学概論	4			8	国文学史を含む。
			国文学史（上代・中古）		2			
			国文学史（中古・中世）		2			
			国文学史（中世・近世）		2			
			国文学史（近世・近代）		2			
			国文学基礎研究（上代）		4			
			国文学基礎研究（中古）		4			
			国文学基礎研究（中世）		4			
			国文学基礎研究（近世）		4			
			国文学基礎研究（近代）		4			
			国文学各論（上代）		4			
			国文学各論（中古）		4			
			国文学各論（中世）		4			
			国文学各論（近世）		4			
			国文学各論（近代）		4			
		漢文学	漢文学	4			4	
			漢文学基礎研究		4			
			漢文学各論		4			
		書道 (書写を中心とする。)	書道Ⅰ	2			4	
			書道Ⅱ	2				
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を 含む。)		教科教育法（国語）Ⅰ	2			8	
			教科教育法（国語）Ⅱ	2				
			教科教育法（国語）Ⅲ	2				
			教科教育法（国語）Ⅳ	2				
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							28	免許状取得に必要な最低修得 単位数（教科及び教科の指導 法に関する科目） 中一種免28単位

注(1) 中学校教諭二種免許状の授与を受ける場合にあつては、「教科に関する専門的事項」の「各科目に含めることが必要な事項」についてそれぞれ1科目以上、「各教科の指導法」から2単位以上を修得するものとする。ただし、下線により示す一般的包括的な内容を含む科目を履修上の注意に従ってすべて履修しなければならない。

(2) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（中一種免28単位、中二種免12単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（中一種免4単位、中二種免4単位）に充てることができる。

(8) 教科及び教科の指導法に関する科目（日本文学部国語国文学科）高一種免（国語）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考	
				必修	選択				
高一種免 (国語)	教科に 関する 専門的 事項	国語学 (音声言語及 び文章表現 に関するもの を含む。)	国語学概説	4			8	音声言語及び文章表現 に関するものを含む。	
			国語史		4				
			国語学基礎研究		4				
			国語学各論		4				
		国文学 (国文学史 を含む。)	国文学概説	4			8	国文学史を含む。	
			国文学史（上代・中古）		2				
			国文学史（中古・中世）		2				
			国文学史（中世・近世）		2				
			国文学史（近世・近代）		2				
			国文学基礎研究（上代）		4				
			国文学基礎研究（中古）		4				
			国文学基礎研究（中世）		4				
			国文学基礎研究（近世）		4				
			国文学基礎研究（近代）		4				
			国文学各論（上代）		4				
			国文学各論（中古）		4				
			国文学各論（中世）		4				
			国文学各論（近世）		4				
			国文学各論（近代）		4				
		漢文学	漢文学	4			4		
			漢文学基礎研究		4				
			漢文学各論		4				
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用 を含む。)	教科教育法（国語）Ⅰ		2	4科目から2科目 4単位選択必修		4	
			教科教育法（国語）Ⅱ		2				
			教科教育法（国語）Ⅲ		2				
			教科教育法（国語）Ⅳ		2				
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							24	免許状取得に必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目） 高一種免24単位	

注(1) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（高一種免24単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（高一種免12単位）に充てることができる。

(9) 教科及び教科の指導法に関する科目（日本文学部歴史文化学科）中一種免（社会）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
中一種免 (社会)	教科に 関する 専門的 事項	日本史及び 外国史	日本史概説	2			6	
			歴史文化学概論		2			
			外国史総論	4				
			日本文化史Ⅰ		2			
			日本文化史Ⅱ		2			
			日本史学：古代Ⅰ		2			
			日本史学：古代Ⅱ		2			
			日本史学：中世Ⅰ		2			
			日本史学：中世Ⅱ		2			
			日本史学：近世Ⅰ		2			
			日本史学：近世Ⅱ		2			
			日本史学：近現代Ⅰ		2			
			日本史学：近現代Ⅱ		2			
			日本考古学		4			
			日本美術史		4			
			日本宗教史		4			
			外国史各論		2			
			文化交流史		2			
		(地誌を含む。)	地誌	4			10	
			人文地理学	4				
			自然地理学	2				
			歴史地理学		4			
		「法学、 政治学」	法政治学	4			4	
		「社会学、 経済学」	現代日本社会論	4			4	
			地域社会学		4			
			経済学		4			
		「哲学、倫理 学、宗教学」	哲学入門	2			2	教養教育科目
			日本倫理思想史		4			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用 を含む。)	教科教育法（社会・地歴）Ⅰ	2			8			
	教科教育法（社会・地歴）Ⅱ	2						
	教科教育法（社会・公民）Ⅰ	2						
	教科教育法（社会・公民）Ⅱ	2						
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							34	免許状取得に必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目） 中一種免28単位

注(1) 中学校教諭二種免許状の授与を受ける場合にあっては、「教科に関する専門的事項」の「各科目に含めることが必要な事項」についてそれぞれ1科目以上、「各教科の指導法」から2単位以上を修得するものとする。ただし、下線により示す一般的包括的な内容を含む科目を履修上の注意に従ってすべて履修しなければならない。

(2) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（中一種免28単位、中二種免12単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（中一種免4単位、中二種免4単位）に充てることができる。

(10) 教科及び教科の指導法に関する科目（日本文化学部歴史文化学科）高一種免（地理歴史）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
高一種免 (地理歴史)	教科に 関する 専門的 事項	日本史	日本史概説	2			6	
			歴史文化学概論		2			
			日本文化史Ⅰ		2			
			日本文化史Ⅱ		2			
			日本史学：古代Ⅰ		2			
			日本史学：古代Ⅱ		2			
			日本史学：中世Ⅰ		2			
			日本史学：中世Ⅱ		2			
			日本史学：近世Ⅰ		2			
			日本史学：近世Ⅱ		2			
			日本史学：近現代Ⅰ	2				
			日本史学：近現代Ⅱ	2				
		日本考古学		4				
		日本美術史		4				
		日本宗教史		4				
	外国史	外国史総論	4			4		
		外国史各論		2				
		文化交流史		2				
	人文地理学及び 自然地理学	人文地理学	4			6		
自然地理学			2					
歴史地理学			4					
地誌	地誌	4			4			
各教科の指導法 (情報通信技術の活用 を含む。)	教科教育法（社会・地歴）Ⅰ	2			4			
	教科教育法（社会・地歴）Ⅱ	2						
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							24	免許状取得に必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目） 高一種免24単位

注(1) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（高一種免24単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（高一種免12単位）に充てることができる。

(11) 教科及び教科の指導法に関する科目（教育福祉学部社会福祉学科）高一種免（公民）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
高一種免 (公民)	教科に 関する 専門的 事項	「法学(国際 法を含む。)、 政治学(国際政 治を含む。)」	法学入門	2			6	教養教育科目
			国際法総論	4				
			国際関係論	2				
			公的扶助論	2				
			国際政治学	4				
		「社会学、経済 学(国際経済を 含む。)」	現代社会論	4			8	
			地域社会学Ⅰ	2				
			地域社会学Ⅱ	2				
			家族社会学Ⅰ	2				
			家族社会学Ⅱ	2				
			社会調査法Ⅰ	2				
			社会調査法Ⅱ	2				
		社会保障論	4					
		経済学(国際経済を含む)	4					
		「哲学、倫理 学、宗教学、 心理学」	哲学	2			6	
			心理学概論Ⅰ	2				
			心理学概論Ⅱ	2				
臨床心理学Ⅰ	2							
臨床心理学Ⅱ	2							
ソーシャルワーク論Ⅱ	4							
各教科の指導法 (情報通信技術の活用 を含む。)	教科教育法(社会・公民)Ⅰ	2			4			
	教科教育法(社会・公民)Ⅱ	2						
本学において必要な最低修得単位数(教科及び教科の指導法に関する科目)合計							24	免許状取得に必要な最低修得単位数(教科及び教科の指導法に関する科目) 高一種免24単位

注(1) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（高一種免24単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（高一種免12単位）に充てることができる。

(12) 教科及び教科の指導法に関する科目（情報科学部情報科学科）中一種免（数学）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
中一種免 (数学)	教科に 関する 専門的 事項	代数学	<u>線形代数Ⅰ</u>		2	3科目から1科目 2単位選択必修	4	
			<u>線形代数Ⅱ</u>		2			
			代数		2			
			離散数学Ⅱ		2			
			符号理論		2			
		幾何学	<u>幾何</u>	2		2	2	
			離散数学Ⅰ		2			
		解析学	<u>微分積分Ⅰ</u>		2	2科目から1科目 2単位選択必修	4	
			<u>微分積分Ⅱ</u>		2			
			応用数学		2			
			数理計画法		2			
		「確率論、 統計学」	<u>確率・統計Ⅰ</u>		2	2科目から1科目 2単位選択必修	4	
			<u>確率・統計Ⅱ</u>		2			
			数理モデル化と問題解決		2			
			システム同定論		2			
			データサイエンス		2			
コンピュータ	<u>プログラミングⅡ</u>		2	2科目から1科目 2単位選択必修	6			
	<u>プログラミングⅢ</u>		2					
	<u>数値解析法Ⅰ</u>		2	2科目から1科目 2単位選択必修				
	<u>アルゴリズムとデータ構造Ⅰ</u>		2					
	プログラミングⅠ		2					
	形式言語とオートマトン		2					
各教科の指導法 (情報通信技術の活用 を含む。)	教科教育法（数学）Ⅰ	2		8				
	教科教育法（数学）Ⅱ	2						
	教科教育法（数学）Ⅲ	2						
	教科教育法（数学）Ⅳ	2						
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							28	免許状取得に必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目） 中一種免28単位

注(1) 中学校教諭二種免許状の授与を受ける場合にあっては、「教科に関する専門的事項」の「各科目に含めることが必要な事項」についてそれぞれ1科目以上、「各教科の指導法」から2単位以上を修得するものとする。ただし、下線により示す一般的包括的な内容を含む科目を履修上の注意に従ってすべて履修しなければならない。

(2) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数(中一種免28単位、中二種免12単位)を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数(中一種免4単位、中二種免4単位)に充てることができる。

(13) 教科及び教科の指導法に関する科目（情報科学部情報科学科）高一種免（数学）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
高一種免 (数学)	教科に 関する 専門的 事項	代数学	線形代数Ⅰ		2	3科目から1科目 2単位選択必修	4	
			線形代数Ⅱ		2			
			代数		2			
			離散数学Ⅱ		2			
			符号理論		2			
		幾何学	幾何	2			2	
			離散数学Ⅰ		2			
		解析学	微分積分Ⅰ		2	2科目から1科目 2単位選択必修	4	
			微分積分Ⅱ		2			
			応用数学		2			
			数理計画法		2			
		「確率論、 統計学」	確率・統計Ⅰ		2	2科目から1科目 2単位選択必修	4	
			確率・統計Ⅱ		2			
			数理モデル化と問題解決		2			
			システム同定論		2			
			データサイエンス		2			
		コンピュータ	プログラミングⅡ		2	2科目から1科目 2単位選択必修	6	
			プログラミングⅢ		2			
			数値解析法Ⅰ		2	2科目から1科目 2単位選択必修		
			アルゴリズムとデータ構造Ⅰ		2			
			プログラミングⅠ		2			
			形式言語とオートマトン		2			
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用 を含む。)	教科教育法（数学）Ⅰ		2	4科目から2科目 4単位選択必修	4	
			教科教育法（数学）Ⅱ		2			
			教科教育法（数学）Ⅲ		2			
			教科教育法（数学）Ⅳ		2			
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							24	免許状取得に必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目） 高一種免24単位

注(1) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（高一種免24単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（高一種免12単位）に充てることができる。

(14) 教科及び教科の指導法に関する科目（情報科学部情報科学科）高一種免（情報）

免許状の種類 (免許教科)	科目 区分	各科目に 含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
高一種免 (情報)	教科に 関する 専門的 事項	情報社会及び 情報倫理	情報社会の法と倫理	2			2	
		コンピュータ 及び情報処理 (実習を含む。)	コンピュータアーキテクチャⅠ	2		2科目から1科目 2単位選択必修	8	実習を含む。 実習を含む。
			プログラミングⅡ		2			
			プログラミングⅢ		2			
			アルゴリズムとデータ構造Ⅰ		2			
			ソフトウェア工学		2			
			オペレーティングシステム論		2			
			プログラミングⅠ		2			
		言語処理系論		2			実習を含む。	
		情報システム (実習を含む。)	知識情報処理論	2		2		実習を含む。 実習を含む。
			分散システム論		2			
			データベース論		2			
情報通信 ネットワーク (実習を含む。)	コンピュータネットワーク論		2	2科目から1科目 2単位選択必修	2	実習を含む。 実習を含む。		
	通信ネットワーク		2					
	情報理論		2					
マルチメディア 表現及び技術 (実習を含む。)	メディアプレゼンテーション論		2	2科目から1科目 2単位選択必修	4	実習を含む。 実習を含む。 実習を含む。		
	コンテンツデザイン		2					
	画像処理論		2					
	コンピュータグラフィックス		2					
	コンピュータビジョン		2					
	パターン情報処理論		2					
	自然言語処理		2					
	音声・音響情報処理論		2					
情報と職業	高度情報社会の理解	2			2	教養教育科目		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用 を含む。)	教科教育法（情報）Ⅰ	2			4			
	教科教育法（情報）Ⅱ	2						
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目） 合計							24	免許状取得に必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目） 高一種免24単位

注(1) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（高一種免24単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（高一種免12単位）に充てることができる。

(15) 教育の基礎的理解に関する科目等（全学部全学科・専攻）中一種免・高一種免

免許状の種類 (免許教科)	科目区分	各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
				必修	選択			
中一種免 (英語) (国語) (社会) (数学)	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		10	教育発達学科開設科目 教育発達学科開設科目	
			教育史（概論）	2				
			教育史Ⅰ	2				
			教育史Ⅱ	2				
			生涯学習	2				
			生涯教育	2				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職入門	2			教育発達学科開設科目	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2				教育発達学科開設科目
			教育行政 学校経営	2 2				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学Ⅰ 教育心理学Ⅱ 発達心理学	1 1 2				教育発達学科開設科目 教育発達学科開設科目
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論Ⅰ 特別支援教育論Ⅱ 障害児心理学	1 1 2		教育発達学科開設科目 教育発達学科開設科目		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2				
	高一種免 (英語) (フランス語) (スペイン語) (ドイツ語) (中国語) (国語) (地理歴史) (公民) (数学) (情報)	指導、道徳、総合的な学習の時間に関する科目等 指導法及び生徒	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2	中免のみ	中一種免 10 高一種免 8	高免の場合、道徳教育論は別表第4の「大学が独自に設定する科目」として履修することができる。
			総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1			
特別活動の指導法			特別活動論	1				
教育の方法及び技術			教育方法	1				
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			教育におけるICT活用の理論と実践	1				
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談論	2				
生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			生徒指導・進路指導とキャリア教育	2				
教育実践に関する科目			教育実習	教育実習指導（中学校・高等学校）	1	1単位選択必修。ただし、（小・中）は小免を取得する場合のみ（注4） 中免のみの場合（中）ⅠⅡの2科目4単位必修。 高免のみの場合（高）Ⅰの1科目2単位必修。 中免高免の両方取得する場合（中）（高）ⅠⅡの4科目から2科目4単位選択必修。（注2） 小免を取得する場合ⅠⅡの2科目4単位必修（注5）		
	教育実習指導（小学校・中学校）	1						
	教育実習（中学校）Ⅰ	2						
	教育実習（中学校）Ⅱ	2						
	教育実習（高等学校）Ⅰ	2						
	教育実習（高等学校）Ⅱ	2						
	教育実習（小学校・中学校）Ⅰ	2						
	教育実習（小学校・中学校）Ⅱ	2						
	教職実践演習	教職実践演習	2		2	教育発達学科開設科目 教育発達学科開設科目		
	本学において必要な最低修得単位数（教職の基礎的理解に関する科目等）合計							中一種免 27 高一種免 23

注(1) 中学校教諭二種免許状の授与を受ける場合にあっても、本学において必要な最低修得単位数（必修科目を含む）は中一種免のそれと同様である。

- (2) 教育実習（中学校）Ⅱ又は教育実習（高等学校）Ⅱの履修は、同科目Ⅰを履修する場合に限る。教育実習は取得する学校種の免許状に対応した科目を履修することが望ましい。
- (3) 免許状取得に必要な「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数（中一種免27単位、中二種免19単位、高一種免23単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（中一種免4単位、中二種免4単位、高一種免12単位）に充てることができる。
- (4) 中学校教諭または高等学校教諭、あるいはその両方の免許状を取得する場合は「教育実習指導（中学校・高等学校）」1単位を修得すること。これらの免許状に加えて小学校教諭免許状を取得する場合は「教育実習指導（中学校・高等学校）」1単位に「教育実習指導（小学校・中学校）」1単位を加えた合計2単位を修得すること。ただし、中学校教諭と小学校教諭の免許状を取得する場合に限り「教育実習指導（小学校・中学校）」1単位のみを修得とすることができる。
- (5) 中学校教諭または高等学校教諭、あるいはその両方の免許状に加えて小学校教諭免許状を取得する場合は、中学校・高等学校それぞれの免許状に必要な教育実習の単位に加えて「教育実習（小学校・中学校）」Ⅰ・Ⅱの2科目4単位を修得すること。ただし、中学校教諭と小学校教諭の免許状を取得する場合に限り「教育実習（小学校・中学校）」Ⅰ・Ⅱの2科目4単位を修得とすることができる。

別表第3（第3条関係）

(1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目（教育福祉学部教育発達学科）幼一種免

免許状の種類	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得単位数	備考
				必修	選択			
幼一種免	領域に関する専門的事項	国 語	国 語		2	選択科目から3単位以上を修得すること。	6	
		算 数	算 数		2			
		生 活	生 活		2			
		音 楽	音 楽（講義）	1	2			
			音 楽（実技A）					
			音 楽（実技B）		1			
		図画工作	図画工作（講義）	1	2			
			図画工作（実技A）					
			図画工作（実技B）		1			
		体 育	体 育（講義）	1	2			
			体 育（実技A）					
			体 育（実技B）		1			
	保育内容の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	保育内容論（健康）		2		10		
		保育内容論（人間関係）		2				
		保育内容論（言葉）		2				
		保育内容論（環境）		2				
		保育内容論（表現）		2				
本学において必要な最低修得単位数（領域及び保育内容の指導法に関する科目）合計							16	免許状取得に必要な最低修得単位数（領域及び保育内容の指導法に関する科目） 幼一種免16単位

注(1) 幼稚園教諭二種免許状の授与を受ける場合にあっては、「領域に関する専門的事項」において1科目以上を修得し、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」において計12単位以上を修得するものとする。

(2) 幼稚園及び小学校の教諭免許状を両方取得する場合、保育内容の指導法の単位（保育内容論）のうち、半数（本学においては2科目4単位）までは、小学校教諭免許状の各教科の指導法（〇〇科指導論）又は特別活動の指導法（特別活動論）の単位をもって充てることができる。

(3) 免許状取得に必要な「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の最低修得単位数（幼一種免16単位、幼二種免12単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（幼一種免14単位、幼二種免2単位）に充てることができる。

(2) 教科及び教科の指導法に関する科目（教育福祉学部教育発達学科）小一種免

免許状の種類	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得単位数	備考
				必修	選択			
小一種免	教科に関する専門的事項	国語 （書写を含む。）	国語		2	選択科目から10単位以上を修得すること。	10	書写を含む。
		社会	社会		2			
		算数	算数		2			
		理科	理科		2			
		生活	生活		2			
		音楽	音楽（講義）		2			
			音楽（実技A）		1			
			音楽（実技B）		1			
		図画工作	図画工作（講義）		2			
			図画工作（実技A）		1			
			図画工作（実技B）		1			
		家庭	家庭		2			
		体育	体育（講義）		2			
			体育（実技A）		1			
	体育（実技B）			1				
	外国語	外国語		2				
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	国語 （書写を含む。）	国語科指導論	2			20	書写を含む。
		社会	社会科指導論	2				
		算数	算数科指導論	2				
		理科	理科指導論	2				
		生活	生活科指導論	2				
		音楽	音楽科指導論	2				
		図画工作	図画工作科指導論	2				
		家庭	家庭科指導論	2				
		体育	体育科指導論	2				
		外国語	外国語科指導論	2				
本学において必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目）合計							30	免許状取得に必要な最低修得単位数（教科及び教科の指導法に関する科目） 小一種免30単位

注(1) 小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合にあっては、「教科に関する専門的事項」において1科目以上を修得し、「各教科の指導法」において音楽、図画工作、体育の指導論のうち2科目4単位以上を含む6科目12単位以上を修得する。また、「教科及び教科の指導法に関する科目」において計16単位以上を修得するものとする。

(2) 免許状取得に必要な「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（小一種免30単位、小二種免16単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（小一種免2単位、小二種免2単位）に充てることができる。

(3) 教育の基礎的理解に関する科目等（教育福祉学部教育発達学科）幼一種免

免許状の種類	科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得単位数	備考
				必修	選択			
幼一種免	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2			12	
			教育史Ⅰ		2			
			教育史Ⅱ		2			
			生涯教育		2			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職入門	2				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2				
			学校経営		2			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学Ⅰ	1				
			教育心理学Ⅱ		1			
	発達心理学			2				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論Ⅰ	1					
		特別支援教育論Ⅱ		1				
	障害児心理学		2					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	保育・教育課程論Ⅰ	2					
		保育・教育課程論Ⅱ	2					
関・徒・時・道 指・導・等 の・総 合・的 教・育 指・導 的 相・法 な 談・及 学・習 に・生 の	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼児教育方法論	2			4		
	幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	幼児理解と相談支援	2					
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導（幼稚園）	1			5	事前事後指導	
		教育実習（幼稚園）Ⅰ	2					
		教育実習（幼稚園）Ⅱ	2					
	教職実践演習	保育・教職実践演習（幼）	2			2		
本学において必要な最低修得単位数（教育の基礎的理解に関する科目等）合計							23	免許状取得に必要な最低修得単位数（教育の基礎的理解に関する科目等） 幼一種免21単位

注(1) 幼稚園教諭二種免許状の授与を受ける場合にあっても、本学において必要な最低修得単位数（必修科目を含む）は幼一種免のそれと同様である。ただし、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の「保育・教育課程論」については、Ⅰ・Ⅱのいずれか1科目2単位を修得すること。

(2) 免許状取得に必要な「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数（幼一種免21単位、幼二種免17単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（幼一種免14単位、幼二種免2単位）に充てることができる。

(4) 教育の基礎的理解に関する科目等（教育福祉学部教育発達学科）小一種免

免許状の種類	科目区分	各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考	
				必修	選択				
小一種免	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2			10	全学教職科目	
			教育史Ⅰ		2				
			教育史Ⅱ		2				
			教育史（概論）		2				
			生涯教育		2				
			生涯学習		2				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職入門	2				全学教職科目	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	2					
			学校経営		2				
			教育行政		2				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学Ⅰ	1					
			教育心理学Ⅱ		1				
		発達心理学		2					
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論Ⅰ	1					
	特別支援教育論Ⅱ			1					
	障害児心理学		2						
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論	2						
	指導、道徳、総合的な学習の時間等に関する科目の指導法及び生徒	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2			10		
		総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1					
		特別活動の指導法	特別活動論	1					
		教育の方法及び技術	教育方法	1					
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育におけるICT活用の理論と実践	1					
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導とキャリア教育	2					
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論	2					
	教育実践に関する科目	教育実習	教育実習指導（小学校・中学校）	1			5	事前事後指導	
			教育実習（小学校・中学校）Ⅰ	2					
教育実習（小学校・中学校）Ⅱ			2						
教職実践演習		教職実践演習	2			2			
本学において必要な最低修得単位数（教育の基礎的理解に関する科目等）合計							27	免許状取得に必要な最低修得単位数（教育の基礎的理解に関する科目等） 小一種免27単位	

注(1) 小学校教諭二種免許状の授与を受ける場合にあっても、本学において必要な最低修得単位数（必修科目を含む）は小一種免のそれと同様である。

(2) 免許状取得に必要な「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数（小一種免27単位、小二種免19単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（小一種免2単位、小二種免2単位）に充てることができる。

別表第4（第3条関係）

大学が独自に設定する科目（全学部全学科・専攻）

免許状の種類 (免許教科)	科目区分	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
			必修	選択			
幼一種免 小一種免 中一種免 (英語) (国語) (社会) (数学)		教育現場学習		2	高免のみ		
		道德教育論		2			
		学校経営と学校図書館		2			
		学校図書館メディアの構成		2			
		学習指導と学校図書館		2			
高一種免 (英語) (フランス語) (スペイン語) (ドイツ語) (中国語) (国語) (地理歴史) (公民) (数学) (情報)					「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は免許状取得に必要な最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」若しくは「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて 幼一種免 14単位 小一種免 2単位 中一種免 4単位 高一種免 12単位 以上を修得すること。		免許状取得に必要な最低修得単位数（大学が独自に設定する科目） 幼一種免14単位、小一種免2単位、中一種免4単位、高一種免12単位

注(1) 免許状取得に必要な「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数（幼一種免16単位、幼二種免12単位、小一種免30単位、小二種免16単位、中一種免28単位、中二種免12単位、高一種免24単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（幼一種免14単位、幼二種免2単位、小一種免2単位、小二種免2単位、中一種免4単位、中二種免4単位、高一種免12単位）に充てることができる。

(2) 免許状取得に必要な「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数（幼一種免21単位、幼二種免17単位、小一種免27単位、小二種免19単位、中一種免27単位、中二種免19単位、高一種免23単位）を超える部分の単位数については、「大学が独自に設定する科目」の単位数（幼一種免14単位、幼二種免2単位、小一種免2単位、小二種免2単位、中一種免4単位、中二種免4単位、高一種免12単位）に充てることができる。

別表第5（第3条関係）

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（外国語学部・日本文化学部・教育福祉学部）

免許状の種類 (免許教科)	免許法施行規則に定める 科目及び単位数		授業科目	単位数		履修上の注意	備考
	授業科目	単位数		必修	選択		
幼一種免 小一種免 中一種免 (英語) (国語) (社会) 高一種免 (英語) (フランス語) (スペイン語) (ドイツ語) (中国語) (国語) (地理歴史) (公民)	日本国憲法	2	日本国憲法	2		卒業に必要な科目を履修し、卒業必修単位を修得すること。	
	体 育	2	スポーツ実践演習	2			
	外国語 コミュニケーション	2	英語Ⅰ		4		
			英語Ⅱ		4		
			Intercultural Seminars in English (英語セミナー)		4		
			フランス語Ⅰ		4		
			フランス語Ⅱ		4		
			スペイン語Ⅰ		4		
			スペイン語Ⅱ		4		
			ポルトガル語Ⅰ		4		
			ポルトガル語Ⅱ		4		
			ドイツ語Ⅰ		4		
			ドイツ語Ⅱ		4		
			中国語Ⅰ		4		
			中国語Ⅱ		4		
			ロシア語Ⅰ		4		
			ロシア語Ⅱ		4		
			韓国朝鮮語Ⅰ		4		
			韓国朝鮮語Ⅱ		4		
	情報機器の操作	2	情報リテラシー メディア情報基礎	2 2		2科目から1科目 2単位選択必修	

(2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（情報科学部）

免許状の種類 (免許教科)	免許法施行規則に定める 科目及び単位数		授業科目	単位数		履修上の注意	備考
	授業科目	単位数		必修	選択		
中一種免 (数学) 高一種免 (数学) (情報)	日本国憲法	2	日本国憲法	2		卒業に必要な科目を履修し、卒業必修単位を修得すること。	
	体 育	2	スポーツ実践演習	2			
	外国語 コミュニケーション	2	英語Ⅰ		4		
			英語Ⅱ		4		
			フランス語Ⅰ		4		
			フランス語Ⅱ		4		
			スペイン語Ⅰ		4		
			スペイン語Ⅱ		4		
			ポルトガル語Ⅰ		4		
			ポルトガル語Ⅱ		4		
			ドイツ語Ⅰ		4		
			ドイツ語Ⅱ		4		
			中国語Ⅰ		4		
			中国語Ⅱ		4		
			ロシア語Ⅰ		4		
			ロシア語Ⅱ		4		
			韓国朝鮮語Ⅰ		4		
			韓国朝鮮語Ⅱ		4		
	情報機器の操作	2	コンピュータリテラシ	2			

別表第6（第3条関係）

(1) 教科及び教職に関する科目（国際文化研究科国際文化専攻）中専免・高専免（英語）

免許状の種類 （免許教科）	科目区分	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
			必修	選択			
中専免 （英語） 高専免 （英語）	教科及び教科の指導 法に関する科目	現代英語学研究		4	選択科目から24単位 以上を修得すること。	24	
		歴史英語学研究		4			
		イギリス文学・文化研究		4			
		アメリカ文学・文化研究		4			
		英米政治経済研究		4			
		英米歴史社会研究		4			
		通訳演習（英・日）		4			
		翻訳演習（英・日）		4			
		英語表現演習		4			
		英語教育学研究		2			

注(1) 中学校一種免許状（英語）及び高等学校一種免許状（英語）授与の所要資格を有する者に限る。

(2) 修得した科目の単位数は、専修免許状取得に必要な「大学が独自に設定した科目」の単位数（24単位）に充てることができる。

(2) 教科及び教職に関する科目（国際文化研究科日本文化専攻）中専免・高専免（国語）

免許状の種類 （免許教科）	科目区分	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
			必修	選択			
中専免 （国語） 高専免 （国語）	教科及び教科の指 導法に関する科目	日本語音韻・表記研究Ⅰ		2	選択科目から24単位 以上を修得すること。	24	
		日本語音韻・表記研究Ⅱ		2			
		日本語文法研究Ⅰ		2			
		日本語文法研究Ⅱ		2			
		日本語表現研究Ⅰ		2			
		日本語表現研究Ⅱ		2			
		日本古代文学研究Ⅰ		2			
		日本古代文学研究Ⅱ		2			
		日本中世文学研究（韻文・思想）Ⅰ		2			
		日本中世文学研究（韻文・思想）Ⅱ		2			
		日本中世文学研究（散文・伝承）Ⅰ		2			
		日本中世文学研究（散文・伝承）Ⅱ		2			
		日本近世文学研究Ⅰ		2			
		日本近世文学研究Ⅱ		2			
		日本近代文学研究Ⅰ		2			
		日本近代文学研究Ⅱ		2			
		日本近現代文学研究Ⅰ		2			
		日本近現代文学研究Ⅱ		2			
		漢文学研究（文学・思想・史学）Ⅰ		2			
		漢文学研究（文学・思想・史学）Ⅱ		2			

注(1) 中学校一種免許状（国語）及び高等学校一種免許状（国語）授与の所要資格を有する者に限る。

(2) 修得した科目の単位数は、専修免許状取得に必要な「大学が独自に設定した科目」の単位数（24単位）に充てることができる。

(3) 教科及び教職に関する科目（国際文化研究科日本文化専攻）中専免（社会）・高専免（地理歴史）

免許状の種類 （免許教科）	科目区分	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
			必修	選択			
中専免 （社会） 高専免 （地理歴史）	教科及び教科の指 導法に関する科目	日本古代史研究Ⅰ		2	選択科目から24単位 以上を修得すること。	24	
		日本古代史研究Ⅱ		2			
		日本中世史研究Ⅰ		2			
		日本中世史研究Ⅱ		2			
		日本近世史研究Ⅰ		2			
		日本近世史研究Ⅱ		2			
		日本近現代史研究Ⅰ		2			
		日本近現代史研究Ⅱ		2			
		日本考古学研究Ⅰ		2			
		日本考古学研究Ⅱ		2			
		日本地域研究Ⅰ		2			
		日本地域研究Ⅱ		2			
		日本地域史研究Ⅰ		2			
		日本地域史研究Ⅱ		2			
		日本法政治研究Ⅰ		2			
		日本法政治研究Ⅱ		2			
		日本社会研究Ⅰ		2			
		日本社会研究Ⅱ		2			
		日本思想史研究Ⅰ		2			
		日本思想史研究Ⅱ		2			

注(1) 中学校一種免許状（社会）及び高等学校一種免許状（地理歴史）授与の所要資格を有する者に限る。

(2) 修得した科目の単位数は、専修免許状取得に必要な「大学が独自に設定した科目」の単位数（24単位）に充てることができる。

(4) 教科及び教職に関する科目（人間発達学研究科人間発達学専攻）幼専免

免許状の種類	科目区分	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得単位数	備考
			必修	選択			
幼専免	領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康発達科学特講		4	選択科目から24単位以上を修得すること。	24	
		健康運動論特講		4			
	教育の基礎的理解に関する科目	幼児教育学特講		4			
		教育方法学特講		4			
		教育史学特講		4			
		特別支援教育特講		4			
		学校経営論特講		4			
		発達心理学特講		4			
		教育心理学特講		4			
		発達援助学特講		4			

注(1) 幼稚園教諭一種免許状授与の所要資格を有する者に限る。

(2) 修得した科目の単位数は、専修免許状取得に必要な「大学が独自に設定した科目」の単位数（24単位）に充てることができる。

(5) 教科及び教職に関する科目（人間発達学研究科人間発達学専攻）小専免

免許状の種類	科目区分	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得単位数	備考
			必修	選択			
小専免	教科及び教科の指導法に関する科目	健康発達科学特講		4	選択科目から24単位以上を修得すること。	24	
		健康運動論特講		4			
		社会科教育論特講		4			
		理科教育論特講		4			
		音楽科教育論特講		4			
		美術科教育論特講		4			
		体育科教育論特講		4			
	教育の基礎的理解に関する科目	教育方法学特講		4			
		社会教育学特講		4			
		教育史学特講		4			
		学校経営論特講		4			
		特別支援教育特講		4			
		発達心理学特講		4			
		学校心理学特講		4			
		教育心理学特講		4			

注(1) 小学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者に限る。

(2) 修得した科目の単位数は、専修免許状取得に必要な「大学が独自に設定した科目」の単位数（24単位）に充てることができる。

(6) 教科及び教職に関する科目（人間発達学研究科人間発達学専攻）高専免（公民）

免許状の種類 (免許教科)	科目区分	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得単位数	備考
			必修	選択			
高専免 (公民)	教科及び教科の指導法に関する科目	臨床心理学特講		4	選択科目から24単位以上を修得すること。	24	
		子ども家庭福祉論特講		4			
		地域社会学特講		4			
		多文化社会論特講		4			
		地域福祉論特講		4			
		精神医療史特講		4			
		公共政策論特講		4			

注(1) 高等学校一種免許状(公民)授与の所要資格を有する者に限る。

(2) 修得した科目の単位数は、専修免許状取得に必要な「大学が独自に設定した科目」の単位数（24単位）に充てることができる。

(7) 教科及び教職に関する科目（情報科学研究科情報システム専攻）高専免（情報）

免許状の種類 (免許教科)	科目区分	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
			必修	選択			
高専免 (情報)	教科及び教科の指 導法に関する科目	離散数学特論		2	選択科目から24単位 以上を修得すること。	24	共通科目
		システム設計・評価特論		2			共通科目
		分散協調アルゴリズム特論		2			共通科目
		知的通信システム特論		2			共通科目
		計算機アーキテクチャ特論		2			共通科目
		ソフトウェア工学特論		2			共通科目
		コンカレントシステム特論		2			共通科目
		確率統計解析特論		2			
		機械学習特論		2			
		通信システム構成特論		2			
		ネットワークシステム特論		2			
		ネットワークセキュリティ特論		2			
		ソフトウェアアーキテクチャ		2			
		正当性検証と妥当性確認		2			
		情報科学演習Ⅰ		2			
		情報科学演習Ⅱ		2			
		情報科学演習Ⅲ		2			

注(1) 高等学校一種免許状(情報)授与の所要資格を有する者に限る。

(2) 修得した科目の単位数は、専修免許状取得に必要な「大学が独自に設定した科目」の単位数（24単位）に充てることができる。

(8) 教科及び教職に関する科目（情報科学研究科メディア情報専攻）高専免（情報）

免許状の種類 (免許教科)	科目区分	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
			必修	選択			
高専免 (情報)	教科及び教科の指 導法に関する科目	離散数学特論		2	選択科目から24単位 以上を修得すること。	24	共通科目
		システム設計・評価特論		2			共通科目
		分散協調アルゴリズム特論		2			共通科目
		知的通信システム特論		2			共通科目
		計算機アーキテクチャ特論		2			共通科目
		ソフトウェア工学特論		2			共通科目
		音響情報特論		2			
		離散事象システム特論		2			
		情報教育システム特論		2			
		視覚情報特論		2			
		生体センシング特論		2			
		認知情報特論		2			
		情報科学演習Ⅰ		2			
		情報科学演習Ⅱ		2			
		情報科学演習Ⅲ		2			

注(1) 高等学校一種免許状(情報)授与の所要資格を有する者に限る。

(2) 修得した科目の単位数は、専修免許状取得に必要な「大学が独自に設定した科目」の単位数（24単位）に充てることができる。

(9) 教科及び教職に関する科目（情報科学研究科システム科学専攻）高専免（情報）

免許状の種類 (免許教科)	科目区分	授業科目	単位数		履修上の注意	最低修得 単位数	備考
			必修	選択			
高専免 (情報)	教科及び教科の指 導法に関する科目	離散数学特論		2	選択科目から24単位 以上を修得すること。	24	共通科目
		システム設計・評価特論		2			共通科目
		分散協調アルゴリズム特論		2			共通科目
		知的通信システム特論		2			共通科目
		計算機アーキテクチャ特論		2			共通科目
		ソフトウェア工学特論		2			共通科目
		複雑系シミュレーション特論		2			
		地域環境解析特論		2			
		組込みシステム特論		2			
		応用数値解析特論		2			
		神経情報特論		2			
		生体機能特論		2			
		医用情報特論		2			
		情報科学演習Ⅰ		2			
		情報科学演習Ⅱ		2			
		情報科学演習Ⅲ		2			

注(1) 高等学校一種免許状(情報)授与の所要資格を有する者に限る。

(2) 修得した科目の単位数は、専修免許状取得に必要な「大学が独自に設定した科目」の単位数（24単位）に充てることができる。

教育職員養成課程の手引き

1 はじめに

教職課程の始まりは、1年次に開講される「教職入門」（必須）です。教育職員免許状を取得しようとする学生は、まずこの科目を受講してください。

2 年次予定

	項目	実施年次	内容	備考
①	教職課程全般	全学年（4月初旬）	履修相談会 教職課程ガイダンス	
			履修カルテ説明会	※教育発達学科は別途学科の指示に従うこと。
②	教育実習 （小・中・高等学校）	3年次（4月）	第1回教育実習ガイダンス （第1次申請）	※全てのガイダンスに必ず出席すること（欠席の場合、教育実習は実施できません）。
		3年次（10月）	第2回教育実習ガイダンス （第2次申請）	
		卒業年次（4月）	第3回教育実習ガイダンス （事前ガイダンス）	※幼稚園実習については別日程で実施します。
		卒業年次（6月・10月）	教育実習実施	
③	介護等 体験	教発以外	2年次（10月）	※小・中免許取得希望者必須 ※社会福祉施設5日間＋特別支援学校2日間＝計7日間実施 ※指定期限内に必ず申込みすること（申込みしない場合、介護等体験は実施できません）。 ※介護等体験実施費用が必要です。
		教発	1年次（10月）	
		教発以外	3年次（7月）	
		教発	2年次（7月）	
		教発以外	3年次（8～1月頃）	
		教発	2年次（8～1月頃）	
④	免許状一括申請	卒業年次（6～7月頃）	第1次申請	※指定期限内に必ず申請すること（申請しない場合、個人申請となります）。
		卒業年次（11～12月頃）	第2次申請	
		卒業式	免許状交付	

3 教育実習申込みの条件（第2次申請時）

（1）必要な単位数等（※2022年度以降の入学生から適用する。）

＜中学校・高校実習（中学校・高校免許状取得希望者）＞

3年次前期終了時（第2次申請時）に以下A、Bの条件を満たしているものとする。

A) 教科及び教科の指導法に関する科目を12単位以上修得していること

※教育実習を行う教科の「教科教育法」（2単位）を含むこと

ただし、中学校免許（英語）取得希望の場合は、「教科教育法（英語）」（4単位）を含むこと

※英語で教育実習を希望する場合、以下①②をいずれも含むこと

①「Academic Writing I」（1単位）

②「Research & Discussion I」（1単位）又は「Presentation」（1単位）

B) 教育の基礎的理解に関する科目等を8単位以上修得していること

※「教職入門」（2単位）〔中高免許用科目〕を含むこと

※「英語で教育実習を希望する場合」には、「英語以外の外国語」の教員免許状を取得するために「英語」で教育実習を行う場合を含む。

※複数教科の免許状取得を希望する場合、少なくとも実習を行う教科について上記条件を満たすこと。

＜小学校実習（小学校免許状取得希望者）＞

3年次前期終了時（第2次申請時）に以下A、Bの条件を満たしているものとする。

A) 教科及び教科の指導法に関する科目を12単位以上修得していること

※各教科の指導法「〇〇科指導論」（4単位）を含むこと

B) 教育の基礎的理解に関する科目等を6単位以上修得していること

※「教職入門」（2単位）〔小免のみの場合は教育発達学科開設科目を履修〕を含むこと

(2) その他

情報科学部所属の学生については、「情報科学セミナー」の履修が認められた者に限る。
幼稚園実習については、「保育士資格・幼稚園教諭免許状取得のための実習のてびき」を参照すること。

4 「教育実習Ⅰ・Ⅱ」履修の条件

(1) 必要な単位数等

3年次後期終了時（実習の前年度）に次の条件を満たしているものとする。

◆所属学科・専攻における教育実習面談を受け、教育実習生として大学の推薦を受けた者であること

(2) その他

情報科学部所属の学生については、「卒業研究」の履修が認められた者に限る。
幼稚園実習については、「保育士資格・幼稚園教諭免許状取得のための実習のてびき」を参照すること。

5 留学する場合の注意点

留学の時期

留学をする場合、実習を行う年度の4月（前期）までには復学していなければなりません。

実習年度前期の「教育実習指導」の履修が実習実施の条件となるため、留学するにあたっては綿密に計画を立ててください。

※幼稚園実習については実習時期が異なるため、別途担当教員に相談してください。

留学中の教育実習・介護等体験申込み手続き

留学中も、教育実習・介護等体験の申込みや各種書類の提出を行う必要があります。留学の時期により必要な手続きが異なるため、留学前に必ず学務課（教職担当）に相談してください。

6 教育実習の期間

	免許状の種類	実習期間
①	幼稚園のみ	幼稚園2週間（3年後期）＋ 幼稚園2週間（4年前期）
②	小学校のみ	小学校3週間（4年前期か後期）
③	小学校＋中学校	小学校3週間（4年前期か後期）または 中学校3週間（4年前期か後期）
④	小学校＋中学校＋高校	小学校3週間（4年前期か後期）＋ 中学校3週間（4年前期か後期）
⑤	中学校のみ	中学校3週間（4年前期か後期）
⑥	高校のみ	高校2週間（4年前期か後期）
⑦	中学校＋高校	次のア～ウのいずれか。 ア) 中学校3週間（4年前期か後期） イ) 中学校2週間（4年前期か後期）＋ 高校2週間（4年前期か後期） ウ) 高校3週間（4年前期か後期）

※ 上記以外のケースは、個別に相談すること。

※ 幼稚園免許に加えて保育士資格の取得を希望する者は、幼稚園実習に加えて保育士資格取得のために6週間実習が必要です。

※ 1年間で2つの実習が必要な場合、前期と後期で1つずつ実習を行うことになります。

7 教職に関する科目の履修注意点

- ①学年配当に従ってください。
②学部配当に従ってください。

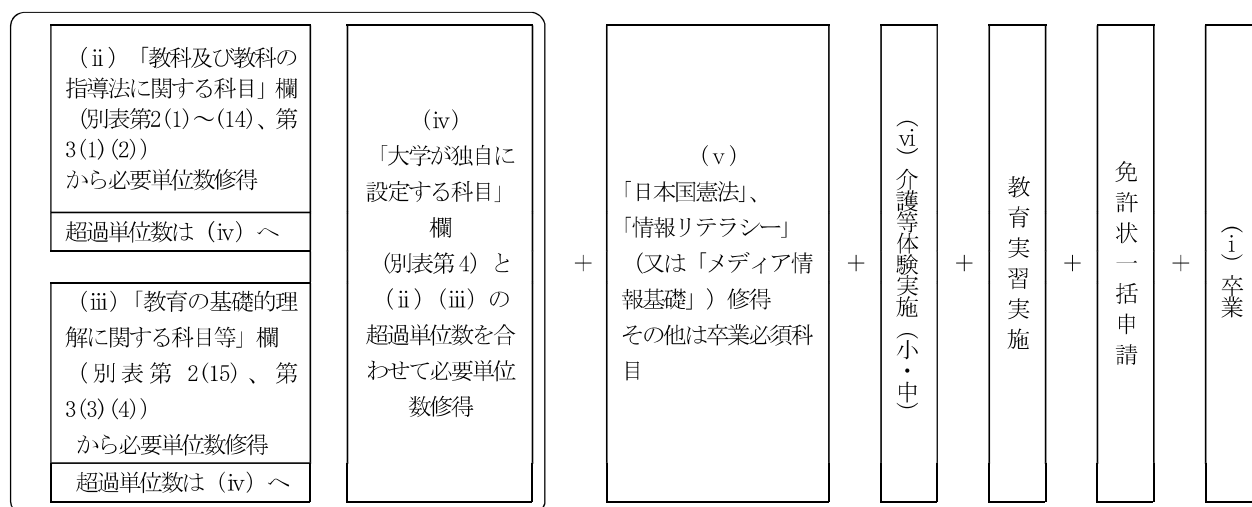
8 履修カルテの作成

教職課程を履修する学生は、教職に関する科目の履修状況を自分で管理・評価できるようにするため、入学時から卒業するまで「履修カルテ」を作成する必要があります。

9 法令で定められる免許状取得に必要な最低修得単位数等

免許の種類	(i) 基礎資格	(ii) 教科及び教科の指導法に関する科目	(iii) 教育の基礎的理解に関する科目等	(iv) 大学が独自に設定する科目	(v) 施行規則66条の6に定める科目				(vi) 介護等体験 社会福祉施設5日 特別支援学校2日 計7日間
					日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	情報機器の操作	
幼稚園一種	学士	16	21	14	2	2	2	2	不要
小学校一種	学士	30	27	2					必須
中学校一種	学士	28	27	4					
高校一種	学士	24	23	12					不要

免許取得イメージ



免許状取得参考例

中学校一種免許状（英語）と 高校一種免許状（英語）を取得する場合

(ii)	教科及び教科の指導法に関する科目	必修単位、選択必修単位、各科目区分の最低修得単位を修得して合計28単位修得（中学校免許状用28単位、高校免許状用24単位修得となる）
(iii)	教育の基礎的理解に関する科目等	中学校免許状用で必修単位、選択必修単位、各科目区分の最低修得単位を修得して合計27単位修得（中学校免許状用27単位、高校免許状用23単位（超過分の4単位は (iv) の「大学が独自に設定する科目」に充当）修得となる）
(iv)	大学が独自に設定する科目	「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」の選択科目（上記 (ii) (iii) で修得した科目以外）から8単位修得（中学校免許状用4単位、高校免許状用12単位（8単位+ (iii) の超過分4単位）修得となる）
(v)	施行規則66条の6に定める科目	「日本国憲法」、「情報リテラシー」（又は「メディア情報基礎」）を修得（「体育」「外国語コミュニケーション」については卒業必修単位）
(vi)	介護等体験	社会福祉施設5日間＋特別支援学校2日間＝計7日間実施
	教育実習	「中学校3週間」又は「中学校2週間＋高校2週間」又は「高校3週間」実習実施
	免許状一括申請	卒業年次の6月～7月頃に第1次申請、11月～12月頃に第2次申請
(i)	卒業	卒業式の日免許状交付

学校図書館司書教諭課程履修規程

第1条 本学学則第43条の規定により、本学の学生で学校図書館司書教諭（以下「司書教諭」という。）資格の取得を希望する者の履修科目及び履修方法は、学校図書館法（昭和28年法律第185号）及び学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）によるほか、この規程による。

第2条 司書教諭課程の授業科目を履修できる者は、小学校、中学校又は高等学校の教育職員免許状の取得に関する授業科目を履修している者に限る。

第3条 小学校、中学校又は高等学校の教育職員免許状を得た者で、別表に定めるすべての授業科目の単位を修得した者に対し、司書教諭単位修得証明書を発行することができる。

第4条 この課程の授業科目の履修により修得した単位は、卒業単位に算入しない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表

授業科目	設置年次及び単位					必修単位
	I	II	III	IV	計	
学校経営と学校図書館			2		2	2
学校図書館メディアの構成			2		2	2
学習指導と学校図書館			2		2	2
読書と豊かな人間性			2		2	2
情報メディアの活用			2		2	2
計					10	10

日本語教員課程履修規程

第1条 愛知県立大学学則第43条の規定に基づき、本学の外国語学部、日本文化学部、教育福祉学部の学生で日本語教員課程の履修を希望する者の履修科目及び履修方法は、この規程による。

第2条 日本語教員課程を修了するためには、別表1に従い、言語と教育12単位、言語14単位、言語と社会4単位、言語と心理2単位、社会・文化・地域2単位を含む計36単位以上を修得し、卒業しなければならない。それぞれの科目区分に相当する科目については別表2に定める。

第3条 この課程の授業科目の履修により修得した単位のうち、各学部履修規程により当該学科の授業科目と同一の場合は、卒業単位に算入する。

第4条 日本語教育実習を履修するには、科目区分「言語と教育」から「日本語教育実習」を除いた8単位、および、科目区分「言語」と「言語と社会」からあわせて10単位以上の修得が必要である。

附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年7月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の日本語教員課程履修規程（以下「新規程」という。）別表2の規定は、平成25年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成25年3月31日に在学するものについては、なお従前の例による。ただし、新規程別表2中の「日本語教育実習」については、平成21年度以降の入学者から適用する。
- 3 平成25年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表2の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の日本語教員課程履修規程（以下「新規程」という。）は、平成29年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成29年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の日本語教員課程履修規程（以下「新規程」という。）は、平成31年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成31年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の日本語教員課程履修規程（以下「新規程」という。）は、令和2年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和2年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の日本語教員課程履修規程（以下「新規程」という。）は、令和4年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表 1

科目区分	必修単位
言語と教育	12
言語	14
言語と社会	4
言語と心理	2
社会・文化・地域	2
合 計	36

別表 2

科目区分	必修単位	科目名	設置単位	科目開設学部・学科・専攻
言語と教育	8	共通各論(日本語教育教材論)	4	外国語学部:学部共通
		共通各論(日本語教授法)	4	
	4	日本語教育実習	6	日本語教員課程
言語	8	共通各論(日本語学)	4	外国語学部:学部共通
		共通各論(日本語文法論)	4	
		共通各論(日本語音声学)	2	
	6	言語研究入門	4	外国語学部:学部共通
		共通各論(音声学)	4	
		共通各論(言語学)	4 ※1	
		言語学	4 ※2	国語国文学科
		国語史		
		国語学特殊講義		
		国語学各論		
言語と社会	4	研究各論(民族言語研究)	2	国際関係学科
		研究各論(社会言語学)	2	フランス語圏専攻・スペイン語圏専攻 ドイツ語圏専攻・国際関係学科
		研究各論(多言語社会研究)	4	
言語と心理	2	研究各論(異文化コミュニケーション)	4	フランス語圏専攻・ドイツ語圏専攻 国際関係学科
		多文化社会とコミュニケーション	2	教養教育
		発達心理学	2	教育福祉学部:学部共通
		子ども家庭支援の心理学	2	
		子ども家庭支援論	2	教育発達学科
社会・文化・地域	2	研究各論(多文化共生論)	4	フランス語圏専攻・スペイン語圏専攻 ドイツ語圏専攻・国際関係学科
		研究各論(国際協力)	2	
		研究各論(地域社会論)	2	
		日本文化史Ⅰ	2	日本文化学部:学部共通
		日本文化史Ⅱ	2	
		現代日本社会論	4	歴史文化学科
		比較社会論	2	
		地域社会学	4	
		地域社会学Ⅰ	2	社会福祉学科
		地域社会学Ⅱ	2	
		子ども発達支援論	2	
		多文化社会論	2	
計	36		90	

※1 「共通各論(言語学)」と「言語学」の両方を履修することはできない。

※2 「国語史」、「国語学特殊講義」、「国語学各論」の3科目のうち4単位までは、日本語教員課程の修了必修単位に算入することができる。

学芸員課程履修規程

第1条 愛知県立大学学則第43条の規定に基づき、日本文化学部歴史文化学科の学生で学芸員の資格を得ようとする者の履修科目及び履修方法については、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）によるほか、この規程の定めるところによる。

第2条 学芸員資格を取得するためには、別表に定める全ての必修科目の単位及び選択科目から12単位以上を修得し、卒業しなければならない。

第3条 この課程の授業科目の履修により修得した単位のうち、日本文化学部履修規程による授業科目と同一の授業科目の単位は、卒業単位に算入する。

第4条 第1条に規定する学科以外の学生は、同条による学生の履修に支障のない範囲において、第2条に規定する履修方法により取得することができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

～途中略～

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の学芸員課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、令和4年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 令和4年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

別 表

（必修科目）

法律で定める科目	単 位	本学の開設科目	単 位
生涯学習概論	2	生涯教育*	2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	2	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2
博物館展示論	2	博物館展示論	2
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2
博物館教育論	2	博物館教育論	2
博物館実習	3	博物館実習（事前事後指導）	2
		博物館実習	1

* 他学部科目

（選択科目**）

本学の開設科目名	単 位
日本文化史Ⅰ	2
日本文化史Ⅱ	2
日本美術史	4
日本考古学	4
日本民俗学	2
歴史文化資料学（歴史）Ⅰ	2
歴史文化資料学（歴史）Ⅱ	2
歴史文化資料学（文化）Ⅰ	2
歴史文化資料学（文化）Ⅱ	2
歴史文化資料学（社会）Ⅰ	2
歴史文化資料学（社会）Ⅱ	2
近世文書演習	4
古代・中世文書演習	4
資料調査法	4
文化人類学総論	4
文化交流史	2
国文学史（上代・中古）***	2
国文学史（中古・中世）***	2
国文学史（中世・近世）***	2
国文学史（近世・近代）***	2

** 上記から12単位以上を修得する。

*** 他学科科目

保育士養成課程履修規程

第 1 条 愛知県立大学学則第 43 条の規定に基づき、本学の教育福祉学部教育発達学科の学生で、保育士資格の取得を希望する者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び児童福祉法施行細則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）によるほか、この規程により履修しなければならない。

第 2 条 保育士資格を取得するためには、別表に定める単位を修得し、当該学科を卒業しなければならない。ただし、在学中に他の指定保育士養成施設において履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について取得した単位を、30 単位を超えない範囲で当該教科目に相当するものとみなし、単位を認定することができる。

第 3 条 この課程の授業科目の履修により修得した単位のうち、教育福祉学部履修規程により教育発達学科の授業科目と同一の場合は、卒業単位に算入する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

～ 途中略 ～

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成 23 年度以降の入学（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成 23 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 23 年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成 25 年度以降の入学（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成 25 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 25 年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成 26 年度以降の入学（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成 26 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 26 年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成 31 年度以降の入学（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成 31 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成 31 年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、令和 3 年度以降の入学（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和 3 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和 3 年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の保育士養成課程履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、令和 4 年度以降の入学（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和 4 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和 4 年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表

(必修科目)

系列	厚生労働省告示教科目	本学開設科目	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理(講義)	保育原理	2
	教育原理(講義)	教育原理	2
	子ども家庭福祉(講義)	子ども家庭福祉論Ⅰ	2
	社会福祉(講義)	社会福祉学概論Ⅰ	2
	子ども家庭支援論(講義)	子ども家庭支援論	2
	社会的養護Ⅰ(講義)	社会的養護	2
	保育者論(講義)	教職入門	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学(講義)	発達心理学	2
	子ども家庭支援の心理学(講義)	子ども家庭支援の心理学	2
	子どもの理解と援助(演習)	教育心理学Ⅰ	1
		教育心理学Ⅱ	1
	子どもの保健(講義)	子どもの保健	2
	子どもの食と栄養(演習)	子どもの食と栄養	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価(講義)	保育・教育課程論Ⅰ	2
	保育内容総論(演習)	保育・教育課程論Ⅱ	2
	保育内容演習(演習)	保育内容論(健康)	2
		保育内容論(人間関係)	2
		保育内容論(環境)	2
		保育内容論(言葉)	2
		保育内容論(表現)	2
		音楽(実技A)	1
	保育内容の理解と方法(演習)	図画工作(実技A)	1
		図画工作(実技B)	1
		体育(実技A)	1
		国語	2
	乳児保育Ⅰ(講義)	乳児保育Ⅰ	2
	乳児保育Ⅱ(演習)	乳児保育Ⅱ	2
	子どもの健康と安全(演習)	子どもの健康と安全	2
	障害児保育(演習)	障害児保育	2
	社会的養護Ⅱ(演習)	社会的養護内容	2
	子育て支援(演習)	幼児理解と相談支援	2
保育実習	保育実習Ⅰ(実習)	保育実習Ⅰ(保育所)	2
		保育実習Ⅰ(施設)	2
	保育実習指導Ⅰ(演習)	保育実習指導Ⅰ	2
総合演習	保育実践演習(演習)	保育・教職実践演習(幼)	2
計			64

(選択科目)

系列	本学開設科目	単位数	最低修得単位数
保育の本質・目的に関する科目	社会福祉学概論Ⅱ	2	6
	教育制度論	2	
	特別支援教育論Ⅰ	1	
	特別支援教育論Ⅱ	1	
保育の対象の理解に関する科目	障害児心理学	2	
	教育相談論	2	
保育の内容・方法に関する科目	幼児教育方法論	2	2
	児童文学論	2	
	音楽(実技B)	1	
	体育(実技B)	1	
保育実習	保育実習Ⅱ(保育所)	2	
	保育実習Ⅱ(施設)	2	
	保育実習指導Ⅱ(保育所)	1	1
	保育実習指導Ⅱ(施設)	1	1
		22	9

(教養科目)

系列	本学開設科目	単位数	最低修得単位数
教養科目	外国語、体育以外の科目	自然科学・現代社会	4
		現代物理学	
		芸術鑑賞入門	
		日本国憲法	
		社会福祉入門	
	外国語(演習)	心理学入門	2
		英語Ⅰ	
	体育(講義)	生涯スポーツ論	2
	体育(実技)	健康とからだの科学	
		スポーツ実践演習	1

備考 上記の科目を含んで、卒業必修単位を修得すること。

社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程

- 第1条** 愛知県立大学学則第43条の規定に基づき、本学の教育福祉学部社会福祉学科の学生で、社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年3月24日文科省・厚生労働省令第3号）によるほか、この規程により履修しなければならない。
- 第2条** 社会福祉士国家試験受験資格を取得するためには、別表に定める単位を修得し、当該学科を卒業しなければならない。
- 第3条** この課程の授業科目の履修により修得した単位は、卒業単位に算入する。
- 第4条** ソーシャルワーク実習の単位を取得するためには、240時間以上の実習を行わなければならない。
- 2 単位の計算は、前項の規定する時間の実習をもって6単位とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

～ 途中略 ～

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規規程」という。）別表の規定は、平成31年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 平成31年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規規程」という。）別表の規定は、令和3年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規規程」という。）別表の規定は、令和4年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表

厚生労働省指定科目	本学開設科目	必修 単位
医学概論	医学概論	2
心理学と心理的支援	心理学概論Ⅰ *1	2
	臨床心理学Ⅰ } *2	2
	発達心理学 } *2	2
社会学と社会システム	地域社会学Ⅰ	2
	家族社会学Ⅰ	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉学概論Ⅰ	2
	社会福祉学概論Ⅱ	2
社会福祉調査の基礎	社会調査法Ⅰ	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク論ⅠA	2
ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	ソーシャルワーク論ⅠB	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅱ	4
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	ソーシャルワーク論Ⅲ	4
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論	4
福祉サービスの組織と経営	社会福祉運営管理論	2
社会保障	社会保障論	4
高齢者福祉	高齢者福祉論Ⅰ	2
障害者福祉	障害者福祉論	2
児童・家庭福祉	子ども家庭福祉論Ⅰ	2
貧困に対する支援	公的扶助論	2
保健医療と福祉	保健医療福祉論	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	2
刑事司法と福祉	司法福祉論	2
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2
ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習Ⅱ	4
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	4
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	2
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	4
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	4

備考

- 1) *1・*2のうち、「心理学概論Ⅰ」または「臨床心理学Ⅰ、発達心理学の2科目」のいずれか1つを選択して履修すれば、受験資格が得られる。
- 2) 他の学校等において履修した科目を本学における科目の履修に代える場合、ソーシャルワーク実習指導とソーシャルワーク実習については一体不可分のものとして取り扱う。

精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程

第1条 愛知県立大学学則第43条の規定に基づき、本学の教育福祉学部社会福祉学科の学生で、精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、精神保健福祉士法（平成9年12月19日法律第131号）、精神保健福祉士法施行規則（平成10年1月30日厚生省令第11号）及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年8月5日文部科学省・厚生労働省令第3号）によるほか、この規程により履修しなければならない。

第2条 精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するためには、別表に定める単位を修得し、当該学科を卒業しなければならない。

第3条 この課程の授業科目の履修により修得した単位は、卒業単位に算入する。

第4条 精神保健福祉実習の単位を取得するためには、精神科病院等の医療機関及び障害者福祉サービス事業を行うその他実習施設等、機能の異なる2以上の実習施設において、計210時間以上（そのうち、精神科病院等の医療機関において90時間以上）の実習を行わなければならない。ただし、ソーシャルワーク実習を履修し、その単位を修得したものについては、60時間を上限として精神科病院等の医療機関以外の実習の免除を受けることができる。

2 単位の計算は、前項の規定する時間の実習をもって4単位とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

～途中略～

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成31年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成31年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の精神保健福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、令和3年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 令和3年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表

厚生労働省指定科目	本学開設科目	必修 単位
医学概論	医学概論	2
心理学と心理的支援	心理学概論Ⅰ *1	2
	臨床心理学Ⅰ	2
	発達心理学	2
社会学と社会システム	地域社会学Ⅰ	2
	家族社会学Ⅰ	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉学概論Ⅰ	2
	社会福祉学概論Ⅱ	2
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論	4
社会保障	社会保障論	4
障害者福祉	障害者福祉論	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	2
刑事司法と福祉	司法福祉論	2
社会福祉調査の基礎	社会調査法Ⅰ	2
精神医学と精神医療	精神医学	4
現代の精神保健の課題と支援	精神保健学	4
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク論ⅠA	2
精神保健福祉の原理	精神保健福祉原論	4
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅱ	4
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	精神保健福祉支援論	4
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	2
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	4
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	4
ソーシャルワーク演習(専門)	精神保健福祉演習	6
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉実習指導	6
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉実習 *3	4

備考

- 1) *1・*2のうち、「心理学概論Ⅰ」、「臨床心理学Ⅰ」、「発達心理学」の2科目のいずれか1つを選択して履修すれば、受験資格が得られる。
- 2) *3「精神保健福祉実習」の履修は、既に「ソーシャルワーク実習」を履修した者に限る。

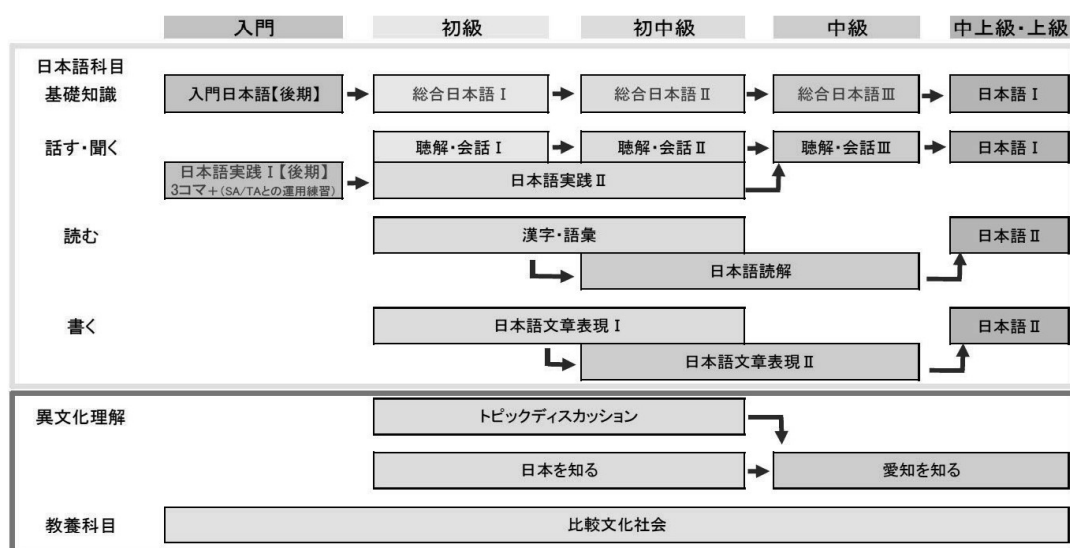
学術交流協定大学留学生対象科目

本学が学術交流協定を締結している外国大学（「留学・国際交流」参照）から受入れた留学生が履修する科目及び単位数は、別表の定めるところによる。

別 表

科目区分	授業科目	単位数	
日本語科目	総合日本語Ⅰ	2	備考：学術交流協定大学留学生対象科目とは、学術交流協定を締結している外国の大学から受け入れた留学生が履修することができる科目をいう。 「日本語科目」の各科目は、前期・後期各1単位を履修することができる。 ただし、「入門日本語」「日本語実践Ⅰ」は、前期・後期いずれかの学期のみ履修することができる。 「異文化理解科目」の各科目は、前期・後期各2単位を履修することができる。
	総合日本語Ⅱ	2	
	総合日本語Ⅲ	2	
	聴解・会話Ⅰ	2	
	聴解・会話Ⅱ	2	
	聴解・会話Ⅲ	2	
	入門日本語	1	
	日本語実践Ⅰ	2	
	日本語実践Ⅱ	2	
	日本語文章表現Ⅰ	2	
	日本語文章表現Ⅱ	2	
	語彙・漢字	2	
	日本語読解	2	
異文化理解科目	トピックディスカッション	4	
	日本を知る	4	
	愛知を知る	4	

交換留学生の県大での学びマップ(カリキュラム・フロー)



グローバル実践教育プログラム履修規程

第1条 愛知県立大学学則第43条の規定に基づき、本学の外国語学部、日本文化学部、教育福祉学部、看護学部、情報科学部の学生でグローバル実践教育プログラムの履修を希望する者の履修科目及び履修方法は、この規程による。

第2条 グローバル実践教育プログラムを修了するためには、別表1に従い20単位以上を修得し、別表2の外国語到達目標レベルを満たさなければならない。

第3条 このプログラムの授業科目の履修により修得した単位のうち、各学部履修規程により当該学科の授業科目と同一の場合は、卒業単位に算入する。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

別表1 グローバル実践教育プログラム

	開講科目	設置 単位	必修 単位
A・ 国際 教養	愛知の文化遺産	2	2
	日本の歴史と文化	2	
	アジアの歴史と文化	2	
	ヨーロッパの歴史と文化	2	2
	北アメリカの歴史と文化	2	
	中南米の歴史と文化	2	
	アフリカの歴史と文化	2	
	現代社会の諸問題	2	
	エリアスタディーズ総論	2	
B・ プレゼン テーション スキル	Intercultural Seminars in English (英語セミナー) *	4	2
	Seminários interculturais em português (ポルトガル語セミナー) *	4	
	Séminaires interculturels en français (フランス語セミナー) *	2	
	Seminarios interculturales en español (スペイン語セミナー) *	2	
	Interkulturelle Seminare Deutsch (ドイツ語セミナー) *	2	
	跨文化汉语研讨班 (中国語セミナー) *	2	
	県大教養ゼミナール	4	2
C・ 情報リテ ラシー	情報リテラシー	2	2
	メディア情報基礎	2	
	高度情報社会の理解	2	
	データサイエンスへの招待ー実践編	2	
D・ 広義の コミュニ ケーション 能力	多文化社会とコミュニケーション	2	2
	キャリア実践	2	
	日本語表現法	2	
E・ 異文化 適応能力	Global Vision Talks	2	2
	Japan Seen from Outside	2	
	Japan's Interactions with Other Cultures	2	
	教養外国語ショートプログラム	2	
	教養留学修得科目	6	
F・ 課題 発見・ 解決力	ものづくりの現状と課題	2	2
	グローバル社会の諸問題	2	
	いのちと防災の科学	2	
	県大エッセンシャル	2	
G・ マネジメ ント能力	インターンシップ実践	2	2
	キャリア展望ー生き抜く力ー	2	
H・ 外国語 能力	英語 II	4	2
	Intercultural Seminars in English (英語セミナー) *	4	
	ポルトガル語 I	4	
	ポルトガル語 II	4	
	Seminários interculturais em português (ポルトガル語セミナー) *	4	
	フランス語 I	4	
	フランス語 II	4	
	Séminaires interculturels en français (フランス語セミナー) *	2	
	スペイン語 I	4	
	スペイン語 II	4	
		4	

	Seminarios interculturales en español (スペイン語セミナー) *	2	
	ドイツ語 I	4	
	ドイツ語 II	4	
	Interkulturelle Seminare Deutsch (ドイツ語セミナー) *	2	
	中国語 I	4	
	中国語 II	4	
	跨文化汉语研讨班 (中国語セミナー) *	2	
	ロシア語 I	4	
	ロシア語 II	4	
	韓国朝鮮語 I	4	
	韓国朝鮮語 II	4	
	日本語 I	4	
	日本語 II	4	
合 計			20

注：同一科目を複数の科目群の必修単位に組み入れることはできません。

技能審査・検定試験等の合格等によって認定された外国語セミナーの単位は、科目群 H の必修単位としてのみ組み入れることができます。

別表 2

外国語学部

	専攻外国語	第 2 外国語（教養教育外国語科目）
英語	TOEIC Listening & Reading Test 800 点以上	TOEIC Listening & Reading Test 730 点以上
フランス語	実用フランス語技能検定試験準 1 級以上	実用フランス語技能検定試験 3 級以上
スペイン語	DELE B 1 以上	DELE A 1 以上
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 2 級以上	ドイツ語技能検定試験 4 級以上
中国語	中国語検定試験 2 級以上	中国語検定試験 3 級以上
ポルトガル語		外国語としてのポルトガル語検定試験 CIPLE 以上 または、「ポルトガル語 II」、「エクスプレス・ポルトガル語」で A 評価を 4 単位以上
ロシア語		ロシア語能力検定試験 4 級以上 または、「ロシア語 II」で A 評価を 4 単位
韓国朝鮮語		ハングル能力検定試験 3 級以上、または韓国語能力試験 3 級以上
日本語		日本語能力検定試験 N 1 合格

日本文化学部 教育福祉学部 看護学部 情報科学部（いずれか 1 言語について達成の必要有）

英語	TOEIC Listening & Reading Test 550 点以上
フランス語	実用フランス語技能検定試験 4 級以上 または、フランス語 I、II で A 評価を 4 単位以上
スペイン語	DELE A1 以上 または、スペイン語 I、II で A 評価を 4 単位以上
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験 4 級以上 または、ドイツ語 I、II で A 評価を 4 単位以上
中国語	中国語検定試験 4 級以上または、中国語 I、II で A 評価を 4 単位以上
ポルトガル語	外国語としてのポルトガル語検定試験 CIPLE 以上 または、ポルトガル語 I、II、エクスプレス・ポルトガル語で A 評価を 4 単位以上
ロシア語	ロシア語能力検定試験 4 級以上 または、ロシア語 I、II で A 評価を 4 単位以上
韓国朝鮮語	ハングル能力検定試験 5 級以上または、韓国語能力試験 1 級以上または、韓国朝鮮語 I で A 評価を 4 単位
日本語	日本語能力検定試験 N 1 合格（留学生対象） または日本語 I、II で A 評価を 4 単位以上

備考

注 1：検定試験は、本学在籍中に受験したものに限る。

注 2：TOEIC Listening & Reading Test については公開テスト、あるいは、本学で受験した IP テストに限る。

学 則

愛 知 県 立 大 学 学 則

目 次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 教育研究上の基本組織及び収容定員(第4条・第5条)
- 第3章 センター及び附属施設(第6条・第7条)
- 第4章 職員組織(第8条—第10条)
- 第5章 人事委員会及び教授会(第11条—第13条)
- 第6章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日(第14条—第18条)
- 第7章 入学、休学、転学等(第19条—第39条)
- 第8章 授業科目、単位数及び履修方法(第40条—第50条)
- 第9章 卒業及び学位(第51条)
- 第10章 入学検定料、入学料及び授業料(第52条—第55条)
- 第11章 賞罰(第56条・第57条)
- 第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生等(第58条—第64条)
- 第13章 厚生保健施設(第65条)
- 第14章 公開講座(第66条)
- 第15章 受託研究及び共同研究(第67条・第68条)
- 第16章 大学院(第69条)
- 第17章 補則(第70条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知県立大学(以下「本学」という。)は、愛知県における知の拠点として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、かつ、国際性、創造性及び実践力に富む有為な人材を育成するとともに、文化の創造と発展並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己点検)

- 第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
- 3 前2項の点検、評価及び公表に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究上の目的の公表等)

第3条 次条に定める各学部又は各学科は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表する。

第2章 教育研究上の基本組織及び収容定員

(学部、学科及び専攻)

第4条 本学に、次の学部、学科及び専攻を置く。

外国語学部	英米学科
	ヨーロッパ学科
	フランス語圏専攻
	スペイン語圏専攻
	ドイツ語圏専攻

中国学科

国際関係学科

日本文化学部

国語国文学科

歴史文化学科

教育福祉学部

教育発達学科

社会福祉学科

看護学部

看護学科

情報科学部

情報科学科

(収容定員)

第5条 前条に規定する学部及び学科の入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

第3章 センター及び附属施設

(センター)

第6条 本学に入試・学生支援センター、教育支援センター、教養教育センター、学術研究情報センター及び地域連携センターを置く。

(附属施設)

第7条 本学に、研究所等の共同研究施設を置く。

- 2 その他本学に必要な附属施設を置く。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 職員組織

(職員)

第8条 本学に、次の職員を置く。

学長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

技術職員

その他の職員

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて副学長を置き、本学の教授をもって充てる。

(学部長)

第9条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

(センター長)

第10条 入試・学生支援センター、教育支援センター、教養教育センター、学術研究情報センター及び地域連携センターにそれぞれセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

第5章 人事委員会及び教授会

(人事委員会)

第11条 本学に人事委員会を置く。

2 人事委員会に関する事項は、別に定める。

(教授会)

第12条 本学の学部に教授会を置く。

2 教授会は、教授の全員をもって組織する。

3 教授会には、准教授、常勤の講師及び助教を加えることができる。

4 教授会は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて意見を述べることができる。

(委任)

第13条 教授会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第6章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第14条 修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第15条 在学期間は、8年を超えることができない。

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第17条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 次に掲げる日は、授業を行わない日(以下「休業日」という。)とする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に

規定する休日

(3) 開学記念日 5月1日

(4) 春季休業日 3月21日から4月4日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から9月15日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月9日まで

2 学長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる休業日以外の日に臨時に授業を行わないことができる。

第7章 入学、休学、転学等

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学願)

第21条 本学に入学しようとする者は、指定の期日までに入学願書を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。

(入学者の選考)

第22条 本学に入学しようとする者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学の許可)

第23条 学長は、前条の選考に合格した者に対して入学を許可する。

(入学手続)

第24条 入学の許可を受けた者は、指定の期日までに本学所定の書類を学長に提出しなければならない。

2 入学の許可を受けた者は、指定の期日までに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学許可の取消し)

第25条 学長は、正当な理由がなく、前条に規定する手続をしない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

(編入学)

第26条 本学の情報科学部の3年次に編入学しようとする者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

2 学長は、前項の選考に合格した者に対して入学を許可する。

(留学)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該外国の大学又は短期大学の授業科目の履修をするため留学することを認めることができる。

2 学生は、前項の規定により外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、留学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 第1項の規定による留学の期間は、在学期間に算入する。ただし、第39条の規定による留学の場合を除く。

(休学)

第28条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため引き続き2月以上修学することができないときは、休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、病気その他の理由のため修学が不適当と認められる学生に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第29条 休学期間は、1年以内とする。

2 学長は、特別な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。ただし、通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 学生は、休学期間満了のとき、復学願を学長に提出しなければならない。

2 休学期間中に休学の事由が消滅したときは、復学願を学長に提出しなければならない。

3 病気の治癒を理由として復学しようとする学生は、復学願に医師の診断書を添付し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第31条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、退学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

2 病気のため退学しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第32条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第33条 学長は、次の各号いずれかに該当する学生に対して、除籍をすることができる。

(1) 4年の休学期間を経過した者

(2) 8年の在学期間を経過した者

(3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者

(4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第34条 次の各号に掲げる者は、同一学部同一学科に再入学しようとするときは、再入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を得なければならない。

(1) 第31条の規定により退学した者

(2) 前条第1号の規定により除籍された者

(3) 前条第3号の規定により除籍された者で、除籍の日から2年以内に未納の授業料を納付した者

2 前項の許可は、当該学部教授会の選考を経て行う。

3 再入学の出願は、退学又は除籍の日から4年以内に限り、提出することができる。

4 第24条及び第25条の規定は、再入学について準用する。

(転入学)

第35条 他の大学から本学に転入学しようとする者は、転入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、当該学部教授会の選考を経て行う。

3 転入学願には、現に在学する大学の学長の承諾書を添付しなければならない。

4 第24条及び第25条の規定は、転入学について準用する。

(転学部・転学科等)

第36条 本学の学生で、他の学部の学科、同一学部の他の学科又は同一学科の他の専攻に転籍しようとする者は、転籍願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、当該学部教授会の選考を経て行う。

(既に修得した授業科目の取扱い等)

第37条 第26条の規定により編入学を許可された者及び前3条の規定により再入学、転入学又は転籍を許可された者の既に修得した授業科目、単位数及び文部科学大臣の定めるところによる学修の取扱い、修業年限並びに在学年数については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定等)

第38条 大学若しくは短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下この項において同じ。）を卒業し、若しくは中途退学した者又は大学若しくは短期大学において科目等履修生であった者が新たに本学の第1年次に入学した場合におけるその者の既に修得した授業科目の単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものととして認定することができる。

2 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定めるところによる学修を行った者が新たに本学の第1年次に入学した場合における当該学修については、教育上有益と認めるときは、本学における授業科

目の履修とみなして、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定による単位の認定等は、合計60単位を超えない範囲で、各学部において行う。

(休学による留学)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、第27条の規定により外国の大学又は短期大学へ留学しようとする学生に対して、休学を認めることができる。

- 2 学生は、前項による休学を必要とするときは、休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

第8章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目の区分)

第40条 授業科目は、次のように区分する。

- (1) 全学共通科目
- (2) 専門教育科目
- (3) 免許及び資格に関する科目

(全学共通科目)

第41条 全学共通科目として、教養教育科目及び学術交流協定大学留学生対象科目をおく。

- 2 教養教育科目の学部ごとの授業科目、単位数及び履修方法は、別表第2の1のとおりとする。

- 3 学術交流協定大学留学生対象科目の授業科目及び単位数は、別表第2の2のとおりとする。

(専門教育科目)

第42条 専門教育科目の各学部学科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第3のとおりとする。

(免許及び資格の取得に関する科目)

第43条 免許及び資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第44条 授業科目の単位数の計算の基準は、各学部の履修規程で定める。

(授業の方法)

第44条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修の届出)

第45条 学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに所属学部長に届け出て、その承認を得なければならない。

- 2 学生が1年間に履修することができる卒業単位（卒業の要件として本学の定める学生が履修すべき単位をいう。以下同じ。）の合計は、各学部履修規程の定める上限以内としなければならない。

- 3 各学部履修規程の定める単位を優れた成績をもって修得した学生その他各学部の教授会が特に認めた者については、前項に定める上限を超えて履修することができる。

(所属学科以外の授業科目の履修)

第46条 学生は、他の学部、学科又は専攻の授業科目を履修

することができる。

- 2 前項の場合において、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長を経て当該学部長の許可を、他の学科又は専攻の授業科目を履修しようとするときは、所属学部長の許可を得なければならない。

(他の大学等における授業科目の履修)

第47条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、短期大学若しくは高等専門学校との協議に基づき学生が当該短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修を行うこと、又は大学設置基準第29条第1項の規定により大学が単位を与えることのできる学修（平成3年文部省告示第68号）第8号若しくは第9号に規定する学修を行うことを認めることができる。

- 3 学生は、第1項の規定により他の大学若しくは短期大学の授業科目を履修しようとするとき又は前項の規定により短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修を行おうとするときは、他大学等授業科目履修願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位修得の認定)

第48条 授業科目の単位修得の認定は、試験の成績に平素の学修状況を加味して行う。

- 2 前項の試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について筆記、口述又は論文提出等の方法によって行う。

- 3 履修方法、試験、成績評価等に関する事項は、各学部履修規程の定めるところによる。

(他大学等における履修授業科目の単位認定)

第49条 第27条並びに第39条の規定により、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目については、本学の授業科目を履修したものとして、単位の修得を認定することができる。

- 2 第47条第1項の規定により、他の大学又は短期大学において修得した授業科目の単位については、本学において修得したものとして認定することができる。

- 3 第47条第2項の規定により、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定めるところによる学修を行った場合における当該学修については、本学における授業科目の履修とみなして、単位を与えることができる。

- 4 前3項並びに第38条第1項及び第2項の規定による単位の修得の認定は、合計60単位を超えない範囲で、各学部において行う。

(卒業に必要な単位数)

第50条 卒業に必要な単位数は、別表第4のとおりとする。

- 2 第44条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第9章 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第51条 本学に所定の期間在学し、所定の授業科目を履修し、及びその単位を修得した者に対して、学長は、教授会の議を経て卒業を認定する。

2 本学に3年以上在学した学生で、卒業単位を優秀な成績で修得したと認める者には、第14条の規定にかかわらず、各学部履修規程の定めるところにより、その卒業を認定することができる。この場合において、学生は、早期卒業願を学長に提出しなければならない。

3 学長は、前2項の規定により卒業を認定された者に卒業証書を授与する。

4 学長は、本学を卒業した者に学士の学位を授与する。

第10章 入学検定料、入学料及び授業料

(入学検定料、入学料及び授業料の額)

第52条 入学検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。
(授業料の納付)

第53条 授業料は、前期及び後期の区分により納付しなければならない。

2 納付期限は、別に定める。

3 休学、復学、退学及び除籍した場合の授業料納付の取扱いについては、別に定める。

(入学検定料等の不還付)

第54条 納付された入学検定料、入学料及び授業料は、別に定める場合を除き、還付しない。

(入学料及び授業料の減免等)

第55条 入学料及び授業料の減免及び猶予については、別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第56条 学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第57条 学長は、学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった学生に対して、関係教授会の議を経て懲戒を加えることができる。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒の手続については、別に定める。

第12章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第58条 本学において一又は複数の授業科目を履修して単位を修得しようとする者があるときは、学長は、教授会の

選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学しようとする者は、願書に授業科目及び期間を掲載し、履歴書その他学長が必要と認める書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。

3 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料を納付しなければならない。

4 科目等履修生の授業料は、入学の許可を受けた日後 10 日以内に本学所定の額の全額を納付しなければならない。

5 科目等履修生については、本条に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(聴講生)

第59条 本学において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生については、本条に定めるもののほか、本学科目等履修生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生)

第60条 学長は、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下同じ。）との協議に基づき、当該他の大学又は短期大学の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者を、教授会の選考を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 前項の特別聴講学生の入学検定料、入学料及び授業料については、他の大学又は短期大学との間の協定により、納入を要しないものと認められる者については、不徴収とする。

3 特別聴講学生については、本条に定めるもののほか、本学科目等履修生に関する規定を準用する。

(研究生)

第61条 本学において特別の事項について研究しようとする者があるときは、学長は教授会の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学しようとする者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。

3 研究生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料を納付しなければならない。

4 研究生の授業料は、3 月ごとに、当該期間に相当する本学所定の額を当初の月に納付しなければならない。

5 研究生として入学を許可された者が、第3項に定める入学料を納付しないときは、学長は、入学の許可を取り消すことができる。

6 研究生については、本条に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第62条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学しようとする者があるときは、学長は、第22条に規定する入学者の選考により、又は同条に規定する入学者の選考によらないで教授会の選考を経て、外国人

留学生として入学を許可することができる。

- 外国人留学生として入学しようとする者は、外国人留学生入学願書、履歴書その他学長が必要と認める書類を学長に提出しなければならない。
- 外国人留学生は本学所定の入学検定料、入学科及び授業料を納付しなければならない。
- 外国人留学生については、本条に定めるもののほか、本学学生に関する規定を準用する。

(研修員)

第63条 大学その他の団体の委託により、本学において特別の事項について研修しようとする者があるときは、学長は、教授会の選考を経て、研修員として研修の許可をすることができる。

- 研修員を委託しようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 研修願
- (2) 本人の最終学校の卒業証明書
- (3) 本人の履歴書
- (4) その他学長が必要と認める書類

- 研修員の研修の許可は、毎学期の始めに行う。ただし、特別の理由のある者は、この限りではない。

- 研修員として研修の許可を受けた者は、許可を受けた日後 10 日以内に本学所定の研修料の全額を納付しなければならない。

(客員共同研究員)

第64条 学外の学術研究者との交流を図ることにより、学術研究の進展に寄与するため、本学において専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員共同研究員として受入れることができる。

- 客員共同研究員に関する事項は、別に定める。

第13章 厚生保健施設

(保健室及び学生会館)

第65条 本学に保健室を置き、学生及び職員の健康管理及び応急処置を行う。

- 厚生施設として、学生会館を置く。

第14章 公開講座

(公開講座)

第66条 本学は、研究成果を社会に還元し、地域文化の向上に資するため、公開講座を行うことができる。

- 公開講座に関する事項は、別に定める。

第15章 受託研究及び共同研究

(受託研究)

第67条 本学は、学術研究の進展に寄与するため、受託研究を行うことができる。

- 受託研究に関する事項は、別に定める。

(共同研究)

第68条 本学は、学術研究の進展に寄与するため、民間等外部の機関と共同研究を行うことができる。

- 共同研究に関する事項は、別に定める。

第16章 大学院

(大学院)

第69条 本学に大学院を置く。

- 大学院の学則は、別に定める。

第17章 補則

(補則)

第70条 この学則を実施するため必要な事項は、学長が定める。

附 則

- この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行前に本学の開業準備行為として行った平成 21 年度の入学者に係る選考、入学手続きについては、この規則の相当規定に基づいて行った選考、入学手続等とみなす。
- 第 5 条の規定にかかわらず、平成 21 年度、平成 22 年度及び平成 23 年度の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科		収 容 定 員		
			平 成 21年度	平 成 22年度	平 成 23年度
外国語 学 部	英 米 学 科		100人	200人	300人
	ヨーロッパ 学 科	フ ラ ン ス 語 圏 専 攻	50人	100人	150人
		ス ペ イ ン 語 圏 専 攻	50人	100人	150人
		ド イ ツ 語 圏 専 攻	50人	100人	150人
	中 国 学 科		50人	100人	150人
日本文 化学部	国 際 関 係 学 科		40人	80人	120人
	国 語 国 文 学 科		50人	100人	150人
教育福 祉学部	歴 史 文 化 学 科		50人	100人	150人
	教 育 発 達 学 科		40人	80人	120人
看 護 学 部	社 会 福 祉 学 科		50人	100人	150人
情 報 科 学 部	看 護 学 科		90人	180人	270人
合 計	情 報 科 学 科		90人	180人	270人
			710 人	1,420 人	2,130 人

附 則

この規則は、平成21年12月22日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第41条関係）専門教育科目3教育福祉学部（1）教育発達学科の規定は、平成22年度の入学者から適用し、この規則の施行日の前日において在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第41条関係）専門教育科目3教育福祉学部（1）教育発達学科の規定は、平成23年度の入学者から適用し、平成23年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第41条関係）専門教育科目2日本文化学部（2）歴史文化学科、3教育福祉学部（2）社会福祉学科及び4看護学部看護学科の規定は、平成24年度の入学者から適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2（第40条関係）及び別表第3（第41条関係）専門教育科目3教育福祉学部（1）教育発達学科並びに（2）社会福祉学科の規定は、平成25年度の入学者から適用し、平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第40条、別表第2の1（第40条関係）、別表第2の2（第40条関係）、別表第3（第41条関係）専門教育科目1外国語学部、2日本文化学部、3教育福祉学部（2）社会福祉学科、4看護学部及び5情報科学部並びに別表第4（第49条関係）の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 改正後の別表第1（第5条関係）の規定にかかわらず、平成26年度、平成27年度及び平成28年度の外国語学部ヨーロッパ学科及び国際関係学科の収容定員は、次のとおりとする。

	学 科	収 容 定 員		
		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
外国語 学 部	フ ラ ン ス 語 圏 専 攻	195 人	190 人	185 人
	ヨーロッパ 学 科 ス ペ イ ン 語 圏 専 攻	195 人	190 人	185 人
	ド イ ツ 語 圏 専 攻	195 人	190 人	185 人
	国 際 関 係 学 科	175 人	190 人	205 人

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第41条関係）専門教育科目1外国語学部（4）国際関係学科並びに3教育福祉学部（2）社会福祉学科の規定は、平成27年度の入学者から適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月29日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の第26条については、平成30年度入試から適用する。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第42条関係）専門教育科目1外国語学部並びに5情報科学部の規定は、平成28年度の入学者から適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の1（第41条関係）教養教育科目、別表第2の2（第41条関係）学術交流協定大学留学生対象科目、別表第3（第42条関係）1外国語学部（1）英米学科、（2）ヨーロッパ学科 ア フランス語圏専攻、イ スペイン語圏専攻、ウ ドイツ語圏専攻、（3）中国学科、（4）国際関係学科、2日本文化学部（1）国語国文学科、（2）歴史文化学科、3教育福祉学部（1）教育発達学科、（2）社会福祉学科、4看護学部看護学科並びに5情報科学部情報科学科の規定は、平成29年度の入学者から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第42条関係）1 外国語学部（1）英米学科、（2）ヨーロッパ学科 ア フランス語圏専攻、イ スペイン語圏専攻、ウ ドイツ語圏専攻、（3）中国学科、（4）国際関係学科、3 教育福祉学部（1）教育発達学科並びに（2）社会福祉学科の規定は、平成30年度の入学者から適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の1（第41条関係）教養教育科目、別表第3（第42条関係）1 外国語学部（2）ヨーロッパ学科 ア フランス語圏専攻、イ スペイン語圏専攻、ウ ドイツ語圏専攻、（3）中国学科、（4）国際関係学科、3 教育福祉学部（1）教育発達学科、（2）社会福祉学科及び4 看護学部 看護学科並びに別表第4（第50条関係）の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の1（第41条関係）教養教育科目、別表第3（第42条関係）1 外国語学部（1）英米学科、（2）ヨーロッパ学科 ア フランス語圏専攻、イ スペイン語圏専攻、ウ ドイツ語圏専攻、（3）中国学科、（4）国際関係学科、2 日本文化学部（1）国語国文学科、（2）歴史文化学科、3 教育福祉学部（1）教育発達学科、（2）社会福祉学科、4 看護学部 看護学科及び5 情報科学部 情報科学科並びに別表第4（第50条関係）の規定は、令和3年度の入学者から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

この規則は、令和3年9月22日から施行する。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の2（第41条関係）学術交流協定大学 留学生対象科目、別表第3（第42条関係）1 外国語学部（1）英米学科、（2）ヨーロッパ学科 ア フランス語圏専攻、イ スペイン語圏専攻、ウ ドイツ語圏専攻、（3）中国学科、（4）

国際関係学科、2 日本文化学部（1）国語国文学科、（2）歴史文化学科、3 教育福祉学部（1）教育発達学科並びに（2）社会福祉学科の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、編入学、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表第1（第5条関係）

入学定員及び収容定員

学 部	学 科	入学定員	収容定員
外国語学部	英 米 学 科	100人	400人
	ヨーロッパ学科	フランス語圏専攻	45人
		スペイン語圏専攻	45人
		ドイツ語圏専攻	45人
	中 国 学 科	50人	200人
	国 際 関 係 学 科	55人	220人
日本文化学部	国 語 国 文 学 科	50人	200人
	歴 史 文 化 学 科	50人	200人
教育福祉学部	教 育 発 達 学 科	40人	160人
	社 会 福 祉 学 科	50人	200人
看護学部	看 護 学 科	90人	360人
情報科学部	情 報 科 学 科	90人	360人
合 計		710人	2,840人

別表第2～4 略

院 則

愛知県立大学大学院学則

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 課程、研究科、専攻及び収容定員(第4条—第6条)
- 第3章 職員組織(第7条—第11条)
- 第4章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日(第12条—第14条)
- 第5章 入学、留学、休学、退学、転学及び除籍(第15条—第23条)
- 第6章 授業科目、単位数及び履修方法(第24条—第31条)
- 第7章 課程の修了及び学位(第32条・第33条)
- 第8章 入学検定料、入学料及び授業料(第34条—第37条)
- 第9章 賞罰(第38条)
- 第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生等(第39条—第44条)
- 第11章 受託研究及び共同研究(第45条・第46条)
- 第12章 補則(第47条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知県立大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、優れた研究者及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、地域社会及び国際社会の文化の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検等)

第2条 大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

3 前2項の点検、評価及び公表に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究上の目的の公表等)

第3条 第5条に規定する各研究科は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2章 課程、研究科、専攻及び収容定員

(課程)

第4条 大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、学部における一般的かつ専門的教育の基礎の上に更に広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うものとする。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(研究科及び専攻)

第5条 大学院に次の研究科を置く。

- (1) 国際文化研究科
- (2) 人間発達学研究科
- (3) 看護学研究科
- (4) 情報科学研究科

2 各研究科の専攻及び課程は、別表第1のとおりとする。

(収容定員)

第6条 各研究科の入学定員及び収容定員は、別表第2のとおりとする。

第3章 職員組織

(職員)

第7条 大学院の職員は、次のとおりとし、愛知県立大学の職員をもって充てる。

教授
准教授
講師
助教
助手
事務職員
技術職員
その他の職員

(研究科長)

第8条 研究科に研究科長を置き、研究科の授業を担当する教授をもって充てる。

(研究科会議)

第9条 研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議の構成は、各研究科会議規程の定めるところによる。

3 研究科会議が必要と認めたときは、その構成員以外の者が、これに出席して意見を述べることができる。

4 研究科会議は、次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な

事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 5 研究科会議は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じて意見を述べることができる。

（委任）

第10条 研究科会議に関し必要な事項は、学長が別に定める。
（専攻会議）

第11条 専攻の運営に関する事項を審議するため、研究科会議に専攻ごとの専攻会議をおくことができる。

- 2 専攻会議の構成、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第12条 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

- 2 各研究科は、学生が職業を有している等の事情により、博士課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その標準修業年限の2倍の期間を限度として、長期的な履修を許可することができる。

（在学期間）

第13条 博士前期課程の在学期間は、4年を超えることができない。

- 2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることができない。

（学年等に係る大学学則の準用）

第14条 愛知県立大学学則（以下「大学学則」という。）第16条から第18条までの規定は、大学院の学年、学期及び休業日について準用する。

第5章 入学、留学、休学、退学、転学及び除籍

（入学資格）

第15条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校

教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものを受けたものに限る。）において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 次のいずれかに該当する者であつて、大学院において、愛知県立大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

ア 大学に3年以上在学した者

イ 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

エ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、

修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学時期等に係る大学学則の準用)

第16条 大学学則第19条及び第21条から第25条並びに第27条から第32条までの規定は、大学院の入学時期、入学願、入学者の選考、入学の許可、入学手続、入学許可の取消し、留学、休学、休学期間、復学、退学及び転学について準用する。この場合において、大学学則第21条、第22条及び第24条第1項中「本学」とあるのは「大学院」と、大学学則第27条第1項中「大学又は短期大学との」とあるのは「大学との」と、「又は短期大学の」とあるのは「に置かれる大学院の」と、同条第2項中「又は短期大学」とあるのは「に置かれる大学院」と、大学学則第29条第2項中「通算して4年」とあるのは「博士前期課程にあっては通算して2年、博士後期課程にあっては通算して3年」と、大学学則第32条中「大学」とあるのは「大学に置かれる大学院」と読み替えるものとする。

(除籍)

第17条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、除籍をすることができる。

- (1) 博士前期課程において2年の休学期間を経過した者
- (2) 博士前期課程において4年の在学期間を経過した者
- (3) 博士後期課程において3年の休学期間を経過した者
- (4) 博士後期課程において6年の在学期間を経過した者
- (5) 正当な理由なしに、授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
- (6) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(再入学)

第18条 次の各号に掲げる者は、同一研究科に再入学しようとするときは、再入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を得なければならない。

- (1) 第16条において準用する大学学則第31条の規定により退学した者
- (2) 前条第1号又は第3号の規定により除籍された者
- (3) 前条第5号の規定により除籍された者で、除籍の日から1年以内に未納の授業料を納付したもの

- 2 前項の許可は、当該研究科会議の選考を経て行う。
- 3 再入学の出願は、退学又は除籍の日から2年以内に限り、提出することができる。

(転入学)

第19条 他の大学に置かれる大学院から転入学しようとする者は、転入学願を学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終え、その許可を得なければならない。

- 2 前項の許可は、当該研究科会議の選考を経て行う。
- 3 転入学願には、現に在学する大学院を置く大学の学長の承諾書を添付しなければならない。

(既に修得した授業科目の取扱い)

第20条 前2条の規定により再入学又は転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限

並びに在学年数については、研究科会議において定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 他の大学に置かれる大学院（外国の大学に置かれる大学院を含む。以下この項において同じ。）の課程を修了し、若しくは中途退学した者又は大学院若しくは他の大学に置かれる大学院において科目等履修生であった者が新たに大学院の第1年次に入学した場合におけるその者の既に修得した授業科目の単位については、教育上有益と認めるときは、大学院において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定による単位の認定は、合計15単位を超えない範囲で、大学院の各研究科において行う。

(休学による留学)

第22条 学長は、教育上有益と認めるときは、大学学則第27条の準用により外国の大学に置かれる大学院へ留学しようとする学生に対して、休学を認めることができる。

2 学生は、前項による休学を必要とするときは、休学願を学長に提出し、その許可を得て休学することができる。

(再入学等に係る大学学則の準用)

第23条 大学学則第24条及び第25条の規定は、大学院の再入学及び転入学に係る入学手続及び入学許可の取消しについて準用する。この場合において、大学学則第24条第1項中「本学」とあるのは、「大学院」と読み替えるものとする。

第6章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目、単位数及び履修方法)

第24条 各研究科の専攻及び課程における授業科目、単位数、履修方法は、別表第3のとおりとする。

2 単位の計算方法は、別に定める。

(授業の方法)

第24条の2 大学学則第44条の2の規定は、大学院の授業の方法について準用する。

(教育方法の特例)

第25条 国際文化研究科、人間発達学研究科及び看護学研究科においては、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条の規定により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(指導教授の指導)

第26条 学生は、履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教授の指導を受けなければならない。

(学部の授業科目の履修)

第27条 各研究科の博士前期課程の学生は、指導教員が教育上有益と認め、かつ、当該授業科目の担当教員が承認するときは、学部において開設する授業科目を履修することができる。

(免許及び資格)

第28条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に係る事項は、別に定める。

2 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び保

健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部・厚生省令第1号）に係る事項は、別に定める。

3 前2項の免許及び資格の取得に必要な授業科目及び単位数は、別に定める。

（教員免許、保健師及び助産師の資格以外の免許及び資格）

第29条 前条の免許及び資格の取得に関し必要な事項は、別に定める。

（単位修得の認定に係る大学学則の準用）

第30条 大学学則第48条の規定は、大学院の単位修得の認定について準用する。この場合において、同条第3項中「各学部履修規程」とあるのは、「各研究科履修規程」と読み替えるものとする。

（他の大学院の授業科目の履修に係る大学学則の準用）

第31条 大学学則第47条第1項及び第3項並びに第49条第1項、第2項及び第4項の規定は、学生が他の大学に置かれる大学院（外国の大学に置かれる大学院を含む。第41条第1項において同じ。）の授業科目を履修する場合について準用する。この場合において、大学学則第47条第1項中「他の大学又は短期大学」とあるのは「他の大学」と、「当該大学又は短期大学」とあるのは「当該他の大学に置かれる大学院」と、同条第3項中「若しくは短期大学」とあるのは「に置かれる大学院」と、「他大学等授業科目履修願」とあるのは「他大学院授業科目履修願」と、第49条第1項中「又は短期大学」とあるのは「に置かれる大学院」と、「本学」とあるのは「大学院」と、同条第2項中「又は短期大学」とあるのは「に置かれる大学院」と、「本学」とあるのは「大学院」と、同条第4項中「合計60単位」とあるのは「合計20単位」と、「各学部」とあるのは「大学院の各研究科」と読み替えるものとする。

2 前項に定める大学学則第49条の準用による単位の修得の認定は、同条第1項及び第2項の各々について合計15単位を超えない範囲で、大学院の各研究科において行う。

第7章 課程の修了及び学位

（博士前期課程の修了及び学位）

第32条 博士前期課程に2年（優れた業績を上げた者については、1年）以上在学して、所定の授業科目を履修し、その単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士前期課程を修了したものとする。ただし、入学前に本学及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る）を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるものについては、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。

2 博士前期課程の目的に応じ各研究科会議が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

3 学長は、博士前期課程を修了した者に修士の学位を授与する。

（博士後期課程の修了及び学位）

第33条 博士後期課程に3年（優れた業績を上げた者については、1年）以上在学して、所定の授業科目を履修し、その単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学院及び他の大学に置かれる大学院において、優れた業績を上げて1年以上の在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した博士後期課程の学生については、前項中「1年」とあるのは「3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えるものとする。

3 学長は、博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

4 博士後期課程を修了した者以外の者で、博士の学位論文審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者には、博士の学位を授与する。

5 博士後期課程に在学する者以外の者が学位論文審査を受けようとする場合は、指定の期日までに、学位申請書及び所定の書類に学位論文及び本学所定の学位論文審査手数料を添えて学長に提出しなければならない。

第8章 入学検定料、入学科及び授業料

（入学検定料、入学科及び授業料の額）

第34条 入学検定料、入学科及び授業料の額は、別に定める。（授業料の納付）

第35条 授業料は、前期及び後期の区分により納付しなければならない。

2 納付期限は、別に定める。

3 休学、復学、退学及び除籍した場合の授業料納付の取扱いについては、別に定める。

（入学検定料等の不還付）

第36条 納付された入学検定料、入学科及び授業料は、別に定める場合を除き、還付しない。

（入学科及び授業料の減免等）

第37条 入学科及び授業料の減免、猶予については、別に定める。

第9章 賞 罰

（表彰等に係る大学学則の準用）

第38条 大学学則第56条及び第57条の規定は、大学院の学生に対する表彰及び懲戒について準用する。この場合において、大学学則第57条第1項及び第3項第4号中「本学」とあるのは、「大学院」と読み替えるものとする。

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生等

（科目等履修生）

第39条 大学院において一又は複数の授業科目を履修して単位を修得しようとする者があるときは、学長は、各研究科会議の選考を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生として入学しようとする者は、願書に授業科目及び期間を記載し、履歴書その他学長が必要と認める書類を添えて学長に提出し、その他必要な本学所定の手続を終えなければならない。
- 3 科目等履修生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料を納付しなければならない。
- 4 科目等履修生の授業料は、入学の許可を受けた日後10日以内に本学所定の額の全額を納付しなければならない。
- 5 科目等履修生については、本条に定めるもののほか、大学院学生に関する規定を準用する
(聴講生)

第40条 大学院において一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、学長は、各研究科会議の選考を経て、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生については、本条に定めるもののほか、大学院科目等履修生に関する規定を準用する。
(特別聴講学生)

第41条 学長は、他の大学との協議に基づき、当該他の大学に置かれる大学院の学生で、大学院の授業科目を履修しようとする者を、研究科会議の選考を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の特別聴講学生の入学検定料、入学料及び授業料については、他の大学との間の協定により、納入を要しないものと認められる者については、不徴収とする。
- 3 特別聴講学生については、本条に定めるもののほか、大学院科目等履修生に関する規定を準用する。
(研究生)

第42条 大学院において特別の事項について研究しようとする者があるときは、学長は研究科会議の選考を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生として入学しようとする者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書を添えて、学長に提出し、その他必要な本学所定の手続きを終えなければならない。
- 3 研究生として入学を許可された者は、指定の期日までに本学所定の入学料を納付しなければならない。
- 4 研究生の授業料は、3月ごとに、当該期間に相当する本学所定の額を当初の月に納付しなければならない。
- 5 研究生として入学を許可された者が、第3項に定める入学料を納付しないときは、学長は、入学の許可を取り消すことができる。
- 6 研究生については、本条に定めるもののほか、大学院学生に関する規定を準用する。
(研修員)

第43条 大学その他の団体の委託により、大学院において特別の事項について研修しようとする者があるときは、学長は、研究科会議の選考を経て、研修員として研修の許可をすることができる。

- 2 研修員を委託しようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。
 - (1) 研修願
 - (2) 本人の最終学校の卒業証明書
 - (3) 本人の履歴書

- (4) その他学長が必要と認める書類

3 研修員の研修の許可は、毎学期の始めに行う。ただし、特別の理由のある者は、この限りではない。

4 研修員として研修の許可を受けた者は、許可を受けた日後10日以内に本学所定の研修料の全額を納付しなければならない。

(客員共同研究員)

第44条 学外の学術研究者との交流を図ることにより、学術研究の進展に寄与するため、大学院において専門的かつ高度の共同研究に従事しようとする者を客員共同研究員として受け入れることができる。

- 2 客員共同研究員に関し必要な事項は、学長が定める。

第11章 受託研究及び共同研究

(受託研究)

第45条 大学院は、学術研究の進展に寄与するため、受託研究を行うことができる。

- 2 受託研究に関する事項は、別に定める。

(共同研究)

第46条 大学院は、学術研究の進展に寄与するため、民間等外部の機関と共同研究を行うことができる。

- 2 共同研究に関する事項は、別に定める。

第12章 補則

(補足)

第47条 この規則を実施するため必要な事項は、学長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に本学の開業準備行為として行った平成21年度の入学者に係る選考、入学手続きについては、この規則の相当規定に基づいて行った選考、入学手続等とみなす。
- 3 第6条の規定にかかわらず、平成21年度、平成22年度及び平成23年度の収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名		収 容 定 員		
			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
国際文化 研究科	国際文化 専攻	博士前期	15人	30人	30人
		博士後期	3人	6人	9人
	日本文化 専攻	博士前期	5人	10人	10人
		博士後期	2人	4人	6人
人間発達 学研究科	人間発達 学専攻	修士課程	7人	14人	14人
看護学 研究科	看護学専攻	博士前期	21人	42人	42人
		博士後期	4人	8人	12人
情報科学 研究科	情報シス テム専攻	博士前期	10人	20人	20人
	メディア 情報専攻	博士前期	10人	20人	20人
	システ ム科学専攻	博士前期	10人	20人	20人
	情報科 学専攻	博士後期	5人	10人	15人
合 計			92人	184人	198人

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 第12条第3項に定める長期履修制度は、平成21年4月1日に入学した者から適用する。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の愛知県立大学大学院学則は平成23年度入学者から適用し、平成23年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第3（第24条第1項関係）1国際文化研究科及び2人間発達学研究科人間発達学専攻（博士前期課程）の規定は平成23年度入学者から適用し、平成23年3月31日現在在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学または転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。
- 第6条の規定にかかわらず、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名		収 容 定 員		
			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
国際文化 研究科	国際文化 専攻	博士前期	30人	30人	30人
		博士後期	9人	9人	9人
	日本文化 専攻	博士前期	10人	10人	10人
		博士後期	6人	6人	6人
人間発達 学研究科	人間発達 学専攻	博士前期	17人	20人	20人
		博士後期	3人	6人	9人
看護学 研究科	看護学専攻	博士前期	42人	42人	42人
		博士後期	12人	12人	12人
情報科学 研究科	情報シス テム専攻	博士前期	20人	20人	20人
	メディア 情報専攻	博士前期	20人	20人	20人
	システ ム科学専攻	博士前期	20人	20人	20人
	情報科 学専攻	博士後期	15人	15人	15人
合 計			204人	210人	213人

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第24条第1項関係）1国際文化研究科、2人間発達学研究科人間発達学専攻（博士前期課程）、3看護学研究科看護学専攻ア博士前期課程及び4情報科学研究科情報システム専攻（博士前期課程）、メディア情報専攻（博士前期課程）、システム科学専攻（博士前期課程）及び情報科学専攻（博士後期課程）の規定は、平成24年度の入学生から適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第24条第1項関係）1国際文化研究科、(1)国際文化専攻及び(2)日本文化専攻ア博士前期課程並びに2人間発達学研究科人間発達学専攻（博士前期課程）の規定は、平成25年度の入学者から適用し、平成25年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第3(第24条第1項関係)1国際文化研究科、2人間発達学研究科人間発達学専攻ア博士前期課程及び看護学研究科看護学専攻ア博士前期課程の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
2 改正後の第6条の規定にかかわらず、平成27年度の国際文化研究科国際文化専攻博士前期課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名		収容定員 (平成27年度)
国際文化研究科	国際文化専攻	博士前期課程	25人
		博士後期課程	9人

- 3 改正後の別表第3(第24条第1項関係)1国際文化研究科(1)国際文化専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程及び(2)日本文化専攻ア博士前期課程並びに2人間発達学研究科の規定は、平成27年度の入学者から適用し、平成27年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第3(第24条第1項関係)1国際文化研究科(2)日本文化専攻、2人間発達学研究科並びに3看護学研究科(1)看護学専攻イ博士後期課程の規定は、平成28年度の入学者から適用し、平成28年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2 改正後の第6条の規定にかかわらず、平成29年度および平成30年度の情報科学研究科情報科学専攻博士後期課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名		収容定員	
			平成29年度	平成30年度
情報科学研究科	情報科学専攻	博士後期課程	13	11

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
2 改正後の1国際文化研究科(1)国際文化専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、(2)日本文化専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、2人間発達学研究科(1)人間発達学専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、3看護学研究科(1)看護学専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、4情報科学研究科(1)情報システム専攻ア博士前期課程、(2)メディア情報専攻ア博士前期課程、(3)システム科学専攻ア博士前期課程、(4)情報科学専攻ア博士後期課程の規定は、平成29年度の入学者から適用し、平成29年3

月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
2 改正後の1国際文化研究科(1)国際文化専攻イ博士後期課程、(2)日本文化専攻ア博士前期課程、2人間発達学研究科(1)人間発達学専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程並びに4情報科学研究科(4)情報科学専攻ア博士後期課程の規定は、平成30年度の入学者から適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第3(第24条第1項関係)1国際文化研究科(1)国際文化専攻イ博士後期課程、(2)日本文化専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程並びに3看護学研究科(1)看護学専攻ア博士前期課程の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第3(第24条第1項関係)2人間発達学研究科(1)人間発達学専攻イ博士後期課程並びに3看護学研究科(1)看護学専攻ア博士前期課程の規定は、令和2年度の入学者から適用し、令和2年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第3(第24条第1項関係)1国際文化研究科(1)国際文化専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、(2)日本文化専攻ア博士前期課程、2人間発達学研究科(1)人間発達学専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程、3看護学研究科(1)看護学専攻ア博士前期課程、イ博士後期課程並びに4情報科学研究科(1)情報システム専攻ア博士前期課程、(3)システム科学専攻ア博士前期課程の規定は、令和3年度の入学生から適用し、令和3年3月31日に在学するものについては、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学をした者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

この規則は、令和3年9月22日から施行する。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第3（第24条第1項関係）1 国際文化研究科
 (1) 国際文化専攻 ア 博士前期課程、(2) 日本文化専攻 ア 博士前期課程、イ 博士後期課程、2 人間発達学研究科 (1) 人間発達学専攻 ア 博士前期課程、イ 博士後期課程並びに3 看護学研究科 (1) 看護学専攻 ア 博士前期課程の規定は、令和4年度の入学者から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、再入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表第1（第5条第2項関係）

各研究科の専攻及び課程

研究科	専攻及び課程	
国 際 文 化 研 究 科	国 際 文 化 専 攻	博 士 前 期 課 程
		博 士 後 期 課 程
	日 本 文 化 専 攻	博 士 前 期 課 程
		博 士 後 期 課 程
人 間 発 達 学 研 究 科	人 間 発 達 学 専 攻	博 士 前 期 課 程
		博 士 後 期 課 程
看 護 学 科 研 究 科	看 護 学 専 攻	博 士 前 期 課 程
		博 士 後 期 課 程
情 報 科 学 研 究 科	情 報 シ ス テ ム 専 攻	博 士 前 期 課 程
	メ デ ィ ア 情 報 専 攻	
	シ ス テ ム 科 学 専 攻	
	情 報 科 学 専 攻	博 士 後 期 課 程

別表第2（第6条関係）

入学定員及び収容定員

研究科名	専攻名		入学定員	収容定員
国 際 文 化 研 究 科	国 際 文 化 専 攻	博 士 前 期 課 程	10 人	20 人
		博 士 後 期 課 程	3 人	9 人
	日 本 文 化 専 攻	博 士 前 期 課 程	5 人	10 人
		博 士 後 期 課 程	2 人	6 人
人 間 発 達 学 研 究 科	人 間 発 達 学 専 攻	博 士 前 期 課 程	10 人	20 人
		博 士 後 期 課 程	3 人	9 人
看 護 学 科 研 究 科	看 護 学 専 攻	博 士 前 期 課 程	21 人	42 人
		博 士 後 期 課 程	4 人	12 人
情 報 科 学 研 究 科	情 報 シ ス テ ム 専 攻	博 士 前 期 課 程	10 人	20 人
	メ デ ィ ア 情 報 専 攻	博 士 前 期 課 程	10 人	20 人
	シ ス テ ム 科 学 専 攻	博 士 前 期 課 程	10 人	20 人
	情 報 科 学 専 攻	博 士 後 期 課 程	3 人	9 人
合 計			91 人	197 人

別表第3 略

愛知県立大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、愛知県立大学(以下「本学」という。)において授与する学位について、本学学則及び大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則第51条第4項の定めにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則第32条第3項の定めにより、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院学則第33条第3項の定めにより、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても、本学大学院学則第33条第4項の定めにより、本学に提出した博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学位に付記する専攻分野の名称は、別表1から別表3までのとおりとする。

(修士及び博士の学位の申請)

第5条 修士及び博士の学位を申請する者は、学位申請書及び附属書類に学位論文を添えて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、国際文化及び看護学の修士の学位を申請する者については、教育目的に応じ、学位論文に代えて、特定の課題に関する研究の成果を添付することができる。

2 第3条第4項により博士の学位の授与を申請する者は、前項の書類及び論文に学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

3 本学大学院の博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が論文を提出するときは、学位論文審査手数料の納付を要する。

4 提出された書類、論文及び学位論文審査手数料は返却しない。

(論文)

第6条 提出する学位論文は1篇とする。ただし、参考論文を添付することができる。

2 研究科会議において必要と認めるときは論文の訳文、模型又は標本その他を提出させることができる。

(申請の受理)

第7条 修士及び博士の学位申請の受理は、研究科会議の議を経て学長が決定し、研究科会議に学位論文の審査を付託

する。

(審査委員会)

第8条 前条により学位論文の審査等を付託された研究科会議は、論文内容に関連する科目担当の教授の中から3名以上の審査委員を選出して、審査委員会を設ける。

2 研究科会議は、審査のために必要があると認めるときは、教授に代えて大学院担当の准教授を審査委員とすることができる。

3 研究科会議は、博士の学位論文の審査等のため必要があると認めるときは、学外の大学院又は研究所等の教員その他の者を審査委員会の委員として加えることができる。

(審査、最終試験及び学力の確認)

第9条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

2 最終試験は、論文の内容を中心として、これに関連のある科目について口頭試問又は筆記試験により行う。

3 第3条第4項に定める学力の確認は、博士の学位を申請する者が博士後期課程修了者と同等以上の学力を有することを確認することを目的として、専攻学術及び外国語に関し口頭試問及び筆記試験により行う。外国語については2種類を課すものとする。

4 前項の規定にかかわらず、審査委員会は、学位申請者の経歴及び業績を審査して学力の確認の全部又は一部を行う必要がないと認めるときは、研究科会議の承認を得て、その全部又は一部を免除することができる。

(審査期間)

第10条 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学中に終了するものとする。

2 博士の学位論文の審査等は、申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科会議の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査等を終了したときは、学位論文の内容の要旨、学位論文審査の要旨、最終試験の結果の要旨及び本学大学院博士後期課程を経ない者に関する学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、研究科会議に文書で報告しなければならない。

(研究科会議の審査)

第12条 研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、研究科会議構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 学外研究、公務出張その他の事由により、長期にわたり研究科会議に出席できない者があるときは、研究科会議の

議を経て、その期間、当該者を研究科会議構成員の員数から除くことができる。

(研究科長の報告)

第13条 研究科会議が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第14条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与する。

2 学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知するものとする。

3 博士の学位を授与したときは、学位規則第12条の定めるところにより、学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内にその学位論文の内容の要旨及び審査の結果をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表及び保管)

第16条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次のようなやむを得ない事由がある場合には、研究科会議の承認を受けることを条件に、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。ただし、求めがあった場合には、全文を閲覧に供するものとする。

(1) 立体形状による表現を含む等の事由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

(2) 著作権保護、個人情報保護の事由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表できない内容を含む場合

(3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

3 前項のやむを得ない事由がなくなった場合には、その全文をインターネットの利用により公表しなければならない。

4 博士の学位を授与された者は、学位論文の公表に当たり、博士論文の電子データ及び製本されたもの1冊を学術研究情報センター長に提出する。

5 本学は、学位論文の公表に当たり、学位を授与された者に対して、インターネット利用の便宜を提供し、提出された博士論文を本学リポジトリ及び図書館に保管する。

(学位の名称)

第17条 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いる場合、当該学位に本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位を授与された者が次の各号の一に該当するとき、学長は、当該の研究科会議又は教授会の議を経て、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させる。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科会議において前項の議決を行う場合は、第12条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第19条 学位記の様式は、別記様式第1から第6までのとおりとする。

(補則)

第20条 この規程で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 人間発達学研究科修士課程に入学した者にあつては、第3条第2項及び別記様式第2(第19条関係)中「博士前期課程」とあるのは「修士課程」と読み替えるものとする

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年5月28日から施行する。

2 改正後の学位規程第15条及び第16条の規定は、施行日以後の博士の学位授与から適用し、同日前の学位授与については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別 表1 (第4条関係)

学 部	学 科	学位(専攻分野)
外国語学部	英 米 学 科	学士(外国研究)
	ヨーロッパ学科	
	中 国 学 科	
	国際関係学科	学士(国際関係)
日本文化学部	国語国文学科	学士(文学)
	歴史文化学科	学士(日本文化)
教育福祉学部	教育発達学科	学士(教育発達学)
	社会福祉学科	学士(社会福祉学)
看護学部	看 護 学 科	学士(看護学)
情報科学部	情 報 科 学 科	学士(情報科学)

別 表2 (第4条関係)

研 究 科	専 攻	学位(専攻分野)
国際文化研究科	国 際 文 化 専 攻	修士(国際文化)
	日 本 文 化 専 攻	修士(日本文化)
人間発達学研究科	人間発達学専攻	修士(人間発達学)
看護学研究科	看 護 学 専 攻	修士(看護学)
情報科学研究科	情報システム専攻	修士(情報科学)
	メディア情報専攻	
	システム科学専攻	

別 表3 (第4条関係)

研究科	専 攻	学位(専攻分野)
国際文化研究科	国 際 文 化 専 攻	博士(国際文化)
	日 本 文 化 専 攻	博士(日本文化)
人間発達学研究科	人間発達学専攻	博士(人間発達学)
看護学研究科	看 護 学 専 攻	博士(看護学)
情報科学研究科	情 報 科 学 専 攻	博士(情報科学)

別記様式 略

